

平成22年度当初予算額一覧表

(単位：百万円)

区 分		平成21年度当初 予算額 (A)	平成22年度当初 予算額 (B)	増 減 額 (B) - (A)	(B) / (A) (%)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(248,395) 257,578	(244,048) 252,955	(△4,347) △4,623	(98.2) 98.2	
	B 公 共 事業費	一般公共	(1,916) 33,178	(2,172) 28,815	(256) △4,363	(113.4) 86.8
		災害復旧	(12) 3,250	(566) 10,030	(554) 6,780	(4,716.7) 308.6
		国直轄	(3,921) 12,598	(2,269) 9,159	(△1,652) △3,439	(57.9) 72.7
	C 国庫補助事業費	(7,044) 22,216	(7,055) 36,782	(11) 14,566	(100.2) 165.6	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	(180,999) 225,025	(178,816) 221,603	(△2,183) △3,422	(98.8) 98.5
		運営費	(23,711) 28,517	(23,478) 28,270	(△233) △247	(99.0) 99.1
	E 単県行政施策費	(36,467) 79,438	(33,150) 77,249	(△3,317) △2,189	(90.9) 97.2	
	一般会計の計	(502,465) 661,800	(491,554) 664,863	(△10,911) 3,063	(97.8) 100.5	
	特別会計の計	300,737	282,652	△18,085	94.0	
合 計	(502,465) 962,537	(491,554) 947,515	(△10,911) △15,022	(97.8) 98.4		
企業会計の計	12,022	11,445	△577	95.2		

() は一般財源

平成22年度当初予算額の内訳（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	平成21年度当初 予算額 (A)	平成22年度当初 予算額 (B)	増 減 額 (B) - (A)	(B) / (A) (%)
総 務 部	(203,988)	(194,480)	(△9,508)	(95.3)
	212,555	204,469	△8,086	96.2
企 画 振 興 部	(7,315)	(6,391)	(△924)	(87.4)
	13,316	11,607	△1,709	87.2
生 活 環 境 部	(4,901)	(4,498)	(△403)	(91.8)
	5,911	6,478	567	109.6
保 健 福 祉 部	(81,133)	(84,341)	(3,208)	(104.0)
	92,679	108,227	15,548	116.8
産 業 労 働 部	(7,361)	(6,845)	(△516)	(93.0)
	13,648	17,764	4,116	130.2
農 林 水 産 部	(17,967)	(17,819)	(△148)	(99.2)
	40,709	38,547	△2,162	94.7
土 木 部	(18,021)	(16,838)	(△1,183)	(93.4)
	72,672	69,696	△2,976	95.9
警 察 本 部	(41,589)	(41,478)	(△111)	(99.7)
	45,766	46,293	527	101.2
教 育 委 員 会	(117,362)	(116,102)	(△1,260)	(98.9)
	161,710	159,014	△2,696	98.3
諸 局	(2,828)	(2,762)	(△66)	(97.7)
	2,834	2,768	△66	97.7
合 計	(502,465)	(491,554)	(△10,911)	(97.8)
	661,800	664,863	3,063	100.5

() は一般財源

平成22年度一般会計款別歳入予算額一覧表

(単位：百万円，%)

款別	区分	平成21年度		平成22年度		比較 (B)/(A)	備考
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比		
県	税	225,180	34.0	185,040	27.8	82.2	
地方消費税清算金		36,193	5.5	33,247	5.0	91.9	
地方譲与税		15,373	2.3	22,427	3.4	145.9	
地方特例交付金		2,550	0.4	2,497	0.4	97.9	
地方交付税		157,600	23.8	161,000	24.2	102.2	
交通安全対策特別交付金		700	0.1	700	0.1	100.0	
分担金及び負担金		5,542	0.8	4,878	0.7	88.0	
使用料及び手数料		10,282	1.6	6,059	0.9	58.9	
国庫支出金		69,947	10.6	75,850	11.4	108.4	
財産収入		2,456	0.4	1,815	0.3	73.9	
寄附金		6	0.0	4	0.0	66.7	
繰入金		18,511	2.8	34,400	5.2	185.8	
諸収入		14,860	2.2	11,676	1.8	78.6	
県債		102,600	15.5	125,270	18.8	122.1	
合	計	661,800	100.0	664,863	100.0	100.5	

平成22年度一般会計款別歳出予算額一覧表

(単位：百万円，%)

款別	区分	平成21年度		平成22年度		比較 (B)/(A)	備考
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比		
議会費		1,517	0.2	1,537	0.2	101.3	
総務費		44,073	6.7	47,743	7.2	108.3	
民生費		79,244	12.0	92,666	13.9	116.9	
衛生費		13,600	2.1	15,695	2.4	115.4	
労働費		4,285	0.6	8,942	1.3	208.7	
農林水産業費		39,944	6.0	37,688	5.7	94.4	
商工費		9,186	1.4	8,665	1.3	94.3	
土木費		71,334	10.8	62,483	9.4	87.6	
警察費		45,766	6.9	46,293	7.0	101.2	
教育費		171,892	26.0	171,002	25.7	99.5	
災害復旧費		3,455	0.5	9,023	1.4	261.2	
公債費		103,927	15.7	102,254	15.4	98.4	
諸支出金		73,377	11.1	60,672	9.1	82.7	
予備費		200	0.0	200	0.0	100.0	
合	計	661,800	100.0	664,863	100.0	100.5	

平成22年度当初予算における増査定事業の一覧

(単位：千円)

事業名	事業概要	増額
【新】 総合政策企画・推進 事業	外部の新たな発想を取り入れた「おかやまの成長戦略」を構築するとともに、部局横断的な新たな課題等に対し機動的に対応方針を検討するなど、総合的な政策立案機能の充実を図る。 (要求額) 0 → (予算額) 7,530	(7,530) 7,530
【新】 私立高等学校の生徒 の修学支援	新たに創設される高等学校等就学支援金を支給するとともに、同支援金を受給してもなお、経済的理由により修学に困難をきたす生徒について、必要な助成を行う。 (要求額) 2,256,386 → (予算額) 2,329,058 ※ 年間所得350万円未満の世帯に上乘せ支援、年間所得500万円未満の世帯に追加支援	(45,154) 72,672
小児医療対策費	小児医療費公費負担制度を設ける市町村に対し、患者負担部分を除く自己負担額を補助基本額として、その1/2を補助する。(岡山市1/10、倉敷市1/5) (要求額) 809,854 → (予算額) 826,486 ※ 負担の大きい入院医療費について、対象年齢を小学校就学前から小学校6年生まで拡大	(16,632) 16,632
【新】 水島サロンの倉敷市への 譲与に伴う市への交付金	水島サロンの倉敷市への譲与に当たり、施設の改修費等について、必要な支援を行う。 (要求額) 0 → (予算額) 495,000	(495,000) 495,000
緊急雇用創出事業	国の補正により追加交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として積み増しする基金を活用し、介護・医療・農林などの分野において新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施する。 (要求額) 3,749,226 → (予算額) 6,265,076	(0) 2,515,850
教職員給与費	小・中学校における特別支援学級について、様々な障害に応じた教育的ニーズに対応し、きめ細かに適切な指導ができるよう充実を図る。 (要求額) 131,947,399 → (予算額) 132,049,225 ※ 要求ベースから10学級ずつ(計20学級)さらに増設	(74,476) 101,826

※ 上段()は一般財源

県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定について

行財政構造改革大綱2008及び財政構造改革プランに掲げている歳入確保策の一環として、公平性や効率性等の視点に留意しながら、次のとおり県有施設駐車場の有料化及びその他の使用料の改定を行う。

1 県有施設駐車場の有料化（新設）

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| (1) 条例改正件数 | 4 件（5施設） |
| (2) 施行時期 | 平成22年9月1日
(ただし、岡山空港及び岡山後楽園の駐車場については、引き続き検討し施行時期を別に規則で定める) |
| (3) 効果額（見込） | 45百万円（指定管理者への収入見込額を含む） |
| (4) 主な改定事項 | 別紙1のとおり |

2 その他の使用料を改定するもの

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 条例改正件数 | 21 件 |
| (2) 施行時期 | 平成22年9月1日 |
| (3) 効果額（見込） | 69百万円（指定管理者への収入見込額を含む） |
| (4) 主な改定事項 | 別紙2のとおり |

県有施設駐車場の有料化

参 考

施設名	料金		利用時間	他団体の例		近隣の民間等駐車場の例		公共交通機関
	減免	料		料	減免	料金	利用時間	
岡山県庁 (外来駐車場) 167台	1時間無料: 来庁者・納品車両 免除: 障害者・会議出席者等	100円/h (上限なし)	平日 8:00~19:10 土日祝 8:00~18:10	香川県庁舎	100円/25分 (上限なし)	1時間無料	開庁日:8:00~18:00 閉庁日:—	路線バス(県庁前バス停)
				群馬県庁舎	100円/30分 (上限なし)	2時間無料	8:00~22:30 (入庫は21:30)	16本/時間 徒歩1分(20m) 片道100円
県立図書館 174台	1時間無料: 来館者・納品車両 免除: 障害者等	100円/h (上限なし)	平日 8:30~19:10 土日祝 8:30~18:10 (月曜日・ 第3木曜日休館)	岡山市庁舎(鹿町駐車場)	最初の1時間:300円 以降100円/30分 1,000円/泊	1時間無料(来庁者) 3時間無料(会議出席者)	7:30~21:30	路面電車(県庁通り駅)
				奈良県立図書館	100円/時間 (上限なし)	1時間無料 障害者無料	9時~20時(月曜日休館) (上記時間外閉鎖)	100円/30分 100円/時間
岡山空港 (第1駐車場) 281台 281/3,170=8.9%	1時間無料 免除: 障害者等	100円/h (上限500円/日)	6:00~22:00 (終日出庫可能)	豊田県立図書館	30分無料	平日:9:30~20:10 土日祝:9:30~18:10	8:00~22:00	路面電車(県庁通り駅)
				富山空港(全体1,701台の内、有料化186台=有料化率10.9%)	100円/時間 600円/日	障害者無料	6:00~22:00 (上記時間外閉鎖)	18便/日 乗車時間30分 片道740円
総合グラウンド 489台 (+122台)	<普通車> 100円/h (上限なし) <大型車> 600円/回	5:30~21:30	赤穂海浜公園(都市公園)	神戸空港(約1,250台全て有料)	24時間無料、以降24時間毎の上限1,000円 (搭乗者以外:150円/時間、10時間~24時間:1,500円、24時間以降150円/時間、以降24時間毎の上限:1,500円)	平日:9:30~20:10 土日祝:9:30~18:10	8:00~22:00	バス(岡山駅→岡山空港)
				愛媛県総合運動公園	500円/回	なし	9:00~17:00 (終日出庫可能)	100円/30分 100円/時間
岡山後楽園 376台	<普通車> 100円/h (上限なし) <大型車> 600円/回	7:00~18:30	栗林公園東門・北門前駐車場	高松市総合体育館	340円(7時間以内) 680円(7時間超え)	2時間無料 (施設利用者) (上記時間外閉鎖)	8:30~22:00 (上記時間外閉鎖)	路線バス(スポーツセンター前)
				栗林公園東門・北門前駐車場	100円/25分(普通車) 500円/30分(大型車)	なし	24時間	最初の1時間:300円 以降150円/30分
				緑景園駐車場	最初の1時間:300円 以降100円/30分	市営天神町駐車場(岡山市)	7:30~22:00	路面電車(城下駅)
				緑景園駐車場	最初の1時間:300円 以降150円/30分	市営天神町駐車場(岡山市)	7:30~22:00	路面電車(城下駅)

その他の使用料の改定

別紙2

区分① 民間施設と競合するスポーツ施設は、民間の類似施設の料金を参考に改定

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現 行		改 定 予 定		他施設の例	
	単 価	減 免	単 価	減 免	単 価	減 免
倉敷スポーツ公園 テニスコート(一面) 一般使用	条例上の単価 500 /1H	利用料金 平日:540円/1H 休日:650円/1H	730 /1H		山陽ハイツ 735 /1H	
総合グラウンド 南コート(1面) 一般使用	620 /1H		730 /1H		民間テニスコートA(岡山市富原) 平日 1,500円 土日・祝日 2,000円	
北コート(1面) 一般使用	420 /1H		490 /1H		民間テニスコートB(岡山市門田屋敷) 平日 2,500円 土日・祝日 3,000円	
備前テニスセンター サブコート(1面) 一般使用 アマチュアスポーツ (1時間)	360 /1H		420 /1H		民間テニスコートC(岡山市寺山) 区分なし 1,500円	
南部健康づくり センター 施設自由利用 (月会費)	6,000 /月	障害者5割減免 介助者10割減免	7,500 /月	存続 (※民間施設での利用は困難と見込まれるため)	市内スポーツジム (プール規模同等)平均 8,500 /月	
健康増進指導体験	1,400 /回		1,700 /回			
健康実践講座	1,000 /回		1,200 /回			

区分② 他県の類似施設と比較しやすい美術館、後楽園、博物館等は、他県の類似施設の料金を踏まえて改定

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現 行		改 定 予 定		他団体の例	
	単 価	減 免	単 価	減 免	単 価	減 免
後楽園 入園料(大人)	350 /人	65歳以上免除	400 /人	65歳以上 140 /人	香川県立栗林公園 400 /人 毛利氏庭園(財団所有) 400 /人	県内在住65歳以上 免除 65歳以上減免なし
入園料(小人) 5歳以上15歳未満	140 /人		据置		香川県立栗林公園 170 /人 (小・中学生) 毛利氏庭園(財団所有) 200 /人 (小・中学生)	小学生未満免除
年間バス(大人)	2,000 /人		据置	65歳以上 800 /人	栗林公園 2,500 /人	
年間バス(子供)	800 /人		据置			
県立美術館 観覧料(個人)	300 /人	65歳以上免除	350 /人	65歳以上 170 /人	高知県立美術館 350 /人 石川県立美術館 350 /人	県内在住65歳以上 免除 65歳以上減免
観覧料(高校生・大学生)	200 /人	中学生以下免除	250 /人	高校生以下免除	高知県立美術館 250 /人 石川県立美術館 280 /人	高校生以下免除 高校生以下免除
県立博物館 入館料(大人)	200 /人	65歳以上免除	250 /人	65歳以上 120 /人	石川県立歴史博物館 栃木県立博物館 250 /人	65歳以上免除なし
入館料(小人) 15歳未満	無料		高校生以下無料		石川県立歴史博物館 200 /人 (大学生)	高校生以下免除

区分③ 類似施設と比較し難い会議室、ホール等は従来どおり、物価指数の上昇率により改定

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現行単価	改定予定単価	参 考 指数上昇率
吉備高原都市センター区広場 円形広場	31,500 /日	32,000 /日	2.40%
国際交流センター 国際会議場	6,500 /時	6,600 /時	2.10%
おかやま旧日銀ホール ホール	6,000 /時	6,100 /時	2.00%
県立美術館 ホール(午前9時から午後9時まで)	121,800 /回	124,600 /回	2.40%
天神山文化プラザ 第一展示室(全室)	112,000 /週	114,000 /週	2.00%
武道館 会議室(学生等が使用する以外の場合)	490 /時	500 /時	2.10%
津山体育館 ステージ	2,520 /日	2,570 /日	2.10%
総合福祉・ボランティア・NPO会館 301会議室(大・401㎡)全室	16,000 /8H	16,400 /8H	2.50%
南部健康づくりセンター 大会議室・3時間まで	12,000 /3H	12,300 /3H	2.10%
テクノサポート岡山 大会議室(全室)	6,100 /時	6,200 /時	2.10%
岡山セラミックスセンター 会議室	530 /時	540 /時	2.10%
小型船舶係留施設(漁港) プレジャーボート	71,000 /年	72,000 /年	2.00%
小型船舶係留施設(プレジャーボート6m以上) 棧橋係留方式	71,000 /年	72,000 /年	2.10%
牛窓ヨットハーバー(海置き) クルーザーヨット全長8m以上9m未満	477,000 /年	487,000 /年	2.10%
総合グラウンド・設備等 会議室(陸上競技場ほか)	500 /時	510 /時	2.10%
倉敷スポーツ公園・設備等 会議室(野球場)	600 /時	610 /時	2.10%
後樂園 簾池軒	660 /時	670 /時	2.40%
県立図書館 多目的ホール	30,000 /日	30,700 /日	2.40%
生涯学習センター 大研修室	19,100 /日	19,500 /日	2.40%
県立博物館 講堂	4,080 /4H	4,170 /4H	2.40%
県立学校施設 運動場	6,200 /日	6,330 /日	2.10%

区分④ その他

(主なもの)

(単位:円)

施設名 使用料の名称	現 行		改 定 予 定	
	単価	考え方	単価	考え方
南部健康づくりセンター CT	13,880 /回	診療報酬点数に1.05を乗じ、診療情報提供料2,200円を減じた額	(15,183) /回	条例を「13,880円」→「診療報酬点数を基に積算した額に1.05を乗じて得た額とする。」に改定。
MRI	21,960 /回	診療報酬点数に1.05を乗じ、診療情報提供料2,200円を減じた額	(20,214) /回	条例を「21,960円」→「診療報酬点数を基に積算した額に1.05を乗じて得た額とする。」に改定。
メディカルチェック	2,500 /回	診療報酬点数に1.05を乗じて得た額の8割	(2,625) /回	条例を「2,500円」→「診療報酬点数を基に積算した額に1.05を乗じて得た額に、文書代105円を加えた額」に改定。

手数料の改定について

1 手数料を改定するもの

- (1) 改定件数 9 件
- (2) 改定時期 平成22年4月1日
- (3) 増収見込額 3 百万円
- (4) 主な改定事項

手数料の名称	単位	現行単価 (円)	改定予定単価 (円)
・環境保健センター検査手数料	項目・件	510～211,050	520～215,590
・介護サービス情報調査手数料	事業所	30,000	20,000、25,000
・建築物確認申請手数料	件	5,000～460,000	6,000～552,000
・建築設備確認申請手数料	件	4,000～9,000	6,000～12,000

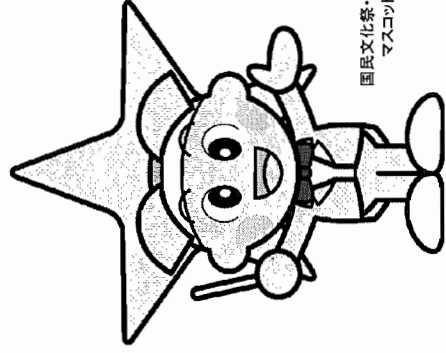
2 手数料を新設するもの

- (1) 新設件数 3 件
- (2) 適用時期 平成22年4月1日
- (3) 増収見込額 1 百万円
- (4) 新設する手数料
 - ・汚染土壌処理業更新許可手数料 1 件 223,000円
 - ・汚染土壌処理業変更許可手数料 1 件 219,000円
 - ・道路位置指定申請手数料 1 件 50,000円、85,000円

3 手数料を廃止するもの

- (1) 廃止件数 2 件
- (2) 適用時期 平成22年4月1日
- (3) 減収見込額 0 百万円
- (4) 廃止する手数料
 - ・農業総合センター分析手数料（定性分析、定量分析）
 - ・木材加工技術センター測定手数料（強度測定、燃焼試験）

平成22年度 当初予算のあらまし



国民文化祭・おかも2010
マスコッチ ももち

岡山県
(平成22年2月)

目次

▶ 平成22年度当初予算	… 1
▶ 予算の特徴	… 6
▶ 今後の財政見通し等	… 9
▶ 平成22年度の主な事業	… 13
▶ 夢づくりカレンダー	… 47

《参考資料》

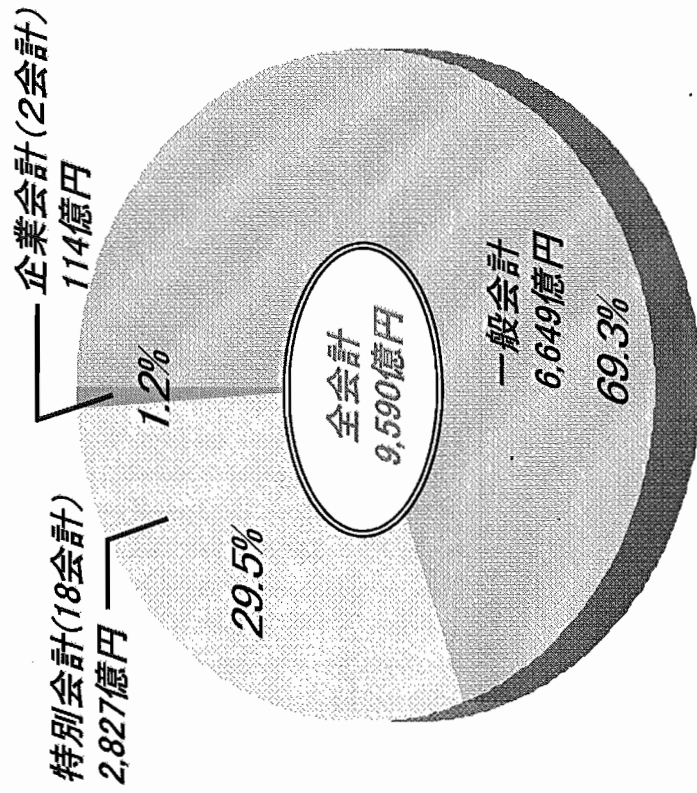
● 『岡山県行財政構造改革大綱2008』の概要	… 48	● 社会保障関係経費の推移	… 55
● 行革効果額の推移	… 50	● 公共事業費の推移	… 56
● 歳入予算額の状況	… 51	● 公債費の将来推計	… 57
● 歳入予算の推移	… 52	● 知事部局等職員数の推移と目標	… 58
● 県税収の推移	… 53	● 行革推進債の発行推移等	… 59
● 歳出予算額の説明	… 54	● 県財政の健全度	… 60

平成22年度当初予算

【予算編成の基本的な考え方】

厳しい財政状況を踏まえ、行財政構造改革大綱2008及び財政構造改革プランに着実に取り組むことにより、持続可能な財政構造の実現を目指すとともに、『選択と集中』をより一層加速させ、喫緊の経済・雇用対策のほか、本県の今後の発展にとって優先的に取り組むべき課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応する。

平成22年度当初予算の規模



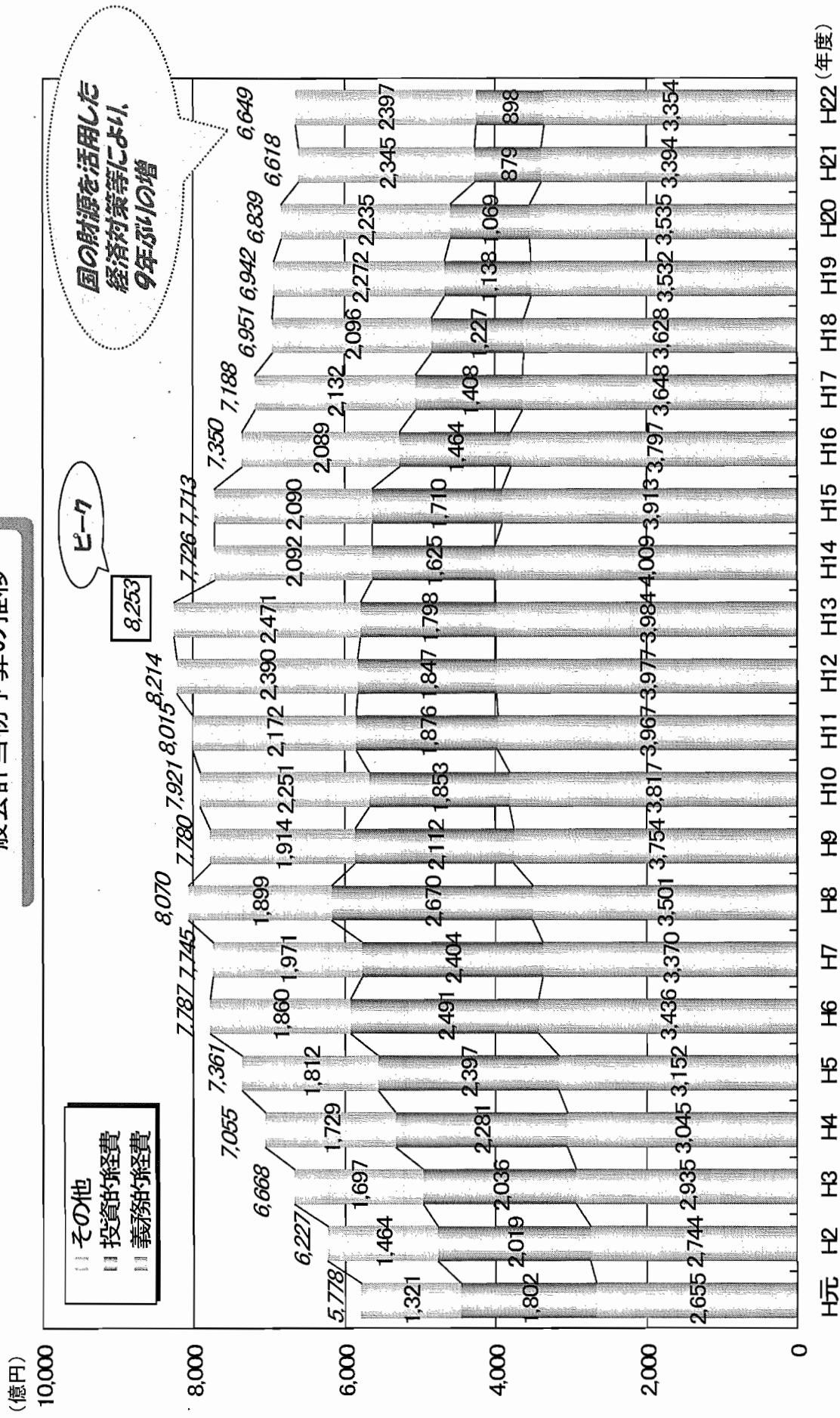
【予算額】

(単位: 百万円)

区分	21年度 当初予算額 A	22年度 当初予算額 B	B/A(%)
一般会計	661,800	664,863	100.5
特別会計	300,737	282,652	94.0
企業会計	12,022	11,444	95.2
合計	974,559	958,959	98.4

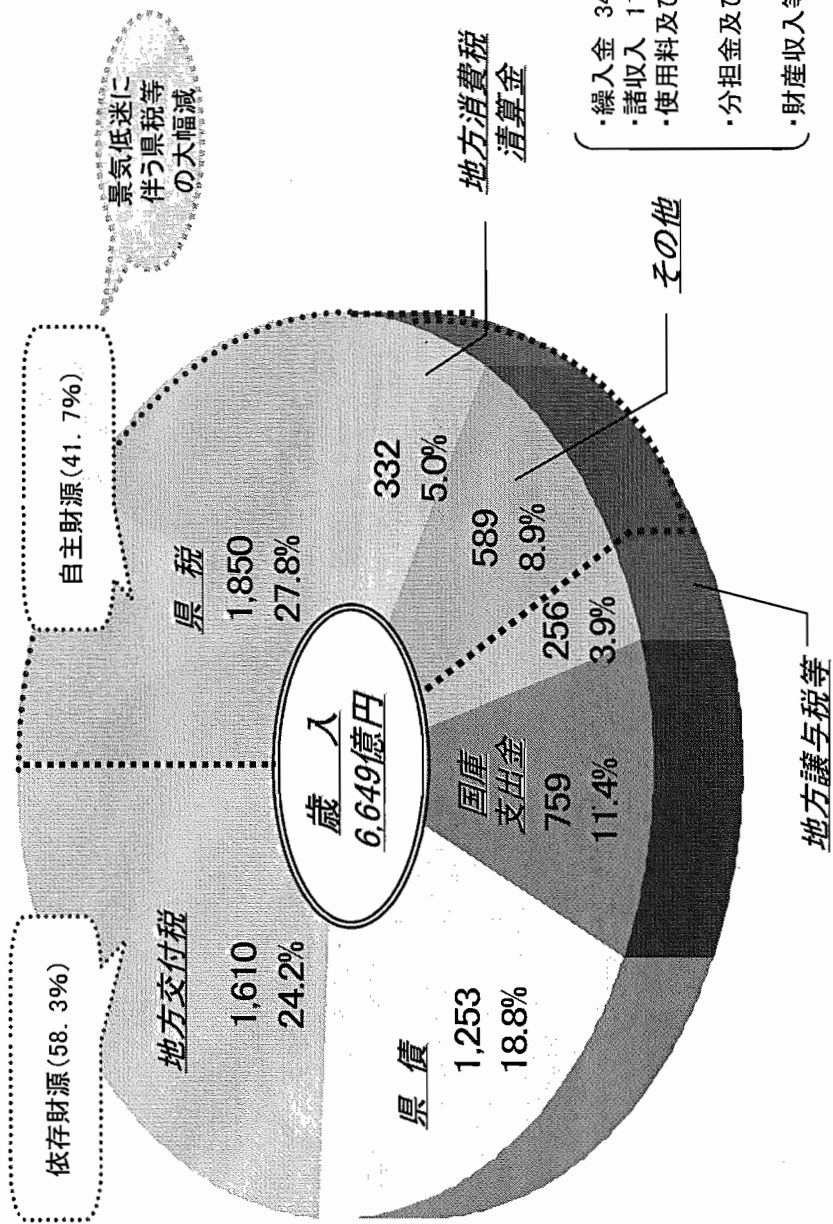
当初予算の推移

一般会計当初予算の推移



歳入・歳出予算の内訳（一般会計）

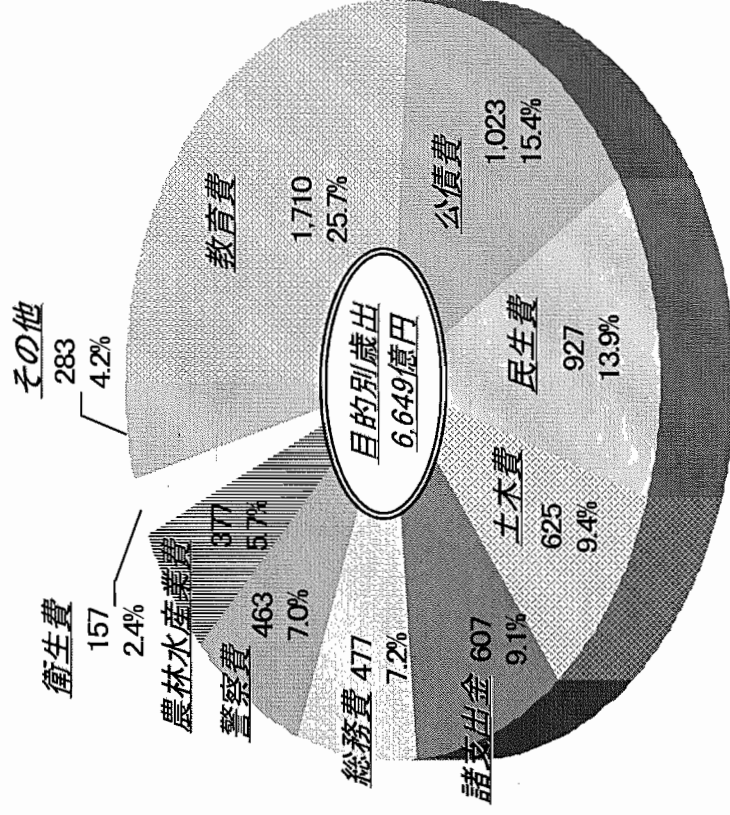
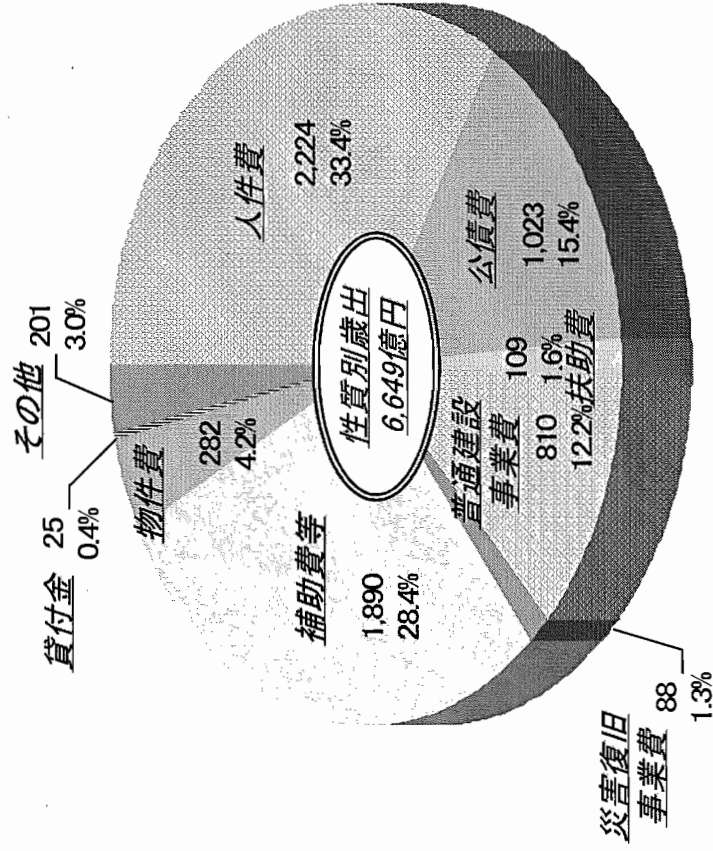
【歳入予算の内訳】



※詳細はP51を参照

単位:億円
構成比:%

【歳出予算の内訳】

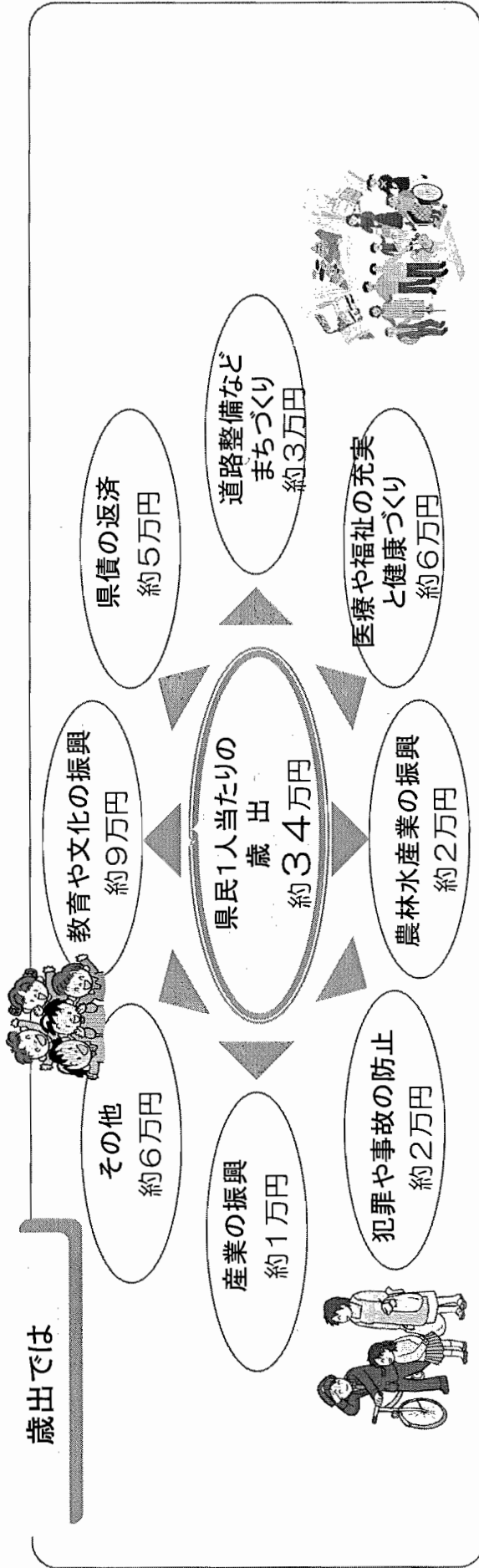


単位:億円
構成比:%

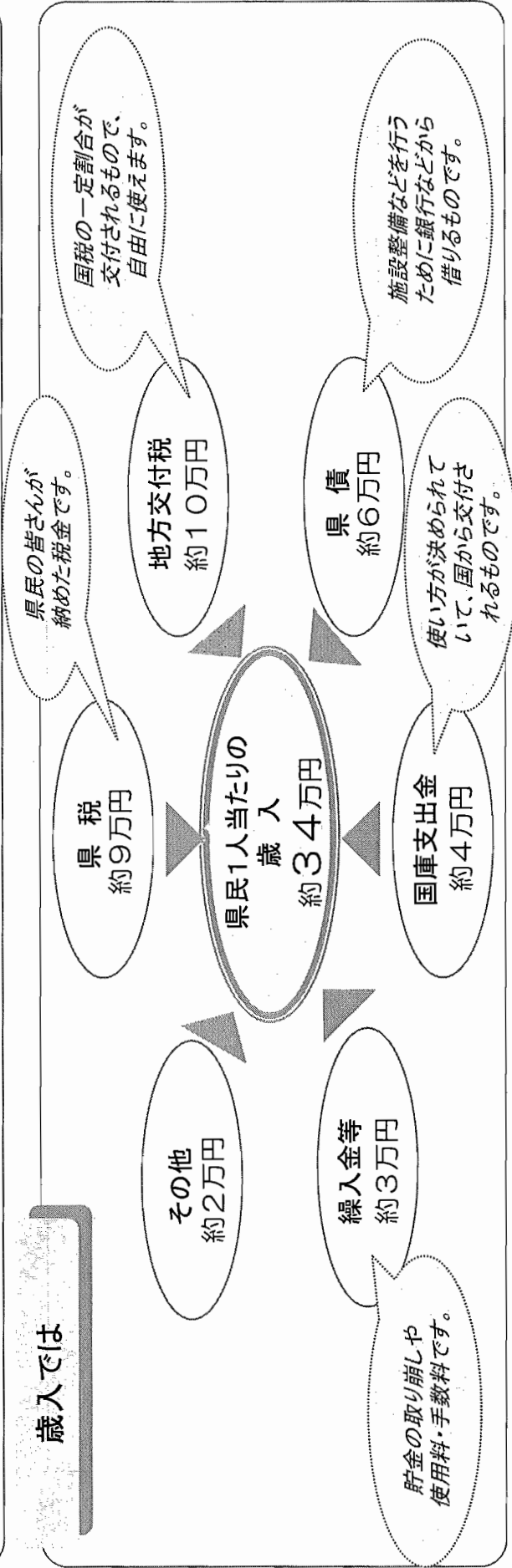
※詳細はP54を参照

県民1人当たりの歳出・歳入予算

歳出では



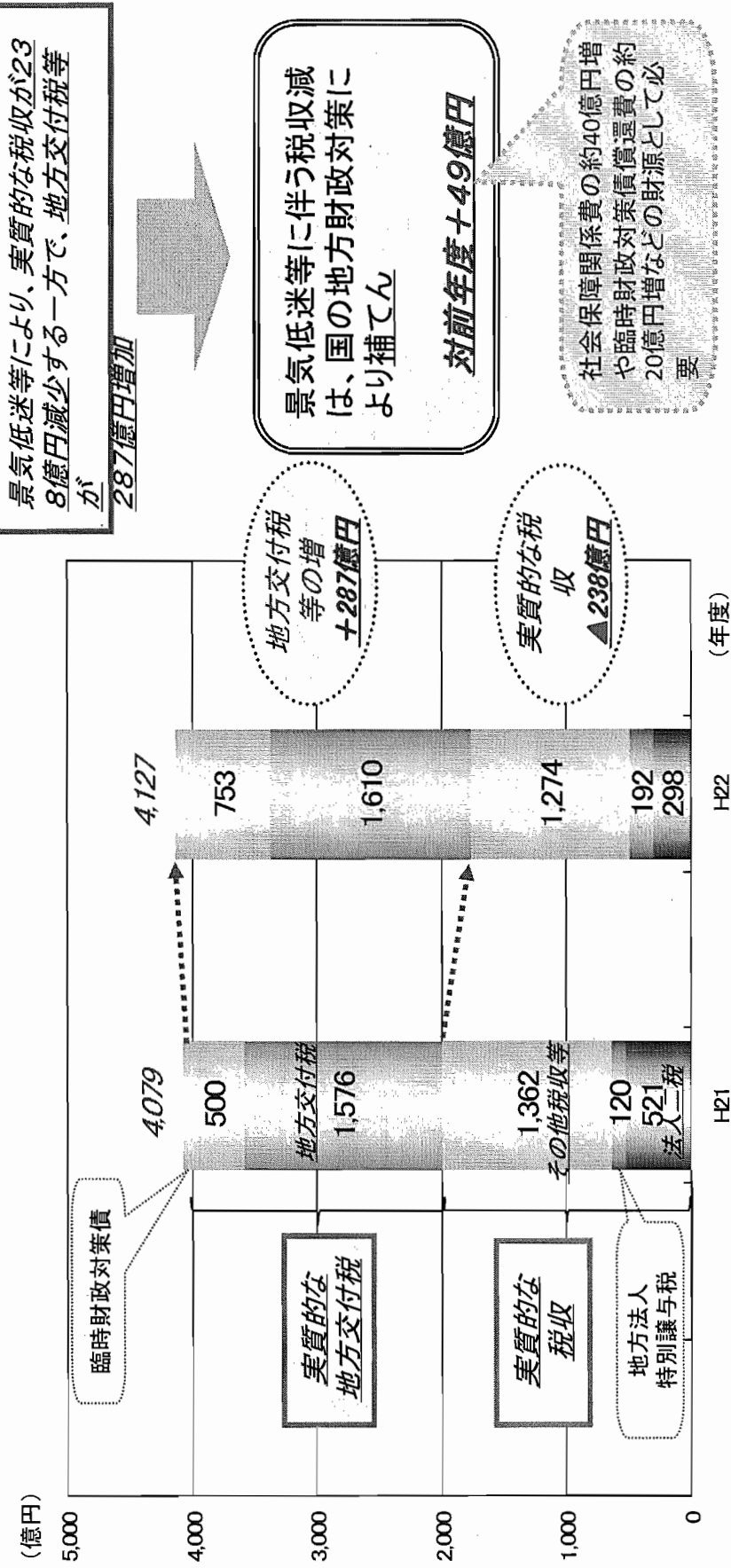
歳入では



国の地方財政対策と県予算

平成22年度地方財政対策に係る県予算への影響

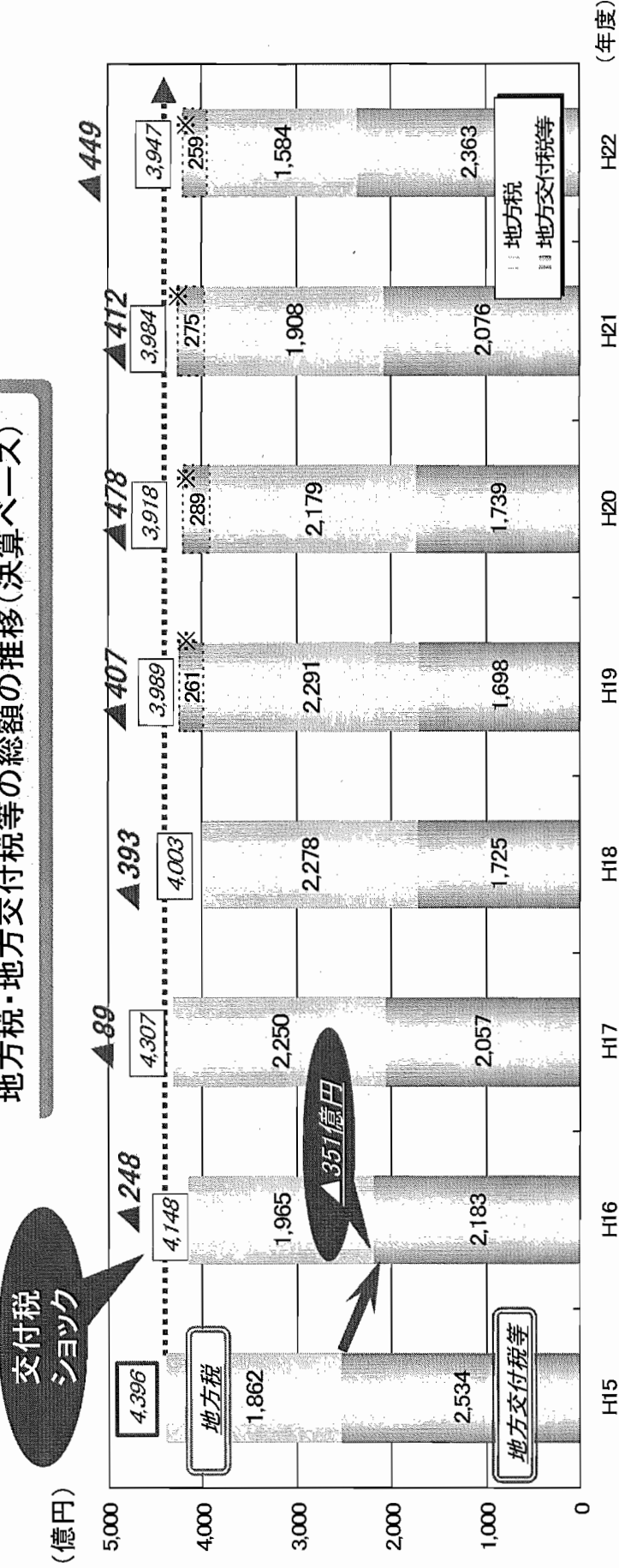
○平成22年度の国の地方財政対策では、地方交付税が約1兆1千億円(11年ぶりの上げ幅)の増となるなど、景気低迷に伴う税収の大幅減や厳しさが増す地方財政へ一定の配慮。



□ これまでの地方財政対策に係る県予算への影響

- H22においても、交付税ショック前(H15)の水準より約450億円低い。
- 景気後退等に伴うH22の県税の大幅な減収は、国の地方財政対策によって補てんされたものの、三位一体の改革前の地方交付税等水準には及んでいない。
- 懸命の行革努力にもかかわらず、地方財政の財源不足が常態化している状況に鑑み、引き続き、法定率の引き上げによる増額や、臨時財政対策債による措置の一刻も早い解消を国に対し、強く主張。

地方税・地方交付税等の総額の推移(決算ベース)



※税源移譲分<補助金改革で相殺>



岡山県

行財政構造改革大綱2008に基づく取組効果

- 行財政構造改革大綱2008の平成22年度当初予算への反映
- 持続可能な財政構造の確立に向けて、県独自の改革に着実に取り組み



◆独自の給与カット
117億円

※『岡山県行財政構造改革大綱2008』の概要は
P48～49を参照

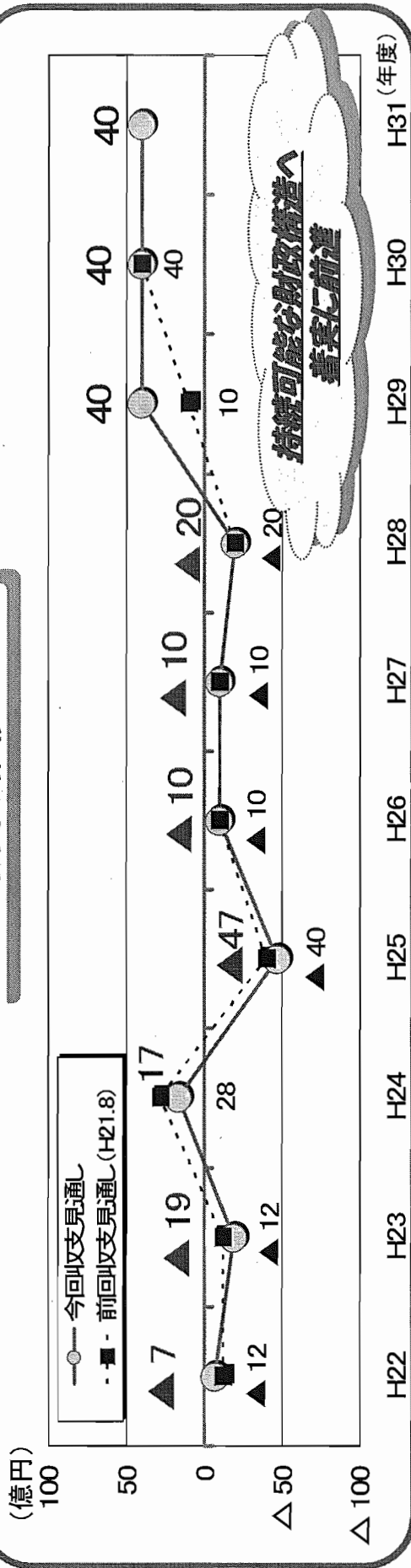
岡山県の今後の収支見通し(粗い)長期試算

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
歳入歳出差引収支	▲ 7	▲ 19	17	▲ 47	▲ 10	▲ 10	▲ 20	40	40	40
遊木土地の売却	7									
特定目的基金からの新たな借入	0									
企業会計からの新たな借入	0									

※独自の給与カット(H24年度まで、年117億円)は歳入歳出差引収支に反映済み

収支の推移



<主な前提条件等>

- ①岡山県行財政構造改革大綱2008による効果額を反映
- ②H26年度以降は10億円単位で試算
- ③倉敷警察署の建替費用を個別管理
- ④特別会計への繰出状況、国の制度改正等によって変動が生じ得る

《歳入》

- ・県税はH22年度当初予算をベースに
名目経済成長率0%で試算
- ・地方交付税はH22年度当初予算を
ベースに試算

《歳出》

- ・人件費は給与改定率0.5%、
総人件費変動率0.0%で試算
- ・公債費は新規借入利率2%で試算
- ・扶助費、補助費等(介護保険等)は
H22年度当初予算をベースに過去
の実績等を勘案して試算



岡山県

平成22年度当初予算における収支不足額は大幅に減少

- 行財政構造改革大綱に基づく着実な取組等により、平成22年度の収支不足は大幅に縮小
- 臨時的な歳入対策に依存した財政運営に変わりはなく、依然として厳しい状況

平成22年度当初予算における臨時的な歳入対策の内訳

- 企業会計からの新たな借入はなし
(なお、40億円(H19借入分)を借換え)

ただし…
過去の借入残高(見込) 119億円

収支不足額
7億円

※独自の給与カット前では
約124億円

● 遊休土地の売却

7億円

活用可能な基金残高
は残り24億円

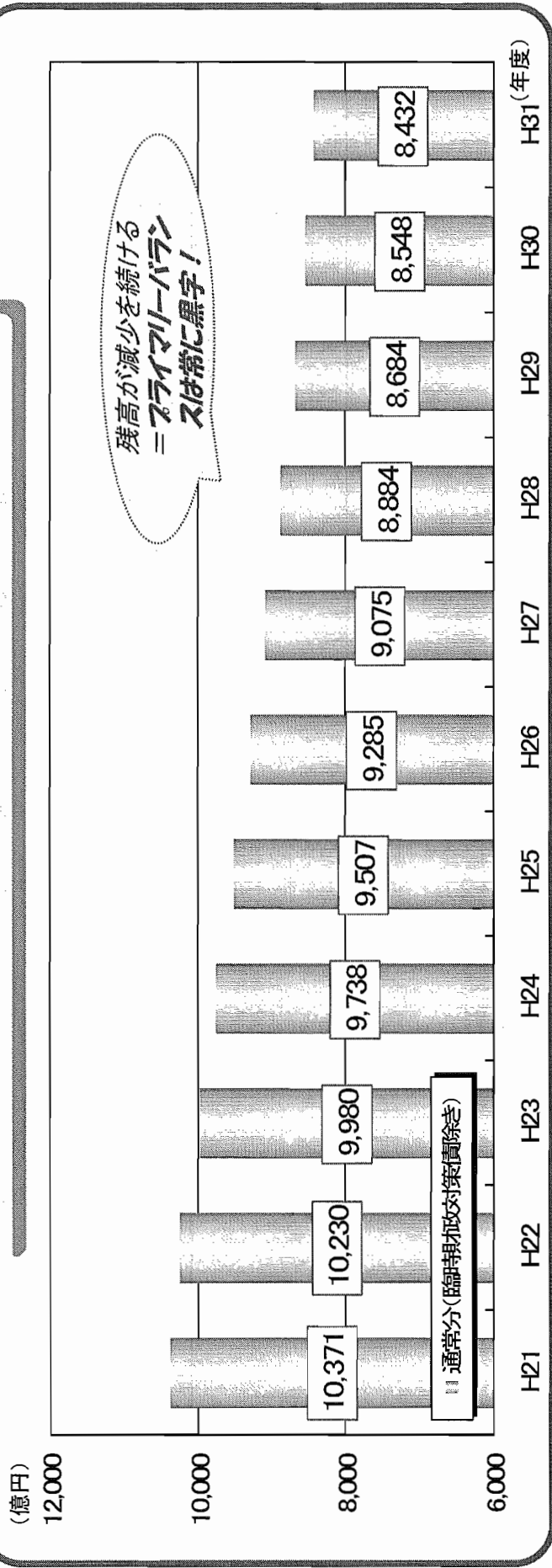
- 特定目的基金からの新たな借入はなし
(なお、15億円(H16借入分)を借換え)

ただし…
過去の借入残高(見込) 約264億円

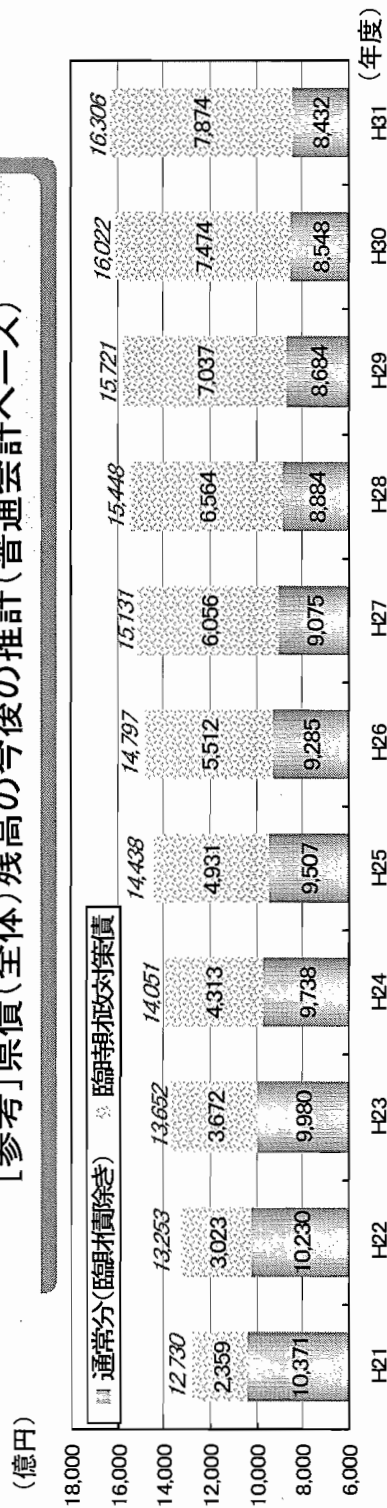
21年度に引き続き行政改革推進債
を発行せずに予算を編成

県債残高の将来推計

県債(臨時財政対策債を除く)残高の今後の推計(普通会計ベース)

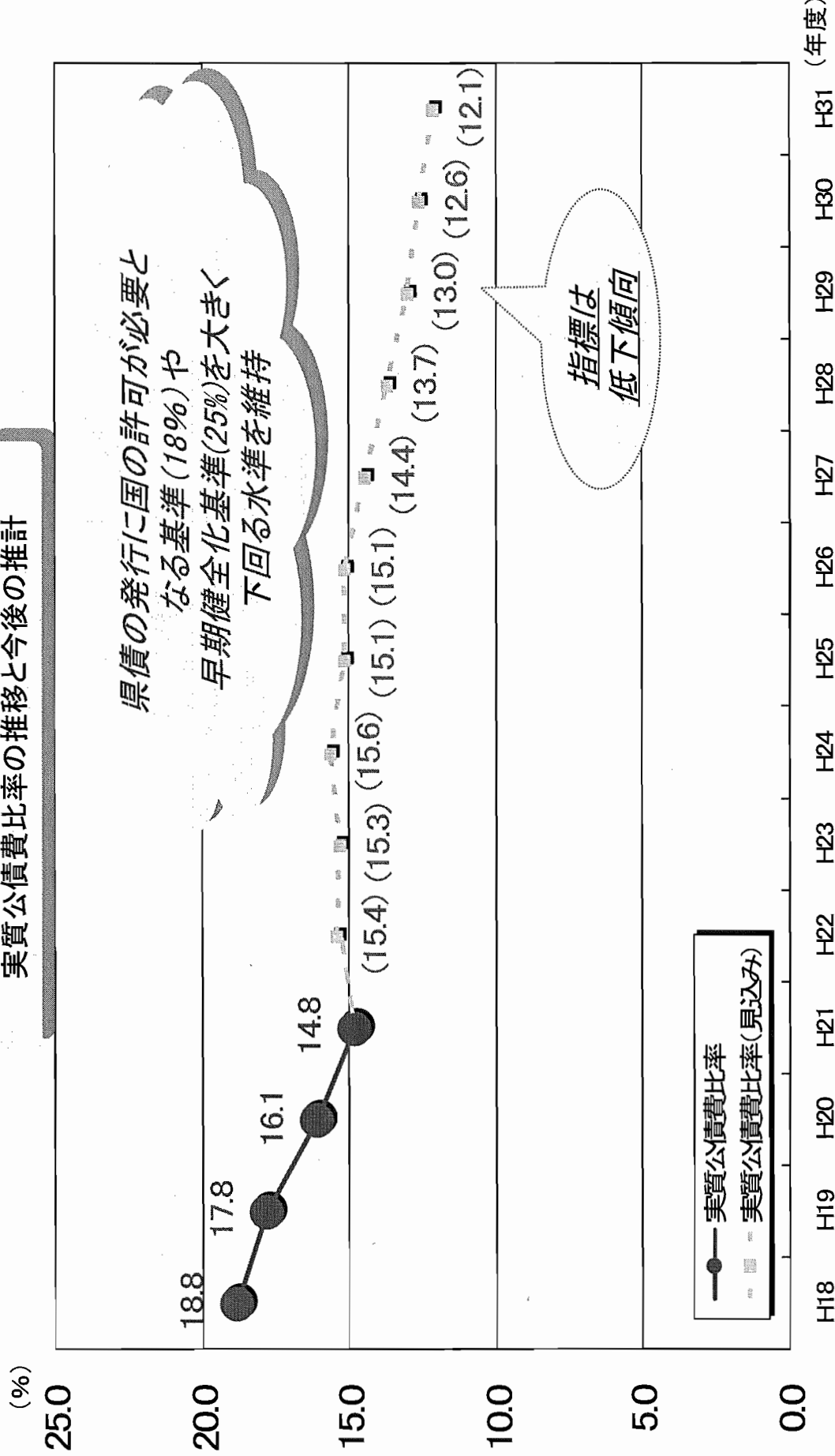


[参考]県債(全体)残高の今後の推計(普通会計ベース)



実質公債費比率の推移と将来推計

実質公債費比率の推移と今後の推計



平成22年度の主な事業

政策重点指針関連事業の状況

新おおかやま夢づくりプランを推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、平成22年度における県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして策定した『平成22年度政策重点指針』に基づく重点事業の状況

新おおかやま夢づくりプランの基本戦略ごとの政策の推進

<「教育と人づくりの岡山」の創造>

I 子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

92億円
14事業
56億円

<「安全・安心の岡山」の創造>

II 子どもや女性、高齢者等の安全・安心の確保と良好な環境の保全

521億円
18事業
139億円

<「産業と交流の岡山」の創造>

III 競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進

128億円
12事業
13億円

行財政構造改革と地方分権改革及び横断的政策の推進

IV 行財政構造改革の推進と地方分権型行政システムの確立

6億円
4事業
0.2億円

V 多様な主体との協働による活力ある社会づくり

48億円
2事業
12億円

VI 中長期の発展も見据えた経済・雇用対策の推進

800億円
5事業
0.8億円

VII 岡山からの情報発信と拠点性の向上

135億円
9事業
79億円

計 1,194億円*

64事業、300億円

*「VI中長期の発展も見据えた経済・雇用対策の推進」と他の分野との重複536億円を差し引いている。



I 子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

○少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちをはぐくむための施策

[H22予算額(うち一般財源)]

一部新規

新子どもプラン推進力アップ事業

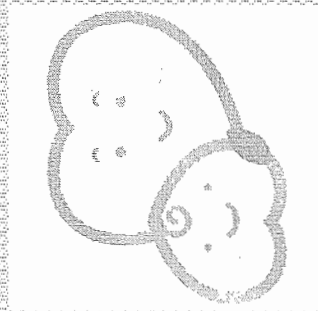
[17億5,997万円(2億1,657万円)]

「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」に基づき、すべての県民の協働のもと、子どもの幸せの視点に立って、子育て支援策を強力に推進します。

- ◎子どもと心と体をはぐくむ家庭づくり
 - ・どきっとひびっと キュービット21事業
 - ・岡山いきいき子育て応援事業
- ◎子どもが健やかに育つ地域づくり
 - ・岡山県冒険遊び場づくり促進事業(仮称)
- ◎子どもを安心して生み育てる社会環境づくり
 - ・保育所等緊急整備事業
 - ・保育の質の向上のための研修事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・「おかやま子育て応援宣言企業」サポート事業
 - ・「おかやま子育て応援宣言企業」パパ育児取ろうね助成金事業

- ◎子どもをまもり支援する体制づくり
 - ・高等技能訓練促進費等事業
 - ・ひとり親家庭等の就業支援事業
 - ・児童養護施設等生活環境整備事業

子育て支援は岡山の未来
づくり!



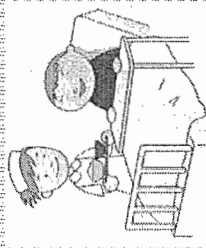
一部新規

小児医療対策事業

[8億2,649万円(8億2,649万円)]

小児の健康の保持・増進を図るため、医療費の自己負担分の一部を公費負担します。

- ◎精神的・経済的負担の大きい入院医療費分については、対象年齢を本年10月から小学校6年生まで拡大



不妊治療対策事業費

[7,342万円(3,673万円)]

不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対して、不妊に関する相談や不妊治療費の費用助成を行います。

助成件数: 290件 → 450件
助成額: 10万円 → 15万円(年2回まで)



その他の子育て関連事業

- 児童手当費
[43億9,661万円(43億9,661万円)] …… 小学校6年生修了までの児童を養育する父母等に児童手当を支給します。
- 児童保護費
[36億8,027万円(17億9,463万円)] …… 児童養護施設や障害児施設において、児童の保護、指導等を行います。
- 児童保育費
[10億4,477万円(10億4,477万円)] …… 私立保育所の運営費の一部を負担します。
- 児童扶養手当費
[2億9,186万円(1億9,482万円)] …… ひとり親家庭等の児童養育費として児童扶養手当を支給します。
- 母子医療対策費
[1億9,317万円 (9,456万円)] …… 小児の慢性疾患や未熟児等の医療費の一部を負担します。
- ひとり親家庭等福祉対策費
[1億6,284万円(1億6,284万円)] …… ひとり親家庭等の医療費の一部を負担します。
- 特別保育事業費
[3億4,597万円(1億7,298万円)] …… 多様な保育需要に対応した事業に要する費用の一部を負担します。
- 妊婦健康診査臨時特例事業費
[3億9,646万円 (0万円)] …… 妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する妊婦健康診査に必要な経費を助成します。

〇確かな学力の向上や豊かな心の育成、社会全体で子どもをはぐくむ環境づくりのための施策

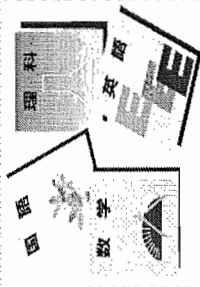
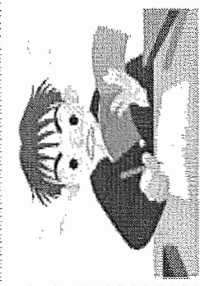
一部新規

学力向上総合推進事業

[2億6,736万円(1億8,770万円)]

「確かな学力の向上を図るため、習熟度別指導に係る教員の配置により、きめ細かな指導を充実するとともに、授業改革のための校内研修の支援に重点的に取り組めます。

- ◎教員・支援員の配置
 - ・小1グッドスタート支援事業
 - ・習熟度別指導に重点をおいた少人数加配
 - ・学級編制の弾力化(小5～中3)
- ◎岡山県学力向上アクションプラン
 - ・学力向上検討委員会
 - ・学力向上実践校の指定
 - ・授業改革協力員(国、社、算・数、理、英、約150人)の指定と活用
 - ・学習到達度確認テストの実施(算・教、読解力)
 - ・学校力向上支援スタッフ巡回事業
 - ・「教科指導の匠」活用事業
- 授業力のある退職教員等(10人)を学校や研修会等に派遣し、模範的な授業や授業力を高めるための専門的な指導・助言を行います。
- ・学力・学習状況調査事業
 - 県内の中学校第1学年の全生徒を対象に、国、社、算、理の学力調査と学習習慣等に関する質問紙調査を実施します。平成22年度に調査問題を作成し、平成23年度に調査を実施します。



一部新規

生徒指導推進事業

[2億4,281万円(1億7,069万円)]

不登校や問題行動等に適切に対処するため、子どもたちの悩みや不安を受け止める相談体制や学校の生徒指導体制等の一層の充実を図ります。

- ◎生徒指導推進協議会
- ◎いじめ防止プロジェクト
- ◎教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置(小、中学校)
 - ・スクールサポーターの配置(小、中学校)
 - ・訪問カウンセリング(小、中学校)
- 専門家への相談等を行っていない不登校児童生徒への訪問カウンセリングを実施します。
- ・思春期サポート事業(高等学校)
- ・スクールソーシャルワーカーの活用(小、中、高等学校)
- ・教育相談員の配置
- ・ネットハントロールの実施
- ◎原重生徒自立支援事業
- ◎学級サポートチーム派遣事業
 - いわゆる学級崩壊や学校の荒れの解決に向けて、支援チームを派遣します。
- ◎生きる力応援プラン「夢さがしの旅」推進事業
- ◎不登校対策のための教員派遣



新規

私立高等学校の生徒の修学支援

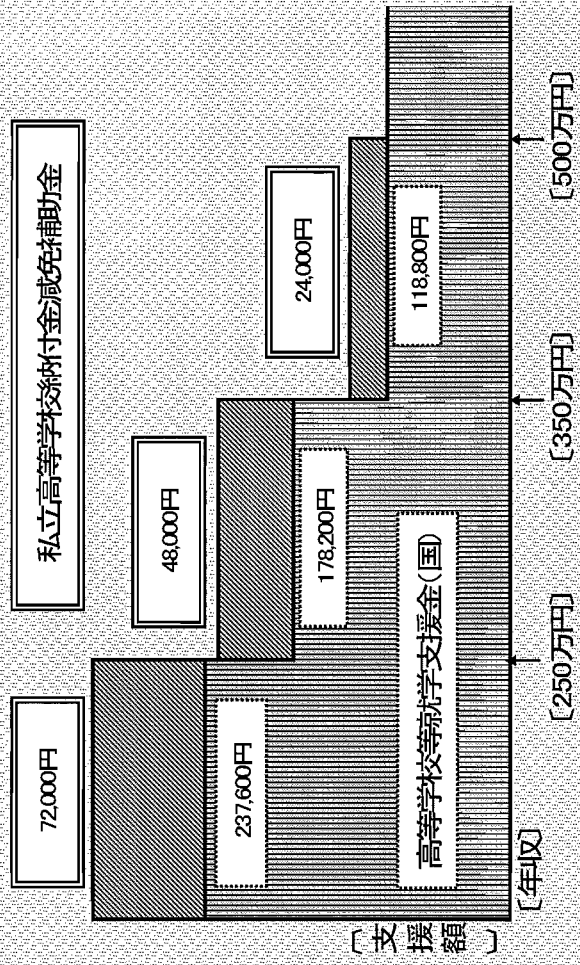
[23億2,906万円(1億2,649万円)]

新たに創設される高等学校等就学支援金を支給するとともに、同支援金を受給してもなお、経済的理由により修学に困難をきたす生徒について、必要な助成を行います。

- ◎高等学校等就学支援金
私立高校生等に対して高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領)します。
- ◎私立高等学校納付金減免補助金
私立高校の月納金(授業料、施設整備費等)の減免を行う学校法人に対し、補助金を交付します。



全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくりたい。



新規

岡山県高等学校教育研究協議会開催

[216万円(216万円)]

高等学校教育に係る諸課題を踏まえて、平成30年度を目標とする県立高等学校教育体制の整備及び教育振興の方策について研究・協議を行います。

- ◎有識者等18名を委員に委嘱し、次の事項を諮問します。
 - ・活力ある高等学校づくりの方策
 - ・高等学校等進学率、公私比率、学級編制基準、学科構成比率など
 - ・魅力ある高等学校づくりの方策
 - ・各学科の教育内容、学科改編、中高一貫教育など
 - ・その他関連する事項
- ◎審議計画
平成22年度～平成23年度

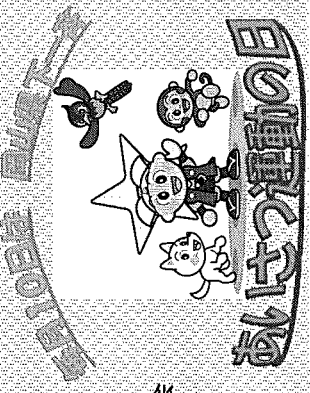


心豊かなおこやまっ子育て事業

[1,377万円(1,325万円)]

道徳教育に係る施策を検証し、体験活動など就学前から高等学校段階までの心の教育の充実を図ることにより、豊かな「道徳性」「社会性」を備えたおこやまっの子の育成を推進します。

- ◎道徳教育について考える会
- ◎「心豊かなおこやまっ子」育成研修会
- ◎道徳教育実践研究事業
- ◎豊かな体験活動推進事業
- ◎岡山チャレンジ・ワーク14
- ◎高校生社会貢献活動推進事業



岡山県マスコット ももっち

新規

「はばたけ！おかやまっ子」支援プロジェクト

[418万円(110万円)]

「第3次岡山県生涯学習推進基本計画」に基づき、子どもが地域社会における様々な体験活動等を通して、豊かな人間性、社会性を身に付け、社会人として自立しながら、よりよい地域社会の形成へ参加・参画していくことができるよう支援します。

◎「好きじゃ！おかやま」支援事業

- ・あるある「公民館イニシアチブ事業」
子どもが自分の地域のよさや特色を理解し、地域の魅力を発信することができるよう、公民館等におけるモデルプログラムを開発・実施します。
- ・めざせ☆おかやまの星育成事業
次代の岡山をリードする子どもが、岡山の技術力や文化力に誇りを持ち、そのよさを県内外に発信できるよう、岡山県独自の産業や先端技術、文化等を体験できる事業を実施します。

◎おかやま☆子ども参観日

子どもに大人の働く姿を見せたり仕事等を体験させたりすることにより、子どもの社会性や勤労観・職業観をばくむむとともにも、家庭でのふれあいを深める機会とします。

◎「地域デビュー」支援事業

これまでの知識や経験、学習成果等を活かし、退職後に地域の子どもを地域社会全体ではぐくむ取組に積極的に参画していきけるよう、企業等と連携して出前講座を実施します。



新規

物理チャレンジ2010開催事業

[464万円(464万円)]

全国の高校生等を対象とした物理学のコンテスト「物理チャレンジ2010」を2年ぶりに開催し、将来を担う人材の育成を図るとともに、併せて公開科学講演会を開催することにより、県民に最新の科学に触れる機会を提供します。

◎日時・会場

- ・平成22年8月1日(日)～4日(水)
- ・青少年教育センター・関谷学校、岡山大学創立五十周年記念館

◎コンテスト

全国から選抜された70名の参加者が、理論問題及び実験問題に挑戦します。

◎交流行事等

科学研究施設見学や研究者との交流、フィジックススライブなどにも参加します。



新規

おかやま子ども・若者育成支援事業

[463万円(463万円)]

「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて、「岡山県子ども・若者育成支援計画(仮称)」の策定に向けた取組を行うとともに、二一ト・ひきこもりなどの青少年を支援するためのネットワークづくりに取り組みます。

- ◎青少年の意識等に関するアンケート調査の実施
- ◎二一ト・ひきこもり等に関する実態調査の実施
- ◎岡山県子ども・若者支援地域協議会(仮称)の開催

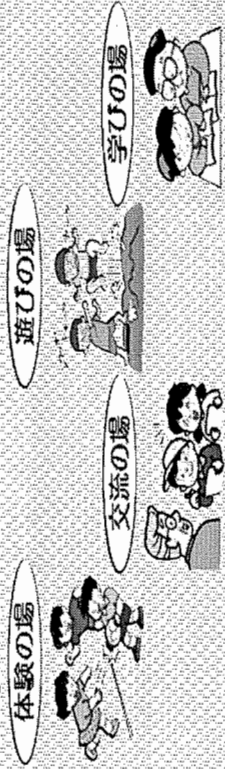
「地域の教育力向上」プロジェクト

[7,287万円(1,922万円)]

子どもから高齢者までの交流等や学校支援ボランティア活動をとおして「社会全体で子どもを育む」環境づくりを進めます。

◎放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む「放課後子ども教室」を実施します。



◎学校支援地域本部事業

中学校区に「学校支援地域本部」を設置し、地域住民による学校支援ボランティアが学校教育活動を支援する取組みを進め、地域全体で学校教育を支援する体制を整備します。



学校支援ボランティア

一部新規

特別支援学校職業自立推進事業

[1,251万円(1,251万円)]

特別支援学校生徒の卒業後の就労による社会自立をめざし、就労支援体制の整備や就労先の拡大など、各種事業を実施します。

◎高等支援学校就労支援充実事業

新たに高等支援学校2校において、職業教育に特化した教育課程の研究や、外部人材である就労支援コーディネーターによる職場開拓・職域開発等の充実を図ります。

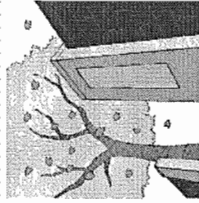
さらに、教員を職場開拓・職域開発の提案ができるジョブテイチャーとして養成するとともに、特別支援学校就労支援センターを設置し、地域の特別支援学校の就労支援の拠点としての役割を担えるよう、体制整備を図ります。

◎特別支援学校高等部職業教育充実事業

特別支援学校高等部において、職業コースの設置に向け、就労による社会自立をめざす新たな教育課程の研究等を行います。

◎就労支援アドバイザーの配置

◎ジョブ支援員の活用



新規

つくるう・のばそう・育てよう!

スポーツプロジェクト事業

[600万円(600万円)]

運動やスポーツを実践する能力や資質等の基礎固めを行い、児童生徒、ジュニアスリートに対する多角的な支援体制の充実を図ります。また、各競技団体の強化活動を補完し、ジュニア層の競技力向上を支援します。

- ◎スポーツ活動奨励事業
- ◎Jr.ユースエリートサポートプログラム
- ◎スポーツ・健康セミナー



生涯スポーツ社会に向けた基礎を創ります。



岡山県

○障害のある児童生徒の急増に対応するための特別支援教育の推進

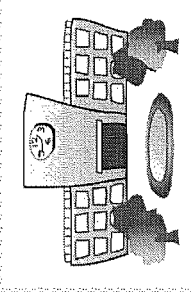
一部新規

特別支援学校教育体制整備事業

[8億3,566万円(1億9,420万円)]

知的障害特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、倉敷琴浦高等学校等の施設整備を進めるとともに、倉敷・総社地域等新設特別支援学校の施設整備に向けた基本計画を策定します。
 誕生寺支援学校は、肢体不自由部棟の新築や既存建物の大規模改造等(耐震化を含む)の校舎整備を平成19年度から計画的に進めており、平成22年度に完成します。

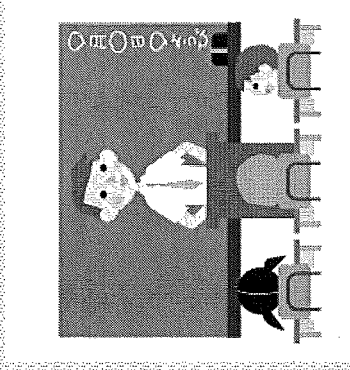
- ◎倉敷琴浦高等学校…平成22年4月開校
- ◎誕生寺支援学校校舎等整備…平成22年度完成
- ◎倉敷・総社地域等新設特別支援学校…基本計画策定



特別支援学級の充実

[1億183万円(7,448万円)]

小・中学校における特別支援学級について、様々な障害に応じた教育的ニーズに対応し、きめ細かに適切な指導ができるよう充実に図ります。



その他の教育関連事業

- 私学助成費 [72億4,667万円(62億9,555万円)]
 - …… 私立学校の振興を図るための各種補助事業を行います。
- 県立高等学校等管理運営費 [23億5,163万円(23億4,260万円)]
 - …… 県立中学校、全日制・定時制・通信制の県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校の管理・運営を行います。
- 県立高等学校等施設整備費 [8億6,926万円(5億5,766万円)]
 - …… 全日制・定時制・通信制の県立高等学校等の施設整備を行います。



岡山県

Ⅱ 子どもや女性、高齢者等の安全・安心の確保と良好な環境の保全

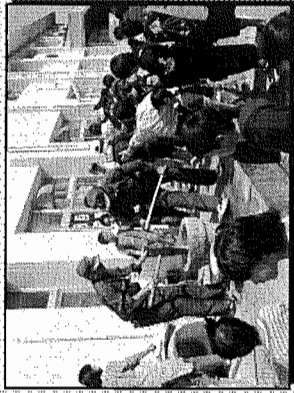
○子どもや女性、高齢者、障害のある人の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策

新規 子ども・安全・安心見守りモデル事業

[315万円(315万円)]

子どもの見守り活動の実効性を向上させるために、市町村が中心となって取り組む地域での自主パトロール団体相互の連携強化や、子どもとの絆づくりなどの事業をモデル的に支援し、県内全域への取組の拡大を図ります。

- ◎小学校区単位で対象事業を実施する市町村を支援
 - ・年間40小学校区
 - ・事業費の1/2補助(1小学校区当たり上限7万5千円)
- ◎対象事業
 - ・自主パトロール団体による事例発表等の情報交換会、先進事例の収集
 - ・地域ぐるみで実施する地域安全マップづくり、防犯教室
 - ・その他、自主パトロール団体と子どもの信頼関係の構築に資する事業



子どもの安全・安心の確保に取り組み市町村を支援します。

一部新規 子ども・女性の安全確保対策事業

[406万円(406万円)]

子どもや女性を対象とした犯罪を未然に防止するため、子ども見守り活動に従事する防犯ボランティア団体に対する支援や声掛け、つきまとい事業の行為者を特定するために必要な装備資機材の整備、ストーリー等の被害者の通報に確に対応するためのシステムを整備します。

- ◎防犯ボランティアの支援(PIT端末の貸出)
- ◎子ども・女性安全対策隊装備資機材整備
- ◎ストーリー対策用全国詳細地図整備



一部新規 感染症対策事業

[5億3,601万円(2億7,439万円)]

肝炎を放置すると肝硬変・肝がんへと進行するおそれがあることから、有効なウイルス肝炎対策を的確に行うとともに、21年4月に発生した新型インフルエンザや発生が危惧される鳥由来の強毒性の新型インフルエンザに対応するため、医療体制の整備を推進します。

- ◎肝炎対策事業
 - ・肝炎医療費助成事業 **一部新**
 - 自己負担額の引き下げ及び助成対象に核酸アログ製剤による治療法を追加
- ◎新型インフルエンザ対策推進事業
 - ・医療機関等との連携による診療体制の構築と医療従事者への研修
 - ・患者移送訓練、図上演習
 - ・発熱外来や入院医療を行う医療機関の設備整備

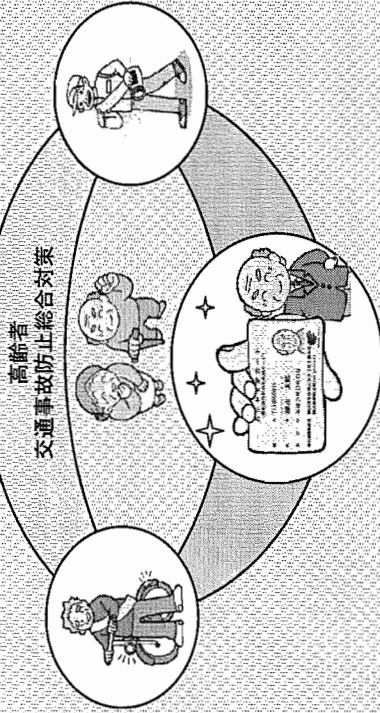
高齢者交通安全対策事業

[1,075万円(1,075万円)]

一部新規

高齢者の交通事故防止を図るため、高齢運転者には、免許証の自主返納を促す「おかやま愛カード」の普及促進を図るほか、高齢自転車利用者には、夜光反射スツッカー等の着用促進や高齢歩行者には、民生委員児童委員等との協働によるさめ細かい交通安全教育を推進します。

- ◎高齢運転者：「おかやま愛カード」の普及・促進
- ◎高齢自転車利用者：夜光反射スツッカー等の配布
- ◎高齢歩行者：民生委員児童委員等による訪問活動



介護サービス提供体制の充実

[69億6,539万円(0万円)]

地域の介護ニーズに対応するため、介護人材の確保対策に取り組みむとともに、介護サービス提供基盤の整備を促進します。

- ◎介護職員処遇改善等臨時特例基金による事業
 - ・介護職員の処遇改善
 - ・介護拠点の開設準備経費助成
- ◎介護基盤緊急整備等臨時特例基金による事業
 - ・既存施設のスプリングラシー整備
 - ・小規模特養など地域密着型施設の施設整備
- ◎特別養護老人ホーム等の施設整備補助制度の拡充
 - ・広域型施設に対する補助単価の見直しなどによる施設整備の促進

安心して介護が受けられる体制の整備に努めます。

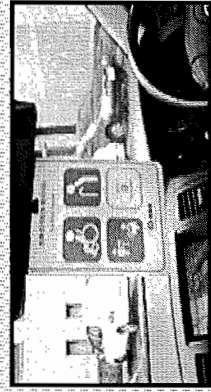
障害のある人の地域生活を支える施策の推進

[7,988万円(6,409万円)]

一部新規

障害のある人が、地域で安心して安定した生活ができる環境の整備を図るための支援を推進します。

- ◎第2期岡山県障害者計画(仮称)策定事業
- ◎発達障害児(者)支援体制の強化
 - ・市町村支援体制サポート事業
 - ・サポートコーチの派遣
- ◎難聴児補聴器交付事業
- ・軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費の助成
- ◎パーキングバリエーミット制度導入事業
- ・専用の利用証を交付し、身体障害者用等駐車場の適正利用を推進

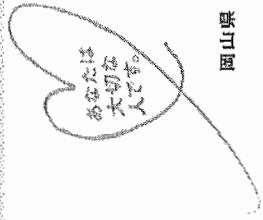


一部新規 自殺予防対策事業

[8,540万円(310万円)]

自殺のない生きやすい社会づくりに向け、総合的な自殺予防対策を実施します。

- ◎自殺対策基本計画の策定
- ◎自殺予防情報センター(仮称)の設置
- ◎地域自殺対策緊急強化事業
- ・相談支援
- ・人材育成
- ・普及啓発



その他の医療・福祉関係事業

- 後期高齢者医療費
[218億4,318万円(218億4,318万円)] …… 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者に係る医療給付や保険料軽減等の経費を負担します。
- 介護給付費負担金
[205億8,996万円(205億8,996万円)] …… 介護が必要な人が、その状況に応じ必要な介護サービスを、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に受けられるよう、介護給付等に必要な費用を負担します。
- 国民健康保険費
[129億8,079万円(129億8,079万円)] …… 市町村が運営する国民健康保険制度の被保険者に係る医療給付や保険料軽減等の経費を負担します。
- 自立支援給付費
[45億333万円(44億8,969万円)] …… 障害者及び障害児が能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスに係る給付などの支援を行います。
- 特定疾患対策費
[23億50万円(11億5,651万円)] …… 難病患者の生活の質の向上を図るため、医療費の公費負担や在宅療養の支援等を行います。
- 社会福祉施設等耐震化等整備費
[10億2,411万円(1,784万円)] …… 社会福祉法人等が実施する社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリングラー整備に対して助成を行います。
- 心身障害者医療費特別措置費
[7億9,634万円(7億9,634万円)] …… 重度心身障害者(児)の医療費の一部を負担します。



○事件・事故への初期的対応の充実や地域の医療機能の強化・医療従事者の確保のための施策

一部新規

初動警察活動強化事業

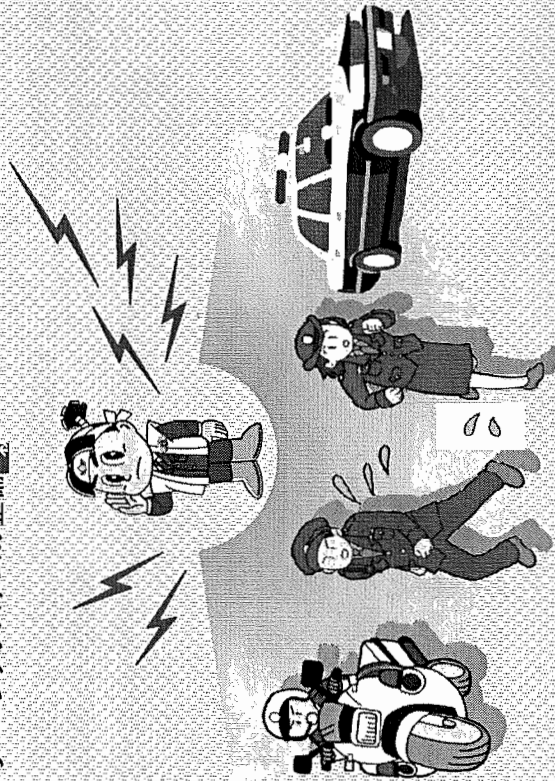
[3,480万円(3,480万円)]

事件発生直後における迅速・的確な警察活動は、被害拡大の防止や犯人の確保等、警察目的の達成のために欠かせない活動であり、これら事件・事故に的確に対応するため、初動警察活動の強化を図ります。

◎PIT端末の活用

◎現場指揮車両のIT化

◎e-ラーニングシステムの整備



新規

安心な医療体制の確保

[27億7,766万円(0万円)]

地域医療再生計画の着実な推進を図るとともに、医療施設の耐震化等により、県民が地域で安心して医療を受けられる体制の充実確保を図ります。

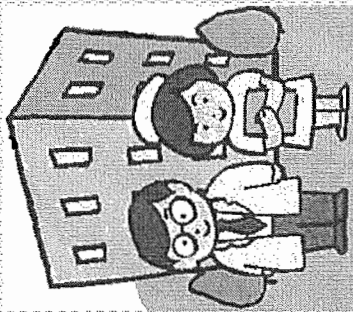
- ◎地域医療再生計画の着実な推進
- ・地域における医療従事者の確保
- ・救急医療機関の受入機能の強化
- ・医療施設相互の連携強化

◎医療施設の耐震化の推進

◎医療機関の取組に対する支援の拡充

- ・短時間正規雇用等による看護職員の多様な勤務形態の導入促進

医療体制の充実を図ります。



○新型コロナウイルス対策を推進するための施策

感染症対策事業

再掲

[7,413万円(4,183万円)]

21年4月に発生した新型コロナウイルスや発生が危惧される鳥由来の強毒性の新型コロナウイルスに対応するため、医療体制の整備を推進します。

◎新型コロナウイルス対策推進事業

- ・医療機関等との連携による診療体制の構築と医療従事者への研修
- ・患者移送訓練、図上演習
- ・発熱外来や入院医療を行う医療機関の設備整備

○学校施設等の耐震化や防災・危機管理体制の整備、緊急的な河川防災対策等を進めるための施策

県立学校の耐震化推進事業

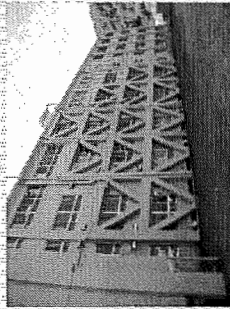
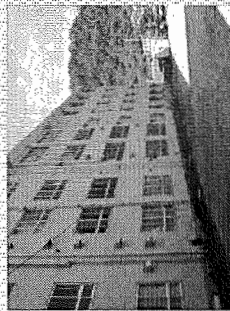
[21億1,324万円(2億1,014万円)]

県立学校施設の耐震性の低い建物を対象に、本格的な耐震診断及び耐震補強工事を実施します。

◎学校施設の耐震化

- ・耐震診断 28校39棟
- ・実施設計 14校15棟
- ・耐震補強工事 10校11棟

平成19年度から5年間で、耐震化率
65%を目指します。



私立学校耐震化促進事業

[3,000万円(1,500万円)]

子ども達が1日の多くの時間を過ごす学校施設の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化を促進します。

◎耐震診断の実施

耐震性の有無やどの程度の程度の補強工事が必要かを判断する耐震診断に要する経費の助成

まずは耐震診断の実施から!



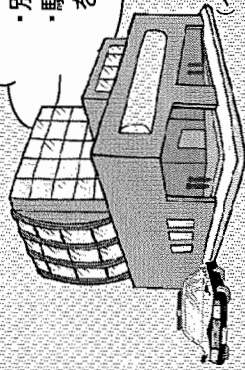
新規

倉敷警察署庁舎建替整備事業

[5億8,686万円(2億686万円)]

築後45年(昭和39年6月建築)が経過する倉敷警察署の現在地での建替整備を行います。(平成22年度で実施設計、平成23・24年度で建設工事を行い、平成25年3月の完成を目指します。)

- ・本館6階(地下1階)
- ・別館2階
- ・駐車場150台程度を予定



(イメージ図)

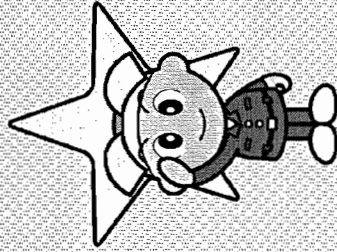
地域防災力強化事業

一部新規

[5,843万円(5,843万円)]

地域における防災・危機管理への対応力の養成・確保に努めるとともに、自主防災組織の育成等に取り組む市町村を支援するほか、防災情報ネットワークシステムを改修し、詳細な気象情報の伝達等を行います。

- ◎県及び市町村の防災・危機管理初任者等を対象とする基礎研修
- ◎県及び市町村の防災・危機管理担当職員等を対象とする図上演習
- ◎自主防災活動の促進
- ◎防災情報ネットワークの機能強化 **一部新**



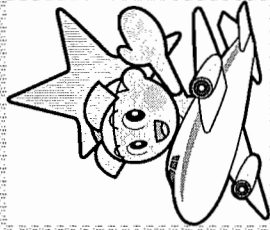
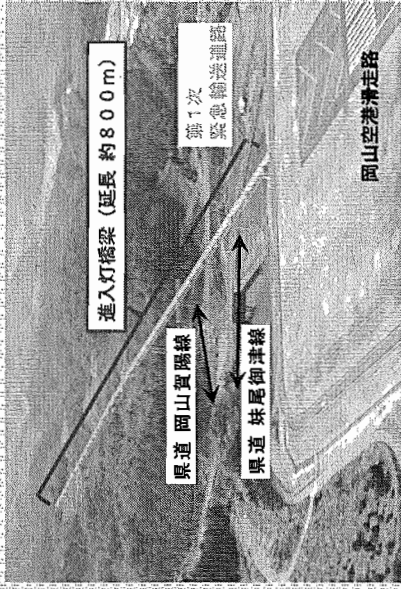
岡山空港安全・安心対策事業

新規

[2,000万円(1,000万円)]

岡山空港において震災時の安全性を確保し、緊急輸送拠点としての基礎強化のため耐震対策工事を実施します。

◎進入灯橋梁の耐震対策
(実施設計)



ふるさとの川リフレッシュ事業

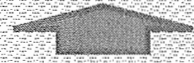
新規

[3億円(3億円)]

流下能力の低下など、洪水被害リスクの軽減を図るため、土砂堆積や樹木による河道阻害の著しい箇所について、浚渫および樹木伐採を実施します。



整備前



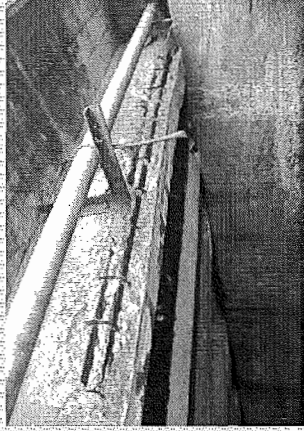
整備後

小規模橋梁長寿命化対策事業

新規

[1,900万円(600万円)]

橋長15m未満の小規模橋梁について、計画的に点検を行い、点検結果で緊急に対策が必要と判断された橋梁の補修・補強の対策を実施します。



○地球温暖化防止対策など、より良い環境に恵まれた持続可能な社会を実現させるための施策

一部新規

ストッブ温暖化！推進事業

[2億6,344万円(3,966万円)]

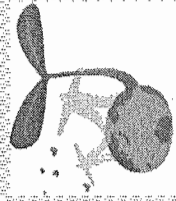
地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、県民、事業者それぞれの主体的なCO₂削減の取組を促進します。

◎新・地球温暖化防止行動計画策定事業
地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地方公共団体実行計画として新たな温暖化防止計画を策定します。

◎太陽光発電・省エネ設備設置促進事業
地域グリーンエネルギー基金を活用して、太陽光発電及び省エネ設備の導入支援を行います。

◎EV普及促進事業
電気自動車の普及を図るため各種事業を実施します。

- ・電気自動車充電装置整備費補助
- ・電気自動車導入費補助
- ・電気自動車体験カーシェアリング
- ・岡山県電気自動車等普及推進協議会の開催等



◎クールビズ・ウォームビズ県民運動事業所等での省エネと取組を推進します。

◎アースキーパーメンバースHIP推進事業
温暖化防止を実践する県民の輪の拡大を推進します。



新規

岡山県自然環境プラン(仮称)策定事業

[312万円(312万円)]

自然保護条例に基づき、自然保護に関する基本的かつ総合的な施策に係る基本方針である岡山県自然保護基本計画の次期計画として「岡山県自然環境プラン(仮称)」を策定します。

◎計画期間：H23～32年度



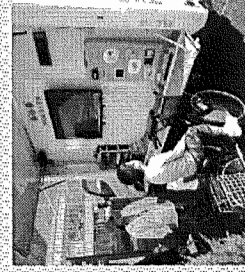
自然と共生した潤い豊かな
社会づくりを推進します。

環境学習推進事業

[2,863万円(0万円)]

県民一人ひとりが環境問題を自らのこととしてとらえ、身近なところからの取組が求められる中で、環境学習を総合的かつ効果的に進めます。

- ◎協働による環境学習推進事業
- NPO等との協働による環境学習出前講座の実施
- ◎移動環境学習車運営事業
- ◎環境学習エコツアー など



県民一人ひとりの
環境保全意識の高揚



岡山県

Ⅲ 競争力ある成長産業の育成や力強い農政、観光立県の推進

○環境・新エネルギーなど成長が期待される分野の新技术・新製品開発等の促進や関連企業の誘致のための施策

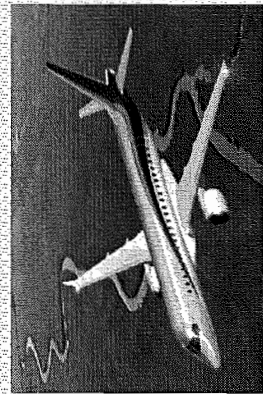
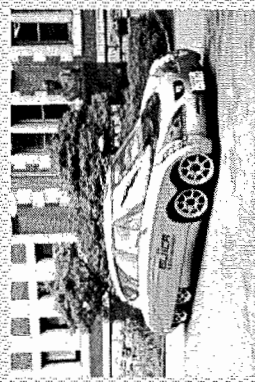
一部新規

マイクロものづくり岡山創成事業

[3億5,318万円(4,821万円)]

変革が進む次世代自動車分野について、県内企業における新型電気自動車の共同開発プロジェクトへの参画を支援し、開発力を高めるとともに、今後の成長産業である航空機関連産業の競争力強化を図る取り組みを進めます。

- ◎次世代自動車クラスター形成プロジェクトの推進 **一部新**
- ◎航空機関連産業の振興
- ◎マイクロものづくり研究開発の推進
- ◎マイクロものづくり岡山ブランドの形成

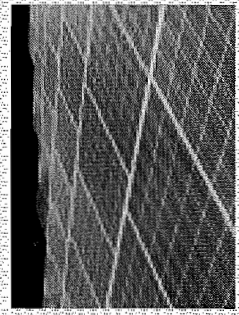


新規

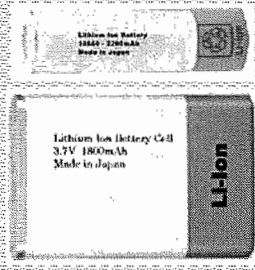
電池関連産業創出事業

[447万円(447万円)]

今後の発展が見込まれる燃料電池、太陽電池、二次電池などの電池関連分野において、産学官連携による新技术、新製品の研究開発を推進します。



〈太陽電池〉



〈リチウムイオン電池〉

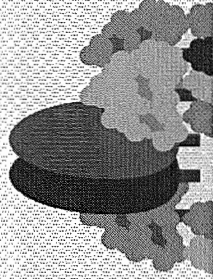
グリーンバイオ・プロジェクト推進事業

[6,997万円(672万円)]

一部新規

地域のバイオマス資源を活用した、バイオ樹脂などの付加価値の高い新素材の開発や、汎用的なバイオ燃料の実用化に向けて低エネルギー、低コスト微粉砕技術の開発等を実施します。

- ◎セルロース超微粉砕技術確立事業
- ◎バイオマスイノベーション創出拠点形成事業
- ◎おかもやまバイオマスネットワーク構築事業

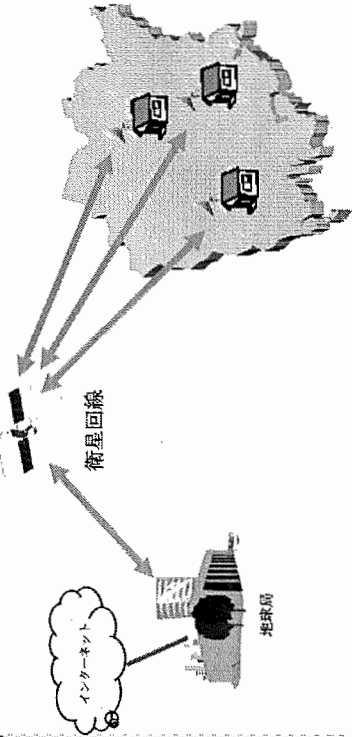


衛星ブロードバンド推進事業

[214万円(214万円)]

新規

中山間地域等でブロードバンド環境が整備されていない条件不利地域において、衛

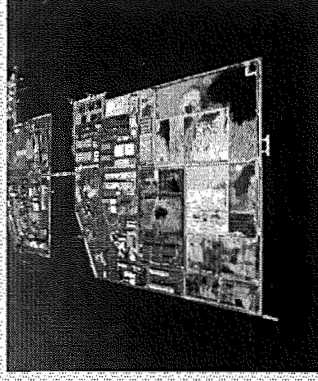


戦略的企業誘致の推進

[7億5,221万円(7億5,221万円)]

県内の新しい産業基軸の構築を目指して、今後成長が期待できる企業の誘致に取り組みとともに、既に県内に立地している企業に対する徹底したフォローアップや新事業展開の支援によって、県内産業の振興を図ります。

- ◎企業立地促進補助金等優遇施策の実施
- ◎アフターフォロー一等企業訪問の実施



今後の成長が期待できる分野をターゲットに!!

その他の中小企業関連事業

- 商工団体支援事業費 [19億6,878万円(19億6,878万円)]
..... 商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等の活動を支援します。

○優良農地の確保に資する耕作放棄地の再生・利用、担い手の確保・育成や高品質な農林水産物の生産振興など、農林水産業の発展と農山漁村の再生を図るための施策

新規 耕作放棄地活用型モデル産地育成事業

〔1,465万円(1,465万円)〕
 「21おかやま農林水産プラン」に定める各地域における地域振興作物の生産振興を図るため、耕作放棄地を活用した地域振興作物のモデル産地育成の取組を支援するとともに、飼料生産コントラクターの育成強化を図ります。

- ◎営農サポート事業
 地域振興作物の栽培・加工に必要な機械類の整備等を支援。
- ◎農地リフレッシュ支援事業
 国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象とならない軽微な再生作業に対して、県と市町村が合わせて定額20千円/10aを交付。
- ◎経営安定化支援事業
 耕作放棄地での農業経営により損失が生じた場合、県と市町村が合わせて

損失の1/2以内を助成。

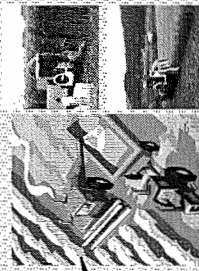
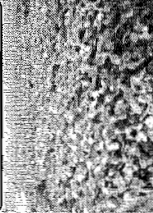
- ◎飼料生産コントラクター育成強化対策事業

耕作放棄地を含めて、飼料用イネの収穫作業等を請け負う組織(コントラクター)の育成や活動の支援。

米粉用米



黒大豆



コントラクターの育成強化

地域振興作物のモデル産地を育成

あぐりトライアングル推進プロジェクト

〔2,050万円(2,050万円)〕

農林漁業者と商工業者がお互いの経営資源を持ち寄り、新たな商品・技術・サービスの開発、販路の開拓等に取り組む農商工連携を促進することにより、県産農林水産物の生産拡大やブランド化を図り、県内農林水産業の振興や地域経済の活性化につなげていきます。

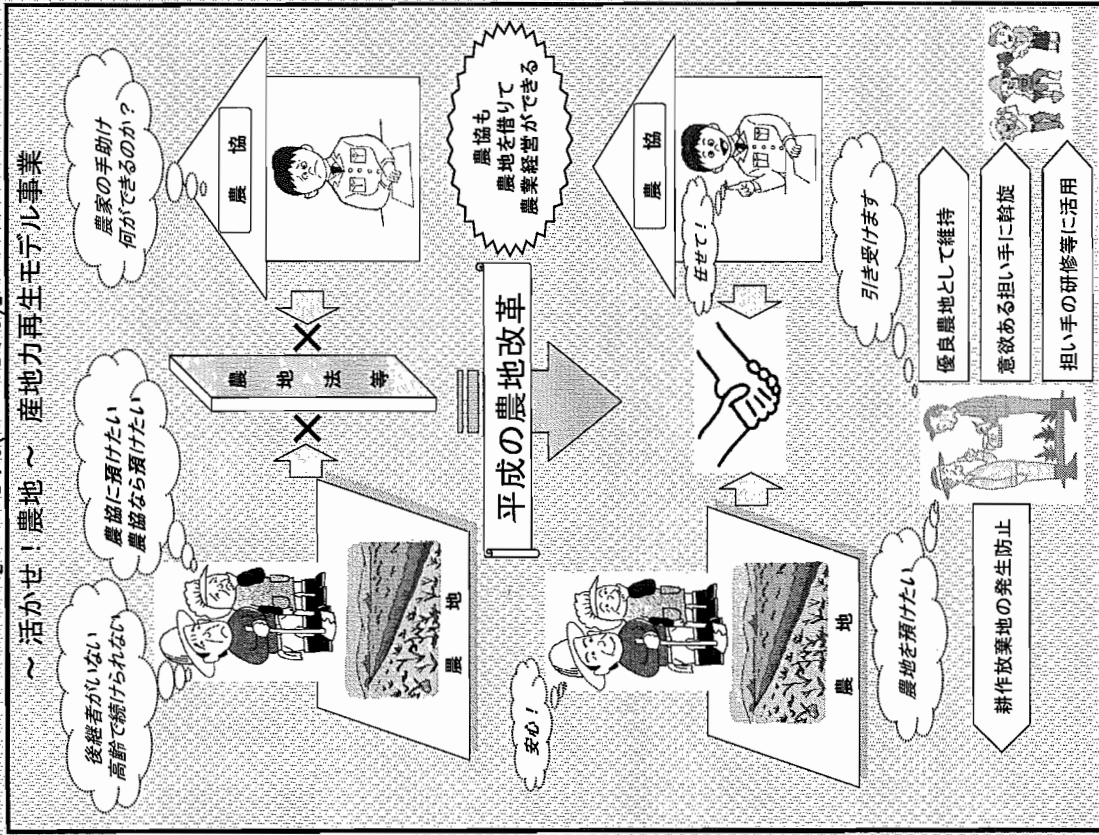
- ◎おかやま農商工連携推進センターの運営
- ◎農商工連携による事業提案の公募
- ◎助成金の交付など事業化に向けた支援



岡山県

新規 ～活かせ！農地～産地力再生モデル事業

[888万円(888万円)]



優良農地の確保や意欲ある担い手への斡旋を目的とした農協等の農業経営活動を支援し、耕作放棄地の発生防止や意欲ある担い手の育成等、地域農業の活性化を進めます。

◎推進活動支援

優良農地の確保など地域農業の活性化を図るため、農地や担い手の実態把握や関係機関の連携活動等を支援します。

◎担い手確保支援

求職者や新規卒業者等の農作業研修を実施することで、将来の地域農業の担い手を育成します。

◎施設・機械等整備支援

農協等が農地を借りて農業経営を行うための施設・機械等の整備を支援します。

農協等が遊休化しそうな農地を借り、農業経営活動を行います。

求職者等に技術研修を行います。



地域の担い手に農地を斡旋します。

将来の地域農業の担い手を育成します。

新規

農業大学校木造研修交流等施設整備事業

[2,884万円(466万円)]

県産木材の良さの理解醸成と利用促進を図るため、普及展示効果の高いシンボリックなPR拠点として、農業大学校に学生寮と研修交流施設を一体的に整備します。

研修交流施設では、農大フェア、収穫祭の開催に併せ、各種研修会や交流会を行うなど、多くの方が木材に触れあう機会を提供します。



平成22年度
実施設計
平成23年度
本体工事

農林水産物ブランド化推進事業

[1,638万円(1,638万円)]

首都圏や海外において、果物など岡山県ならではの高品質で安全・安心な農林水産物を積極的にPR・販売し、世界に通じる岡山ブランドの確立を目指します。

- ◎首都圏での取り組み
 - ・銀座や羽田空港、東京ミッドタウンで、白桃などの果物をはじめとする岡山の旬の農林水産物をPR・販売
 - ◎海外での取り組み
 - ・タイ、香港、マレーシアで旬の果物をPR・販売
 - ・新たな市場を調査・開拓
 - ◎農産物等の輸出に関する情報を提供
 - ・関連情報を広く収集、提供



＜マレーシアでのトップセールス＞

岡山県産の優れた農林水産物を多くの人にアピールします。

めざせJ1！園芸作物ステップアップ事業

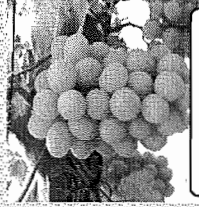
[1億873万円(1億873万円)]

白桃やマスカット、施設なすに代表される岡山県の顔となる園芸作物や、次世代を担う新技術や新品種を導入する産地等を重点的に支援し、活カあふれ、市場等から信頼される“Japan1”の「園芸県おかやま」をめざします。

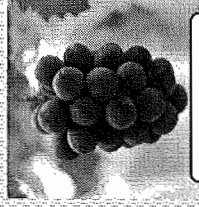
- ◎次世代品目夢チャレンジ事業
 - おかやま夢白桃、オーロラブラック等の次世代フルーツや県オリジナル品種の生産拡大、次世代を担う新規就農者、新技術の導入に対して積極的な支援
- ◎ステップアップ事業
 - 対象品種の高品質化やブランド化に向けた取組を、産地規模に応じて段階的に支援



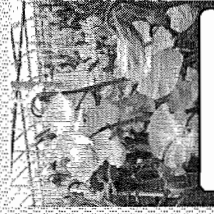
白桃



マスカット



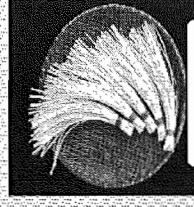
ピオーネ



スイートピー



千両なす



黄にら



岡山県

〇観光立県戦略に基づく周遊型・滞在型の取組への支援や効果的な情報発信のため の施策

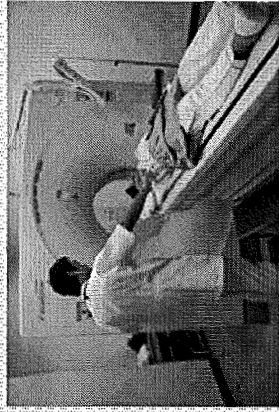
新規 中国人観光客誘致促進事業 [373万円(373万円)]

一部解禁となった個人観光ビザが、今後更に緩和される見通しであることから、積極的な中国人観光客の誘致に取り組めます。

- ◎ 中国での観光PR強化事業
上海事務所観光部門を強化し、現地旅行社へ継続的かつタイムリーな情報提供等を実施
- ◎ 医療観光ツアー—商品化モデル事業
県内の病院での人間ドックやPET検診の受診と観光を組み込んだツアーの商品化等を促進
- ◎ 観光情報説明会の実施
中国大手旅行社が行う社内研修会等において、最新の観光情報や、富裕層向け観光ルートを説明

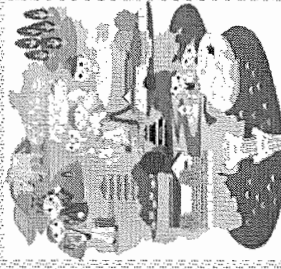


個人観光ビザの緩和という絶好の好機に、近隣県とも連携し、積極的に取り組めます。



一部新規 「周遊型・滞在型旅行」企画支援事業 [861万円(861万円)]

地域の関係者が主体的に取り組んでいる「周遊型・滞在型」の観光ルートの充実やPR、岡山県の歴史文化を巡る観光ルートの開発等を支援する事業を実施します。



- ◎ 「周遊型・滞在型旅行」企画支援事業
- ◎ 地域発 岡山の歴史文化を巡る旅支援事業

岡山県のさまざまな観光資源をじっくり味わってもらえる観光ツアーを作っていきます。

新規 瀬戸内広域観光PR事業 [165万円(165万円)]

国民文化祭や瀬戸内国際芸術祭の開催を絶好の機会と捉え、瀬戸内海地域等の景観や美術、歴史や文化に視点をあて、効果的な観光客誘致を図ります。



瀬戸内周遊アクセスマップの作成等により、効果的な情報発信を行います。

IV 行財政構造改革の推進と地方分権型行政システムの確立

○持続可能な財政構造の確立等に向けた抜本的な行財政構造改革

新規

総合政策企画・推進事業

[753万円(753万円)]

外部有識者等による新たな発想を取り入れたおかやまの成長戦略を構築するとともに、部局横断的な新たな課題等に対し機動的に対応方針を検討するなど、総合的な政策立案機能の充実を図ります。

- ◎おかやまの成長戦略の調査研究
- ◎部局横断的な重要課題に対して専門チームを設置し、集中的な調査研究や対応方針の検討を行う

など

吉備高原都市住区利用促進事業

[1,622万円(1,622万円)]

吉備高原団地の未分譲宅地の管理を行うとともに、有効な販売方法や集合住宅用地を対象とした定期借地制度の導入について検討します。

水島サロン改修支援事業

[4億9,500万円(4億9,500万円)]

水島サロンの倉敷市への譲与に伴い、倉敷市が実施する、同施設の「利便性の向上」「安全性の向上」「経費の削減」のための施設改修等について、必要な支援を行います。

新規

岡山・グリーンテラス郡等対策事業

[469万円(462万円)]

岡山・グリーンテラス郡の未分譲地の管理を行うとともに、有効な販売方法の検討・準備を行います。



○地方分権改革の推進と道州制・中四国州の実現に向けた施策

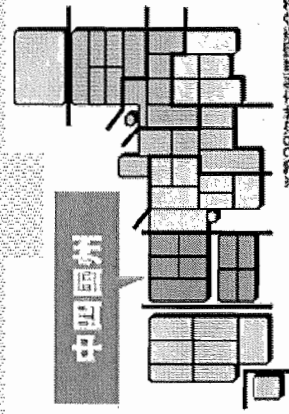
一部新規

道州制・中四国州構想推進事業

[330万円(330万円)]

道州制の導入と中四国州の実現を目指して、シンポジウムや講演会、公開討論会の開催など積極的な情報発信や意見交換を行うとともに、「三海倶楽部」等と連携して、気運の醸成を図ります。

- ◎シンポジウム・講演会の開催
- ◎公開討論会の開催
- ◎「三海倶楽部」の展開など



※第28次地方制度調査会発案より

○小規模高齢化集落対策をはじめとした中山間地域の活性化のための施策

一部新規

中山間地域等特別支援事業

[10億円(4億440万円)]

過疎化・高齢化の進行が続いている中山間地域の活性化を図るため、ソフト・ハードの両面から、重点的・効果的に施策を推進します。

- ◎集落機能再編・強化事業
 - ・集落機能再編・強化に取り組む地域へ多面的な支援
 - ・地域の取組をサポートする「おかやま元気！集落アドバイザー」の育成と配置
 - ・人材育成と取組のすそ野の拡大を目的とした「中山間地域協働支援センター（仮称）」の設置と運営

◎地域交通自立促進支援事業（中山間地域特別対策）
中山間地域における乗合タクシーなど地域に適した交通手段の導入を支援

- ◎中山間地域魅力づくり支援事業
市町村が実施する、地域の実情に応じた地域活性化の取組を支援
- ◎中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業
中山間地域等における生活道路の改良など生活・交流基盤を整備

一部新規

公共交通の維持・確保対策事業

[2億2,335万円(2億2,335万円)]

地域における公共交通の維持・確保を図るため、行政、交通事業者、地域住民等が連携して、今後の環境変化を見据えた公共交通のあるべき姿や施策を検討し、その実現に取り組みます。

- ◎「公共交通のあり方検討会議（仮称）」の開催
公共交通の現状と課題を踏まえ、公共交通を将来にわたり維持・確保していくための方策を検討
- ◎生活交通確保対策事業
国、県、市町村が連携したバス路線維持対策事業、離島航路維持対策事業、利用促進対策事業等の推進

Ⅵ 中長期の発展も見据えた経済・雇用対策の推進

○中小企業の経営安定を図るための施策

一部新規

中小企業経営安定支援事業

[304万円(304万円)]

中小企業の経営安定のため、専門家を活用した資金繰り対策の支援及び資金繰り対策セミナーを実施するとともに、キャラバン展示商談会を実施します。

◎経営安定特別相談事業【拡充】

中小企業の資金繰り対策に関して知識経験を持つ専門家を企業に派遣

◎資金繰り対策セミナーの開催

資金繰り対策の手法や事例説明等をテーマにセミナーを開催

◎キャラバン展示商談会の実施

比較的業種が好調な地域・業種の県外企業を対象に移動展示商談会を実施し、新規取引先を開拓



中小企業向け融資制度

[4億3,167万円(4億3,167万円)]

県の融資制度を利用する中小企業の負担軽減を図るため、融資を取り扱う金融機関等に対し必要な子補助等を行います。

【主な特徴】

◎融資枠625億円を確保

◎経済変動対策資金に借換制度を導入

○地域における雇用の創出を進めるための施策

一部新規

おかやま新規学卒者就職応援事業 他

[6,035万円(6,035万円)]

学校等からの要請に基づき、若者就職支援センターから出張相談を行うとともに、関係機関、事業所等と連携し、情報交換会やワークショップを開催し、県内企業への就職促進を図るなど新規学卒者に対する就職支援を強化します。

◎おかやま新規学卒者就職応援事業

◎新規学卒者合同就職面接会の開催

◎おかやま若者就職支援センター運営事業

◎地域若者サポートステーション連携事業



一部新規

中小企業等障害者雇用促進事業 他

[1,307万円(1,150万円)]

障害者雇用促進法が改正され、平成22年7月から障害者雇用納付金制度の対象事業主が常用雇用労働者201人以上の事業主に拡大されることに伴い、企業における障害者雇用の促進を図るため、「障害者雇用促進アドハイザー」を派遣し、障害のある人の受入れに不安がある中小企業等に、適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行います。

◎中小企業等障害者雇用促進事業

◎障害者雇用対策事業

◎障害者就業促進事業

◎職場適応訓練事業



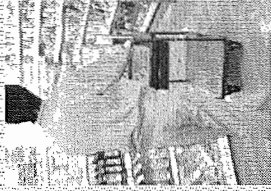
新規高卒者等スキルアップ緊急対策事業

[2,049万円(0万円)]

新規

厳しい雇用情勢が続く中、就職先が決まらない高校生のスキルアップを図り、早期就職につなげるため、高卒未就職者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校の就職を支援するため、高等部3年生を対象とした委託訓練を実施する。

- ◎新規高卒者対象就職促進訓練事業
- ◎特別支援学校卒業見込者対象早期訓練事業



離職者等再就職促進訓練事業

[3億962万円(0万円)]

国の総合雇用対策に対応し、民間教育訓練機関等に委託し、職業訓練を実施。引き続き厳しい雇用情勢にあることから、訓練定員を拡充して実施します。
(H21: 39コース、745名 → H22: 55コース、1,108名)

日本版デュアルシステム訓練事業

[2,579万円(0万円)]

概ね40歳未満の若年求職者を対象に、教育訓練機関における座学と、企業での実習を組み合わせた職業訓練を実施。引き続き厳しい雇用情勢にあることから、訓練定員を拡充して実施します。
(H21: 1コース、15名 → H22: 5コース、95名)

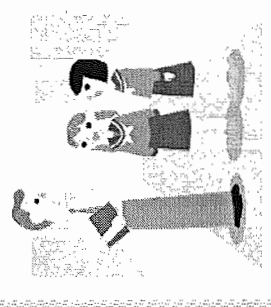
高校生就職応援事業

[910万円(910万円)]

一部新規

景気の急速な悪化により厳しい雇用情勢が続いている中、新規高卒者が未就職のまま卒業することのないよう強力に支援するため、学校に対して外部支援員を配置するなど求人開拓を強化するとともに、産業労働部や関係機関等と連携を密にし、県内事業所への就職を促進するための各種支援事業を実施します。

- ◎高校生就職アドバイザー配置事業
県立高校10校にアドバイザーを配置し、高卒求人の開拓と学校への巡回指導を行います。
- ◎高校生就職支援プログラム事業
県立高校が求人確保のための事業所訪問を行ったり、事業所との懇談会を行うなど、事業所理解の促進と求人確保のための取組を行います。
- ◎職場適応指導
- ◎岡山県就職問題連絡協議会
- ◎高校生のためのジョブフェア
- ◎合同就職面接会
- ◎関係機関との連携による事業
・産業労働部との連携
「おかやま就職応援協議会」の設置など
- ◎岡山労働局との連携
「高卒就職ジョブサポーター」による就職支援



補助、単県・単独公共事業

[501億6,936万円(62億8,892万円)]

一部再掲

道路、河川、港湾、自然公園等の社会資本整備や土地改良施設、農林道、漁港等の生産基盤整備を実施する。

○ 緊急雇用創出事業 [62.5億円(0万円)]

失業者等を対象に、当面の雇用の機会を創出するとともに、介護、医療、農林等の重点分野で新たな雇用機会の創出や地域ニーズに対応した人材の育成を図る。

■ 重点分野雇用創出事業(12億円)

新規

介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の重点分野における雇用機会の創出を図ります。

○ 実施予定の主な県事業

- ・看護職員確保対策推進事業(医療分野)
- ・農地活用産地力再生モデル事業(農林分野)
- ・水生生物による児島湖水辺環境啓発事業(環境分野)
- ・おかやま観光PR推進事業(観光分野)

■ 地域人材育成事業(13.1億円)

新規

失業者を新たに雇用し、研修や職場実習等で知識・技術を習得することにより、地域ニーズに応じた人材を育成します。

○ 実施予定の主な県事業

- ・介護雇用プログラム(ホームヘルパー2級コース、介護福祉士コース)
- ・病院勤務医業務負担軽減推進事業
- ・未就職卒業者就職支援事業



■ 緊急雇用事業(37.4億円)

失業者等に対し、当面の雇用・就業機会の創出を図ります。

○ 主な県事業(継続実施)

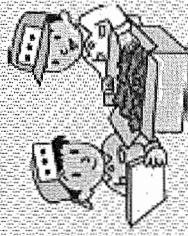
- ・おかやま魅力発信動画コンテンツ作成事業
- ・緊急雇用開発事業
- ・新規卒業者等就活アシスト事業
- ・夜間の街頭安全・安心ノットロー事業
- ・学校教育ICTサポーター事業

○ ふさと雇用再生特別事業[12.5億円(0万円)]

求職者等を雇い入れ、地域の実情や創意工夫に基づき、継続的な雇用の機会の創出を図ります。

○ 主な県事業(継続実施)

- ・中山間地域等空き家流動化推進事業
- ・産業活性化推進事業
- ・手話通訳アシスト事業
- ・ふるさと農業支援事業



その他の雇用対策関連事業

- 高齢者等雇用対策費 [1,455万円(1,455万円)]
- 人材育成訓練費 [3億1,869万円(0万円)]
- 職業能力開発校事業費等 [7,238万円(2,667万円)]
- 事業内職業訓練費 [958万円(479万円)]
- 職業訓練奨励費 [7,752万円(3,876万円)]
- 産業人材育成事業費 [4,018万円(2,020万円)]

○経済・生活対策関係基金事業

介護サービス提供体制の充実

再掲

[62億867万円(0万円)]

地域の介護ニーズに対応するため、介護人材の確保対策に取り組みとともに、介護サービス提供基盤の整備を促進します。

- ◎介護職員処遇改善等臨時特例基金による事業
 - ・介護職員の処遇改善
 - ・介護拠点の開設準備経費助成
- ◎介護基盤緊急整備等臨時特例基金による事業
 - ・既存施設のスプリングラー整備
 - ・小規模特養など地域密着型施設の施設整備

安心して介護が受けられる体制の整備に努めます。

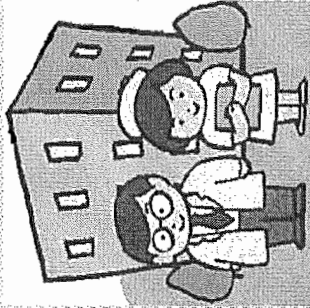
安心な医療体制の確保

再掲

[27億4,468万円(0万円)]

地域医療再生計画の着実な推進を図るとともに、医療施設の耐震化等により、県民が地域で安心して医療を受けられる体制の充実確保を図ります。

- ◎地域医療再生計画の着実な推進
 - ・地域における医療従事者の確保
 - ・救急医療機関の受入機能の強化
 - ・医療施設相互の連携強化
- ◎医療施設の耐震化の推進



医療体制の充実を図ります。

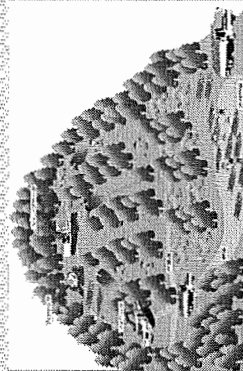
森林整備加速化・林業再生事業

一部再掲

[12億2,986万円(517万円)]

森林整備加速化・林業再生基金を活用し、CO₂森林吸収目標達成のための間伐と間伐材等県産材の活用に向けた路網整備、林業機械導入、施設整備等の取組を支援し、林業・木材産業の振興を図ります。

- ◎間伐と間伐材等県産材の活用を一体的に推進
 - ・間伐及び路網の整備
 - ・高性能林業機械の導入
 - ・木材加工流通施設整備
 - ・木造公共施設整備等



その他の経済・生活対策関係基金事業

- 妊婦健康診査臨時特例事業 再掲
[3億9,646万円(0万円)]
- 安心こども基金事業 一部再掲
[14億66万円(127万円)]
- 私立高等学校納付金減免補助金 再掲
[1億5,811万円(1億2,649万円)]
- 私学助成費 一部再掲
(岡山県私学振興財団奨学金貸与事業補助)
[2,857万円(1,237万円)]
- 高等学校緊急奨学事業費 再掲
[1億2,908万円(0万円)]
- 福祉・介護人材確保緊急支援事業 一部再掲
[1億6,380万円(0万円)]
- 障害者自立支援対策臨時特例事業 再掲
[14億4,834万円(0万円)]
- 地域自殺対策緊急強化事業 再掲
[7,958万円(0万円)]
- 社会福祉施設等耐震化等整備費 再掲
[10億2,411万円(1,784万円)]
- 消費者行政活性化事業費 再掲
[1億854万円(0万円)]
- 地域グリーンコミュニケーション基金事業 一部再掲
[5億926万円(26万円)]



Ⅳ 岡山からの情報発信と拠点性の向上

○国民文化祭・おかやま2010の成功と国文祭を契機とした本県文化のさらなる発展と全国への発信のための施策

「あっ晴れ！おかやま国文祭」開催事業

〔6億7,346万円(0万円)〕

本県の豊かで多様な文化的蓄積を生かし、全国・世界に向けた文化発信につながる魅力的な事業となるように市町村や文化関係者等と連携して開催準備を推進します。県民誰もが出演者、鑑賞者、ボランティアとして参加するような県民総参加の国民文化祭を実施します。

◎第25回国民文化祭・おかやま2010

～愛称：あっ晴れ！おかやま国文祭～

会期：主催事業 平成22年10月30日(土)～11月7日(日)[9日間]

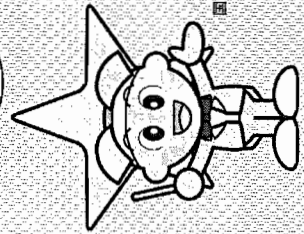
協賛事業 平成22年7月1日(木)～11月30日(火)[5ヶ月間]

会場：岡山県内全市町村

テーマ：晴れの国おかやま 文化回廊

主催者：文化庁、岡山県、岡山県教育委員会、開催市町村、文化団体等

音楽・演劇・伝統芸能から食文化に至るまで、多種多様な68の事業が岡山県内各地で開催されます。



国民文化祭・おかやま2010
マスコット・ももっちゃん

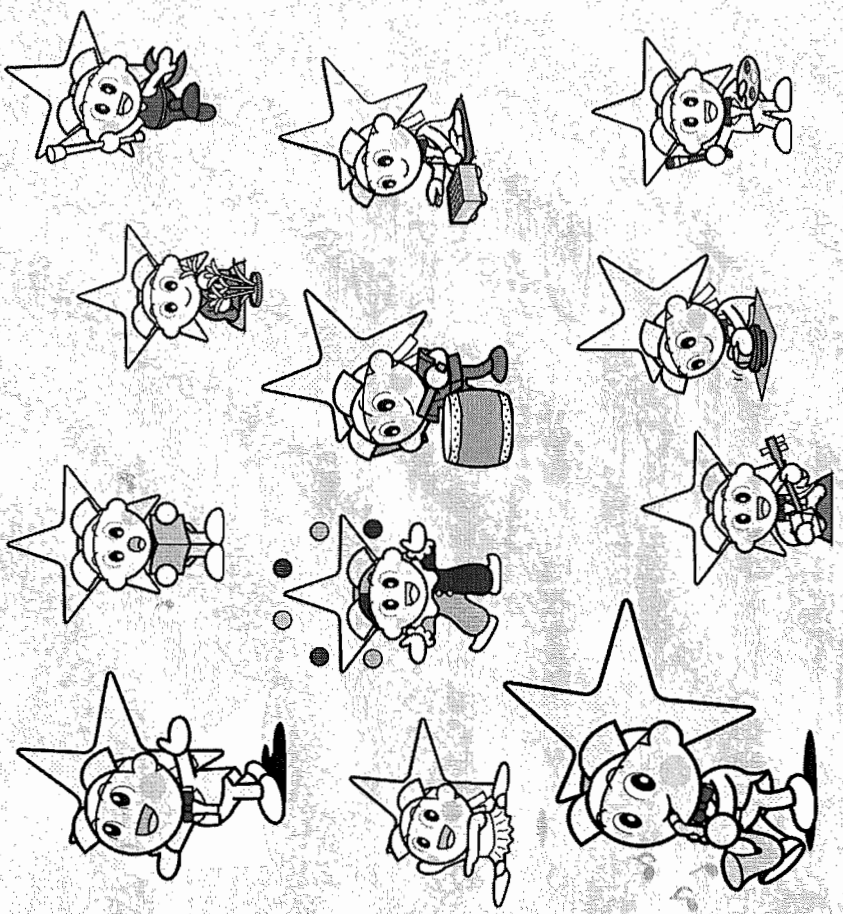
国民文化祭とは・・・

国民文化祭は、全国各地でさまざまな文化活動に親しんでいるアマチュアを中心とした人たちが一堂に集まり、練習の結果を発表し、競演・交流する国内最大の文化・芸術の祭典です。

晴れの国おかやま 文化回廊

あっ晴れ！おかやま国文祭

※国民文化祭・おかやま2010 平成22年10月30日(土)～11月7日(日)



新規

おかやま文化回廊事業

[245万円(245万円)]

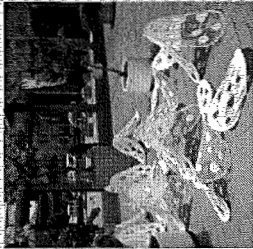
国民文化祭の開催に向け、プレイベントとして、岡山県庁前広場などに、岡山県ゆかりの美術作家が制作したアート作品を展示することで、国民文化祭の盛り上げを図ります。

◎県庁アート回廊事業

会期：10月中旬の10日間程度

会場：岡山県庁前広場、岡山県庁1階県民室など

主催者：岡山県、おかやま県民文化祭実行委員会

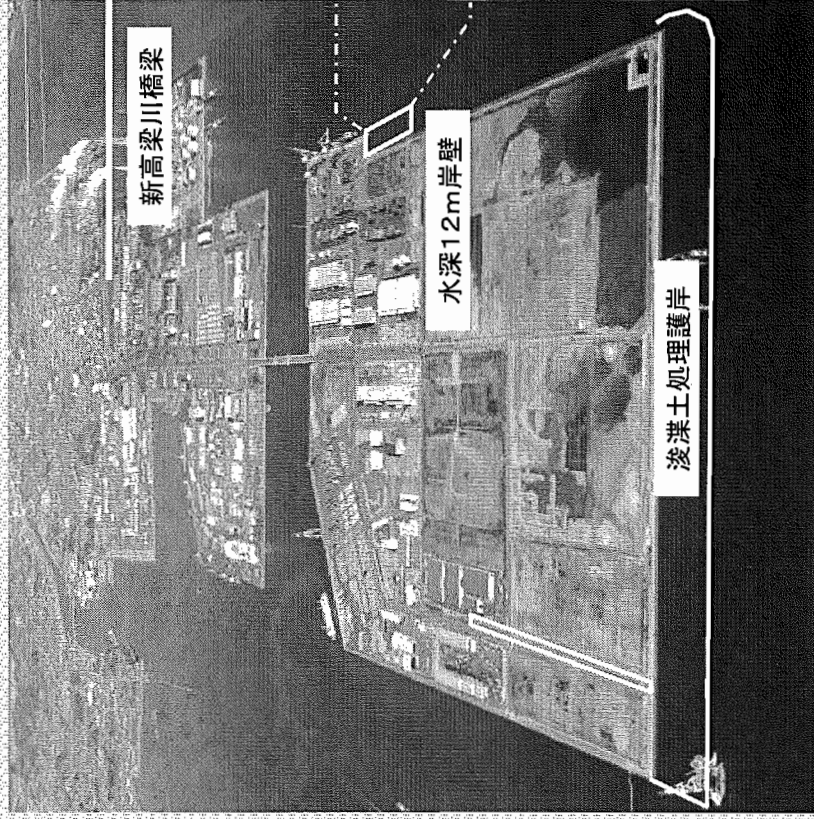


○中四国における岡山の拠点性を高めるための施策

水島港の機能強化

[35億650万円(43万円)]

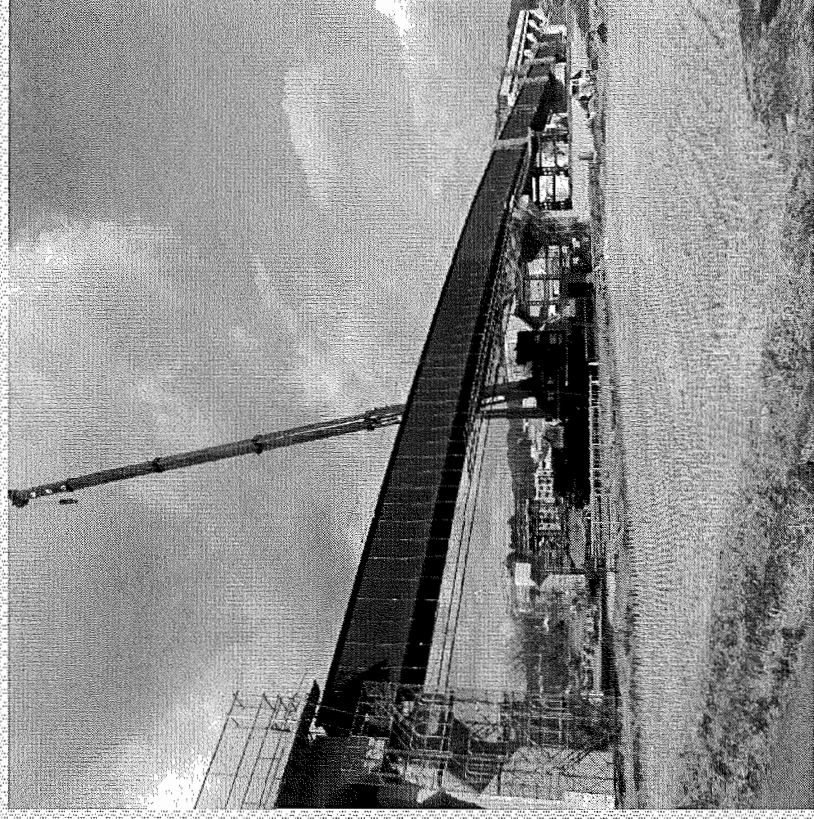
水島港の背後に立地する本県産業の国際競争力強化を目指し、国と協力して、海上物流の玄関口である水島港の機能強化を図ります。



美作岡山間道路建設事業

[35億5,000万円(2億4,400万円)]

中国縦貫自動車道及び山陽自動車道と一体となって高規格道路路網を形成する地域高規格道路であり、美作圏域と岡山圏域との交流促進や県東部地域の活性化のため、整備を促進します。

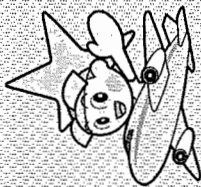


岡山空港利用促進事業

一部新規

[9,979万円(8,196万円)]

円)]



中四国の拠点空港として飛躍発展させるため、
運航促進、エアポートセールス等を積極的に
推進し、利便性の向上を図ります。

- ◎エアポートセールス事業
既存路線の拡充、チャーター便の運航促進を図るためエアポートセールスを強力に展開します。
- ◎空路利用促進対策事業
「空路利用を促進する会」を一体となって、運航促進事業、PR事業、情報発信事業を実施します。
 - ・「団体集客強化事業」
- ◎シャトルバス運行事業
岡山空港第4駐車場を利用する搭乗者の利便を図るため、専用バスを購入し、ターミナルビルとの間を無料で巡回運航します。

新高梁川橋梁関連新連島水門等整備促進事業

新規

[675万円(675万円)]

新高梁川橋梁の事業効果の早期発現による、水島コンビナート等本県産業の国際競争力強化及び玉島ハーバーアイランドへの企業立地の促進を図るため、国が行う新高梁川橋梁の整備に併せて、倉敷市が実施する津用河川流入川改修事業に対し、新連島水門等関連施設の移管を前提に支援します。

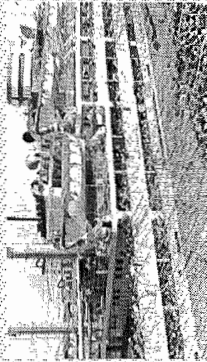
○岡山の魅力を一歩戦略的に発信するための施策

新規

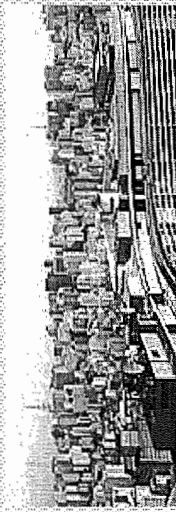
南米県人会訪問団派遣事業

[1,714万円(1,714万円)]

南米へ訪問団を派遣し、ブラジルにおいて岡山県移住百周年記念式典に、アルゼンチンにおいて在亜岡山県人会45周年記念式典に出席し、本県と南米の友好交流を推進します。



出航する移民船



ブラジル・サンパウロの様子

一部新規

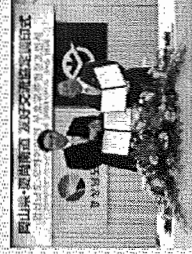
岡山・韓国慶尚南道交流事業

[1,250万円(1,250万円)]

平成21年10月17日に友好交流協定を締結した韓国慶尚南道と、市町村、国際交流関係団体、民間団体と協働・連携しながら、幅広い分野での交流を推進します。

- ◎派遣事業
 - ・高校生交流訪問団派遣事業
 - ・岡山紹介展開催事業
 - ・職員派遣研修事業
- ◎受入事業
 - ・国民文化祭と連携・タイアップした文化交流事業
(伝統芸能団体の招聘、県内公演、県民との交流)
 - ・友好交流訪問団の受入

- ◎幅広い交流の促進
 - ・幅広い交流のための気運醸成、関係団体との連携促進



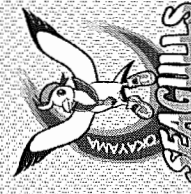
新規

「トップチーム」おかやま活性化事業

[177万円(177万円)]

県民にスポーツで夢や感動、勇気を与えてくれる県内トップチーム(サッカーJ2リーグの「フアジアーノ岡山」、女子サッカーの「岡山湯郷Belle」、女子バレーボールの「岡山シーガルズ」)を活用し、市町村と連携を図りながら、岡山の活性化、生涯スポーツの振興を推進します。

◎各トップチームのホームゲームを盛り上げる岡山県デーを開催するとともに、市町村デーの開催に向けた支援を行い、県民の応援気運醸成、生涯スポーツの振興を図ります。



みんなでトップチームを応援して岡山を盛り上げよう！！

夢づくりカレンダー

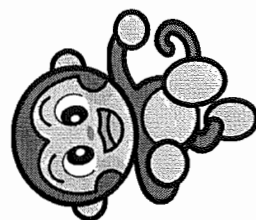
平成22年度

22年度の県的主要な行事を紹介します。

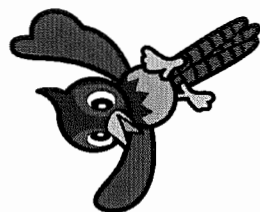
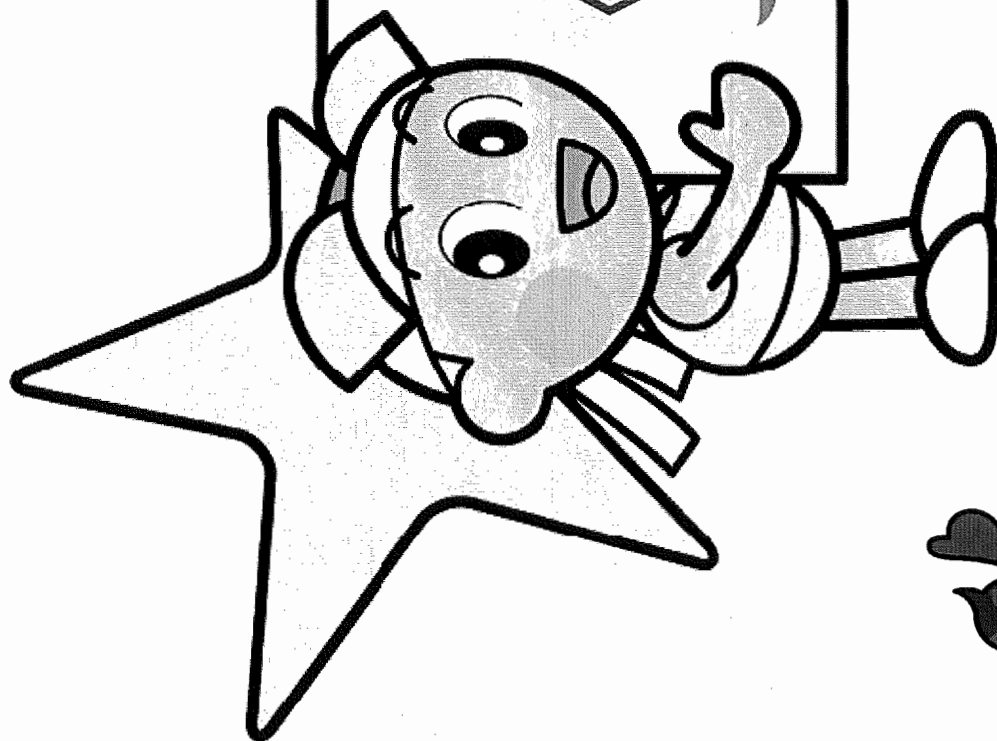


新しい本庁体制スタート4/1

<p>4月 APRIL</p>	<p>新しい本庁体制スタート4/1</p>	<p>10月 OCTOBER</p>	<p>安全・安心まちづくり旬間 10/11～10/20</p> <p>乳がん月間</p> <p>おかやま国際貢献月間</p> <p>動物愛護フェスティバル ◆「おかやま・もったいない運動」推進フォーラム ◆県庁アート回廊 10月中旬</p>
<p>5月 MAY</p>	<p>看護週間5/9～5/15</p> <p>消費者月間</p> <p>障害者スポーツ大会 ◆病院の日・看護の日 5/12 ◆看護大会 5/12 ◆民生委員・児童委員の日 5/12</p>	<p>11月 NOVEMBER</p>	<p>第25回国民文化祭・おかやま2010 10/30～11/7</p> <p>おかやま教育週間 11/1～11/7</p> <p>男女共同参画推進月間</p> <p>犯罪被害者週間 11/25～12/1</p> <p>◆おかやまエコ&フードフェア2010 ◆ウイズフェスティバル2010</p>
<p>6月 JUNE</p>	<p>食育月間</p> <p>いじめについて考える週間 6/7～6/13</p>	<p>12月 DECEMBER</p>	<p>地球温暖化防止月間</p>
<p>7月 JULY</p>	<p>青少年健全育成強調月間 (7月、11月、3月)</p> <p>首都圏等での果物等PR</p> <p>看護職員のための就職フェア・ガイダンス 7月末</p>	<p>1月 JANUARY</p>	<p>防災とボランティア週間 1/15～1/21</p>
<p>8月 AUGUST</p>	<p>防災週間8/30～9/5</p> <p>後菜園「幻想庭園」 物理チャレンジ2010 8/1～8/4</p>	<p>2月 FEBRUARY</p>	<p>女性の健康週間 3/1～3/8</p>
<p>9月 SEPTEMBER</p>	<p>自給予防週間 9/10～9/16</p> <p>結核予防週間 9/24～9/30</p>	<p>3月 MARCH</p>	<p>女性健康週間 3/1～3/8</p>



《參考資料》



『岡山県行財政構造改革大綱2008』の概要

(H20. 12策定)

□ 持続可能な財政運営のための「5つの目標」

- ① 歳入に見合った歳出規模へ転換します。
- ② プライマリーバランス(元金ベース)の黒字を維持していきます。
- ③ 柔軟でスリムな組織で効率的・効果的な業務を行います。
- ④ 臨時的な歳入対策に頼らない健全な財政運営を行います。
- ⑤ 以上、すべての改革を平成24年度までに達成します。

● 収入にあわせた予算を組みます

● 県債残高をこれ以上増やしません

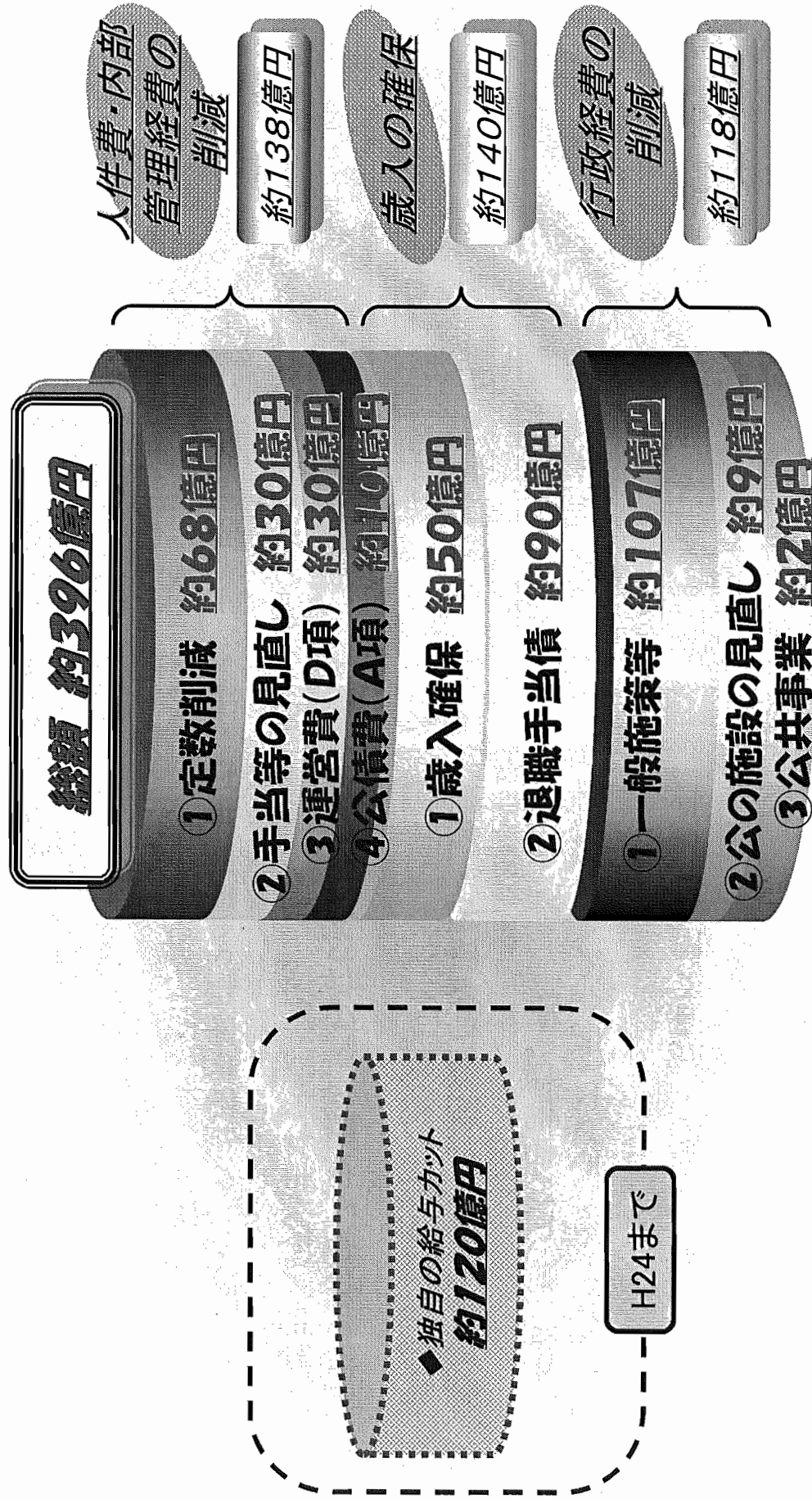
● 同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します

● 行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します

● 今後、4年間で改革の総仕上げを行います

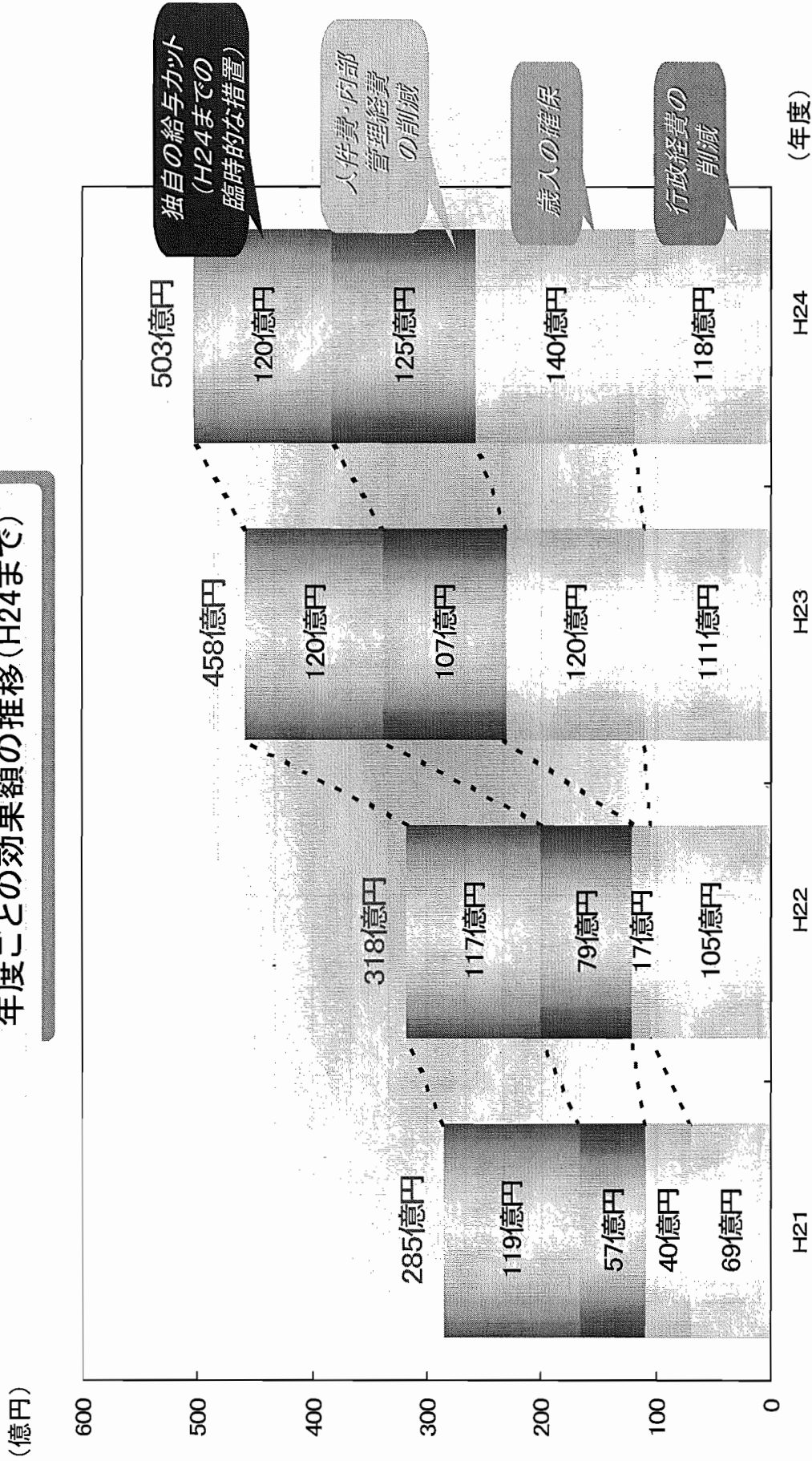
今後、持続可能な財政運営を維持するために「5つの目標」を必ず守っていきます。

□ 策定時(H20.12)の取組目標



行政効果額の推移

年度ごとの効果額の推移 (H24まで)



※H21年度は最終予算額(見込み)、H22年度は当初予算額、H23年度及びH24年度は大綱策定時の効果額

歳入予算額の状況

【H22歳入予算の状況】

(単位:百万円)

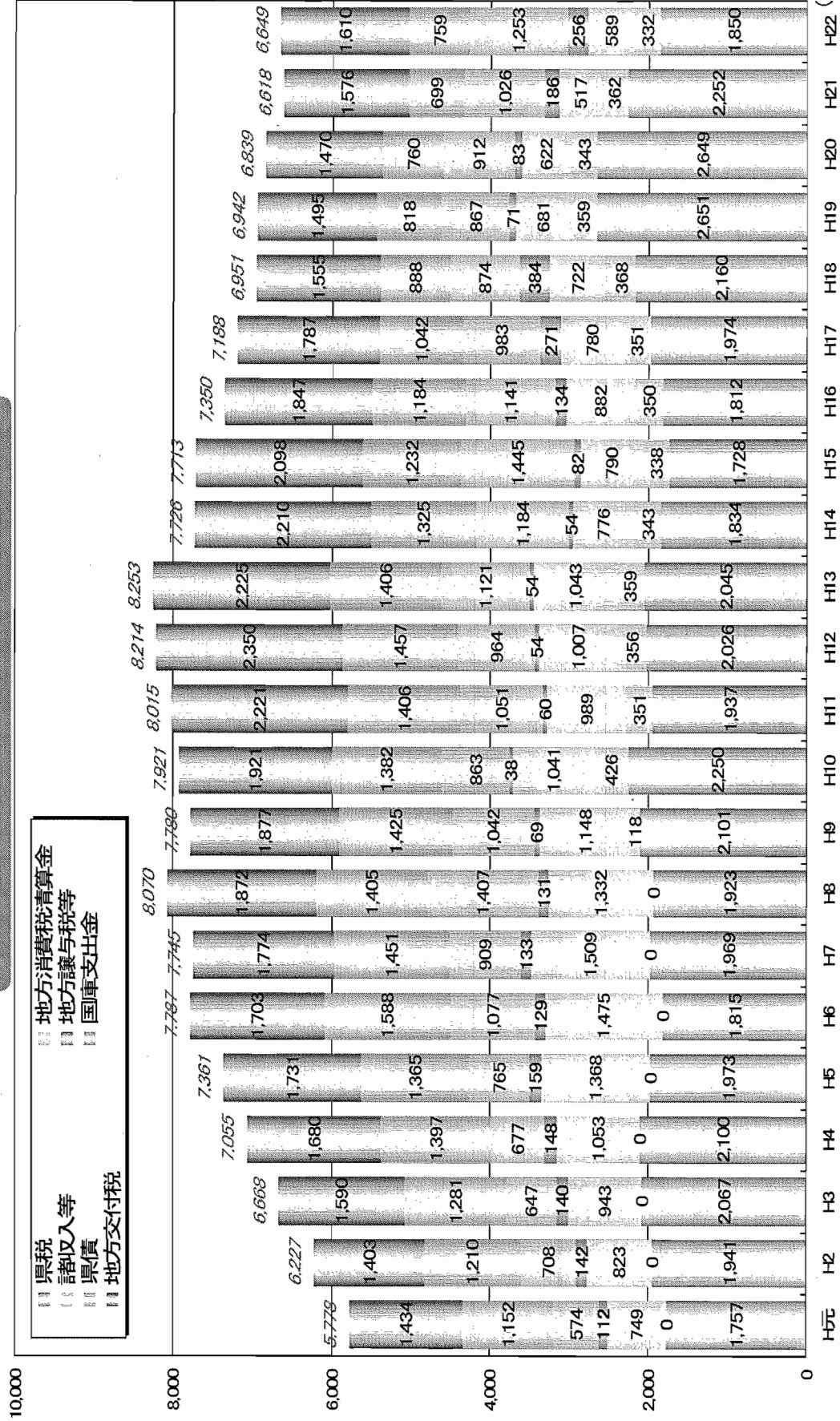
区分	平成21年度 当初予算額 A	平成22年度当初予算額		増減率 (B-A) /A
		予算額 B	増減額 B-A	
県	225,179	185,040	△ 40,139	△17.8%
税	52,096	29,799	△ 22,297	△42.8%
うち 法人関係税	173,083	155,241	△ 17,842	△10.3%
その他の税目	36,193	33,247	△ 2,946	△8.1%
地方消費税清算金	15,373	22,427	7,054	45.9%
地方譲与税	2,550	2,497	△ 53	△2.1%
地方特例交付金	207,600	236,300	28,700	13.8%
地方交付税等	157,600	161,000	3,400	2.2%
うち 地方交付税	50,000	75,300	25,300	50.6%
臨時財政対策債	6,958	11,343	4,385	63.0%
その他	8,612	700	△ 7,912	△91.9%
※遊休土地の売却等				
小計	502,465	491,554	△ 10,911	△2.2%
国庫支出金	69,945	75,847	5,902	8.4%
債	52,599	49,969	△ 2,630	△5.0%
うち 行政改革推進債	—	—	—	—
その他	36,791	47,493	10,702	29.1%
小計	159,335	173,309	13,974	8.8%
合計	661,800	664,863	3,063	0.5%

※は臨時的歳入対策

歳入予算の推移

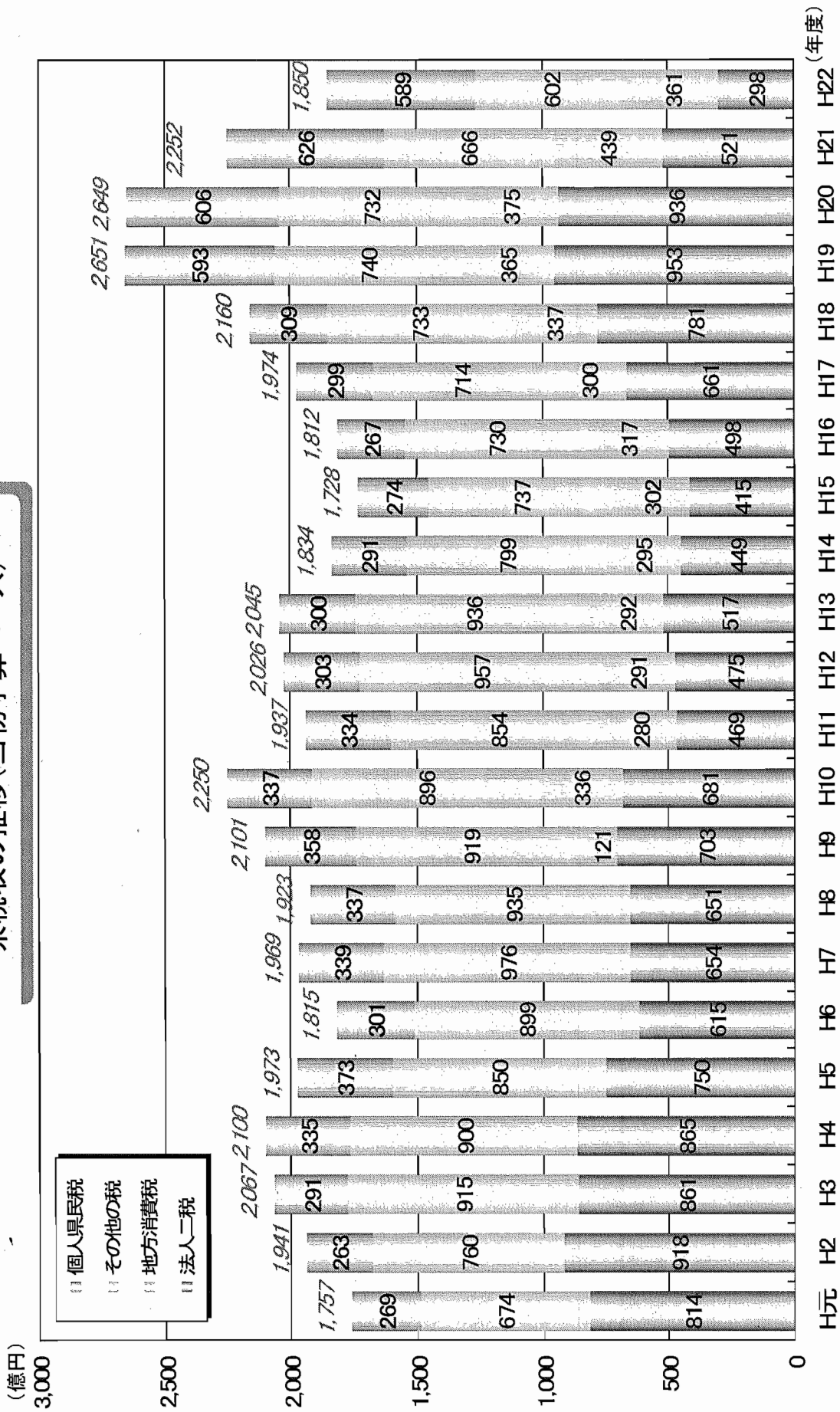
歳入予算の推移(当初予算ベース)

(億円)



県税収の推移

県税収の推移(当初予算ベース)



歳出予算額の説明

【H22歳出予算の状況】

【義務的経費】

区分	平成21年度 当初予算額 A	平成22年度 当初予算額 B	B/A (%)
人件費	225,508	222,447	98.6
扶助費	10,165	10,878	107.0
公債費	103,730	102,024	98.4
小計	339,403	335,349	98.8

(単位:百万円)

【その他の経費】

区分	平成21年度 当初予算額 A	平成22年度 当初予算額 B	B/A (%)
貸付金	4,845	2,462	50.8
補助費等	182,605	188,996	103.5
物件費	26,714	28,237	105.7
投資・出資金	3,024	2,968	98.1
その他	17,346	17,062	98.4
小計	234,534	239,725	102.2

(単位:百万円)

【投資的経費】

区分	平成21年度 当初予算額 A	平成22年度 当初予算額 B	B/A (%)
普通建設事業費	84,681	81,038	95.7
うち補助	36,365	40,622	111.7
単独	35,719	31,257	87.5
災害復旧事業費	3,182	8,751	275.0
小計	87,863	89,789	102.2

(単位:百万円)

【歳出計】

区分	平成21年度 当初予算額 A	平成22年度 当初予算額 B	B/A (%)
歳出計	661,800	664,863	100.5

(単位:百万円)

社会保障関係経費の推移

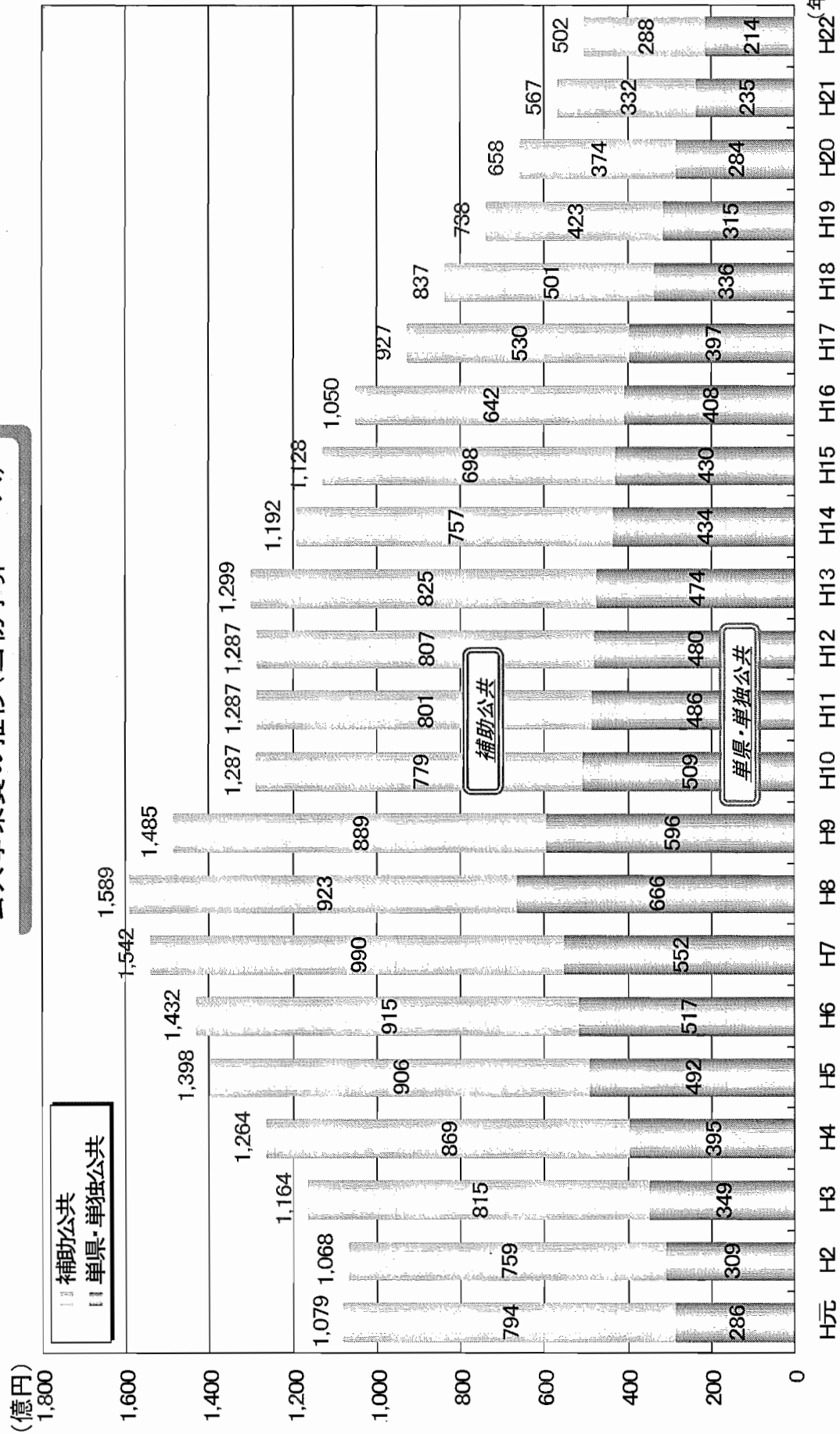
主な社会保障関係経費の推移(当初予算ベース)



※介護給付費負担金がスタートする前年度(H11)からの推移

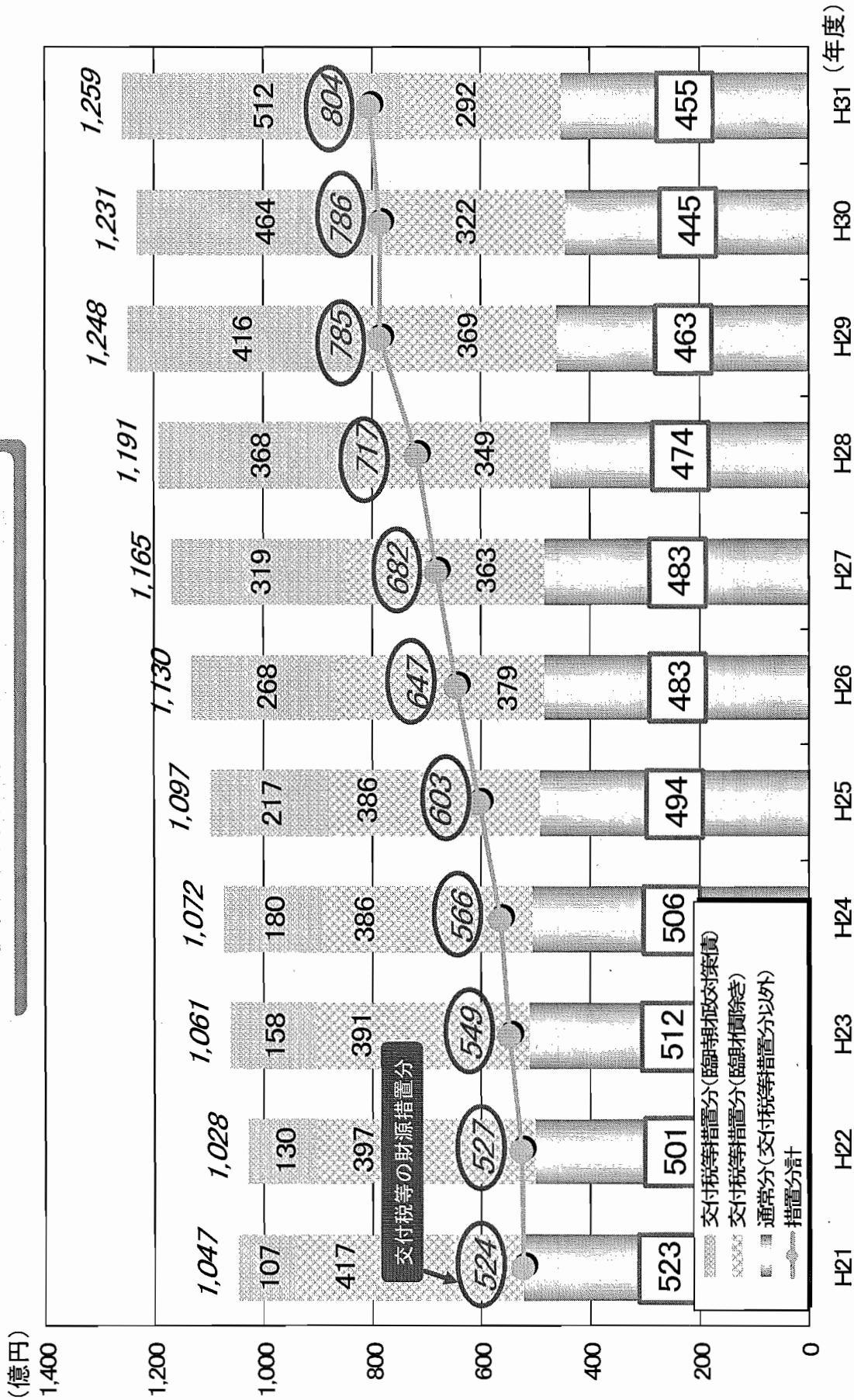
公共事業費の推移

公共事業費の推移(当初予算ベース)



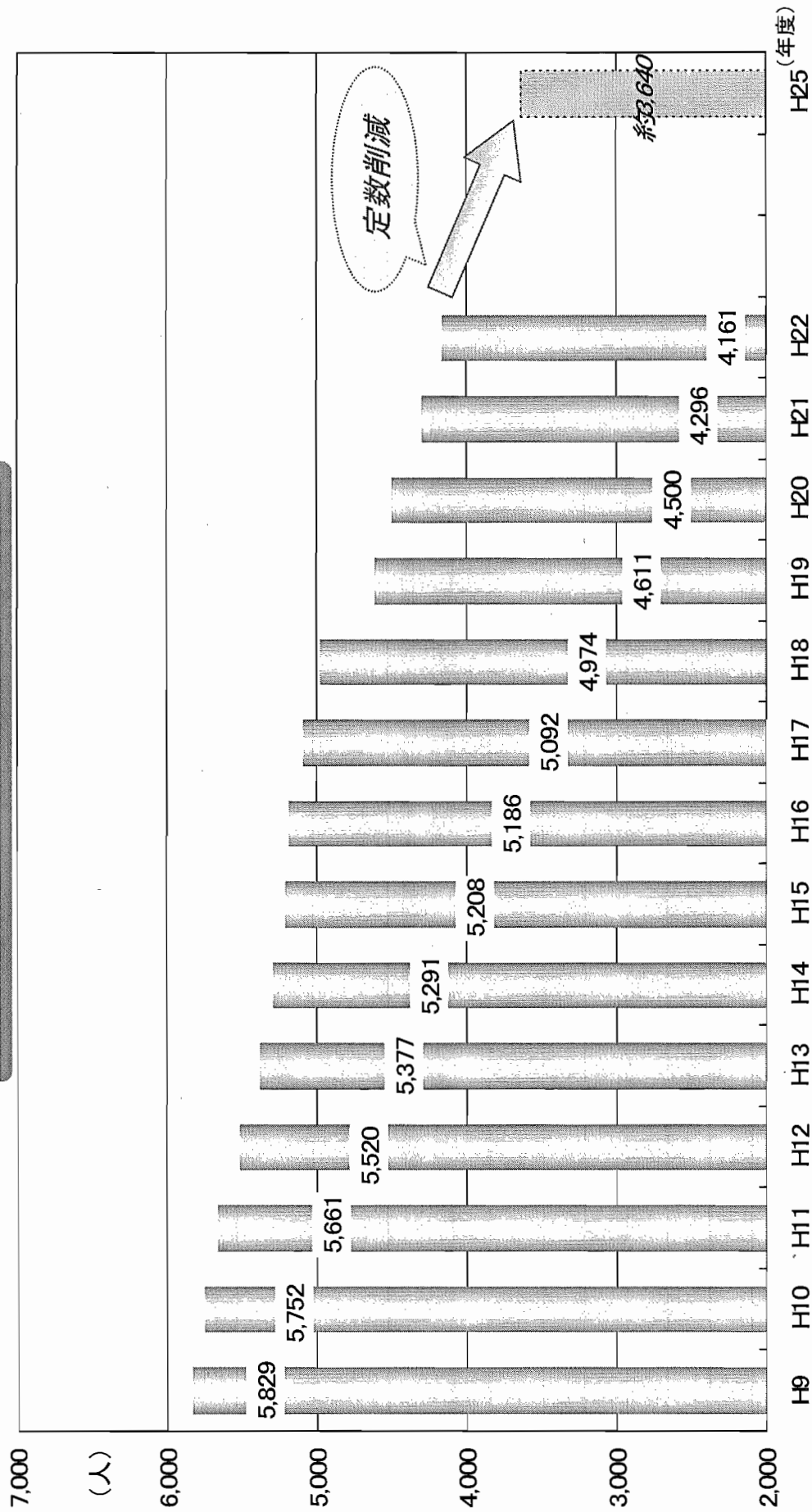
公債費の将来推計

公債費の今後の推計(普通会計ベース)



知事部局等職員数の推移と目標

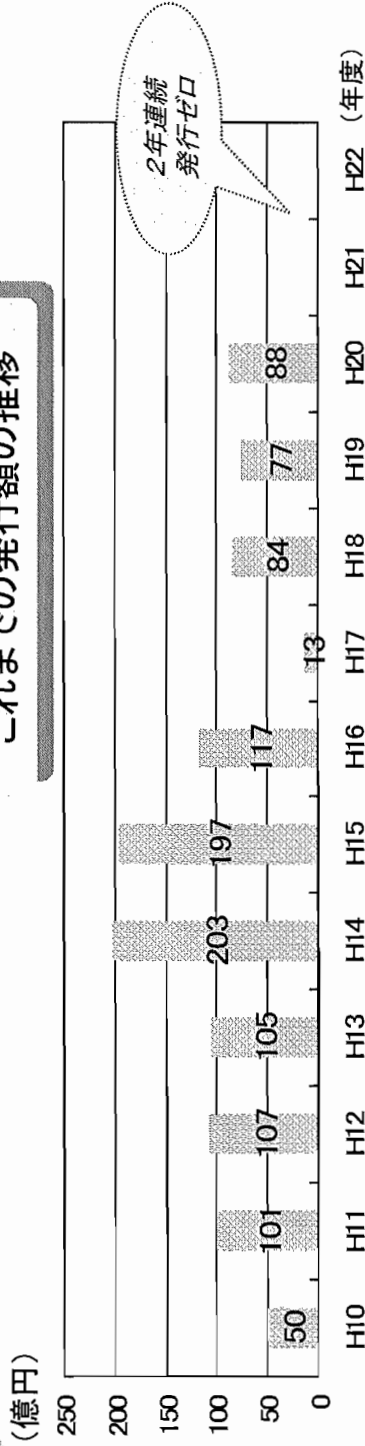
これまでの知事部局等職員数の推移と目標



※H22年度は見込数

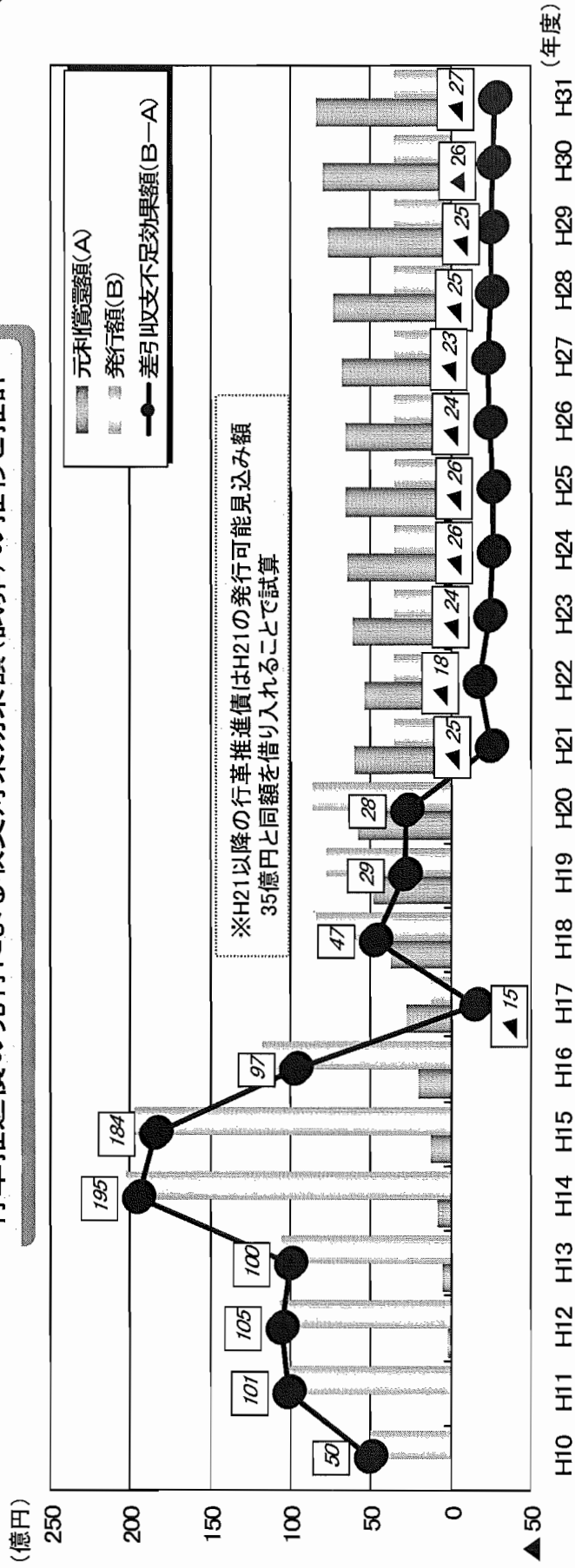
行革推進債の発行推移等

これまでの発行額の推移



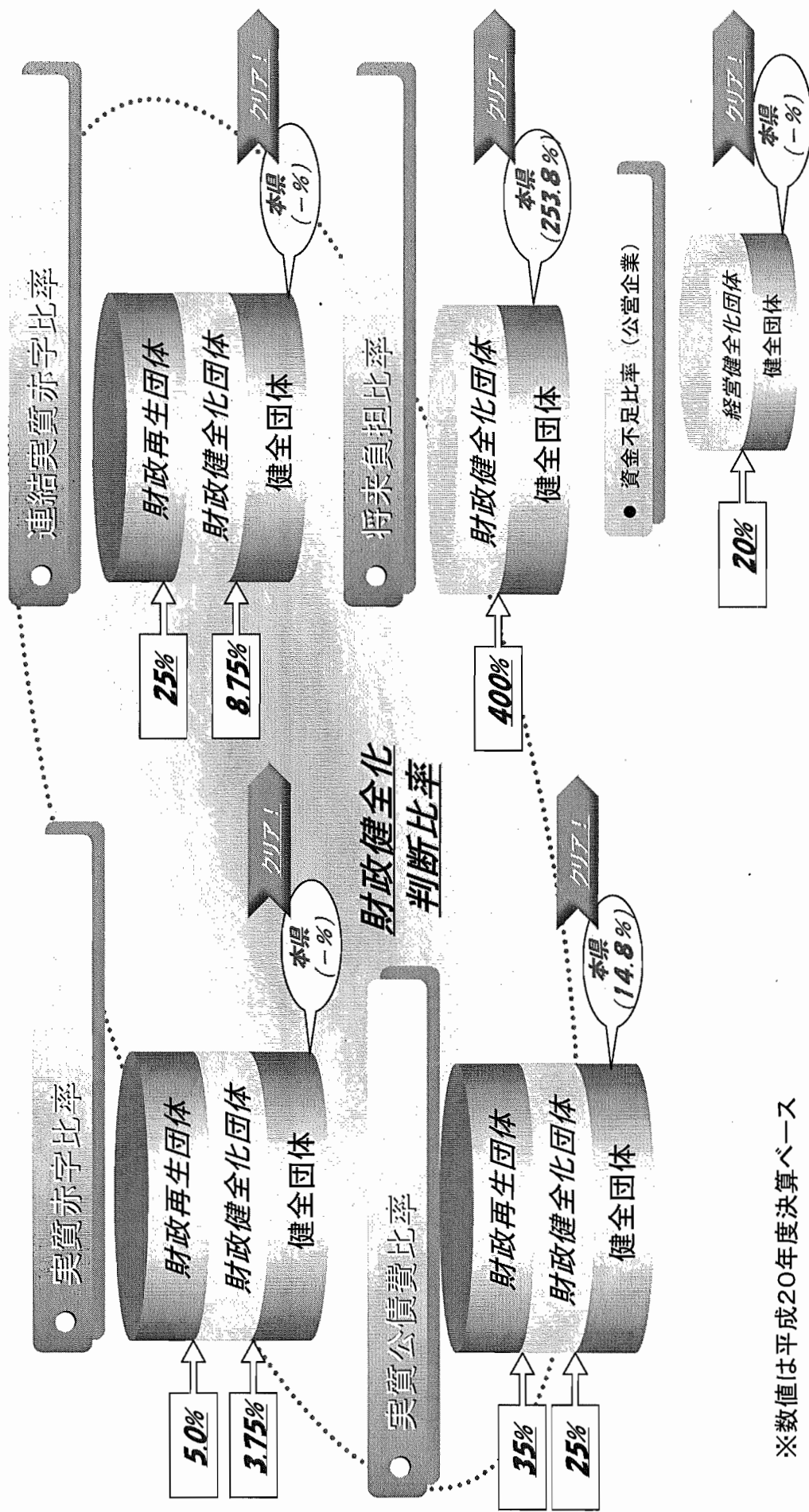
これまでの発行総額
(H10~H20累計)
1.140億円

行革推進債の発行による収支対策効果額(試算)の推移と推計



県財政の健全度

財政健全化法による指標を用いて判断すると...



※数値は平成20年度決算ベース

<お問い合わせ先>

- 岡山県総務部財政課
 - 住所 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
 - TEL 086-226-7232(直通)
 - FAX 086-221-6798
 - E-mail zaisei@pref.okayama.lg.jp

- 岡山県総務部財政課ホームページ
 - http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=8



岡山県マスコットもっちゃん

さらに詳しい情報は
県庁ホームページで
ご覧になれます。

生活環境保健福祉委員会資料

平成22年度当初予算額について

平成22年2月15日

保 健 福 祉 部

平成22年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

区分	平成21年度		平成22年度		(C)/(A)
	当初予算額(A)	当初要求額(B)	当初予算額(C)	(%)	
A 義務的経費	(64,773,315)	(68,838,504)	(68,838,504)	(106.3)	
	68,547,895	72,694,157	72,694,157	106.0	
B 一般公共事業費	()	()	()	(-)	
	()	()	()	(-)	
	()	()	()	(-)	
C 国庫補助事業費	(4,093,034)	(3,765,934)	(3,765,934)	(92.0)	
	10,453,215	22,410,628	22,410,628	214.4	
D 基準行政運営費	(5,376,244)	(5,183,135)	(5,104,368)	(94.9)	
	5,639,973	5,418,043	5,339,276	94.7	
E 単県行政施策費	(1,502,083)	(1,448,080)	(1,448,080)	(96.4)	
	1,676,217	1,606,539	1,606,539	95.8	
計	(5,388,512)	(5,167,699)	(5,183,801)	(96.2)	
	6,361,990	6,160,462	6,176,564	97.1	
一般会計の計	(81,133,188)	(84,403,352)	(84,340,687)	(104.0)	
	92,679,290	108,289,829	108,227,164	116.8	
特別会計の計	343,583	326,042	326,042	94.9	
合計	(81,133,188)	(84,403,352)	(84,340,687)	(104.0)	
	93,022,873	108,615,871	108,553,206	116.7	

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	児童手当費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,042,802)	(4,396,614)	(4,396,614)	
	4,042,802	4,396,614	4,396,614	
説明	児童手当法に基づき、市町村が児童手当を支給するために要する経費の 県負担分			
分類	事項名	児童保育費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,017,922)	(1,044,774)	(1,044,774)	
	1,017,922	1,044,774	1,044,774	
説明	児童福祉法第55条に基づく私立保育所運営費の県負担分			
分類	事項名	児童保護費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,790,467)	(1,794,627)	(1,794,627)	
	3,675,546	3,680,266	3,680,266	
説明	要保護児童の心身とも健全な育成を図るための保護措置及び契約による 障害児施設利用児童の施設給付費等に要する経費			
	1. 保護措置分等	2,238,623 → 2,238,623		
	2. 利用契約分	1,441,643 → 1,441,643		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	児童扶養手当費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(216,088) 320,384	(194,823) 291,859	(194,823) 291,859	
説明	児童扶養手当法に基づき、母親等が児童を養育している場合に支給される児童扶養手当の支給に要する経費			
分類	事項名	結核健康診断・医療費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(7,061) 18,918	(7,636) 21,565	(7,636) 21,565	
説明	<p>感染症法に基づき、私立学校等が実施する定期健康診断に対する補助及び結核医療費等に要する経費</p> <p>1. 定期健康診断費 2,154 → 2,154</p> <p>2. 結核患者医療療養費 1,958 → 1,958</p> <p>3. 結核入院患者医療療養費 17,267 → 17,267</p> <p>4. 公費負担事務費 186 → 186</p>			
分類	事項名	予防接種事故救済給付費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(11,138) 33,722	(11,182) 33,892	(11,182) 33,892	
説明	<p>予防接種により健康被害が発生した場合に市町村が給付する医療費等に対する負担及び健康状況調査の実施に要する経費</p> <p>1. 予防接種事故対策費 33,543 → 33,543</p> <p>2. 予防接種後健康状況調査費 349 → 349</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	老人医療費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(4,326)	(3,501)	(3,501)
	4,326	3,501	3,501
説明	老人保健法(現:高齢者の医療の確保に関する法律)に基づき、市町村が行う医療給付事業に要する費用の県負担分		
分類	事項名	後期高齢者医療費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(20,045,056)	(21,843,178)	(21,843,178)
	20,045,056	21,843,178	21,843,178
説明	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う医療給付、保険料軽減等に要する費用の県負担分</p> <p>1. 療養給付費県負担金 17,524,387 → 17,524,387</p> <p>2. 基盤安定事業負担金 3,633,533 → 3,633,533</p> <p>3. 不均一保険料負担金 1,142 → 1,142</p> <p>4. 高額医療費負担金 684,116 → 684,116</p>		
分類	事項名	岡山県後期高齢者医療財政安定化基金積立金	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(142,667)	(159,752)	(159,752)
	431,766	480,730	480,730
説明	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、県に設置した後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金及び運用利息の積立に要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	介護給付費負担金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(19,713,508)	(20,589,964)	(20,589,964)	
	19,713,508	20,589,964	20,589,964	
説明	介護保険法に基づき、保険者(市町村)が行う介護給付及び地域支援事業に要する費用の県負担分 1. 介護給付費県負担金 20,013,443 → 20,013,443 2. 地域支援事業県交付金 576,521 → 576,521			
分類	事項名	岡山県介護保険財政安定化基金積立金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	47,243	13,724	13,724	
説明	介護保険法に基づき、保険者(市町村)の介護保険の財政の安定化に資するため、県に設置した介護保険財政安定化基金への運用利息等の積立てに要する経費			
分類	事項名	国民健康保険費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(12,484,735)	(12,980,788)	(12,980,788)	
	12,484,735	12,980,788	12,980,788	
説明	国民健康保険制度の運営の安定化を図るために要する経費 1. 県財政調整交付金等 6,862,783 → 6,862,783 2. 保険基盤安定事業負担金 5,004,616 → 5,004,616 3. 高額医療費共同事業負担金 878,569 → 878,569 4. 特定健康診査・保健指導負担金 234,820 → 234,820			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	精神保健措置費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(7,867) 30,476	(6,254) 24,267	(6,254) 24,267
説明	精神保健福祉法に基づく精神障害者の医療及び保護等に要する経費		
	1. 措置入院費	24,251 →	24,251
	2. 診療報酬支払事務費	16 →	16
分類	事項名	精神障害者自立支援給付費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(658,016) 1,296,414	(681,213) 1,340,637	(681,213) 1,340,637
説明	障害者自立支援法に基づく精神障害者の医療に要する経費		
	1. 通院医療費	1,318,849 →	1,318,849
	2. 診療報酬支払事務費	21,788 →	21,788
分類	事項名	特別障害者手当等給付費	
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(9,015) 36,055	(8,959) 35,827	(8,959) 35,827
説明	精神又は身体に障害を有する者の福祉の向上を図るため、在宅の重度の障害者に対して特別障害者手当等を支給する経費		
	1. 特別障害者手当	26,335 →	26,335
	2. 障害児福祉手当	8,456 →	8,456
	3. 経過的福祉手当	1,036 →	1,036

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	自立支援給付費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,016,972) 4,026,443	(4,489,690) 4,503,326	(4,489,690) 4,503,326	
説明	<p>障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを給付するために要する経費の県負担分</p>			
	1. 介護給付費	3,144,629 → 3,144,629		
	2. 訓練等給付費	784,155 → 784,155		
	3. 自立支援医療費	470,405 → 470,405		
	4. 療養介護医療費	7,703 → 7,703		
	5. 補装具給付費	93,733 → 93,733		
	6. サービス利用計画作成費	2,701 → 2,701		
分類	事項名	生活保護費		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(389,614) 1,099,834	(427,619) 1,209,755	(427,619) 1,209,755	
説明	<p>生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長するための経費</p>			
	1. 生活保護費	957,135 → 957,135		
	2. 居住地不明分負担金等	252,620 → 252,620		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	災害救助基金積立金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(76,061) 82,745	(57,930) 59,490	(57,930) 59,490	
説明	災害救助法の規定に基づき積み立てる災害救助基金への法定積立金			
分類	事項名	国庫支出金返納金		
A	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(140,000) 140,000	(140,000) 140,000	(140,000) 140,000	
説明	国庫支出金の精算に伴う返納に要する経費			
		1. 民生費関係	100,000 →	100,000
		2. 衛生費関係	40,000 →	40,000
A分類計	前年度予算額 (64,773,315) 68,547,895	本年度要求額 (68,838,504) 72,694,157	本年度予算額 (68,838,504) 72,694,157	

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	周産期医療対策費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(33,902)	(48,943)	(48,943)
		647,715	620,866	620,866
説明	1. 周産期医療対策推進事業費		149,713 →	149,713
	出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う総合(地域)周産期母子医療センターの運営費に対する補助等			
	2. 不妊治療対策事業費		73,421 →	73,421
	不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対し、不妊に関する相談や不妊治療費の費用助成を行う経費			
説明	3. 妊婦健康診査支援基金積立金		1,276 →	1,276
	岡山県妊婦健康診査支援基金への運用利息の積立て			
説明	4. 妊婦健康診査臨時特例事業費		396,456 →	396,456
	妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する妊婦健康診査に必要な経費補助			
分類	事項名	母子医療対策費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(93,806)	(94,559)	(94,559)
		190,874	193,167	193,167
説明	1. 身体障害児育成対策費		139 →	139
	自立支援医療(育成医療)に係る事務に要する経費			
	2. 結核児童療育対策費		251 →	251
	長期間の入院治療を要する結核児童に対し、医療費の自己負担分を公費負担し、学習及び療養生活に必要な物品を支給する費用			
説明	3. 小児慢性特定疾患対策費等		157,342 →	157,342
	小児慢性疾患のうち特定の疾患で症状の重い児童に対し、医療費の自己負担分を公費負担する費用			
説明	4. 未熟児養育対策費		35,435 →	35,435
	入院治療を必要とする未熟児に対し、医療費の自己負担分を公費負担する費用			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	家庭児童指導事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(344,903) 676,241	(216,485) 418,168	(216,485) 418,168
説明	1. 家庭児童相談室運営費 14,215 → 14,215 児童相談所に配置している家庭児童相談室の運営に要する経費		
	2. 母親クラブ活動促進費 12,464 → 12,464 児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的な参加による地域活動の促進に要する経費		
	3. 民間児童厚生施設等活動推進事業費 610 → 610 小型児童館、児童センターにおいて、自然体験活動事業や子どもボランティア育成支援事業などを行うための経費補助		
	【重点事業】4. 放課後児童健全育成事業費 389,833 → 389,833 昼間に保護者のいない小学校低学年の児童の健全育成を図るために設置する放課後児童クラブの運営費補助		
	5. 児童環境づくり基盤整備事業 1,046 → 1,046 児童委員及び主任児童委員に対する研修等に要する経費		
分類	事項名	児童厚生施設整備費 【重点事業】	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(7,061) 14,121	(11,358) 22,716	(11,358) 22,716
説明	児童厚生施設整備費 放課後児童クラブ室等の整備に対する経費補助		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	特別保育事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(86,133) 173,747	(172,984) 345,967	(172,984) 345,967
説明		<p>1. 特定保育事業 180 → 180 保護者のパートタイム就労等による断続的な保育需要に対応するため、一定程度の日時に保育を行う保育所に対する経費補助</p> <p>2. 休日保育事業 5,240 → 5,240 日曜、祝日等における保育需要に対応するため、休日等に保育を行う保育所に対する経費補助</p> <p>3. 病児・病後児保育事業 71,185 → 71,185 病気や体調不良の児童の保育需要に対応するため、病気の児童を一時的に保育する病院等や、保育中に体調不良となった児童への緊急的な対応を行う保育所に対する経費補助</p> <p>4. 待機児童解消促進事業 7,496 → 7,496 保育所を利用していない親子等に保育所を開放し、入所児との交流を図るための経費補助</p> <p>5. 延長保育事業 261,866 → 261,866 就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所の開所時間を超えた保育事業に対する経費補助</p>		
分類	事項名	安心こども基金事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(84,809)	(1,269) 1,404,614	(1,269) 1,404,614
説明		<p>1. 安心こども基金積立金 3,950 → 3,950 岡山県安心こども基金への運用利息の積立て</p> <p>【一部重点事業】 2. 安心こども基金事業費 1,400,664 → 1,400,664 市町村及び事業者等が実施する保育サービス等の充実、地域の子育て支援の充実、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充などに必要な経費補助</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	児童福祉施設事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(15,263) 34,599	(19,654) 46,797	(19,654) 46,797
説明	<p>1. 県立児童福祉施設事業 2,641 → 2,641 入所児童等の処遇改善を図るため、社会復帰の促進に向けた取組、心身機能の低下防止、円滑な社会復帰に向けた心理的治療等を行う経費</p> <p>2. 児童自立支援事業 31,209 → 31,209 被虐待児童の処遇向上や自立支援を図るため、県立児童福祉施設に家庭支援専門相談員、被虐待児個別対応職員、小規模ユニットケア担当職員及び心理療法担当職員を配置する経費</p> <p>【重点事業】 3. 児童家庭支援センター運営事業 12,947 → 12,947 地域の児童、家庭の福祉向上を図るため、児童・家庭・地域住民等からの相談に対して必要な助言や、保護を要する児童又は保護者に対する指導を行う児童家庭支援センターの運営費補助</p>		
分類	事項名	児童相談所事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(9,142) 11,934	(9,012) 11,181	(9,012) 11,181
説明	<p>1. 一時保護所費 852 → 852 一時保護所に入所する児童の保護に要する経費</p> <p>2. ひきこもり等児童福祉対策事業 387 → 387 ひきこもり等の児童の自主性、社会性の向上を図るため、野外宿泊指導、児童相談所における生活指導・心理療法等の実施に要する経費</p> <p>3. ふれあい心の友訪問援助事業 497 → 497 児童福祉に理解と情熱を有する大学生等をひきこもり等の児童の家庭に派遣するための経費</p> <p>4. 里親支援機関事業 3,149 → 3,149 里親制度の普及啓発、里親の資質向上を図るための研修、里親に対する相談・援助等の実施に要する経費</p> <p>5. 子ども家庭電話相談事業 6,296 → 6,296 家庭・地域における児童養育機能を支援するため、児童を養育する家庭等に対し、電話による相談事業を実施する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	児童虐待防止事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(18,089)	(17,548)	(17,548)
		24,045	26,649	26,649
説明	1. 児童虐待対応強化事業 6,918 → 6,918 児童虐待に関する調査、関係機関との連絡調整等を専門的に行う児童虐待対応協力員の配置に要する経費 2. 児童相談所カウンセリング事業 1,560 → 1,560 保護者に対する児童相談所のカウンセリングの充実や児童相談所職員の資質向上に要する経費 3. 一時保護所体制強化事業 3,206 → 3,206 一時保護児童の増加や一時保護期間の長期化により、心の面の個別ケア等に対応するため、一時保護所に心理判定員を配置する経費 4. 児童虐待防止等ネットワーク事業 1,131 → 1,131 県要保護児童対策地域協議会、市町村における要保護児童対策地域協議会の連絡会議の開催等に要する経費 5. 児童虐待防止専門職員研修会事業 794 → 794 被虐待児及び親へのカウンセリングに従事する児童相談所及び児童養護施設職員を対象とした研修会の開催に要する経費 6. 児童相談所法的対応強化事業 1,088 → 1,088 児童虐待事例に対する法的対応の強化に要する経費 7. 児童相談所24時間・365日体制強化事業 4,060 → 4,060 中央児童相談所に夜間対応相談員及び休日相談員を配置する経費 8. 一時保護機能強化事業 6,732 → 6,732 一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能の充実を図るため、一時保護対応協力員を配置する経費 9. 児童相談所スーパーバイズ機能強化事業 1,160 → 1,160 高度な専門性を持つ学識経験者や実務経験者からの援助を受け、児童相談所における専門性の強化と職員の質の向上を図るための経費			
分類	事項名	女性相談所事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(1,583)	(1,500)	(1,500)
		2,978	2,778	2,778
説明	女性相談所事業費 女性相談所の機能強化を図るために必要な事業に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	救急医療体制整備費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(299,672)	(319,725)	(319,725)
		632,304	699,462	699,462
説明	1. 病院群輪番制助成費	12,476 →	12,476	
	二次医療圏単位で、休日・夜間における小児重症救急患者の入院医療を確保する体制を構築する医療機関に対する運営費補助			
	2. 救命救急センター補助金	322,103 →	322,103	
	重篤救急患者の医療を確保するため、高度な診療機能を有し24時間体制で患者を受け入れる救命救急センターに対する運営費補助			
	3. 災害・救急医療情報システム事業費	54,302 →	54,302	
	医療機関の応需情報等を登録し、平常時の救急医療の確保、情報提供、医療機関の連携と、災害時の医療救護の確保を図るための経費			
	4. ドクターヘリ導入促進事業費	209,852 →	209,852	
	救命率の向上及び広域患者の搬送を図るため、救急患者に早期に治療を開始し、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリの運営費補助			
5. 小児救急医療電話相談等事業費	13,166 →	13,166		
夜間の小児救急に際して保護者が安心感を持って対応できるよう、小児科医等による電話相談の実施に要する経費				
6. 救急医療啓発推進事業	1,182 →	1,182		
救急医療に対する啓発を図るため、救急医療現場の実態や正しい救急医療機関の利用方法等の講習会の実施に要する経費				
7. 救急勤務医支援事業	61,589 →	61,589		
休日・夜間に救急医療に従事する医師の処遇改善を図るために救急勤務医手当を創設・支給する医療機関に対する助成				
【重点事業】 8. 消防法の一部改正に伴う受入困難事案	24,792 →	24,792		
患者受入医療機関支援事業 消防法改正に伴い、受入困難事案患者を確実に受け入れる医療機関に対する空床確保のための経費補助				

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	へき地医療支援事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(55,350) 114,994	(26,998) 67,017	(26,998) 67,017	
説明	<p>1. へき地医療支援機構運営費 10,957 → 10,957 全県一元的にへき地医療に係る事業の企画・調整等を行い、円滑かつ効率的に実施する「へき地医療支援機構」の運営に要する経費</p> <p>2. へき地医療拠点病院運営費 43,037 → 43,037 無医地区等を対象とした巡回診療及びへき地診療所等への医師派遣を行う「へき地医療拠点病院」に対する運営費補助</p> <p>3. へき地診療所設備整備費 9,431 → 9,431 市町村が設置・運営するへき地診療所の医療機器整備に対する補助</p> <p>4. へき地診療所運営費 3,592 → 3,592 市町村が設置・運営するへき地診療所において運営上生じた赤字額の一部に対する補助</p>			
分類	事項名	医師確保・医療体制整備事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(47,472) 139,829	(55,272) 145,995	(55,272) 145,995	
説明	<p>1. 地域における医療対策協議会 1,922 → 1,922 地域医療を担う医師の確保対策、産科・小児科医療の連携体制の確保等の検討を行う協議会の運営に要する経費</p> <p>2. 医師派遣体制構築事業 15,000 → 15,000 医師確保が困難な地域に医師を派遣する医療機関に対し、医師派遣による対価の一部に相当する額を助成する経費</p> <p>3. 医師再就職促進事業 3,000 → 3,000 出産・育児等により離職した女性医師の円滑な再就職のため、情報提供窓口の設置、医療機関への復職担当者の設置等に要する経費</p> <p>4. 医学部地域枠医師養成緊急確保事業 24,500 → 24,500 医師不足が深刻な地域で地域医療を担う医師を確保するため、大学医学部に確保した地域枠定員の学生に奨学金を貸し付ける経費</p> <p>5. 小児救急医療拠点病院運営事業 39,446 → 39,446 二次医療圏単位で小児救急医療の確保が困難な地域で、広域を対象に小児救急患者を受け入れる体制を構築する医療機関に対する経費補助</p> <p>6. 産科医等育成・確保支援事業 62,127 → 62,127 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当及び研修医手当等を支給する分娩取扱機関に対する助成</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	地域医療再生事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	()	()
		1,743,058	1,743,058
説明	<p>1. 地域医療再生臨時特例基金積立金 7,919 → 7,919 岡山県地域医療再生臨時特例基金への運用利息の積立て</p> <p>【重点事業】2. 地域医療再生基金事業 1,735,139 → 1,735,139 地域における医療課題の解決を図るため、二次医療圏単位での医療機能の強化、医師確保等の取組その他の施策について県が策定した「地域医療再生計画」に基づく事業に要する経費</p>		
分類	事項名	医療施設等施設整備費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	()	()
	504,733	1,133,938	1,133,938
説明	<p>1. 看護師勤務環境改善施設整備事業 4,942 → 4,942 医療の高度化に対応可能なナースステーションの整備に対する補助</p> <p>2. 医療施設近代化施設整備事業 65,375 → 65,375 医療施設の環境改善を図るために必要な施設整備に対する補助</p> <p>3. がん診療施設設備整備事業 42,000 → 42,000 がん診断・治療に使用する臨床検査機器等の設備整備に対する補助</p> <p>4. 看護師宿舍施設整備事業 507 → 507 看護職員の住環境の改善を図るための宿舍個室化整備に対する補助</p> <p>5. 看護師等養成所施設整備事業 2,875 → 2,875 看護教育の充実を図るため看護師等養成所の施設整備に対する補助</p> <p>6. 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 3,500 → 3,500 医学的リハビリテーションに必要な医療機器の設備整備に対する補助</p> <p>7. 医療施設耐震化臨時特例基金積立金 5,203 → 5,203 岡山県医療施設耐震化臨時特例基金への運用利息の積立て</p> <p>【重点事業】8. 医療施設耐震化臨時特例事業 1,009,536 → 1,009,536 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震化を促進するため、医療施設の耐震補強、耐震化のための新築建替え、増改築に対する補助</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	看護師等確保・養成事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(226,375) 414,040	(217,472) 404,333	(217,472) 404,333	
説明	<p>1. 実習指導者養成講習会 2,177 → 2,177 県内の看護師等学校養成所で実習指導に携わる者に対し、必要な知識・技術の修得を目的とした講習を行う経費</p> <p>2. 院内保育所運営費補助金 106,165 → 106,165 乳幼児を持つ看護職員の離職防止や潜在看護職員の再就業を促進するため、病院等が設置する保育施設に対する運営費補助</p> <p>3. 看護師等養成所運営費補助金 286,208 → 286,208 看護教育の充実を図るため、保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対する運営費補助</p> <p>【重点事業】4. 短時間正規雇用等看護職員の 8,196 → 8,196 多様な勤務形態導入事業 看護職員の就労環境を改善するため、就労環境改善委員会を開催し、短時間正規雇用の導入を図ろうとする医療機関に対する助成</p> <p>5. 経済連携協定(EPA)に基づく 1,587 → 1,587 外国人看護師受入事業 外国人看護師候補者の就労上必要な日本語能力を高める研修、受入施設の研修支援体制の充実を図るために必要な経費補助</p>			
分類	事項名	精神保健福祉推進費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(17,270) 43,628	(16,780) 44,503	(16,780) 44,503	
説明	<p>1. 精神保健福祉センター事業費 15,844 → 15,844 精神保健福祉相談、こころの電話相談及び地域精神保健福祉活動を行う保健所・市町村等に対する相談指導、技術援助等に要する経費</p> <p>2. 法施行事務費等 21,855 → 21,855 精神保健福祉法等に基づく精神医療審査会の開催、指定病院等指導監査、精神障害者保健福祉手帳交付等の事務に要する経費</p> <p>3. 地方独立行政法人評価委員会 568 → 568 運営事業費 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績評価等を行う評価委員会の運営に要する経費</p> <p>4. 精神保健相談指導費 6,236 → 6,236 保健所で行う精神保健相談等の実施に要する経費</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	精神科救急医療システム整備事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(18,923) 25,963	(13,207) 23,751	(13,207) 23,751
説明	<p>1. 精神科救急情報センター事業費 9,039 → 9,039 休日・夜間に緊急な対応を要する精神障害者に対する相談、指導、診療に必要な情報の提供及び医療機関との連絡調整を行うための経費</p> <p>2. 病院群輪番体制整備費 14,300 → 14,300 緊急な対応を要する精神障害者に対し、病院群輪番体制で休日・夜間の診療体制を確保し、入院に対応するための空床確保に要する経費</p> <p>3. 連絡調整委員会運営事業費等 412 → 412 精神科救急医療システム整備事業の円滑かつ適正な運営を図るための経費</p>		
分類	事項名	健康増進事業補助金	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(28,196) 56,392	(19,737) 39,473	(19,737) 39,473
説明	<p>健康増進事業補助金 市町村が行う健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業に対する補助</p>		
分類	事項名	口腔衛生対策費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(2,784) 3,806	(755) 3,452	(755) 3,452
説明	<p>1. 地域歯科保健対策協議会費 755 → 755 歯科保健向上のシステムを構築するため、歯科保健対策協議会、地域歯科保健推進会議、市町村歯科保健担当者会議の開催に要する経費</p> <p>2. 6才臼歯を守ろう大作戦事業 1,805 → 1,805 生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、最初に萌出する永久歯である6才臼歯のむし歯予防に係る事業の実施に要する経費</p> <p>3. 歯科における地域連携クリティカルパス 892 → 892 推進事業 脳卒中等の患者が摂食・嚥下障害による生活機能の低下を招くことのないよう、医科と連携した歯科医療体制の整備等に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	岡山がんフロンティア事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(43,205) 65,705	(43,348) 71,822	(43,348) 71,822
説明	<p>1. がん医療水準の均てん化促進事業費 45,000 → 45,000 県民がどこに住んでいても質が高く、安心して療養ができるよう、がん診療連携拠点病院の機能充実と医療連携体制の構築に要する経費補助</p> <p>2. 乳がん・子宮がん検診受診促進事業 1,120 → 1,120 乳がん・子宮がんの予防のため、働き盛り世代を対象としたがん検診受診、がん予防の生活習慣の定着の促進を図る経費</p> <p>3. 生活習慣病検診等管理指導協議会 897 → 897 生活習慣病の動向の把握、市町村・検診実施機関における検診の実施、精度管理のあり方等について専門的見地から保健指導を行う経費</p> <p>4. 生活習慣病登録・評価事業費 21,213 → 21,213 医療機関の届出に基づく登録を行い、がんの罹患、治療状況、検診の受診状況、生存率に関する動向等の把握と解析評価を行うための経費</p> <p>5. 生活習慣病検診従事者研修事業 1,388 → 1,388 精度の高い検診体制を整備するため、がんの精密検診に従事する医師等の検査技術の向上等を図る研修に要する経費</p> <p>6. がん患者及び家族の生活の質(QOL) 維持向上支援事業 2,204 → 2,204 がん患者及びその家族の生活の質の維持向上を図るため、患者会が設置・運営するがんサロンの支援等に要する経費</p>		
分類	事項名	保健所結核関係費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(12,532) 16,467	(11,696) 16,423	(11,696) 16,423
説明	<p>1. 患者家族等検診費 7,045 → 7,045 結核患者の同居家族や家族と同様に接触の多い親族等に対する結核の健康診断、予防接種等に要する経費</p> <p>2. 診査協議会費等 9,378 → 9,378 結核患者の医療の適否及び公費負担申請等を審議する感染症診査協議会(結核部会)の運営等に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	感染症発生動向調査事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(6,558) 13,115	(7,365) 14,729	(7,365) 14,729
説明	<p>1. 結核・感染症発生動向調査対策費 14,519 → 14,519 感染症に対する監視体制を充実し、流行の実態の早期・的確な把握により感染症のまん延を未然に防止するため、県内の医療機関からの届出情報の受理・集計、検体の分析・検査に要する経費</p> <p>2. 結核感染症発生動向調査専門部会費 210 → 210 感染症に対する監視体制の充実、予防対策及び防疫対策等について調査・審議を行う感染症対策委員会結核・感染症発生動向調査専門部会の開催に要する経費</p>		
分類	事項名	感染症予防費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(196,012) 387,308	(249,824) 493,060	(249,824) 493,060
説明	<p>1. 感染症予防事業費 7,945 → 7,945 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫活動等に要する経費</p> <p>2. 動物由来感染症体制整備事業費 798 → 798 感染症の多くを占める動物由来感染症の予防体制の整備に要する経費</p> <p>3. 感染症患者入院医療費 394 → 394 感染症入院患者の医療に関する費用を公費負担するための費用</p> <p>4. 感染症指定医療機関運営費 22,000 → 22,000 感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、感染症指定医療機関の運営に対する補助</p> <p>5. 感染症流行予測調査費 44 → 44 感染症の流行を予測するため、集団免疫の現況把握及び病原体の調査に要する経費</p> <p>【重点事業】6. 肝炎対策事業費 840 → 840 地域における肝炎治療の充実、向上を図るため、医療提供体制の確保及び患者への情報提供に要する経費</p> <p>【重点事業】7. 肝炎治療助成事業費 461,039 → 461,039 肝炎に係る検査から治療までの総合的な対策を推進するため、インターフェロン治療等に係る医療費の助成、ウイルス検査等に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	新型インフルエンザ対策推進費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(370,003) 416,298	(41,916) 74,211	(41,916) 74,211
説明	<p>【重点事業】 1. 会議研修事業費 2,149 → 2,149 新型インフルエンザ対策連絡会議、感染症対策委員会、関係医療機関会議及び医療従事者等を対象とした研修会の開催に要する経費</p> <p>【重点事業】 2. 感染症外来施設設備整備事業費 25,558 → 25,558 感染症外来協力医療機関が行う院内感染防止のための設備等の整備に対する助成</p> <p>【重点事業】 3. 入院対応医療機関設備等整備事業費 33,708 → 33,708 新型インフルエンザ患者入院対応医療機関が行う医療提供体制整備のための人工呼吸器の整備及び院内感染防止のための設備等の整備に対する助成</p> <p>【重点事業】 4. 保健所等体制整備事業費等 12,714 → 12,714 新型インフルエンザ等の感染症発生時に備え、保健所・医療機関の連携を図るための地域連絡会議の開催、保健所職員及び医療従事者の訓練・研修、保健所職員等の個人感染防護具の備蓄に要する経費</p> <p>5. 抗インフルエンザウイルス薬 82 → 82 備蓄整備事業費 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・管理に要する経費</p>		
分類	事項名	エイズ等特定感染症対策費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(3,832) 7,693	(3,240) 6,482	(3,240) 6,482
説明	<p>1. エイズ普及啓発促進事業費 1,113 → 1,113 エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、エイズ啓発講演の実施に要する経費</p> <p>2. エイズ医療対策促進事業費等 3,147 → 3,147 エイズ医療対策の充実を図るため、医療従事者を対象とした研修会・連絡会議、カウンセリングや事故防止に係る体制整備等に要する経費</p> <p>3. 性感染症対策事業費 913 → 913 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく性器クラジミア感染症及び梅毒の検査に要する経費</p> <p>4. HIV抗体検査及びエイズに関する 1,309 → 1,309 相談事業等 保健所における無料・有料検査の実施、エイズホットライン、エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査の実施等に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	生活衛生営業指導費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(12,026) 22,551	(10,803) 20,105	(10,803) 20,105
説明	生活衛生営業指導センター事業費 生活衛生関係営業の振興及び経営合理化等を推進するために実施する企業診断、経営相談、経営講習会等に要する経費		
分類	事項名	水道施設整備指導監督費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(883) 1,765	(522) 1,044	(522) 1,044
説明	水道施設整備指導監督費 上水道及び簡易水道に係る国庫補助事業について、適正な執行がなされるよう市町村等を指導監督するために要する経費		
分類	事項名	原爆障害者対策費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(14,066) 918,561	(16,365) 1,072,062	(16,365) 1,072,062
説明	<p>1. 検査費 28,389 → 28,389 原爆被爆者及び原爆被爆者二世に対する健康診断の実施に要する費用</p> <p>2. 手当金 1,015,602 → 1,015,602 原爆被爆者に対する医療特別手当、健康管理手当等の各種手当の支給に要する費用</p> <p>3. 慰霊事業費 300 → 300 原爆死没者を慰霊し永遠の平和を祈念するため、被爆者団体等が行う慰霊式典に対する補助</p> <p>4. 相談事業費等 1,673 → 1,673 原爆被爆者に対して、適切な助言指導を行うとともに、定期健康診断の奨励等を行うための経費</p> <p>5. 福祉事業費 26,098 → 26,098 介護保険制度による特別養護老人ホームへの入所、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護を利用する原爆被爆者の利用者負担を軽減するための費用</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	特定疾患対策費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(1,030,521) 2,057,368	(1,156,510) 2,300,504	(1,156,510) 2,300,504
説明	<p>1. 難病治療研究事業費 2,245,625 → 2,245,625 原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、国が定める56疾患に罹患している患者に対して医療費の公費負担を行う費用</p> <p>2. 先天性血液凝固因子障害等 11,945 → 11,945 治療研究事業費 先天性血液凝固因子欠乏症等に罹患している患者に対して医療費の公費負担を行う費用</p> <p>3. 難病対策協議会運営費 1,375 → 1,375 特定疾患、小児慢性特定疾患等の難病対策の推進等を審議する難病対策協議会の開催に要する経費</p> <p>4. 難病特別対策推進事業費 16,378 → 16,378 難病患者の療養生活の質の向上を図るため、各種相談、訪問指導、重症患者の身近な入院施設の確保・相談体制の整備等に要する経費</p> <p>5. 難病相談・支援センター事業 13,763 → 13,763 難病患者等の療養や生活を支援するため、各種相談、情報提供、就労支援、講演・研修会及び地域交流会等の実施に要する経費</p> <p>6. 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者 8,507 → 8,507 訪問看護治療研究事業費 筋萎縮性側索硬化症等の重症難病患者のうち、特に人工呼吸器を装着する患者の在宅療養に係る訪問看護費の公費負担に要する費用</p> <p>7. 難病患者等短期入所事業費 694 → 694 難病患者等の介護者が疾病等により居宅における介護ができない場合に、患者等を一時的に施設に保護するために必要な経費補助</p> <p>8. 難病ホームヘルプサービス事業 890 → 890 難病患者等の家庭に対して入浴等の介護、家事等のサービスを提供するホームヘルパーを派遣するために必要な経費補助</p> <p>9. 日常生活用具給付事業 1,327 → 1,327 難病患者等に対して特殊寝台等の日常生活用具を給付するために必要な経費補助</p>		
分類	事項名	公害健康被害者救済対策費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(2,745) 188,576	(2,607) 185,708	(2,607) 185,708
説明	<p>1. 公害健康被害補償事業費 180,120 → 180,120 公害健康被害認定患者及びその遺族に対する障害補償費、療養費等の各種補償給付の支給に要する費用</p> <p>2. 公害健康被害補償給付支給事務費等 5,588 → 5,588 公害健康被害認定審査会、公害診療報酬審査委員会の開催及び家庭療養指導等の保健福祉事業に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	薬事関係事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(2,307)	(4,264)	(4,264)
説明	<p>1. 薬事関係調査費 3,897 → 3,897 国からの委託事業として実施する医薬品供給動向調査、医薬品検定検査及び後発医薬品の安心使用を促進するための事業に要する経費</p> <p>2. 救急医薬品需給費 367 → 367 緊急治療用血清の備蓄、供給に要する経費</p>		
分類	事項名	社会福祉事業助成費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(73,057) 108,349	(72,033) 123,325	(72,033) 123,325
説明	<p>1. 社会福祉協議会育成費補助金 10,740 → 10,740 地域福祉活動の振興を図るための専門職員である福祉活動指導員の設置に要する経費補助</p> <p>2. ボランティア振興事業費 1,000 → 1,000 地域が抱える生活・福祉課題を解決するため、市町村社会福祉協議会を中心に、ボランティア団体、NPO法人等と連携、協働して、県民の主体的な参画による福祉活動を推進するための経費に対する補助</p> <p>3. 地域福祉等推進特別支援事業費 1,000 → 1,000 住民参加による地域づくりの一層の推進を図るため、地域社会における諸問題の早期発見・早期対応を図る地域包括ケアシステムの構築・支援、小地域福祉ネットワークの構築・支援を行うための経費補助</p> <p>4. 日常生活自立支援事業 66,585 → 66,585 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うための経費</p> <p>5. 社会福祉協議会育成強化費 27,000 → 27,000 県内の社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の増進を図る岡山県社会福祉協議会に対する負担金</p> <p>6. 地域生活定着支援事業費 17,000 → 17,000 高齢又は障害を有するため、矯正施設退所後に自立した生活を営むことが困難な方に対し、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置・運営する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	福祉サービス苦情解決事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,329) 8,658	(4,329) 8,658	(4,329) 8,658	
説明	<p>福祉サービス苦情解決事業費 福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、岡山県社会福祉協議会に中立の第三者機関として「運営適正化委員会」を設置し、苦情解決の相談、助言、調査又は斡旋を行う経費</p>			
分類	事項名	福祉人材確保等推進事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(35,000) 129,004	(28,686) 204,094	(28,686) 204,094	
説明	<p>1. 福祉人材センター運営事業 31,429 → 31,429 質の高い人材の福祉職場への就業と就業した人材の定着を図るため、岡山県社会福祉協議会に設置した福祉人材センターにおいて無料職業紹介、広報、啓発等を行う経費</p> <p>2. 介護福祉士等修学資金貸付事業 120 → 120 県内の社会福祉士又は介護福祉士の確保を図るため、介護福祉士等の養成施設の在学者で、卒業後指定業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付ける経費</p> <p>3. 福祉・介護人材確保緊急支援事業 168,785 → 168,785 福祉・介護分野の人材を確保するため、職場定着の支援、若い世代や地域の人材確保の推進、介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修、職場体験、円滑な就労・定着の支援、福祉・介護事業所の職員のキャリアアップ支援などを行う経費</p> <p>4. 外国人介護福祉士候補者 3,760 → 3,760 日本語習得支援事業費 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の就労上必要な日本語能力を高める研修を受入施設が実施するために要する経費補助</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	社会福祉施設等耐震化等整備事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	(17,842)	(17,842)
		1,027,408	1,027,408
説明	<p>1. 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 3,301 → 3,301 積立金 岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への運用利息の積立て</p> <p>2. 社会福祉施設等耐震化等整備費 1,024,107 → 1,024,107 社会福祉法人等が実施する社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備に必要な経費補助</p>		
分類	事項名	老人福祉事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(97,608)	(83,525)	(83,525)
	152,471	136,468	136,468
説明	<p>1. 老人クラブ活動等社会活動促進事業 75,941 → 75,941 老人クラブ、県・市町村老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業に必要な経費補助</p> <p>2. 老人クラブ活動推進員設置事業 6,202 → 6,202 老人クラブの育成指導を図るため、岡山県老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を設置するための経費補助</p> <p>3. 高齢者相互支援推進・啓発事業 1,093 → 1,093 元気高齢者が要援護高齢者を支える社会システムを構築するため、活動リーダーの養成、実践活動等を行うための経費補助</p> <p>4. 岡山県高齢者在宅生活支援事業 42,448 → 42,448 高齢者の居宅における日常生活を容易にし、介護者の負担を軽減するため、高齢者住宅改造助成事業を行う市町村に対する補助</p> <p>5. 法施行事務費 2,851 → 2,851 老人福祉法に基づく老人福祉施設の指導監査、有料老人ホームの指導監督及び市町村が行う老人保護措置に関する支援等に要する経費</p> <p>6. 認知症介護研修事業費 2,126 → 2,126 指導的立場にある者等に対し、認知症高齢者の介護の教育的技術等に関する研修を行うための経費</p> <p>7. 地域支援事業等活性化対策費 5,807 → 5,807 介護保険法に基づく地域支援事業を効果的に実施するため、市町村が設置する地域包括支援センターの職員の資質向上を図る経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	療養病床転換助成事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(22,593) 122,000	(19,909) 107,500	(19,909) 107,500	
説明	療養病床転換助成事業 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化を推進するため、病院等の開設者が行う病床転換に要する費用を助成する経費			
分類	事項名	認知症高齢者対策推進費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(7,646) 21,816	(7,481) 21,596	(7,481) 21,596	
説明	<p>1. 市町村技術支援事業 8,923 → 8,923 地域包括支援センターへの技術援助や医療連携の推進を行う認知症専門技術センター、高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護を推進するための法的相談窓口の設置・運営に要する経費</p> <p>2. 認知症早期診断推進事業 12,058 → 12,058 診療所等のかかりつけ医に対する研修、かかりつけ医へ助言等の支援を行う認知症サポート医の養成、認知症の予防・早期発見等を行うマンパワーや拠点等をネットワーク化する体制の構築に要する経費</p> <p>3. 認知症高齢者・家族支援事業 615 → 615 認知症介護経験者等との家族交流、認知症高齢者とその家族を見守る認知症サポーター養成を支援するキャラバンメイト養成に要する経費</p>			
分類	事項名	介護保険特別対策事業費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(2,712) 8,132	(2,696) 8,082	(2,696) 8,082	
説明	<p>1. ホームヘルプサービス利用支援事業 224 → 224 ホームヘルプサービスを利用している低所得の障害者の利用者負担の軽減措置を講じる市町村に対する助成</p> <p>2. 社会福祉法人実施サービス 7,794 → 7,794 利用支援事業 介護保険サービスを提供する社会福祉法人が実施する利用者負担の軽減に対して補助を行う市町村への助成</p> <p>3. 中山間地域における加算に係る 64 → 64 利用者負担軽減措置事業 中山間地域の小規模事業所で訪問系サービスを提供する社会福祉法人が実施する利用者負担の軽減に対して補助を行う市町村への助成</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	介護保険施行事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(28,022)	(25,299)	(25,299)
		56,277	54,063	54,063
説明	1. 介護支援専門員試験及び登録管理費等	13,069	→	13,069
	介護支援専門員を養成するための試験、試験合格者等への実務研修及び実務研修修了者の申請に基づく介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付等に要する経費			
	2. 介護支援専門員資質向上対策事業	12,490	→	12,490
	介護支援専門員が公平な立場で利用者本位の質の高いケアマネジメントを実践できるよう、実務経験に応じた専門研修を行う経費			
	3. 認定調査員等研修事業	2,760	→	2,760
	要介護認定事務の公平・公正かつ円滑な実施を図るため、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対して研修を行う経費			
	4. 介護保険制度推進委員会運営事業	1,091	→	1,091
	介護保険制度の円滑な推進や計画の進行管理について審議・検討を行う委員会の運営に要する経費			
	5. 介護保険審査会運営費	1,706	→	1,706
介護保険者が行った行政処分に対する不服申立の審議・採決を行う審査会の運営に要する経費				
6. 介護サービス評価事業	2,997	→	2,997	
利用者の自由な選択への支援と事業者のサービスの質の向上を図るため、介護保険法に基づき、介護サービス情報の公表、介護サービスの評価を行う経費				
7. 苦情処理体制整備関係補助金	6,101	→	6,101	
居宅サービス事業者や介護保険施設が提供するサービスに係る利用者からの苦情の受付、処理を行う苦情処理体制の整備に要する経費				
8. 事業者・施設指定事業費	8,808	→	8,808	
介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定・更新を行うとともに、事業者情報の登録・管理を行うための経費				
9. 法施行事務費等	5,041	→	5,041	
介護保険事業の適正な事業運営が行われるよう、各保険者に対する助言・指導等に要する経費				

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	()	(6,224,052)	(6,224,052)
説明	1. 介護職員処遇改善等臨時特例基金 8,490 → 8,490 積立金 岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金への運用利息の積立て		
	【重点事業】 2. 介護職員処遇改善臨時特例事業費 3,309,345 → 3,309,345 介護職員の他業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長できるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成		
	【重点事業】 3. 施設開設準備経費助成事業費 621,600 → 621,600 開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、施設のハード整備と一体的に行う開設準備に対する助成		
	4. 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 6,888 → 6,888 積立金 岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金への運用利息の積立て		
	【重点事業】 5. 介護基盤緊急整備等事業費 2,277,729 → 2,277,729 地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの施設整備に係る既存の市町村交付金の拡充により介護拠点を緊急に整備するとともに、既存施設のスプリンクラーの整備を行うための助成		
分類	事項名	精神障害者社会復帰施設費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(56,605) 99,977	(19,687) 29,687	(19,687) 29,687
説明	精神障害者社会復帰施設運営費 精神障害者社会復帰施設の運営及び整備に要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	地域生活支援事業費(精神)	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(20,453) 40,903	(20,098) 40,194	(20,098) 40,194
説明	<p>1. 高次脳機能障害支援普及事業費 7,165 → 7,165 交通事故等により脳を損傷し、記憶障害、遂行機能障害などの後遺症を有する高次脳機能障害者に対し、専門的な相談支援を行うとともに、地域生活の支援等を提供する体制を整備するための経費</p> <p>2. 精神障害者地域移行・地域定着支援事業 31,023 → 31,023 受入条件が整えば退院可能な精神障害者に対し、本人のニーズを尊重したケアマネジメントを実施するとともに、退院及び地域移行に必要な支援を行うための経費</p> <p>3. 心の健康づくり県民講座開催事業等 2,006 → 2,006 広く県民に心の健康づくりの重要性の認識と精神障害者に対する正しい知識を普及するための県民講座や、精神障害者を持つ家族を支援するための学習会・交流会を開催する経費</p>		
分類	事項名	視聴覚障害者福祉センター運営費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(15,241) 27,759	(12,899) 24,700	(12,899) 24,700
説明	<p>視聴覚障害者福祉センター運営費 視覚障害者センターの管理運営、視覚障害者センター及び聴覚障害者センターにおける各種サービスの提供に要する経費</p>		
分類	事項名	心身障害者扶養共済制度事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(78,033) 156,066	(66,687) 133,374	(66,687) 133,374
説明	<p>1. 特別調整費 132,824 → 132,824 心身障害者の生活の安定を図るため、県が実施する心身障害者扶養共済制度の保険料不足分の負担に要する経費</p> <p>2. 心身障害者扶養共済制度 550 → 550 特別会計繰出金 心身障害者扶養共済制度の運営に必要な経費の繰出し</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	地域生活支援事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
C		(356,570)	(332,474)	(332,474)
		425,317	393,126	393,126
説明	【一部重点事業】			
	1. 専門的相談支援事業費		39,732 →	39,732
	就業や日常生活、社会生活上の支援を行う「障害者就業・生活支援センター」、発達障害児(者)に対して相談・助言等総合的な支援を行う「発達障害者支援センター」の設置・運営に要する経費			
	2. サービス提供者等育成事業		17,238 →	17,238
	障害者福祉サービス及び相談支援の質の向上、円滑な実施を図るため、サービス提供者の育成・指導に要する経費			
	3. 福祉ホーム事業		5,068 →	5,068
	家庭での生活に支障のある障害者に対し、低額な料金で本人の日常生活に適した居室等の利用や必要な便宜提供に要する経費補助			
	4. 重度障害者在宅就労促進特別事業		4,403 →	4,403
	在宅の障害者に対し、情報機器やインターネットの活用に係る指導訓練を行うとともに、情報機器を用いた在宅就労を支援するための経費			
5. 生活訓練等事業		2,906 →	2,906	
障害者等の生活の質の向上を図るため、日常生活上において必要な訓練・指導等を行う経費				
6. 情報支援等事業		9,079 →	9,079	
障害により日常生活上必要な情報の入手等が困難な方に対して必要な支援を行うための経費				
7. 障害者IT総合推進事業		7,650 →	7,650	
ITに関する基礎技能の習得機会が少ない障害者等を対象として、講習会の開催等により、情報化に向けた生活訓練等を行うための経費				
8. 社会参加促進事業費		26,629 →	26,629	
障害者の社会参加を促進するため、スポーツ・芸術活動等の各種事業を行う経費				
9. 市町村地域生活支援事業費		280,421 →	280,421	
障害者(児)が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域特性や利用者の状況に応じた事業を実施する市町村に対する経費補助				

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	在宅身体障害者福祉推進費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(5,920) 13,458	(5,091) 12,684	(5,091) 12,684
説明	<p>1. 法施行事務費 1,948 → 1,948 身体障害者手帳の交付等に関する事務に要する経費</p> <p>2. 特別児童扶養手当給付事務費 7,593 → 7,593 特別児童扶養手当の審査及び認定に関する事務に要する経費</p> <p>3. 身体障害者巡回更生相談事業費 3,143 → 3,143 障害の状況や遠隔地等の理由で来所困難な身体障害者に対して、医師等の専門スタッフが巡回して各種判定や相談業務を行うための経費</p>		
分類	事項名	在宅心身障害児(者)福祉推進費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(56,429) 112,856	(59,156) 118,309	(59,156) 118,309
説明	<p>1. 重症心身障害児(者)通園事業費 114,099 → 114,099 在宅の重症心身障害児(者)が重症心身障害児施設等の通園療育部門へ通園することにより、在宅療育技術の習得及び運動機能の発達を図るための経費</p> <p>【重点事業】2. 発達障害者支援体制整備事業費 4,210 → 4,210 発達障害に係る早期発見及び早期発達支援を図るため、医療・保健・福祉・教育・労働の各分野が連携した支援体制の整備、身近な地域で支援する市町村の取組へのサポートの実施に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	障害者更生援護施設費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(10,550) 26,098	(10,263) 26,920	(10,263) 26,920
説明	<p>1. 小規模通所授産施設運営費補助事業 15,000 → 15,000 身近な地域における在宅障害者の授産活動を支援するため、身体障害者及び知的障害者の小規模通所授産施設に対する運営費補助</p> <p>2. 障害者介護給付等不服審査事業費 701 → 701 市町村が行った介護給付費等の支給決定内容等に対する利用者からの審査請求を審理する障害者介護給付費等不服審査会の開催経費</p> <p>3. 工賃倍増計画支援事業 11,219 → 11,219 地域における障害のある人の自立した生活の実現を推進するため、授産施設等による工賃水準引上げの取組に対する支援に要する経費</p>		
分類	事項名	障害者自立支援対策臨時特例事業費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 622,148	() 1,453,461	() 1,453,461
説明	<p>1. 障害者自立支援対策臨時特例基金 5,118 → 5,118 積立金 岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金への運用利息の積立て</p> <p>2. 障害者自立支援対策臨時特例事業費 1,448,343 → 1,448,343 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るため、事業者に対する運営の安定化を図る事業、新体系移行等の円滑な実施を図る事業、福祉・介護人材の処遇改善を図る事業の実施に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	障害者福祉施設整備費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(182,936) 325,239	(133,769) 180,603	(133,769) 180,603
説明	障害者福祉施設整備事業費等 障害者の援護のため、社会福祉法人等が行う施設・設備整備事業に対する補助		
分類	事項名	生活福祉資金貸付費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(22,103) 50,005	(19,904) 352,297	(19,904) 352,297
説明	1. 生活福祉資金貸付費 72,114 → 72,114 低所得者、高齢者、障害者の経済的自立と生活意欲の助長と安定した生活を確保するため、岡山県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付け等に要する経費 2. 住宅手当緊急特別措置費 245,649 → 245,649 住宅を喪失若しくは喪失するおそれのある離職者に対して住宅手当を給付するための費用 3. ホームレス対策事業 34,534 → 34,534 ホームレス若しくはホームレスとなるおそれのある者に対して緊急一時的な宿泊場所を提供するとともに、自立した生活を営むために必要な支援を行うための経費補助		
分類	事項名	生活保護法施行費	
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(14,550) 23,620	(13,186) 39,077	(13,186) 39,077
説明	生活保護法施行費 生活保護法の適正な実施を図るために要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	戦傷病者・遺族等援護費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,248)	(1,061)	(1,061)	
	15,304	16,364	16,364	
説明	<p>戦傷病者・遺族等援護費 旧軍人軍属等の恩給進達、戦没者叙勲、戦傷病者等の援護、引揚者特別交付金の事務処理、中国帰国孤児等の定着自立促進、戦傷病者戦没者遺族等の援護及び特別給付金等支給の事務処理に要する経費</p>			
分類	事項名	厚生統計調査費		
C	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(3,122)	(2,405)	(2,405)	
	13,292	16,287	16,287	
説明	<p>厚生統計調査費 厚生労働省の委託を受けて行う各種統計調査の実施に要する経費</p>			
C分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,093,034)	(3,765,934)	(3,765,934)	
	10,453,215	22,410,628	22,410,628	

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	母子衛生行政指導費	
D	前年度予算額 (675) 695	本年度要求額 (675) 695	本年度予算額 (675) 695
説明	市町村における母子保健事業の推進を図るための行政指導等に要する経費		
分類	事項名	児童会館運営費	
D	前年度予算額 (28,967) 29,003	本年度要求額 (27,408) 27,444	本年度予算額 (27,408) 27,444
説明	県立児童会館の管理運営等に要する経費		
分類	事項名	保育士試験登録費	
D	前年度予算額 () 5,222	本年度要求額 () 5,034	本年度予算額 () 5,034
説明	保育士資格の登録に要する経費		
分類	事項名	県立児童福祉施設運営費	
D	前年度予算額 (27,608) 53,068	本年度要求額 (27,118) 52,816	本年度予算額 (27,118) 52,816
説明	県立児童福祉施設の運営及び児童の処遇に要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	児童相談所運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(32,963) 32,963	(32,817) 32,829	(32,817) 32,829	
説明	児童相談所の運営に要する経費			
分類	事項名	児童福祉推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,228) 1,330	(1,830) 1,830	(1,830) 1,830	
説明	児童福祉関係全般の指導・運営に要する経費			
分類	事項名	母子家庭福祉増進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(6,425) 6,425	(6,567) 6,567	(6,567) 6,567	
説明	母子家庭等の身上相談に応じ指導を行う母子自立支援員の活動等に要する経費			
分類	事項名	女性相談所等運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(12,597) 19,280	(14,284) 21,131	(14,284) 21,131	
説明	女性相談所の運営等に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	総合福祉・ボランティア・NPO会館管理運営費	
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(376,932) 397,634	(374,188) 395,784	(374,188) 395,784
説明	総合福祉・ボランティア・NPO会館、福祉相談センター及び聴覚障害者センターの管理運営に要する経費		
分類	事項名	保健所運営費	
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(171,448) 177,292	(133,799) 138,233	(133,799) 138,233
説明	保健所の運営等に要する経費		
分類	事項名	医療取締費	
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 4,559	() 2,032	() 2,032
説明	医療施設の監視指導及び医療審議会の運営等に要する経費		
分類	事項名	衛生関係従事者試験免許登録費	
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	() 8,339	(525) 9,193	(525) 9,193
説明	衛生関係従事者の資格試験の実施、免許の交付・登録に要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	精神保健福祉センター運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(10,692) 14,246	(10,856) 14,447	(10,856) 14,447	
説明	精神保健福祉センターの運営に要する経費			
分類	事項名	精神障害者相談業務費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(37,489) 37,489	(24,383) 24,383	(24,383) 24,383	
説明	岡山県基幹型精神障害者地域生活支援センターで行う24時間電話相談及びホステル事業等に要する経費			
分類	事項名	「健康の森」管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(27,895) 27,895	(28,014) 28,014	(28,014) 28,014	
説明	「健康の森」の施設管理及び利用促進に要する経費			
分類	事項名	食品衛生指導費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	() 26,610	() 26,791	() 26,791	
説明	食品衛生関係法令等に基づく営業者に対する監視指導等に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	食品衛生試験検査費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(25,814)	(21,727)	(21,727)	
	25,814	21,727	21,727	
説明	食品添加物、残留農薬、食中毒菌等の検査に要する経費			
分類	事項名	と畜検査費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(16,211)	(15,074)	(15,074)	
	27,274	22,509	22,509	
説明	食肉衛生検査所の管理運営等に要する経費			
分類	事項名	生活衛生営業等取締費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	(1,000)	(1,000)	
	2,346	3,185	3,185	
説明	生活衛生関係営業施設の営業許可及び指導監視等に要する経費			
分類	事項名	家庭用品等安全対策費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(708)	(700)	(700)	
	708	700	700	
説明	家庭用品に含まれる有害物質の試買検査及び衛生監視等に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	水道指導管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(336,343) 336,343	(336,596) 336,596	(336,596) 336,596	
説明	水道施設の水質を確保するための指導取締・水質検査に要する経費及び岡山県広域水道企業団に県が保有する調整水量に係る管理費等負担金			
分類	事項名	薬事関係取締費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(410) 5,582	(308) 5,422	(308) 5,422	
説明	薬事関係法令に基づく取締、許認可及び免許交付等に要する経費			
分類	事項名	地域福祉推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(163,270) 163,270	(170,603) 170,603	(170,603) 170,603	
説明	社会福祉法、民生委員法及び児童福祉法に基づき、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の指導等を行うための経費			
分類	事項名	高齢者保健福祉対策推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(6,372) 6,372	(5,461) 5,561	(5,461) 5,561	
説明	各種高齢者施策の推進に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	国民健康保険運営指導費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(6,203) 6,203	(4,855) 4,855	(4,855) 4,855	
説明	国民健康保険の保険者の業務運営指導等に要する経費			
分類	事項名	障害者福祉施設等運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(66,852) 86,058	(66,539) 84,830	(66,539) 84,830	
説明	県立障害者福祉施設の管理運営に要する経費			
分類	事項名	障害者福祉推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(1,887) 1,887	(1,887) 1,887	(1,887) 1,887	
説明	障害者関係法令に基づく障害者福祉の推進及び指導等に要する経費			
分類	事項名	援護・恩給業務推進費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(6,683) 6,698	(6,801) 6,816	(6,801) 6,816	
説明	戦傷病者・戦没者遺族等の援護、旧軍人・軍属の恩給に係る業務に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	地域福祉行政運営費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(22,739) 23,973	(23,886) 23,886	(23,886) 23,886	
説明	県民局健康福祉部等の業務運営に要する経費			
分類	事項名	社会福祉事業指導費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(8,311) 8,311	(8,502) 8,502	(8,502) 8,502	
説明	社会福祉事業全般の指導運営に要する経費			
分類	事項名	県立施設職員勤務改善費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(23,135) 23,135	(21,517) 21,517	(21,517) 21,517	
説明	県立社会福祉施設の宿日直及び夜勤時等の代替職員の確保に要する経費			
分類	事項名	保健事業管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(11,958) 11,958	(10,916) 10,916	(10,916) 10,916	
説明	保健福祉行政の円滑な推進に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	動物愛護管理費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(70,268) 98,235	(69,244) 89,804	(69,244) 89,804	
説明	動物愛護センターの管理運営等に要する経費			
D分類 運営費 の計	前年度予算額 (1,502,083) 1,676,217	本年度要求額 (1,448,080) 1,606,539	本年度予算額 (1,448,080) 1,606,539	

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	保健福祉部職員費		
D	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(5,376,244)	(5,183,135)	(5,104,368)	
	5,639,973	5,418,043	5,339,276	
説明	人件費			
D分類	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
人件費	(5,376,244)	(5,183,135)	(5,104,368)	
の計	5,639,973	5,418,043	5,339,276	
D分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(6,878,327)	(6,631,215)	(6,552,448)	
	7,316,190	7,024,582	6,945,815	

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	母子保健事業推進費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(49,279)	(41,572)	(41,572)
		56,250	41,572	41,572
説明	1. 先天性代謝異常等検査事業費	27,222	→	27,222
	先天性代謝異常を早期に発見するため、生後4～6日の新生児を対象に、血液によるマス・スクリーニング検査を実施する経費			
	2. 新生児聴覚検査事業費	190	→	190
	市町村が行う新生児聴覚検査の検査精度の維持向上を図るとともに、早期発見された聴覚障害児に対する早期療育体系の整備・充実を図るための経費			
	3. 母子保健評価事業費	436	→	436
	有効かつ適切な地域母子保健医療対策を図るため、県及び市町村における母子保健事業に係る情報の収集・分析・検討を行う経費			
	【重点事業】 4. 子どもの健やか発達支援事業	4,839	→	4,839
発達障害児の早期発見・早期療育の環境を整備するため、母子保健の二次機能を担う保健所における相談体制の整備と地域ケアシステムの整備を図る経費				
5. 健やか親子21推進強化事業	2,153	→	2,153	
「健やか親子21」の県計画である「新世紀おかやま母子保健計画」の推進・検討を図るとともに、思春期の子どもたちの心とからだの健康を支援するための事業に要する経費				
【重点事業】 6. 発達障害児支援強化事業	1,857	→	1,857	
発達障害児の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができるよう、作成した支援シート(健康の記録)の活用方法等を検討することにより、継続的な支援体制の構築を図る経費				
7. 愛育委員会育成費	4,875	→	4,875	
岡山県愛育委員連合会が地域で健康づくり活動を行う事業に要する経費補助				

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	小児医療対策費 (乳幼児医療対策費から事項名変更)	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(898,046) 898,046	(809,854) 809,854	(826,486) 826,486
説明	<p>小児医療費補助金 小児の健康増進を図るため、小児医療費公費負担制度を設ける市町村に対して、患者負担分を除く自己負担額を補助基本額として市町村に補助する経費 ※入院医療費について、対象年齢を平成22年10月から小学校6年生まで拡大</p>		
分類	事項名	児童健全育成対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(32,003) 32,003	(21,153) 21,153	(21,153) 21,153
説明	<p>1. 児童福祉週間行事費 895 → 895 「児童福祉週間」において、県立児童会館を会場として「こどもまつり」を開催するための経費</p> <p>2. 学童地域支援事業 9,843 → 9,843 国庫補助の基準に満たない小規模な放課後児童クラブの運営費補助</p> <p>3. 放課後児童クラブ障害児 8,074 → 8,074 受入サポート事業 常時2人以上の放課後児童指導員を配置し、3人以上の障害児を受け入れている放課後児童クラブに障害児専任指導員を配置するための経費補助</p> <p>4. 地域子育て支援拠点 741 → 741 エンパワメント事業費 「地域子育て支援拠点」が、地域でその機能を十分発揮できるよう、従事者の質的向上と支援内容の充実、地域資源との連携の強化等を目的とした研修を開催するための経費</p> <p>5. 子育て大学・地域タイアップ事業 1,600 → 1,600 大学が有する知的資源、人的資源やネットワーク、施設等を活用した、地域ぐるみの大学内子育て支援拠点(おかやま子育てカレッジ)の立ち上げに要する経費補助</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	子どもを健やかに生み育てる活動推進費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(16,437) 16,437	(8,250) 8,250	(8,250) 8,250
説明	<p>1. 子どもを健やかに生み育てる環境づくり 561 → 561 総合対策本部運営費等 子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部等の運営に要する経費</p> <p>2. 子育て夢づくり応援キャンペーン事業 2,000 → 2,000 岡山県子育て夢づくり応援キャンペーン「おぎやっと21」の開催に要する経費補助</p> <p>【重点事業】 3. 子どもがいそいそ環境づくり事業 4,296 → 4,296 ももっこカード普及啓発事業、「おかやま子育て応援宣言企業」登録・支援事業の実施に要する経費</p> <p>4. マイ保育園サポート事業 643 → 643 妊娠中及び在宅で4歳未満の子どもを子育て中の家庭が、身近な保育園や幼稚園を「マイ保育園・マイ幼稚園」として登録し、育児体験、子育て相談等のサービスを受けられるようにするための経費補助</p> <p>5. 事業所内保育施設推進事業 750 → 750 子育てと仕事が両立でき、男女がともに出産・子育てがしやすい環境づくりを目指すため、中小企業事業所が設置・運営する事業所内保育施設に対する運営費補助</p>		
分類	事項名	保育対策事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(10,571) 10,571	(399) 399	(399) 399
説明	<p>1. のびのび保育推進事業 274 → 274 日曜、祝日等における保育需要に対応するため、休日等に保育を行う保育所に対する経費補助(国庫補助制度対象外)</p> <p>2. 保育所職員資質向上対策費 125 → 125 保育所職員の資質向上を図るための経費補助</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	入所施設児童福祉対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(9,280) 9,717	(11,178) 11,659	(11,178) 11,659
説明	<p>入所施設児童等福祉対策費 児童福祉施設の入所児童の健全な育成及び福祉の充実向上を図るために必要な生活訓練、民間施設の通園バスの維持、高校入学支度金等に要する経費</p>		
分類	事項名	知的障害者福祉対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(27,933) 28,293	(25,269) 25,629	(25,269) 25,629
説明	<p>1. 障害児等療育支援事業費 13,561 → 13,561 在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で在宅支援訪問療育指導、相談指導等が受けられる療育機能の充実を図る経費</p> <p>2. 知的障害者相談員活動費 2,785 → 2,785 知的障害者の家庭における療育や生活に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う知的障害者相談員の活動に要する経費</p> <p>3. 知的障害者団体助成費等 1,107 → 1,107 心身障害児(者)を療育している保護者からの療育相談等に応じる相談コーナーを設置するとともに、知的障害者福祉の増進を図るため、知的障害者関係団体が実施する事業に対して助成を行うための経費</p> <p>4. 療育手帳交付費 1,269 → 1,269 療育手帳の発行・交付に要する経費</p> <p>5. 心身障害幼児通所訓練事業費 4,167 → 4,167 通園施設を利用することが困難な地域で、市町村が通園の場を設けて、心身障害幼児及び保護者に対して早期の療育訓練、指導等を行うための経費補助</p> <p>6. 知的障害幼児通所訓練事業費 2,740 → 2,740 在宅の知的障害及び発達障害のある幼児とその保護者に対し、定期的な通所による療育指導訓練を行うための経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	ひとり親家庭等福祉対策費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(181,323)	(173,426)	(173,426)
		187,731	179,994	179,994
説明	1. 母子寡婦福祉研修費		500 →	500
	母子・寡婦家庭の福祉対策の推進を図るため、岡山県母子寡婦福祉連合会が行う母子・寡婦福祉研修事業に対する経費補助			
	2. 母子金庫資金貸付金		3,000 →	3,000
	母子家庭及び寡婦等の生活安定に資するため、岡山県母子寡婦福祉連合会が行う岡山県母子金庫資金貸付事業の原資を貸し付ける経費			
	3. ひとり親家庭等医療費公費負担事業費		162,835 →	162,835
	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、市町村が行うひとり親家庭等医療費給付事業に対して補助する経費			
説明	4. 母子寡婦福祉資金貸付金		5,087 →	5,087
	特別会計繰出金 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計に対する繰出金			
	5. 児童扶養手当支給費		2,780 →	2,780
	児童扶養手当の支給事務等に要する経費			
	【一部重点事業】 6. ひとり親家庭自立支援事業		5,792 →	5,792
	ひとり親家庭を総合的に支援するため、就業支援・相談等を行うひとり親家庭支援センターの設置、疾病等で一時的に必要な介護・保育等のサービスの提供、自立を促進する給付金の支給等に要する経費			
分類	事項名	ハンセン病対策事業費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(10,534)	(8,623)	(8,623)
		10,534	8,623	8,623
説明	1. 普及啓発事業		4,598 →	4,598
	ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発、療養所入所者に係る社会復帰促進のための地域交流や見舞金等の支給等に要する経費			
	2. 委員会設置事業		337 →	337
ハンセン病に対する偏見・差別解消のための啓発事業、療養所入所者の社会復帰等を支援するための対策を協議する協議会の開催経費				
3. 社会復帰推進事業		3,688 →	3,688	
療養所入所者の円滑な社会復帰を図るため、社会復帰支援活動及び医療費・住宅費・介護費の支援に要する経費				

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	障害者スポーツ大会推進費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(3,986) 6,082	(1,912) 4,746	(1,912) 4,746
説明	<p>1. 障害者スポーツ指導員養成費 393 → 393 障害者スポーツの振興を図るため、障害者のスポーツ指導について専門的な知識と技能を身につけた指導者の養成に要する経費</p> <p>2. 全国障害者スポーツ大会 4,353 → 4,353 地区予選会派遣事業費 全国障害者スポーツ大会地区予選会に団体競技の県代表チームを派遣するための経費</p>		
分類	事項名	覚せい剤等薬物乱用対策事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(1,934) 1,934	() 1,837	() 1,837
説明	<p>1. 覚せい剤等薬物乱用防止推進事業費 649 → 649 覚せい剤等薬物乱用防止指導員研修会の開催、啓発用ポスターの募集・制作、保健所における覚せい剤等薬物相談窓口の開設等に要する経費</p> <p>2. 覚せい剤等薬物乱用防止指導員 1,039 → 1,039 地区協議会運営事業費 覚せい剤等薬物乱用防止指導員地区協議会の運営等に要する経費</p> <p>3. 麻薬中毒者措置費 149 → 149 麻薬中毒者に対する措置入院、鑑定の実施及び麻薬中毒審査会の運営に要する経費</p>		
分類	事項名	地域健康づくりシステム強化事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(7,809) 7,809	(6,727) 7,162	(6,727) 7,162
説明	<p>地域健康づくりシステム強化事業費 保健所が地域における保健福祉活動の拠点として新しい地域ニーズに対応できるよう機能を強化するとともに、保健師活動を効果的に推進するための業務指導等に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	地域保健医療体制推進費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(1,204)	(8,596)	(8,596)
		1,204	8,596
説明	1. 地域保健医療計画策定費 7,928 → 7,928 第6次岡山県保健医療計画を策定するための経費		
	2. 地域保健医療体制構築費 668 → 668 第5次岡山県保健医療計画に定められた4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)に係る医療連携体制を構築するための経費		
分類	事項名	健康危機管理体制整備事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(1,582)	(1,485)	(1,485)
		1,582	1,485
説明	1. 健康危機管理体制維持運営費 276 → 276 保健所区域ごとに設置している地域健康危機管理連絡会議の開催に要する経費		
	2. 健康危機訓練事業費 866 → 866 感染症、食中毒等の健康危機事案に的確に対応するための職員を対象とする研修の実施に要する経費		
	3. テロ(炭疽菌等)対策費 343 → 343 炭疽菌等の生物・化学兵器テロから二次感染を防ぐための初動用防護資材の更新に要する経費		
分類	事項名	救急医療対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(6,111)	(4,115)	(4,115)
		6,111	4,115
説明	1. 災害情報システム運営事業 2,207 → 2,207 災害時における各関係機関からの情報収集、医療救護班の派遣等に資するため、既存の防災行政通信ネットワークシステムに災害拠点病院及び県医師会を加えた情報ネットワークの確立を図る経費		
	2. 災害医療対策費 1,908 → 1,908 自然災害等の急性期に災害現場で救命活動を実施する災害派遣医療チームの活動支援を行うとともに、化学災害等により発生した傷病者の医療に従事する医師等の二次感染を防ぐための資材の整備に要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	へき地医療対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(132,841) 132,841	(132,832) 132,832	(132,832) 132,832
説明	<p>1. 済生丸運営費補助金 5,500 → 5,500 医療に恵まれない瀬戸内海離島住民の医療の確保、向上を図るため、(福)恩賜財団済生会が運航する瀬戸内海巡回診療船「済生丸」に対する運営費補助</p> <p>2. 自治医科大学分担金等 127,332 → 127,332 へき地勤務医師を養成することを目的として全都道府県が共同で設置した自治医科大学の運営に要する負担金等</p>		
分類	事項名	看護師等対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(49,458) 83,847	(41,853) 76,378	(41,853) 76,378
説明	<p>1. 管理指導費 2,240 → 2,240 看護師等業務従事者届事務、看護師等養成所への実地指導、看護師等養成所連絡会議の開催等に要する経費</p> <p>2. 院内保育事業運営費補助金 2,688 → 2,688 乳幼児を持つ看護職員の離職防止や潜在看護職員の再就業を促進するため、病院等が設置する保育施設に対する運営費補助</p> <p>3. 看護師等就労促進事業費 17,725 → 17,725 看護職員の人材確保及び在宅医療の推進を図るため、未就業の看護職員に対する就業促進、看護業務のPR、訪問看護従事者の資質向上等の事業の実施に要する経費</p> <p>4. 看護学生奨学資金貸付金等 53,725 → 53,725 看護学生の県内就職を促進するため、看護師等養成所の在学学生に対して奨学資金を貸し付ける経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	医事指導管理費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(10,828) 10,828	(10,105) 10,105	(10,105) 10,105
説明	<p>1. コメディカル研修費補助金等 1,622 → 1,622 医療従事者の資質・技術の向上を図る研修や表彰等に要する経費</p> <p>2. 安全・安心で質の高い医療の 8,483 → 8,483 基盤整備事業 住民・患者の病院等の適切な選択を支援するため、病院等から報告された医療機能に関する情報を提供するとともに、患者・家族が安心して医療の提供を受けることができるよう、具体的で専門性の高い医療相談に対応する「医療安全支援センター」を設置・運営するための経費</p>		
分類	事項名	岡山県精神科医療センター運営負担金	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(640,957) 647,407	(620,156) 627,532	(620,156) 627,532
説明	<p>岡山県精神科医療センター運営負担金 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する負担金</p>		
分類	事項名	健康づくり推進費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(139,950) 177,769	(73,476) 111,303	(73,476) 111,303
説明	<p>1. 健康・栄養調査費 1,406 → 1,406 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料「国民健康・栄養調査」を行うための経費</p> <p>2. 生活習慣病対策推進事業費 1,808 → 1,808 脳卒中、糖尿病等の疾病別の医療連携体制を構築するとともに、市町村、保健所職員に対する研修会を開催するための経費</p> <p>3. 健康増進施設推進費 108,089 → 108,089 岡山県南部健康づくりセンターの管理運営に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	健康生活習慣普及促進事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(17,220) 17,989	(13,365) 20,045	(13,365) 20,045
説明	1. 栄養委員育成費等 保健所栄養士、栄養委員の資質向上を図る研修等に要する経費	2,797 →	2,797
	2. メタボリックシンドローム改善支援事業費 市町村、医療保険者、保健指導実施機関等が行う地域・対象者特性に応じたメタボリックシンドロームの予防活動の支援等に要する経費	2,214 →	2,214
	3. 健康おかやま21セカンドステージ 推進事業費 県民の健康づくり運動の支援施策「健康おかやま21セカンドステージ」を推進するため、健康づくりの環境整備を図る各種事業に要する経費	6,271 →	6,271
	4. 食育推進事業 県食育推進計画に基づき、食育に係る施策を総合的に推進するための経費	3,502 →	3,502
	5. 地域保健・職域保健連携事業費 生涯を通じた健康管理を支援するため、地域保健と職域保健の連携による健康づくり活動の推進に要する経費	1,376 →	1,376
	6. 給食施設指導強化事業費等 給食施設の管理者・栄養士等に対する研修、給食施設の巡回指導・立入検査、栄養関連企業等に対する栄養表示基準制度等講習会の開催、栄養士養成施設の指導等に要する経費	3,885 →	3,885
分類	事項名	食の安全・安心推進事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(42,174) 42,174	(34,517) 34,517	(34,517) 34,517
説明	1. 食の安全・食育推進協議会運営事業 食の安全・食育推進協議会の開催に要する経費	672 →	672
	2. 食の安全・安心普及啓発事業 県民の食への不安・不信感を払拭するためのリスクコミュニケーションの推進に要する経費	3,196 →	3,196
	3. 食品検査強化事業 遺伝子組換え食品、アレルギー物質、乳幼児用おもちゃ等の検査に要する経費	15,649 →	15,649
	4. 食鳥検査促進事業費 指定検査機関が行う食鳥検査の円滑な実施に要する経費	15,000 →	15,000

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	公衆浴場対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(7,819) 7,819	(6,267) 6,267	(6,267) 6,267
説明	<p>1. 設備改善補助金 1,767 → 1,767 市町村が行う公衆浴場の設備改善等の補助事業に対する補助</p> <p>2. 経営安定補助金 4,500 → 4,500 市町村が行う公衆浴場の運営費補助事業に対する補助</p>		
分類	事項名	広域水道整備促進費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(581,736) 581,736	(656,702) 656,702	(656,702) 656,702
説明	岡山県広域水道企業団出資等 経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資等に要する経費		
分類	事項名	難病対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(10,268) 10,268	(7,796) 12,359	(7,796) 12,359
説明	<p>1. 在宅難病患者・家族の集い事業費等 872 → 872 患者・家族の療養生活の向上を図るため、患者・家族の定期相談・交流会の開催に要する経費</p> <p>2. 難病患者等就労支援事業 9,128 → 9,128 難病相談支援センターに就労専門相談員等を配置し、難病患者等の就労促進に向けた相談サポート等を行うための経費</p> <p>3. 緊急時における難病患者等の 2,359 → 2,359 行動・支援マニュアル策定事業費 緊急時における難病患者等の支援方針、関係機関との連携、難病ネットワークの充実を図る「行動・支援マニュアル」の策定等に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	血液事業普及費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(3,300) 3,300	(2,863) 2,863	(2,863) 2,863
説明	<p>血液事業普及費 県民の献血意識を高めるため、献血組織の育成、「愛の血液助け合い運動」月間中の各種事業、岡山県献血推進協議会の運営等に要する経費</p>		
分類	事項名	臓器移植等推進事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(8,222) 8,222	(8,079) 8,079	(8,079) 8,079
説明	<p>1. 臓器移植コーディネーター設置事業 6,935 → 6,935 県民や医療関係者等に対し、移植医療の必要性、臓器提供の現状・意義等について一層の理解を深めるとともに、臓器移植の円滑な実施を図るために設置する臓器移植コーディネーターに要する経費</p> <p>2. 骨髄移植推進事業 408 → 408 ドナー登録を促進するとともに、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行うために要する経費</p> <p>3. 臓器移植推進連絡協議会運営費 736 → 736 岡山県臓器移植推進連絡協議会、いのちのリレーを考える講演会の開催等に要する経費</p>		
分類	事項名	民間福祉施設職員等特別対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(519,892) 519,892	(505,125) 505,125	(505,125) 505,125
説明	<p>社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費 社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の退職手当を支給するため、(独)福祉医療機構が実施する退職手当共済事業に対する経費負担</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	社会福祉施設等指導事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(12,574) 12,635	(12,076) 12,076	(12,076) 12,076
説明	<p>1. 社会福祉施設等指導監査充実強化事業費 634 → 634 社会福祉法人・施設の指導監査を行う職員に対し、指導監査に必要な情報等に関する研修を実施するための経費</p> <p>2. 社会福祉施設財務監査強化事業費 5,674 → 5,674 社会福祉法人・施設に対する指導監査のうち、特に専門的知識が必要な会計経理面を強化するため配置する財務特別監査員に要する経費</p> <p>3. 福祉施設情報ワンストップサービス 457 → 457 事業費 利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設・法人等の情報を集約した「おかやま福祉ナビ」の運営に要する経費</p> <p>4. 福祉サービス第三者評価事業 2,649 → 2,649 事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する第三者機関を設置し、その評価結果を公表するための経費</p> <p>5. 社会福祉施設整備事業指導費等 2,662 → 2,662 社会福祉施設の整備事業に対する指導監督や、福祉事務所等において社会福祉行政に従事する職員の資質向上等に要する経費</p>		
分類	事項名	民間福祉施設等振興対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(70,523) 70,523	(60,560) 60,560	(60,560) 60,560
説明	<p>民間社会福祉施設整備資金利子補給金 民間社会福祉施設の振興・助成を図るため、社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から施設整備のために借り入れた資金の利子補給に要する経費</p>		
分類	事項名	岡山県福祉基金事業費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(357) 14,177	(357) 7,646	(357) 7,646
説明	<p>岡山県福祉基金事業費 社会福祉法人等が設置する社会福祉施設の整備促進と円滑な運営を図るため、法人が必要とする資金の低利融資の実施に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	岡山県社会福祉施設整備基金積立金	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(15,759)	(13,050)	(13,050)
説明	基金運用利息積立金 岡山県社会福祉施設整備基金への運用利息の積立て		
分類	事項名	老人福祉対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(36,542)	(28,350)	(28,350)
説明	<p>1. 県直営敬老事業 3,584 → 3,584 長寿を祝い、高齢者を激励するため、百歳高齢者訪問、老人福祉功労表彰等の敬老事業の実施に要する経費</p> <p>2. 老人クラブ活動助成事業 750 → 750 老人クラブの活性化等を図るため、県老人クラブ連合会が実施する県老人クラブ大会、県老連だよりの発行等に対する経費助成</p> <p>3. 長寿社会推進センター事業費 14,869 → 14,869 高齢者の生きがい、健康づくり、社会参加を促進する各種事業を行う長寿社会推進センターに対する運営費補助</p> <p>4. 全国健康福祉祭参加事業 9,147 → 9,147 全国健康福祉祭(ねんりんピック)参加に要する経費</p>		
分類	事項名	老人医療特別対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(14,801)	(8,484)	(8,484)
説明	老人医療費特別対策費 市町村が実施する県単独老人医療費公費負担制度の実施による医療費負担額の助成に要する経費		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	高齢者医療確保法等対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(83,089) 83,089	(73,281) 73,281	(73,281) 73,281
説明	<p>1. 後期高齢者保健推進事業 68,986 → 68,986 後期高齢者の健康・保持増進に資するため、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者に対する健診等の保健事業の支援に要する経費</p> <p>2. 特定健康診査・保健指導支援事業 1,048 → 1,048 特定健診・保健指導等の重要性の周知や受診率の向上を図るため、民・学・官の三者による受診率向上推進会議の開催に要する経費</p> <p>3. 医療費適正化推進事業 1,657 → 1,657 岡山県後期高齢者医療広域連合が行うレセプト点検を充実させるため、広域連合が行うレセプト点検に対する経費補助</p> <p>4. 医療費適正化進行管理事業 1,590 → 1,590 医療費適正化計画の進行管理等を行うため、医療費適正化推進協議会を開催する経費</p>		
分類	事項名	老人福祉施設整備費 【重点事業】	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(835,810) 835,810	(756,714) 756,714	(756,714) 756,714
説明	<p>老人福祉施設整備費 老人福祉施設を整備するために要する経費補助</p>		
分類	事項名	軽費老人ホーム運営費補助金	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(616,539) 616,539	(617,586) 617,586	(617,586) 617,586
説明	<p>軽費老人ホーム運営費補助金 低所得老人の軽費老人ホーム利用を容易にするため、軽費老人ホームの運営費補助に要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	地域福祉対策メニュー事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(17,000)	(17,000)	(17,000)	
		17,000	17,000	
説明	地域福祉対策メニュー事業費 地域の実情に応じた社会福祉の増進を図るため、メニュー方式により事業を行う市町村に対する補助に要する経費			
分類	事項名	国民健康保険広域化等支援事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	()	()	()	
	2,526	543	543	
説明	国民健康保険広域化等支援基金積立金 岡山県国民健康保険広域化等支援基金への運用利息の積立			
分類	事項名	国民健康保険事業推進費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(53,047)	(50,739)	(50,739)	
	53,047	50,739	50,739	
説明	1. 国民健康保険組合事務費補助金 3,685 → 3,685 国民健康保険組合のうち財政基盤が脆弱な組合に対して、健全な事業運営と組合員の負担軽減を図るための事務費補助			
	2. 特定健康診査・保健指導補助金 42,773 → 42,773 国保組合が行う特定健康診査・保健指導、市町村国保及び国保組合が行う特定健康診査の実施促進に対する補助に要する経費			
	3. 国民健康保険指導監査費 4,281 → 4,281 管内保険者、保健医療機関を対象とした指導監査や実務研修に要する経費			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	精神障害者社会復帰・社会参加対策費		
		前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
E		(29,135)	(14,498)	(14,277)
		29,653	97,495	97,274
説明	1. 入院患者社会復帰促進事業費	605	→	605
	精神病院入院患者の社会復帰の促進を図るため、住居の確保等に要する経費補助			
	【重点事業】 2. ひきこもり予防支援事業費	5,018	→	5,018
	ひきこもり状態にある方への予防・支援を実施するため、本人・家族の専門相談窓口の設置、バリア低下、社会適応支援、ひきこもりサポーターの育成等の事業を行う経費			
	【重点事業】 3. 自殺予防対策事業	6,935	→	6,935
	自殺予防対策や啓発活動の協議を行う連絡協議会の開催、かかりつけ医を対象としたうつ病等に係る研修のほか、地域における自殺対策の拠点として「自殺予防情報センター(仮称)」を設置するための経費			
	4. ピアサポーター派遣事業	609	→	609
	精神障害者の不安を解消し地域移行を促進するため、病院や社会復帰施設などにピアサポーターを派遣する経費			
5. 精神障害者地域移行支援事業	1,515	→	1,515	
精神障害者の地域移行推進を支援するため、地域・病院の交流や、試験外泊を行う経費				
6. 精神障害者社会適応訓練事業	7,477	→	7,477	
精神障害者の社会復帰を促進するため、通院中の精神障害者を一定期間精神障害者の社会復帰に理解のある事業所(職親)に通わせ、社会適応訓練を実施する経費				
7. 地域自殺対策緊急強化基金積立金	180	→	180	
岡山県地域自殺対策緊急強化基金への運用利息の積立て				
【重点事業】 8. 地域自殺対策緊急強化事業等	75,156	→	74,935	
地域の実情を踏まえた自殺対策を強化するための事業の実施に要する経費				

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	障害者社会参加等対策費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(24,386) 31,106	(24,118) 33,004	(24,118) 33,004	
説明	<p>1. 全国障害者スポーツ大会派遣事業費 24,131 → 24,131 障害者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、その社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣する経費</p> <p>2. 点字情報ネットワーク事業費 1,408 → 1,408 全国各地で点訳された図書データをパソコン・ネットワークを用いて迅速に点訳化し視覚障害者に提供するための経費</p> <p>3. 障害者ふれあい事業費 1,740 → 1,740 結婚を希望する障害者の相談に応じ、必要な助言・指導、交流会の開催等による出会いの機会の提供を行うための経費</p> <p>4. 岡山県障害者職場研修事業 1,401 → 1,401 障害者の就労意欲の醸成、就労に必要な社会的マナー等の習得を図るため、県の職場に短期間、障害者を研修生として受け入れ、職場体験の場を提供する経費</p> <p>5. 吉備高原保健福祉のむら推進費 4,324 → 4,324 吉備高原車いすふれあいロードレース大会の開催に対する負担金等</p>			
分類	事項名	岡山県愛とふれあいの基金積立金		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	() 2,000	() 2,000	() 2,000	
説明	<p>岡山県愛とふれあいの基金積立金 岡山県愛とふれあいの基金への寄附金の積立て</p>			
分類	事項名	単県心身障害者扶養共済制度事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(36,237) 36,237	(45,195) 55,395	(45,195) 55,395	
説明	<p>年金特別加算金等 心身障害者扶養共済制度の充実を図るため、重度者を対象として単県加算年金を支給し、低所得者に対する掛金の減免を行う経費</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	在宅身体障害者福祉対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(8,762) 8,762	(10,636) 10,636	(10,636) 10,636
説明	<p>1. 聴覚言語障害児巡回相談事業費 541 → 541 近隣に聴覚検査機関が少ない地域の聴覚言語障害児に対して、医師等の専門スタッフが巡回して各種検査や相談業務を行うための経費</p> <p>2. 団体指導育成費等 1,962 → 1,962 身体障害者団体が実施する社会参加・社会活動の促進、各種大会、講習会等の各種事業に対する経費補助等</p> <p>3. 身体障害者相談員活動推進費 6,243 → 6,243 身体障害者の家庭における療育や生活に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う身体障害者相談員の活動に要する経費</p> <p>【重点事業】4. 難聴児補聴器交付事業費 1,890 → 1,890 障害者自立支援法による補聴器交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入に要する費用助成</p>		
分類	事項名	障害者自立支援推進費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(55,767) 55,767	(44,498) 52,096	(44,498) 52,096
説明	<p>1. 障害者自立支援推進費 6,600 → 6,600 障害者自立支援法の円滑な施行を図るため、市町村や事業者に対する説明会の開催や実地指導等を行う経費</p> <p>【重点事業】2. 発達障害者支援体制整備事業 21,346 → 21,346 発達障害児(者)の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図る市町村に対する補助</p> <p>3. 障害者就業支援センター事業 8,076 → 8,076 就業や日常生活、社会生活上の支援を行う「障害者就業・生活支援センター」に生活支援担当職員を追加設置するための経費</p> <p>【重点事業】4. 発達障害者支援センター整備事業 12,076 → 12,076 発達障害児(者)に対して相談・助言等総合的な支援を行う「発達障害者支援センター県北支所」の設置・運営に要する経費</p> <p>5. 県立施設新体系移行支援事業 3,998 → 3,998 22年4月に新体系移行を予定している健康の森授産施設において送迎用車両を購入するための経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	心身障害者医療費特別措置費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(789,814)	(796,343)	(796,343)	
	789,814	796,343	796,343	
説明	心身障害者医療費特別措置費 市町村が実施する心身障害者医療費公費負担制度の実施による医療費公費負担額の助成に要する経費			
分類	事項名	福祉のまちづくり推進事業費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(4,220)	(11,460)	(11,151)	
	4,220	11,460	11,151	
説明	<p>1. 心・情報・物のバリアフリー推進費 1,796 → 1,796 「福祉のまちづくり条例」を広く県民へ普及するとともに、心・情報・物の3つのバリアフリー施策を総合的に実施するための経費</p> <p>2. 岡山県障害者長期計画推進事業費 389 → 389 県障害者長期計画の進行管理等を行う障害者保健福祉推進協議会の設置・運営や、障害者週間における各種啓発事業を行うための経費</p> <p>【重点事業】 3. 第2期岡山県障害者計画(仮称)策定事業費 4,811 → 4,502 障害者基本法に基づく第2期岡山県障害者計画の策定に要する経費</p> <p>4. 県民総参加によるバリアフリー推進費 1,071 → 1,071 障害等の理由で移動に制約のある人の自由な外出を支援するため、NPO等が行う福祉有償運送を県内に広げるための経費</p> <p>【重点事業】 5. パーキングパーミット制度導入事業費 3,393 → 3,393 身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため、専用の利用証を交付し、利用可能者を明確化し、利用可能者以外の者による駐車を防止する制度の導入に要する経費</p>			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	低所得者福祉対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(2,971) 2,971	(2,767) 2,767	(2,767) 2,767
説明	<p>1. 入院患者激励費 130 → 130 じん肺入院患者を激励するために見舞金を支給する費用</p> <p>2. 岡山県福祉年金支給費 525 → 525 県内に居住する高齢者、重度身体障害者及び母子家庭を慰謝・激励するために福祉年金を支給する費用</p> <p>3. 児童・生徒援護費 2,112 → 2,112 生活保護世帯の新入学児童・生徒を祝福・激励するために入学祝金を支給する費用</p>		
分類	事項名	災害救助対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(3,304) 3,304	(2,852) 2,852	(2,852) 2,852
説明	<p>災害救助対策費 自然災害の被災者に対する見舞金・弔慰金の給付、他の都道府県において特に被害が甚大な場合の災害見舞金の支給等に要する経費</p>		
分類	事項名	戦争犠牲者等援護対策費	
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(15,686) 15,686	(15,579) 15,579	(15,579) 15,579
説明	<p>戦争犠牲者等援護対策費 戦争犠牲者等の福祉増進を図るために要する経費</p>		

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覽

分類	事項名	岡山県福祉事業団育成強化費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(11,976) 11,976	(11,644) 11,644	(11,644) 11,644	
説明	岡山県総合福祉会館管理助成費 岡山県総合福祉会館の管理運営に要する経費			
分類	事項名	保健所設置市委譲事務等交付金		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(25,487) 25,487	(29,744) 29,744	(29,744) 29,744	
説明	委譲事務等交付金 岡山市及び倉敷市の保健所政令市移行に伴って委譲する事務に係る交付金			
分類	事項名	保健所政令市助成対策費		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(53,598) 53,598	(54,237) 54,237	(54,237) 54,237	
説明	保健所建設費補助金 岡山市及び倉敷市の保健所政令市移行に際して、新たに整備した岡山市中央保健所及び倉敷市保健所の建設費の一部に対する助成			

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金積立金		
E	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(565)	()	()	
説明	基金廃止に伴う事業終了			
E分類計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(5,388,512)	(5,167,699)	(5,183,801)	
	6,361,990	6,160,462	6,176,564	
一般会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額	
	(81,133,188)	(84,403,352)	(84,340,687)	
の計	92,679,290	108,289,829	108,227,164	

()は一般財源

平成22年度 当初予算額事項別一覧

分類	事項名	母子寡婦福祉資金貸付金	
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(92,865)	(77,626)	(77,626)
説明	母子寡婦福祉資金貸付金 母子家庭の福祉を増進するための母子福祉資金、寡婦の福祉を増進するための寡婦福祉資金の貸付けに要する経費		
分類	事項名	心身障害者扶養共済制度費	
特	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(250,718)	(248,416)	(248,416)
説明	心身障害者扶養共済制度費 心身障害者の生活安定を図るため、県が実施する心身障害者扶養共済制度に要する経費		
特別会計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
の計	(343,583)	(326,042)	(326,042)
合計	前年度予算額	本年度要求額	本年度予算額
	(81,133,188)	(84,403,352)	(84,340,687)
	93,022,873	108,615,871	108,553,206

()は一般財源

債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	財団法人岡山県福祉事業団に社会福祉施設整備資金を融資した金融機関に対する損失補償			
期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
		国 庫	その他	一 般
平成22年度から平成32年度まで	財団法人岡山県福祉事業団が岡山県福祉基金を原資に600,000千円を限度として、平成22年度において、金融機関から借り入れる社会福祉施設整備資金について、金融機関が損失をこうむった元金及びその利息の合計額並びにこれに伴う遅延損害金を限度とする額			

(予算附属資料)

平成22年度

重点事業調書

保健福祉部

目 次

1 「教育と人づくりの岡山」の創造

◇ 子育て支援プログラム

- 新子どもプラン推進力アップ事業 ----- 1

2 「安全・安心の岡山」の創造

◇ 健康・医療プログラム

- 自殺予防対策事業 ----- 2
- 感染症対策事業 ----- 3
- 安心な医療体制の確保 ----- 4

◇ 福祉プログラム

- 障害のある人の地域生活を支える施策の推進 ----- 5
- 介護サービス提供体制の充実 ----- 6

重点事業調書

[担当部局・課名：保健福祉部子育て支援課]

(単位：千円)

新夢プラン関係	戦略プログラム等	子育て支援プログラム														
	施策・事業名	子どもが健やかに育つ地域づくり、子どもが安心して生み育てる社会環境づくり、子どもをまもり支援する体制づくり														
重点事業等の名称		新子どもプラン推進力アップ事業														
予算区分・事項名		C 安心こども基金事業費 等	終期設定 平成 年度													
事業の内容・進め方等	<p>〈概要〉 22年度からスタートする「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」を着実に推進するため、安心こども基金などを活用し、様々な事業を全県的に展開する。</p> <p>〈事業内容・進め方〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり【新規】 未婚化・晩婚化に対応した結婚支援活動を推進するとともに、NPO等の団体に助成し、家庭の子育て力の充実を図るための事業（妊娠中の夫婦を対象とした研修事業、父親と子どもがふれ合える場の提供事業など）を行う。 2 子どもが健やかに育つ地域づくり【一部新規】 ボランティア・NPO、民間団体等からアイデア募集し、地域の様々な主体が参加する子育て支援活動に助成するなど、地域ぐるみの子育て支援を推進するとともに、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備する。 3 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童解消のための保育所創設、老朽改築による保育環境整備を行うとともに、放課後児童クラブの開設・運営のためのガイドラインや指導員のスキルアップのためのテキストを作成するなど、きめ細かな保育の拡充を図る。 ・ おかやま子育て応援宣言企業が宣言内容を実現するための支援や男性従業員の育児休業取得促進等のための助成金を交付するなど、企業の意識改革への取組を促進する。 4 子どもをまもり支援する体制づくり【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母へ資格取得のための訓練促進費を給付するなど、ひとり親家庭の自立支援を行う。 ・ 児童相談所に子どものための総合情報システムを構築し、児童虐待防止体制を充実するほか、児童養護施設等の老朽化遊具や食品機器の更新、学習環境整備などを行い、入所児童の生活向上を図る。 															
必要性・事業効果等	<p>〈現状・県民ニーズ等〉 子育てを取り巻く環境が大きく変化する中であって、子育てへの負担感・不安感の解消や仕事と生活の調和の実現が重要となっている。</p> <p>〈事業効果〉 「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」を県民等との協働により着実に推進することにより、安心して子どもを生み育てる環境づくりが期待される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">〈設定目標〉 (数値等)</td> <td style="text-align: center;">おかやま子育て応援宣言企業登録数</td> <td style="text-align: center;">現 状</td> <td style="text-align: center;">平成22年度</td> <td style="text-align: center;">平成23年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">156社</td> <td style="text-align: center;">250社</td> <td style="text-align: center;">400社</td> </tr> </table>						〈設定目標〉 (数値等)	おかやま子育て応援宣言企業登録数	現 状	平成22年度	平成23年度			156社	250社	400社
〈設定目標〉 (数値等)	おかやま子育て応援宣言企業登録数	現 状	平成22年度	平成23年度												
		156社	250社	400社												
重点指針等	<p>〈政策重点指針との関係〉 少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちをはぐくむための施策</p> <p>〈県民局施策提案との関係〉 備中県民局から提案のあったNPO等との協働による子育て支援者間のつながりづくりについては、その趣旨を反映し、安心こども基金を活用して県民局により実施。</p>															
事業費の見積もり	区 分	H21予算額	H22予算額	H23見込額	H24見込額	H25以降見込額										
	事業費	661,796	1,759,965	990,699	925,702	440,115										
財源内訳	一般財源	331,753	216,568	234,805	260,163	218,127										
	起 債				128,700											
	その他特定財源	330,043	1,543,397	755,894	536,839	221,988										

重点事業調書

[担当部局・課名：保健福祉部健康対策課]

(単位：千円)

新 夢 プ ラ ン 関 係	戦略プログラム等	健康・医療プログラム														
	施策・事業名	心の健康づくり														
重点事業等の名称		自殺予防対策事業														
予算区分・事項名		E 精神障害者社会復帰・社会参加対策費			終期設定 平成 年度											
事 業 の 内 容 ・ 進 め 方 等	<p>〈概要〉 自殺対策基本計画の策定や自殺予防情報センター（仮称）の設置により、自殺予防対策の体制整備を図る。また、国の地域自殺対策緊急強化交付金により総合的な自殺対策を実施する。</p> <p>〈事業内容・進め方〉</p> <p>1 自殺対策基本計画の策定【新規】 総合的な自殺予防対策を計画的に推進するために策定する。</p> <p>2 自殺予防情報センター（仮称）の設置【新規】 関係機関の連絡調整や、相談のあった人に適切な情報の提供等を行う。</p> <p>3 地域自殺対策緊急強化事業【新規】</p> <p>(1) 相談窓口の強化 リストラ、多重債務等でこころの悩みを抱えている人の相談に応じるため、法律専門家を配置して総合相談会を開催するなど、保健所・支所の相談窓口を強化する。</p> <p>(2) 電話相談 民間団体に研修・公開講座開催等の電話相談活動事業を委託する。</p> <p>(3) 普及啓発 相談窓口を訪れることができないハイリスク者等への働きかけとして、自殺予防のテレビ・ラジオスポットを放送する。</p> <p>(4) 強化モデル事業 ・経済団体等が中小企業等を対象に行う自殺予防の研修、相談等を支援する。 ・民間団体が開催する自死遺族のつどいを支援する。 ・医療関係者の協力を得て、自殺未遂者等のハイリスク者に対して相談対応や支援を行い、併せてノウハウの蓄積、人材育成を行う。 ・ひきこもり支援サポーターの再研修を行い、資質の向上を図る。</p> <p>(5) 市町村事業の補助 市町村が行う自殺予防対策事業を補助する。</p>															
	必 要 性 ・ 事 業 効 果 等	<p>〈現状・県民ニーズ等〉 全国では、平成10年以降12年連続で3万人超（警察統計）となる見込みであり、本県においても毎年400人に近い人が自殺している。厳しい経済情勢の続く中、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、自殺予防対策の強化が課題となっている。</p> <p>〈事業効果〉 県民の自殺問題に対する関心を高め、地域の実情にあった自殺予防対策の取組を進めることにより、自殺者数の減少に資することが期待できる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">〈設定目標〉 (数値等)</td> <td style="text-align: center;">自殺者数</td> <td style="text-align: center;">現 状</td> <td style="text-align: center;">平成22年</td> <td style="text-align: center;">平成24年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">381人</td> <td style="text-align: center;">350人</td> <td style="text-align: center;">290人以下</td> <td></td> </tr> </table>						〈設定目標〉 (数値等)	自殺者数	現 状	平成22年	平成24年		381人	350人	290人以下
〈設定目標〉 (数値等)	自殺者数	現 状	平成22年	平成24年												
	381人	350人	290人以下													
重 点 指 針 等	<p>〈政策重点指針との関係〉 子どもや女性、高齢者、障害のある人の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策</p>															
事 業 費 の 見 積 も り	区 分	H21予算額	H22予算額	H23見込額	H24見込額	H25以降見込額										
	事業費		85,395	43,527	10,460	10,460										
	財 源 内 訳	一般財源		3,096	2,721	7,739	7,739									
		起 債														
		その他特定財源		82,299	40,806	2,721	2,721									

重点事業調書

[担当部局・課名：保健福祉部健康対策課]

(単位：千円)

新夢プラン 関係	戦略プログラム等	健康・医療プログラム				
	施策・事業名	感染症対策の推進と健康危機管理への対応、新型インフルエンザ対策の推進				
重点事業等の名称		感染症対策事業				
予算区分・事項名		C 感染症予防費 等			終期設定 平成 年度	
事業の内容・進め方等	<p>〈概要〉 数百万人（B型が110～140万人、C型が200～240万人）存在すると推定されている、肝炎ウイルス持続感染者を早期に発見し、的確に治療を行うための事業を実施する。 21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)や、発生が危惧されている鳥由来の強毒性の新型インフルエンザに的確に対応するため、医療体制等の整備を推進する。</p> <p>〈事業内容・進め方〉</p> <p>1 肝炎対策事業</p> <p>(1) 肝炎対策事業（継続） 肝炎対策協議会を開催し、対策の方針を検討するとともに、医療の質の均てん化に向けて、医療従事者研修を実施する。</p> <p>(2) 肝炎医療費助成事業【一部新規】 ・根治治療を目的としたインターフェロン治療に対する助成等（継続） ・B型肝炎治療に係る核酸アナログ製剤治療に対する助成【新規】 ・自己負担額の引き下げ【新規】</p> <p>2 新型インフルエンザ対策推進事業（継続）</p> <p>(1) 会議研修事業 医療機関等との連携による診療体制の構築、医療従事者への研修を実施する。</p> <p>(2) 保健所等体制整備事業 保健所単位でウイルス検査や疫学調査等で使用する資機材の備蓄を行う。</p> <p>(3) 医療体制整備事業 新型インフルエンザ患者の診療にかかる施設、設備整備に対する支援を行う。</p>					
必要性・事業効果等	<p>〈現状・県民ニーズ等〉 岡山県は、肝がんの死亡率が全国より高く、有効なウイルス肝炎対策を的確に行う必要がある。 新型インフルエンザ対策については、新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染拡大時への対策と、強毒型といわれる鳥由来の新型インフルエンザ発生時への備えが必要である。</p> <p>〈事業効果〉 肝炎対策では、健康寿命の延伸、新型インフルエンザ対策では、生命と健康、生活や社会機能の維持に資することができる。</p>					
重点指針等	<p>〈政策重点指針との関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや女性、高齢者、障害のある人の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策 ・新型インフルエンザ対策を推進するための施策 					
事業費の見積もり	区 分	H21予算額	H22予算額	H23見込額	H24見込額	H25以降見込額
	事業費	456,727	536,008	536,008	536,008	536,008
財源内訳	一般財源	236,162	274,394	274,394	274,394	274,394
	起 債					
	その他特定財源	220,565	261,614	261,614	261,614	261,614

重点事業調書

[担当部局・課名：保健福祉部施設指導課]

(単位：千円)

新 夢 関 係	戦略プログラム等	健康・医療プログラム												
	施策・事業名	医療従事者の確保、地域における医療提供体制の整備、災害・救急医療体制の整備												
重点事業等の名称		安心な医療体制の確保												
予算区分・事項名		C 地域医療再生事業費 等	終期設定 平成 年度											
事 業 の 内 容 ・ 進 め 方 等	<p>〈概要〉</p> <p>地域における医療従事者の確保や救急医療機関の受入機能の強化、医療施設相互の連携強化などにより、地域医療再生計画の着実な推進を図るとともに、医療施設の耐震化等により、県民が、地域で安心して医療を受けられる体制の充実確保を図る。</p> <p>〈事業内容・進め方〉</p> <p>1 地域医療再生計画の着実な推進【新規】</p> <p>(1) 医療提供体制の整備 県北圏域の医療課題を解決するため、圏域内の救急患者の受入機能の拡充や、県南圏域の拠点病院の連携支援の強化などにより、医療提供体制の整備を図る。</p> <p>(2) 医療従事者の確保等 大学や医療機関、関係団体等と連携し、県北圏域の医師等の医療従事者を確保するとともに、地域医療を志す医師の育成強化を図る。</p> <p>2 医療施設の耐震化の促進【新規】 21年度に設置した医療施設耐震化臨時特例基金を活用し、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化整備を支援する。</p> <p>3 医療機関の取組に対する支援の拡充【新規】 救急患者の確実な受け入れのための空床確保や、看護職員の就労環境の改善などの取組を行う医療機関に対する支援を拡充する。</p>													
	必 要 性 ・ 事 業 効 果 等	<p>〈現状・県民ニーズ等〉</p> <p>医師や看護師の偏在、救急医療体制の脆弱な地域など、早急に対策を図ることが必要な県北地域等において、医療従事者の確保や医療提供体制の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>〈事業効果〉</p> <p>医療機関の機能強化や大学、関係団体等の緊密な連携により、地域医療再生計画の着実な推進を図り、県民が、いつでも、どこに住んでいても良質な医療が受けられる体制を構築する。</p> <p>〈設定目標〉 (数値等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 40%;">県内医師不足地域等へ配置するため確保する医学部学生数</td> <td style="width: 15%;">現 状</td> <td style="width: 15%;">平成22年度</td> <td style="width: 15%;">平成27年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">26人</td> <td style="text-align: center;">66人</td> </tr> </table>						県内医師不足地域等へ配置するため確保する医学部学生数	現 状	平成22年度	平成27年度		17人	26人
県内医師不足地域等へ配置するため確保する医学部学生数	現 状	平成22年度	平成27年度											
	17人	26人	66人											
重 点 指 針 等	<p>〈政策重点指針との関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや女性、高齢者、障害のある人の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策 ・事件・事故への初期対応の充実や地域の医療機能の強化・医療従事者の確保のための施策 													
事 業 費 の 見 積 も り	区 分	H21予算額	H22予算額	H23見込額	H24見込額	H25以降見込額								
	事業費		2,777,663	3,487,391	1,994,434	1,700,861								
	財源内訳	一般財源												
		起 債												
	その他特定財源		2,777,663	3,487,391	1,994,434	1,700,861								

重点事業調書

[担当部局・課名：保健福祉部障害福祉課]

(単位：千円)

新 夢 ア ン 関 係	戦略プログラム等	福祉プログラム				
	施策・事業名	質の高い障害福祉サービスの提供、障害のある人の地域生活を支える基盤の充実、障害のある人の就業支援				
重点事業等の名称		障害のある人の地域生活を支える施策の推進				
予算区分・事項名		E 福祉のまちづくり推進事業費 等	終期設定 平成 年度			
事 業 の 内 容 ・ 進 め 方 等	<p>〈概要〉 障害のある人が、地域で安心して安定した生活ができるよう障害福祉サービスの基盤整備や相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活を支援するための各種事業を推進する。</p> <p>〈事業内容・進め方〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2期岡山県障害者計画（仮称）策定事業【新規】 障害者基本法に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な計画として策定している岡山県障害者長期計画（1999－2010）の計画期間が終了することに伴い、必要な見直しを行い、次期計画を策定する。 2 発達障害児（者）支援体制の強化（継続） 発達障害のある人へのライフステージに対応した一貫した支援体制の整備が図られるよう、県民の理解を促進するとともに、地域での身近な支援を行う市町村の取組をさらに促進する。 3 難聴児補聴器交付事業【新規】 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援する。 4 パーキングパーミット制度導入事業【新規】 専用の身障者等用駐車場利用証を交付し、利用対象者の明確化を図るとともに、対象外の者による駐車を防止し、身障者等用駐車場の適正利用を推進する。 					
必 要 性 ・ 事 業 効 果 等	<p>〈現状・県民ニーズ等〉 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、居住基盤やサービス基盤の整備、相談支援体制の充実、授産施設等における工賃水準の引き上げなどを図る必要がある。</p> <p>〈事業効果〉 障害のある人が、地域で適切なサービスを受けながら、安心して安定した生活を送ることができる。</p>					
重 点 指 針 等	<p>〈政策重点指針との関係〉 子どもや女性、高齢者、障害のある人の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策</p>					
事 業 費 の 見 積 も り	区 分	H21予算額	H22予算額	H23見込額	H24見込額	H25以降見込額
	事業費	66,776	79,881	69,860	69,860	69,860
財 源 内 訳	一般財源	52,243	64,087	57,505	57,505	57,505
	起 債					
	その他特定財源	14,533	15,794	12,355	12,355	12,355

重点事業調書

〔担当部局・課名：保健福祉部長寿社会対策課〕

（単位：千円）

新 夢 関 係	戦略プログラム等	福祉プログラム									
	施策・事業名	福祉・介護人材の確保、健康長寿社会の推進									
重点事業等の名称		介護サービス提供体制の充実									
予算区分・事項名		C 介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費 等	終期設定	平成	年度						
事業の内容・進め方等	<p>〈概要〉 高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に自立した生活ができる環境の整備を図るため、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（H21～23）に基づき着実に事業を推進するとともに、次の事業等により支援の拡充を図る。</p> <p>〈事業内容・進め方〉</p> <p>1 介護職員処遇改善臨時特例基金による事業【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の処遇改善に要する経費の助成 ・介護拠点の開設準備に要する経費の助成 <p>2 介護基盤緊急整備等臨時特例基金による事業【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設のスプリンクラー整備に要する経費の助成 ・小規模特養など地域密着型施設の施設整備に要する経費の助成 <p>3 特別養護老人ホーム等の施設整備補助制度の拡充（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域型施設に対する補助単価の見直しなどによる施設整備の促進 										
	必要性・事業効果等	<p>〈現状・県民ニーズ等〉 本格的な高齢社会の到来を迎え、援助を必要とする高齢者への支援が喫緊の課題であり、介護サービスの提供基盤の整備促進や介護人材の確保対策が求められている。</p> <p>〈事業効果〉 高齢者が地域で適切な医療や福祉・介護サービスを受けながら、安心して、自立した生活を送ることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">〈設定目標〉 (数値等)</td> <td style="text-align: center;">小規模多機能型居宅介護 事業所数</td> <td style="text-align: center;">現 状 64箇所</td> <td style="text-align: center;">平成22年度 117箇所</td> <td style="text-align: center;">平成23年度 140箇所</td> </tr> </table>						〈設定目標〉 (数値等)	小規模多機能型居宅介護 事業所数	現 状 64箇所	平成22年度 117箇所
〈設定目標〉 (数値等)	小規模多機能型居宅介護 事業所数	現 状 64箇所	平成22年度 117箇所	平成23年度 140箇所							
重点指針等	<p>〈政策重点指針、配慮すべき分野との関係〉 子どもや女性、高齢者、障害のある人の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策</p>										
事業費の見積もり	区 分	H21予算額	H22予算額	H23見込額	H24見込額	H25以降見込額					
	事業費	835,810	6,965,388	8,301,881	1,718,155	1,131,674					
財源内訳	一般財源			151,600	94,774	94,774					
	起 債	763,100	692,800	1,650,900	1,036,900	1,036,900					
	その他特定財源	72,710	6,272,588	6,499,381	586,481						

平成21年度2月補正予算協議額一覧表
(経済対策分)

平成22年2月15日

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(251,754) 260,977	()	(251,754) 260,977	
	B 公 共	一 般 公 共	(1,833) 35,250	()	(1,833) 35,250
		災 害 復 旧	(361) 4,909	()	(361) 4,909
	事業費	国 直 轄	(3,921) 13,909	()	(3,921) 13,909
		C 国庫補助事業費	(7,396) 64,986	(△ 3) 12,702	(7,393) 77,688
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(180,998) 225,025	()	(180,998) 225,025
		運 営 費	(23,453) 28,198	()	(23,453) 28,198
	E 単県行政施策費		(37,468) 93,847	(162) 5,820	(37,630) 99,667
		一般会計の計	(507,184) 727,101	(159) 18,522	(507,343) 745,623
	特別会計の計		300,773		300,773
合 計		(507,184) 1,027,874	(159) 18,522	(507,343) 1,046,396	
企業会計の計		12,022		12,022	

()は一般財源

平成21年度2月補正予算協議額の内訳(一般会計)

(経済対策分)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	(207,290) 218,139	() 10	(207,290) 218,149
企 画 振 興 部	(7,695) 15,441	() 847	(7,695) 16,288
生 活 環 境 部	(4,904) 7,682	() 61	(4,904) 7,743
保 健 福 祉 部	(81,440) 123,515	(61) 9,357	(81,501) 132,872
産 業 労 働 部	(7,361) 21,732	() 3,635	(7,361) 25,367
農 林 水 産 部	(18,126) 46,617	() 798	(18,126) 47,415
土 木 部	(18,698) 80,248	(123) 2,960	(18,821) 83,208
警 察 本 部	(41,563) 46,270	() 101	(41,563) 46,371
教 育 委 員 会	(117,279) 164,623	(△ 25) 750	(117,254) 165,373
諸 局	(2,828) 2,834	() 3	(2,828) 2,837
合 計	(507,184) 727,101	(159) 18,522	(507,343) 745,623

()は一般財源

緊急経済・雇用対策の概要 〔平成21年度2月補正予算案(経済対策分)〕

1 予算編成のねらい

- 県内景気は下げ止まった後、全体として横ばい圏内で推移しているが、生産においては、低水準で横ばい圏内の動きとなっているものの、輸出においては、なお低水準ながらも、一部に持ち直しの動きがみられている。しかし、有効求人倍率は0.58倍と依然として低水準で推移しており、また、景気の2番底の懸念もあるなど、現下の経済・雇用情勢は引き続き厳しい状況にあることから、景気回復を確実なものとするため、積極的に必要な対策を講じていかなければならない。
- このような認識の下、国の動向等に的確に対応しながら、県として所要の予算措置を講じ、厳しい経済情勢を踏まえた雇用対策のほか、教育・子育て対策の強化、安全・安心確保のための福祉・医療等の充実や公共施設等の整備などを実施していく。

2 予算規模

209億8,779万円

※ただし、11月補正までに計上した事業の実績に基づき補正減
24億6,599万円を加味すると、185億2,180万円となる。

【参考：経済・雇用対策関係予算】

平成22年度当初予算のうち	約800億円
平成21年度11月補正予算	約27億円
平成21年度9月補正予算	約296億円
平成21年度6月補正予算	約261億円
平成21年度当初予算のうち	約610億円
平成20年度1月補正予算	約109億円

<財源内訳>

地域活性化・きめ細かな 臨時交付金	37億円
地域活性化・経済危機対 策臨時交付金	22億6,594万円
国庫補助金(上記以外)	142億2,812万円
県債	6億700万円
その他	305万円
一般財源	1億8,368万円

3 今回の補正予算に盛り込んだ対策の概要

I 直面する厳しい雇用情勢への対応

(1) 雇用創出・生活支援

38億3,350万円

II 将来の発展に向けた重点投資

(2) 持続可能な農林水産業づくり

7億5,859万円

(3) 教育・子育て支援の強化

14億3,675万円

III 安心して暮らせる岡山実現のための施策

(4) 安全で安心して暮らすための地域社会の構築

100億3,225万円

(5) 安全・安心の確保のための公共施設等の整備

49億2,670万円

【参考】経済危機対策に係る補正予算額(6月・9月・11月・2月)

総額753億4,400万円

I 直面する厳しい経済・雇用情勢への対応

(1) 雇用創出等	83億6,875万円
(2) 生活支援	25億1,349万円

II 将来の発展に向けた重点投資

(3) 地球温暖化対策	22億4,162万円
(4) 快適なIT社会の実現	7億4,645万円
(5) 持続可能な農林水産業づくり	49億1,670万円
(6) 教育・子育て支援の強化	51億7,320万円
(7) 観光・産業の振興	5,029万円

III 安心して暮らせる岡山実現のための施策

(8) 安全で安心して暮らすための地域社会の構築	335億9,880万円
(9) 安全・安心の確保のための公共施設等の整備	119億9,946万円

※基金への積立と取崩しの重複額は 78億9,577万円。

4 事業概要

(1) 雇用創出・生活支援

38億3,350万円

雇用情勢が依然として厳しい中、失業者等に対する新たな雇用機会の創出や地域ニーズに応じた人材の育成を図るとともに、住居等の生活支援に関する事業を実施

【事業の内訳】

○緊急雇用創出事業（事業費 3,640,000千円）

※介護、医療、農林などの分野で、新たな雇用機会の創出や地域ニーズに応じた人材の育成を図るとともに、住居等の生活支援のための事業に要する経費を既存の基金に積み増し

○高校生の授業料減免等に対する緊急支援事業（事業費 193,504千円）

※家計急変等により修学困難な高校生に係る授業料減免補助及び奨学金事業に要する経費を既存の基金に積み増し

(2) 持続可能な農林水産業づくり

7億5,859万円

将来を見据え、社会環境の変化に対応した農林水産業の振興に資する事業を実施

【事業の内訳】

○農林水産基盤整備事業（事業費 200,000千円）

※土地改良事業、漁場整備、林道整備事業等

（単県公共事業 200,000千円 国庫債務負担行為を活用した事業2件）

○水産試験場移転整備事業（事業費 358,588千円）

※老朽化が著しく、施設・設備の破損などにより試験研究に支障を来している水産試験場を移転・整備

○森林整備加速化・林業再生事業（事業費 200,000千円）

※森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業の再生を図るため、間伐や路網の整備、地域材を利用した公共施設の整備等に要する経費を既存の基金に積み増し

(3)教育・子育て支援の強化

14億3,675万円

子どもが教育を受ける環境を向上させるとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるための事業を実施

【主な事業】

○県立成徳学校寮舎整備事業（事業費 121,758千円）

※老朽化のため建替工事を行う成徳学校寮舎について、敷地造成工事及び建替に伴う測量・実施設計を実施

○県立高校の耐震補強事業（事業費 463,239千円）

※県立学校耐震化を加速させるため、県立高校6校の耐震補強工事を前倒し実施

○県立高校等の施設改修等（事業費 95,047千円）

※県立学校施設の老朽化等に対応するため、屋根、便所等の改修工事を実施

○安心こども基金事業（事業費 547,291千円）

※子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、保育所等の整備やひとり親家庭等への支援に要する経費を既存の基金に積み増し

(4) 安全で安心して暮らすための地域社会の構築

100億3,225万円

地域社会の安全・安心を確保するため、福祉・医療の充実等のための事業等を実施

【主な事業】

○介護基盤緊急整備事業（事業費 483,839千円）

※地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービス施設の整備や既存施設のスプリンクラー設置に要する経費を既存の基金に積み増し

○介護職員処遇改善等事業（事業費 2,283,322千円）

※介護職員の処遇改善を更に進めるため、賃金改善に向けた事業者の取組や特養等の開設準備に要する経費を既存の基金に積み増し

○障害者自立支援対策事業（事業費 447,819千円）

※障害者福祉の人材の処遇改善を図るため、賃金改善に向けた事業者の取組に要する経費を既存の基金に積み増し

○地域医療再生事業（事業費 5,280,287千円）

※二次医療圏単位での医療機能の強化、医師確保等の取組、その他の施策を定めた県地域医療再生計画に基づく事業に要する経費を基金に積み立て、H22からH25の4カ年で事業を実施

○地域自殺対策緊急強化事業（事業費 20,000千円）

※相談体制の整備や人材の育成に要する経費を既存の基金に積み増し

(5) 安全・安心の確保のための公共施設等の整備

49億2,670万円

【主な事業】

○社会資本整備事業（事業費 1,800,000千円）

※道路整備事業、橋梁事業、河川整備事業、港湾整備事業等
（単原公共事業 1,800,000千円 国庫債務負担行為を活用した事業6件）

○道路・橋梁等の維持修繕事業等（事業費 728,440千円）

○都市公園整備事業（事業費 197,000千円）

※都市公園（総合グラウンド、倉敷スポーツ公園等）の改修等を実施

○県立高校の耐震補強事業（事業費 463,239千円）【再掲】

※県立学校耐震化を加速させるため、県立高校6校の耐震補強工事を前倒し実施

○ファーマーズ・マーケット修繕事業（事業費 200,000千円）

※施設譲渡に向け、サウスヴィレッジ(180,000千円)及びノースヴィレッジ(100,000千円)の老朽化した施設、設備の修繕等を実施

○グリーンヒルズ津山施設改修事業（事業費 417,730千円）

※津山市への施設譲渡に向け、必要な改修等を実施

(P8からの続き)

○健康の森学園授産寮舎スプリンクラー設置事業（事業費 33,812千円）

※健康の森学園における施設入所者の安全・安心のためにスプリンクラーの設置工事を実施

○特別支援学校寄宿舎設備改修事業（事業費 81,995千円）

※特別支援学校における寄宿舎入寮生の安全・安心のためにスプリンクラーの設置工事を実施

○公の施設等の維持修繕等（事業費 1,017,723千円）

＜主な施設＞

- ・吉備高原都市業務商業ビル
- ・岡山国際交流センター
- ・おかやま旧日銀ホール
- ・環境保健センター（耐震改修等）
- ・備前保健所庁舎（耐震改修等）

生活環境保健福祉委員会資料

1. 平成22年2月定例会主要事項について

- (1) 平成22年度当初予算額について 別 冊
- (2) 県有施設の有効活用及び使用料等の適正化を図るための関係条例の
整備に関する条例 P. 1
- (3) 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例 P. 28
- (4) 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 P. 31
- (5) 岡山県健康の森学園条例の一部を改正する条例 P. 34
- (6) 岡山県広域水道企業団出資について P. 39
- (7) 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の
指定管理者の指定について P. 40
- (8) 特定地方独立行政法人の常勤職員の数について P. 41

2. 平成21年度2月補正予算協議額（経済対策分）について P. 42

3. 介護基盤の緊急整備について P. 47

4. 「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案）に対する意見等 について P. 50

平成22年2月15日

保 健 福 祉 部

県有施設の有効活用及び使用料等の適正化を図るための
関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部財政課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	岡山県行財政構造改革大綱2008の取組方針に基づき、県庁外来駐車場等の使用料の額を定めるとともに、県有施設等の使用料の額及び利用料金の基準額を適切な額に改める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

別紙

- 1 岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正
県庁外来駐車場の使用料の額を定める。
1時間につき 100円
- 2 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部改正
ホールの利用料金の基準額を改定する。
1時間につき 6,000円 → 6,100円
- 3 岡山県吉備高原都市センター区広場条例の一部改正
施設の利用料金の基準額を改定する。
 - (1) 円形広場 1日につき 31,500円 → 32,000円
半日につき 15,750円 → 16,000円
 - (2) ギャラリー 1日につき 5,400円 → 5,500円
- 4 岡山県岡山空港条例の一部改正
駐車料の額を改定する。

大型自動車	300円		
1時間につき 普通自動車	100円	→	第1駐車場 100円
自動二輪車	50円		
- 5 岡山県岡山国際交流センター条例の一部改正
施設の利用料金の基準額を改定する。
 - (1) 国際会議場 1時間につき 6,500円 → 6,600円
 - (2) 交流サロン, 会議室2, 会議室3, 和室, 調理実習室
1時間につき 800円 → 810円
 - (3) 喫茶 1月につき 239,400円 → 244,000円
- 6 岡山県立美術館条例の一部改正
 - (1) 65歳以上の者の観覧料の額を定める。
1人1回につき

常設展示 個人の場合	170円
20人以上の団体の場合	140円
企画展示 2,000円以下で知事がその都度定める額	
 - (2) 常設展示に係る観覧料の額を改定する。
 - ア 大学生その他これに準ずる者
1人1回につき

個人の場合	200円	→	250円
20人以上の団体の場合	160円	→	200円
 - イ その他の者
1人1回につき

個人の場合	300円	→	350円
20人以上の団体の場合	240円	→	280円
 - (3) 高校生から常設展示に係る観覧料を徴収しないこととする。

(4) 施設使用料の額を改定する。

ア ホール

時間区分により 31,700円～ 121,800円 → 32,400円～ 124,600円

イ 講義室

時間区分により 12,700円～ 31,700円 → 13,000円～ 32,400円

7 岡山県天神山文化プラザ条例の一部改正

施設の利用料金の基準額を改定する。

(1) 第1展示室, 第2展示室, 第3展示室

1週間につき 27,000円～ 112,000円 → 28,000円～ 114,000円

(2) 第2会議室

1時間につき 500円 → 510円

8 岡山武道館条例の一部改正

会議室の利用料金の基準額を改定する。

アマチュアスポーツ等以外の使用の場合

1時間につき 490円 → 500円

9 岡山県津山体育館条例の一部改正

ステージの利用料金の基準額を改定する。

1日につき 2,520円 → 2,570円

10 岡山県備前テニスセンター条例の一部改正

テニスコート(サブコート)の利用料金の基準額を改定する。

(1) 専用使用

時間区分等により 410円～ 15,100円 → 480円～ 17,700円

(2) 一般使用

1時間につき 260円～ 1,850円 → 300円～ 2,170円

11 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正

会議室の使用料の額を改定する。

301会議室, 401会議室, 705会議室, 706会議室

時間区分により 4,000円～ 16,000円 → 4,100円～ 16,400円

12 岡山県健康づくりセンター条例の一部改正

(1) 施設等の利用料金の基準額を定める。

ア 多目的聴講室

3時間まで 3,600円

3時間を超え, 1時間までごとに 1,200円

イ プロジェクター

3時間まで 600円

3時間を超え, 1時間までごとに 200円

(2) ヘルスアドバイザー及び立体ハイビジョンシアターを廃止する。

(3) 検査等又は施設等の利用料金の基準額を改定する。

ア CT(コンピューター断層撮影)

	一連につき	13,880円	→	健康保険法第76条第2項の規定により算定される額に1.05を乗じて得た額（以下「算出額」という。）
イ	MRI（磁気共鳴コンピューター断層撮影） 一連につき	21,960円	→	算出額
ウ	メディカルチェック 1回につき	2,500円	→	算出額に105円を加えた額
エ	ヘルスチェック 1回につき	3,500円	→	算出額に210円を加えた額
オ	健康実践講座 1講座につき	1,000円	→	1,200円
カ	施設自由利用 3時間につき	800円	→	1,000円
	1月につき	6,000円	→	7,500円
キ	健康増進指導体験 1回につき	1,400円	→	1,700円
ク	競技者用メディカルチェック 1回につき	6,100円	→	算出額に105円を加えた額
ケ	運動負荷試験 1回につき	7,300円	→	算出額に105円を加えた額
コ	食事指導 1回につき	1,500円	→	算出額に210円を加えた額
サ	大会議室 3時間まで	12,000円	→	12,300円
	3時間を超え、1時間までごとに	4,000円	→	4,100円
シ	開放研究室 1室1月につき	130,000円	→	132,700円
13	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部改正 (1) 会議室の利用料金の基準額を改定する。 1時間につき	530円	→	540円
	(2) 赤外分光光度計等を廃止する。			
14	岡山県テクノサポート岡山条例の一部改正 (1) 大会議室の利用料金の基準額を改定する。 全室1時間につき	6,100円	→	6,200円
	(2) ビデオプロジェクター（大）を廃止する。			
15	岡山県漁港管理条例の一部改正 小型船舶係留施設の使用料の額を改定する。			

(1) プレジャーボート

- ア 1月1隻につき 7,100円 → 7,200円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 5,000円 → 5,100円)
- イ 1年1隻につき 71,000円 → 72,000円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 50,000円 → 51,000円)

(2) その他の船舶

- ア 1月1隻につき 14,300円 → 14,500円
- イ 1年1隻につき 143,000円 → 145,000円

16 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正

小型船舶係留施設の使用料の額及び利用料金の基準額を改定する。

(1) プレジャーボート

- ア 1月1隻につき
- 護岸等係留方式 5,200円 → 5,300円
- 簡易型栈橋係留方式 5,800円 → 5,900円
- 栈橋係留方式 7,100円 → 7,200円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 5,000円 → 5,100円)
- イ 1年1隻につき
- 護岸等係留方式 52,000円 → 53,000円
- 簡易型栈橋係留方式 58,000円 → 59,000円
- 栈橋係留方式 71,000円 → 72,000円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 50,000円 → 51,000円)

(2) その他の船舶

- ア 1月1隻につき
- 護岸等係留方式 10,500円 → 10,700円
- 簡易型栈橋係留方式 13,000円 → 13,200円
- 栈橋係留方式 14,300円 → 14,600円
- イ 1年1隻につき
- 護岸等係留方式 105,000円 → 107,000円
- 簡易型栈橋係留方式 130,000円 → 132,000円
- 栈橋係留方式 143,000円 → 146,000円

17 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部改正

利用料金の基準額を改定する。

(1) 保管施設

ア ディンギーヨット

- (ア) 1隻1月につき 5,800円～ 8,100円 → 5,900円～ 8,200円
- (イ) 1隻1年につき 35,100円～ 58,500円 → 35,800円～ 59,700円

イ クルザーヨット (陸置き)

- (ア) 1隻1月につき
- 全長が10m未満のもの
- 20,400円～ 54,500円 → 20,800円～ 55,600円

全長が10m以上のもの		54,500円に10mを超える1mにつき11,300円を加算した額	→	55,600円に10mを超える1mにつき11,500円を加算した額
(イ) 1隻1年につき				
全長が10m未満のもの		204,000円～545,000円	→	208,000円～556,000円
全長が10m以上のもの		545,000円に10mを超える1mにつき113,000円を加算した額	→	556,000円に10mを超える1mにつき115,000円を加算した額
ウ クルザーヨット (海置き)				
(イ) 1隻1月につき				
全長が10m未満のもの		24,900円～60,200円	→	25,400円～61,400円
全長が10m以上のもの		60,200円に10mを超える1mにつき12,400円を加算した額	→	61,400円に10mを超える1mにつき12,600円を加算した額
(イ) 1隻1年につき				
全長が10m未満のもの		249,000円～602,000円	→	254,000円～614,000円
全長が10m以上のもの		602,000円に10mを超える1mにつき124,000円を加算した額	→	614,000円に10mを超える1mにつき126,000円を加算した額
(2) 研修施設				
ア 一般利用				
時間区分により				
小研修室	1,400円～	2,330円	→	1,420円～ 2,370円
大研修室	2,920円～	3,510円	→	2,980円～ 3,580円
イ 宿泊利用	1人1泊につき	2,330円	→	2,370円
(3) 昇降施設				
ヨットの全長が9m以上のもの	1隻1昇降につき	5,600円	→	5,700円
(4) 修理施設 1隻1日につき				
		670円	→	680円
(5) クラブハウス				
ア 会議室A	1時間につき	1,320円	→	1,340円
イ 会議室C	全室1時間につき	850円	→	860円
18 岡山県立都市公園条例の一部改正				
(1) 公園施設の使用料の額等を定める。				

ア	後楽園の駐車場の使用料の額		
	普通車	1時間につき	100円
	大型車	1回につき	600円
イ	総合グラウンドの駐車場の利用料金の基準額		
	普通車	1時間を超える時間につき1時間ごとに	100円
	大型車	1回につき	600円
ウ	後楽園の65歳以上の者の入園料の額		
	1人1回につき	140円	
	1人1年につき	800円	

(2) 総合グラウンド及び倉敷スポーツ公園のテニスコートにおける日曜日等以外の日に係る使用について、回数券の制度を導入する。

(3) 公園施設の使用料の額等を改定する。

ア 公園管理者以外の者による公園施設の設置及び管理に係る利用料金の基準額

(ア) 倉敷スポーツ公園に公園施設を設置する場合

売店	1㎡1年につき	5,800円	→	5,900円
自動販売機	1台1月につき	20,000円	→	20,400円

(イ) 総合グラウンドの総合グラウンドクラブ食堂を管理する場合

1年につき	379,000円	→	386,000円
-------	----------	---	----------

イ 都市公園の電柱等の占用料の額

1年につき	12円 ~ 1,800円	→	6円 ~ 1,200円
-------	--------------	---	-------------

ウ 後楽園における物品販売行為等に係る使用料の額

1日又は1年につき	74円 ~ 13,600円	→	75円 ~ 13,900円
-----------	---------------	---	---------------

エ 後楽園の15歳以上65歳未満の者の入園料の額

1人1回につき	350円	→	400円
(岡山県立博物館等との共通入園券による場合)	280円	→	320円

オ 有料公園の施設の使用料の額等

(ア) 後楽園の使用料の額

種別により	420円 ~ 11,100円	→	430円 ~ 11,300円
-------	----------------	---	----------------

(イ) 総合グラウンドの施設等の利用料金の基準額

a 庭球場

一般使用料 1面1時間につき

南コート	620円→	日曜日等	730円
		その他の日	730円以下で知事が別に定める額
北コート	420円→	日曜日等	490円
		その他の日	490円以下で知事が別に定める額

専用使用料 1面1時間につき又は時間区分により

南コート	710円 ~ 3,210円	→	830円 ~ 3,770円
北コート	480円 ~ 2,170円	→	560円 ~ 2,550円

b 設備等

報道用放送室 1室1日につき 4,830円 → 4,930円
会議室, 来賓室, 控室
1室1時間につき 480円 ~ 500円 → 490円 ~ 510円

(ウ) 倉敷スポーツ公園の施設の利用料金の基準額

a 野球場及び補助野球場の附属設備

報道用放送室 1室1日につき 5,300円 → 5,410円
大会関係者室 1室1時間につき 600円 → 610円
更衣室 1室1日につき 700円~2,000円 → 710円~2,040円
会議室 1室1時間につき 600円 → 610円

b テニスコート 1面1時間につき

500円 → 日曜日等 730円
その他の日 730円以下で知事が別に定める額

(4) 倉敷スポーツ公園の野球場食堂を廃止する。

19 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正

(1) 施設の使用料の額を改定する。

ア 運動場

時間区分により 4,110円~6,200円 → 4,190円~6,330円

イ 球技コート 1面1日につき 990円 → 1,010円

ウ 講堂, 体育館又は格技場 床面積及び時間区分により
2,940円~7,890円 → 3,000円~8,050円

(2) 設備の使用料の限度額を改定する。

ア 運動場 1時間につき 1,150円 → 1,170円

イ 体育館 設備及び時間区分により
2,230円~19,000円 → 2,280円~19,450円

ウ 格技場 1時間につき 660円~800円 → 670円~810円

20 岡山県立博物館条例の一部改正

(1) 65歳以上の者の入館料の額を定める。

1人1回につき 120円
(後楽園等との共通入館券による場合及び30人以上の団体の場合 100円)

(2) 高校生から入館料を徴収しないこととする。

(3) 入館料の額を改定する。

65歳未満の者(高校生以下の者を除く。)

1人1回につき 200円 → 250円

(後楽園等との共通入館券による場合 160円 → 200円)

(4) 講堂の施設使用料の額を改定する。

午前9時から正午まで 2,870円 → 2,930円

午後1時から午後5時まで 4,080円 → 4,170円

21 岡山県生涯学習センター条例の一部改正

施設の利用料金の基準額を改定する。

- | | | | |
|--------------------------------|----------------|---|----------------|
| (1) 視聴覚室 | | | |
| 時間区分により | 5,130円～20,500円 | → | 5,250円～20,900円 |
| (2) 大研修室, 洋研修室, 和研修室 | | | |
| 時間区分により | 560円～19,100円 | → | 570円～19,500円 |
| (3) ミーティング室1～4 | | | |
| 時間区分により | 490円～2,740円 | → | 500円～2,800円 |
| (4) 美術教室, 木工教室, 陶芸教室, 書道教室 | | | |
| 時間区分により | 740円～10,700円 | → | 750円～10,900円 |
| (5) パソコン教室1, 2 | | | |
| 時間区分により | 2,840円～27,000円 | → | 2,900円～27,600円 |
| (6) ボランティア室 | | | |
| 時間区分により | 680円～2,740円 | → | 690円～2,800円 |
| (7) 録画・録音スタジオ, 教材制作室, 試写室, 編集室 | | | |
| 時間区分により | 530円～17,000円 | → | 540円～17,400円 |
| 22 岡山県立図書館条例の一部改正 | | | |
| (1) 駐車場の使用料の額を定める。 | | | |
| 1時間につき | 100円 | | |
| (2) 施設の使用料の額を改定する。 | | | |
| ア 多目的ホール | | | |
| 時間区分により | 7,500円～30,000円 | → | 7,680円～30,700円 |
| イ サークル活動室 | | | |
| 時間区分により | 5,100円～20,400円 | → | 5,220円～20,800円 |
| ウ メディア工房 | | | |
| 時間区分により | 3,600円～25,800円 | → | 3,680円～26,400円 |
| エ デジタル情報シアター | | | |
| 時間区分により | 4,950円～19,800円 | → | 5,060円～20,200円 |
| 23 その他規定の整備を行う。 | | | |

県有施設の有効活用及び使用料等の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和三十九年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三 県庁外来駐車場に自動車を駐車する場合の使用料の額 一時間につき百円

第四条第二項を次のように改める。

- 2 前項第一号又は第三号の使用料の額の算定については、使用期間若しくは使用時間が単位未満であるとき又は使用期間若しくは使用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間又は時間を一単位として計算する。

第五条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第三号に規定する使用料は、知事が別に定めるところにより減免することができる。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四条第一項第三号に規定する使用料の徴収方法については、知事が別に定める。

第七条中「第五条第三号」を「第五条第一項第三号」に改める。

(岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部改正)

第二条 岡山県おかやま旧日銀ホール条例(平成十六年岡山県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に改める。

(岡山県吉備高原都市センター区広場条例の一部改正)

第三条 岡山県吉備高原都市センター区広場条例(平成四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「三一、五〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「一五、七五〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改める。

(岡山県岡山空港条例の一部改正)

第四条 岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「(知事が指定する駐車場に限る。)」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 その他知事が特別の事由があると認めるとき。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とする。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二(第二十二条関係)

区 分	単 位	金 額
第一駐車場	一時間を超える時間につき一時間ごとに	一〇〇円

別表第二の備考一中「ときは、」の下に「その端数時間を」を加え、同表の備考四を削る。

(岡山県岡山国際交流センター条例の一部改正)

第五条 岡山県岡山国際交流センター条例(平成七年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「六、五〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に、「三三九、四〇〇円」を「三四四、〇〇〇円」に改める。

(岡山県立美術館条例の一部改正)

第六条 岡山県立美術館条例(昭和六十三年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 (第六条関係)

区 分		観 覧 料 (一 人 一 回 に つ き)		企 画 展 示
		常 設 展 示		
		個 人	責任者が引率する二十人以上の団体	
六十五歳未満の者	大学の学生その他これに準ずる者	二五〇円	二〇〇円	二、〇〇〇円以下で知事はその都度定める額
	その他の者	三五〇円	二八〇円	
六十五歳以上の者		一七〇円	一四〇円	

別表第一の備考二中「及び」を「高等学校及び」に改め、「の前期課程」を削る。

別表第三中「三一、七〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「四二、四〇〇円」を「四三、四〇〇円」に、「四七、七〇〇円」を「四八、八〇〇円」に、「七四、一〇〇円」を「七五、八〇〇円」に、「九〇、一〇〇円」を「九二、二〇〇円」に、「一二一、八〇〇円」を「一二四、六〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改める。

(岡山県天神山文化プラザ条例の一部改正)

第七条 岡山県天神山文化プラザ条例(平成十七年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一一三、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「八五、〇〇〇円」を「八六

〇〇〇円」に、

小室	二七、〇〇〇円
----	---------

を

「

小室	二八、〇〇〇円
----	---------

」に、「九〇、〇〇〇

円」を「九一、〇〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改め、別表の二の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に改める。

(岡山武道館条例の一部改正)

第八条 岡山武道館条例(昭和四十五年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表中「四九〇円」を「五〇〇円」に改める。

(岡山県津山体育館条例の一部改正)

第九条 岡山県津山体育館条例(昭和五十一年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表中

一一〇円
二、五三〇円

を

一一〇円
二、五七〇円

に改める。

(岡山県備前テニスセンター条例の一部改正)

第十条 岡山県備前テニスセンター条例(平成三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、〇〇〇円」を「一、一七〇円」に、「一、四八〇円」を「一、七四〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、三六〇円」に、「四一〇円」を「四八〇円」に、「一、五三〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、二七〇円」を「二、六七〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、五五〇円」に、「五八〇円」を「六八〇円」に、「七、六八〇円」を「九、〇四〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、四一〇円」に、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「三六〇円」を「四二〇円」に、「一、八五〇円」を「二、一七〇円」に改める。

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正)

第十一条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例(平成十七年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

(岡山県健康づくりセンター条例の一部改正)

第十二条 岡山県健康づくりセンター条例(平成九年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表健康診断部門の項中「二三、八八〇円」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額(以下「算出額」という。)」に、「三一、九六〇円」を「算出額」に改め、同表健康増進部門の項中「二、五〇〇円」を「算出額に一〇五円を加えた額」に、「三、五〇〇円」を「算出額に二一〇円を加えた額」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額の百分の八十」を「算出額の八割」に改め、同表スポーツ医科学部門の項中「六、一〇〇円」及び「七、三〇〇円」を「算出額に一〇五円を加えた額」に、「一、五〇〇円」を「算出額に二一〇円を加えた額」に改め、同表学習部門の項を次のように改める。

学習部門	多目的聴講室	三時間まで	三、六〇〇円
		三時間を超え、一時間までごとに	一、二〇〇円

別表第二の一の表研修部門の項中「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

設備	プロジェクター	三時間まで	六〇〇円
		三時間を超え、一時間までごとに	二〇〇円

別表第二の一の表の備考中二を削り、三を二とし、四を三とする。

(岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部改正)

第十三条 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五三〇円」を「五四〇円」に改め、別表の二の表中

紫外可視分光光度計	一時間につき	一、二〇〇円
赤外分光光度計	一時間につき	二、九三〇円
蛍光光度計	一時間につき	一、〇〇〇円

を

紫外可視分光光度計	一時間につき	一、二〇〇円
-----------	--------	--------

に

自動熱膨張率測定装置	八時間につき	二六、五二〇円
疲労破壊測定装置	測定条件が室温のとき	八時間につき 三七、六一〇円
	測定条件が熱間のとき	八時間につき 五四、五六〇円
臨界点乾燥装置	一時間につき	一、一七〇円

を

自動熱膨張率測定装置	八時間につき	二六、五二〇円
------------	--------	---------

に改める。

（岡山県テクノサポート岡山条例の一部改正）

第十四条 岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、別表の二の表中

ビデオプロジェクター（大）	一式二時間につき	五、七〇〇円
ビデオプロジェクター（小）	一式二時間につき	一、二〇〇円

を

ビデオプロジェクター	一式一時間につき	1,200円
------------	----------	--------

に改める。

(岡山県漁港管理条例の一部改正)

第十五条 岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「七、100円」を「七、200円」に、「五、000円」を「五、100円」に、「七一、000円」を「七二、000円」に、「五〇、000円」を「五一、000円」に、「一四、300円」を「一四、500円」に、「一四三、000円」を「一四五、000円」に改める。

(岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正)

第十六条 岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和二十七年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の(二)の表小型船舶係留施設の項中「五、200円」を「五、300円」に、「五、800円」を「五、900円」に、「七、100円」を「七、200円」に、「五、000円と」を「五、100円と」に、「五二、000円」を「五三、000円」に、「五八、000円」を「五九、000円」に、「七一、000円」を「七二、000円」に、「五〇、000円」を「五一、000円」に、「一〇、500円」を「一〇、七〇〇円」に、「一三、000円」を「一三、二〇〇円」に、「一四、300円」を「一四、六〇〇円」に、「一〇五、000円」を「一〇七、000円」に、「一三〇、000円」を「一三三、000円」に、「一四三、000円」を「一四六、000円」に改める。

(岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部改正)

第十七条 岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五、800円」を「五、900円」に、「三五、100円」を「三五、800円」に、「七、000円」を「七、100円」に、「四六、800円」を「四七、七〇〇円」に、「八、100円」を「八、200円」に、「五八、500円」を「五九、七〇〇円」に、「二〇、400円」を「二〇、八〇〇円」に、「二〇四、000円」を「二〇八、000円」に、「二七、200円」を「二七、七〇〇円」に、「二七二、000円」を「二七七、000円」に、「三四、000円」を「三四、七〇〇円」に、「三四〇、000円」を「三四七、000円」に、「四三、100円」を「四四、000円」に、「四三一、000円」を「四四〇、000円」に、「五四、500円」を「五五、六〇〇円」に、「五四五、000円」を「五五六、000円」に、「一一、300円」を「一一、五〇〇円」に、「一一三、000円」を「一一五、000円」に、「二四、900円」を「二五、四〇〇円」に、「二四九、000円」を「二五四、000円」に、「三二、九00円」を「三三、五〇〇円」に、「三二九、000円」を「三三五、000円」に、「四

〇、八〇〇円」を「四一、六〇〇円」に、「四〇八、〇〇〇円」を「四一六、〇〇〇円」に、「四七、七〇〇円」を「四八、七〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「四八七、〇〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六一、四〇〇円」に、「六〇二、〇〇〇円」を「六一四、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一六、〇〇〇円」に改め、別表の二の表中「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「二、九二〇円」を「二、九八〇円」に、「三、三三〇円」を「三、三七〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五八〇円」に改め、別表の三の表中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、別表の四の表中「六七〇円」を「六八〇円」に改め、別表の五の表中「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に改める。

(岡山県立都市公園条例の一部改正)

第十八条 岡山県立都市公園条例(昭和四十一年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表総合グラウンドの項中「総合グラウンドクラブ」を「総合グラウンドクラブ 駐車場」に改める。

別表第二の一の表中

後菜園 総合グラウンド	売店、飲食店その他これらに類するもの	一平方メートル一年につき	三、〇〇〇円以下で知事 がその都度定める額
水島緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額

を

後菜園	売店、飲食店その他これらに類するもの	一平方メートル一年につき	三、〇〇〇円以下で知事 がその都度定める額
	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額
総合グラウンド 水島緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額

に、「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に改め、別表第二の二の表中「三七九、〇〇〇円」を「三八六、〇〇〇円」に、

水島緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額
倉敷スポーツ公園	野球場食堂	一月につき	一六〇,〇〇〇円
	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額

を

水島緑地 倉敷スポーツ公園	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額
------------------	-------------------------	--------------	-------------

に改める。

別表第三中「一、三〇〇円」を「七〇〇円」に、「一二円」を「六円」に、「六〇円」を「二六円」に、「一、八〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

別表第四中「四六〇円」を「四七〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「七四円」を「七五円」に改める。

別表第五の一の表中「三五〇円」を「四〇〇円」に、「二八〇円」を「三三〇円」に改め、「五歳以上十五歳未満の者」の下に「及び六十五歳以上の者」を加え、別表第五の二の(一)の表中「六六〇円」を「六七〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「三、三三〇円」を「三、二八〇円」に、「八、二六〇円」を「八、四五〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一九〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「二、九六〇円」を「三、〇三〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八三〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五九〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六三〇円」に改め、別表第五の二の(二)のイの表の備考三中「土曜日、日曜日及び休日」を「日曜日、土曜日及び」に、「休日を」を「休日(以下「日曜日等」と)」に改め、同表の備考中五を削り、六を五とし、七を六とし、別表第五の二の(二)のロの表の備考二中「五まで及び七」を「四まで及び六」に改め、同二後段を削り、別表第五の二の(二)のハの表の備考二中「七」を「六」に改め、別表第五の二の(二)のホの表中

一般使用料	一面 一時間につき	六二〇円	四二〇円
-------	--------------	------	------

を

一般使用料	日曜日等における使用	一面 一時間につき	七三〇円	四九〇円
	その他の日における使用	同	七三〇円以下で知事が別に定める額	四九〇円以下で知事が別に定める額

に、「一、六二〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、二八〇円」に、「二、五二〇円」を「二、九六〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「三、二一〇円」を「三、七七〇円」に、「二、一七〇円」を「二、五五〇円」に、「七一〇円」を「八三〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に改め、同表の備考中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 日曜日等以外の日に係る十一時間分の一般使用に係る利用券の額は、当該一般使用料の金額に十を乗じて得た額とする。

別表第五の二の(二)のりの表中「四、八三〇円」を「四、九三〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表を別表第五の(二)の又の表とし、別表第五の二の(二)のチの表の次に次のように加える。

リ 駐車場使用料

区 分	単 位	金 額
普通車	一時間を超える時間につき一時間ごとに	一〇〇円
大型車	一回につき	六〇〇円

備考 一 大型車を二日以上にわたって駐車するときは、一日につき一回として計算する。

二 普通車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル未満のものをいう。

三 大型車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル以上のものをいう。

四 イの備考一の規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。

別表第五の二の(三)のイの(イ)の表の備考二のイ中「の金額の欄に掲げる額」を「に基づく使用料の金額」に改め、同口を次のように改める。

ロ イに掲げる場合以外の場合 最高入場料に三百を乗じて得た額とこの表に基づく使用料の額とのいずれか高い額

別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表中「五、三〇〇円」を「五、四一〇円」に、

六〇〇円	を	六一〇円	に
六〇〇円		六〇〇円	
二、〇〇〇円		二、〇四〇円	
一〇〇円	を	一〇〇円	に改め、同表の備考一
六〇〇円		六一〇円	

中「金額は」を「使用料の金額は」に、「の金額の欄に掲げる額」を「に規定する使用料の金額」

に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表中

六〇〇円	を
七〇〇円	

六一〇円	に改め、別表第五の二の(三)の二の表を次のように改める。
七一〇円	

二 テニスコート

区	分	単	位	金	額
テニスコート	日曜日等における使用	一面一時間につき		七三〇円	
	その他の日における使用	一面一時間につき		七三〇円以下で知事が別に定める額	
照明設備		一面一時間につき		四〇〇円	

備考 一 日曜日等以外の日に係る六時間分の使用に係る利用券の額は、当該使用料の金額に五を乗じて得た額とする。

- 二 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

第十九条 岡山県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表後楽園の項中「岡山県立博物館」を「岡山県立博物館 駐車場」に改める。

別表第五の二の(一)の表中

		一時間増すごとに	一、五五〇円
を			
		一時間増すごとに	一、五五〇円
場	普通車	一時間につき	一〇〇円
駐	大型車	一回につき	六〇〇円

に改め、同表の備考に次のように加える。

- 四 駐車場に大型車を二日以上にわたって駐車するときは、駐車場の使用料は、一日につき一回として計算する。

- 五 普通車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル未満のものをいう。

- 六 大型車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル以上のものをいう。

別表第五の二の(二)のりの表の備考を次のように改める。

備考 (一)の備考一及び四から六までの規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。

(岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正)

第二十条 岡山県立学校施設使用料徴収条例(昭和二十六年岡山県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三三〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に、「六、一九〇円」を「六、三二〇円」に、「七、八九〇円」を「八、〇五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に改め、別表の二の表中「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七六〇円」に、「二、二三〇円」を「二、二八〇円」に、「九、五四〇円」を「九、七六〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四五〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改める。

(岡山県立博物館条例の一部改正)

第二十一条 岡山県立博物館条例(昭和四十六年岡山県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 入館料

区 分	単 位	金 額	
		個 人	責任者が引率する三十人以上の団体
六十五歳未満の者 (高校生以下の者を除く。)	一人一回につき	二五〇円。ただし、後楽園、岡山城天守閣又は林原美術館との共通入館券(以下「共通入館券」という。)による場合は、二〇〇円	二〇〇円
六十五歳以上の者		一〇〇円。ただし、共通入館券による場合は、一〇〇円	一〇〇円

別表の一の表の備考二中「学齢未満」を「高校生以下」に改め、「小学生及び中学生」を削り、同表の備考三中「小学生及び中学生とは」を「高校生以下の者とは、学齢未満の者」に、「及び」を「高等学校及び」に改め、「の前期課程」を削り、別表の二の表中「二、八七〇円」を「二、九三〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、一七〇円」に改める。

(岡山県生涯学習センター条例の一部改正)

第二十二條 岡山県生涯学習センター条例(平成八年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五、一三〇円」を「五、二五〇円」に、「六、八五〇円」を「七、〇一〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「四、七九〇円」を「四、九〇〇円」に、「六、三九〇円」を「六、五四〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一九、一〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一四〇円」に、「三、一四〇円」を「三、二一〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三三〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇二〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五九〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」

に、「三、七四〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七三〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六四〇円」に、「七、一四〇円」を「七、三二〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「一、一九〇円」を「二、二二〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇二〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇五〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五二〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇七〇円」に、「四、五一〇円」を「四、六一〇円」に、「六、七五〇円」を「六、九二〇円」に、「九、〇二〇円」を「九、二二〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「二、八四〇円」を「三、九〇〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八八〇円」に、「七、五八〇円」を「七、七六〇円」に、「一一、三八〇円」を「一一、六〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、三五〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三九〇円」に、「三、一三〇円」を「三、二〇〇円」に、「六、二九〇円」を「六、四四〇円」に、「九、四五〇円」を「九、六七〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三四〇円」に、「四、九二〇円」を「五、〇三〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五四〇円」に、「五、二二〇円」を「五、三四〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四五〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(岡山県立図書館条例の一部改正)

第二十三条 岡山県立図書館条例(平成十六年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 3 教育委員会規則で定める駐車券により駐車場を利用する者については、第一項の許可を受けたものとみなす。

別表の一の表中「七、五〇〇円」を「七、六八〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、七〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二二〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九六〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六八〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九二〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八三〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「四、九五〇円」を「五、〇六〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七五〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一三、五〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、別表の一の表を別表の三の表とし、別表の一の表の次に次の一

表を加える。

二 駐車場の使用料

単 位	金 額
一時間につき	一〇〇円

備考 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数時間を一時間として計算する。

附 則

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条中岡山県岡山セラミックスセンター条例別表の二の表の改正規定及び第十四条中岡山県テクノサポート岡山条例別表の二の表の改正規定 公布の日
- 二 第四条及び第十九条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

改正理由

岡山県行財政構造改革大綱二〇〇八の取組方針に基づき、県庁外来駐車場等の使用料の額を定めるとともに、県有施設等の使用料の額及び利用料金の基準額を適切な額に改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例新旧対照表(第十一条関係)

新

別表(第四条、第六条関係)
一 施設の使用料

区	分	金額	
		金	額
三〇一会 議室	全室	六、一〇〇円	一六、四〇〇円
	半室	三、〇〇〇円	八、二〇〇円
四〇一会 議室	全室	三、六〇〇円	九、九〇〇円
	半室	一、七〇〇円	四、五〇〇円
七〇五会 議室	全室	一、七〇〇円	四、五〇〇円
	半室	一、七〇〇円	四、五〇〇円
七〇六会 議室	全室	一、七〇〇円	四、五〇〇円
	半室	一、七〇〇円	四、五〇〇円

備考
略

旧

別表(第四条、第六条関係)
一 施設の使用料

区	分	金額	
		金	額
三〇一会 議室	全室	六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	半室	三、〇〇〇円	八、〇〇〇円
四〇一会 議室	全室	三、六〇〇円	九、七〇〇円
	半室	一、七〇〇円	四、四〇〇円
七〇五会 議室	全室	一、七〇〇円	四、四〇〇円
	半室	一、七〇〇円	四、四〇〇円
七〇六会 議室	全室	一、七〇〇円	四、四〇〇円
	半室	一、七〇〇円	四、四〇〇円

備考
略

備考 一 略	設備	研修部		
		開放研究室	大会議室	
二 略 二・三 略	プロジェクト	略	三時間まで	三時間まで
	一室一月につき		三時間を超え、一時間までごとに	三時間を超え、一時間までごとに
	六〇〇円	一三二、七〇〇円	四、一〇〇円	一三、三〇〇円
	二〇〇円			

備考 一 略	設備	研修部		
		開放研究室	大会議室	
二 略 三・四 略	一室一月につき	略	三時間まで	三時間まで
	一室一月につき		三時間を超え、一時間までごとに	三時間を超え、一時間までごとに
	一三〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一三、三〇〇円	二〇〇円
				一人一回につき
				その他の者(学齢未満の者を除く。)一人一回につき

二 小学生及び中学生とは、小学校の児童、中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒その他これらに準ずる者をいう。

門 学習部	多目的聴講室	食事指導	略	運動負荷試験	略	スポーツ 学部門 競技者用メデイカ ルチエック	医学的検査	健康増進指導体験	施設自由利用	三時間につき	一、〇〇〇円
										一月につき	七、五〇〇円
門 学習部	三時間まで 三時間を超え、一時間まで でことに	一回につき	略	一回につき	略	算出額に一〇五円 を加えた額	一回につき	算出額の八割に相 当する額	一回につき	一月につき	一、七〇〇円
門 学習部	三時間を超え、一時間まで でことに	一回につき	略	一回につき	略	算出額に一〇五円 を加えた額	一回につき	算出額の八割に相 当する額	一回につき	一月につき	一、二〇〇円

門 学習部	ヘルスアドバイザー シスター	食事指導	略	運動負荷試験	略	スポーツ 学部門 競技者用メデイカ ルチエック	医学的検査	健康増進指導体験	施設自由利用	三時間につき	八〇〇円
										一月につき	六、〇〇〇円
門 学習部	小学生及び中 学生	一回につき	略	一回につき	略	算出額に ・〇五を乗じて得 た額の百分の八十 に相当する額	一回につき	健康保険法（大正 十一年法律第七十 号）第七十六条第 二項の規定により 算定される額に一 〇五を乗じて得 た額の百分の八十 に相当する額	一回につき	一月につき	一、四〇〇円
門 学習部	小学生及び中 学生	一回につき	略	一回につき	略	算出額に ・〇五を乗じて得 た額の百分の八十 に相当する額	一回につき	健康保険法（大正 十一年法律第七十 号）第七十六条第 二項の規定により 算定される額に一 〇五を乗じて得 た額の百分の八十 に相当する額	一回につき	一月につき	一、〇〇〇円

岡山県健康づくりセンター条例新旧対照表（第十二条関係）

新

旧

別表第二（第六条、第九条関係）
一 検査等又は施設等

別表第二（第六条、第九条関係）
一 検査等又は施設等

健康増進部門		健康診断部門		略	区分	単位	基準額
健康実践講座	ヘルステック	メデイカルチェック	MRI（磁気共鳴コンピュータ断層撮影）	CT（コンピュータ断層撮影）	略	一連につき	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額（以下「算出額」という。）
一講座につき	一回につき	一回につき	一連につき	一連につき	略	一連につき	算出額
一、二〇〇円に開講回数に乗じて得た額	算出額に二一〇円を加えた額	算出額に一〇五円を加えた額	算出額	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額（以下「算出額」という。）	略	一連につき	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額（以下「算出額」という。）

健康増進部門		健康診断部門		略	区分	単位	基準額
健康実践講座	ヘルステック	メデイカルチェック	MRI（磁気共鳴コンピュータ断層撮影）	CT（コンピュータ断層撮影）	略	一連につき	一三、八八〇円
一講座につき	一回につき	一回につき	一連につき	一連につき	略	一連につき	一三、八八〇円
一、〇〇〇円に開講回数に乗じて得た額	三、五〇〇円	二、五〇〇円	二一、九六〇円	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額（以下「算出額」という。）	略	一連につき	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額（以下「算出額」という。）

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	臨床研修医研修資金及び医師研究資金の返還に係る債務の全部又は一部を免除することができることとする。
改正理由	臨床研修医研修資金及び医師研究資金の貸与制度の創設に伴い、当該貸付金の返還に係る債務の免除について所要の措置を講ずる必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の二条を加える。

（臨床研修医研修資金の免除）

第八条の二 知事は、臨床研修医研修資金（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（第一号において「臨床研修」という。）を受ける者であつて知事が別に指定する県内の医療機関で将来医療業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金をいう。次項において同じ。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その返還に係る債務を免除する。

- 一 臨床研修の修了後直ちに知事が別に指定する県内の医療機関で医療業務に従事し、かつ、その引き続き従事した期間が三年に達したとき。
- 二 前号に規定する従事期間中に医療業務に起因する心身の故障のため、死亡し、又は離職したとき。
- 2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、臨床研修医研修資金の貸付けを受けた者が、死亡、災害、疾病その他やむを得ない事情により臨床研修医研修資金を返還することが著しく困難であると認められるときは、その返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

（医師研究資金の免除）

第八条の三 知事は、医師研究資金（地域医療等に関する研究を行う者であつて知事が別に指定する県内の医療機関で医師として医療業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金をいう。次項において同じ。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その返還に係る債務を免除する。

- 一 知事が別に指定する県内の医療機関で医療業務に従事し、かつ、その引き続き従事した期間が二年に達したとき。
- 二 前号に規定する従事期間中に医療業務に起因する心身の故障のため、死亡し、又は離職したとき。
- 2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、医師研究資金の貸付けを受けた者が、死亡、災害、疾病その他やむを得ない事情により医師研究資金を返還することが著しく困難であると認められるときは、その返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

臨床研修医研修資金及び医師研究資金の貸与制度の創設に伴い、当該貸付金の返還に係る債務の免除について所要の措置を講ずる必要がある。

新	旧
<p>(臨床研修医研修資金の免除)</p> <p>第八条の二 知事は、臨床研修医研修資金（医師法（昭和二十三年法律第百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（第一号において「臨床研修」という。）を受ける者であつて知事が別に指定する県内の医療機関で将来医療業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金をいう。次項において同じ。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その返還に係る債務を免除する。</p> <p>一 臨床研修の修了後直ちに知事が別に指定する県内の医療機関で医療業務に従事し、かつ、その引き続き従事した期間が三年に達したとき。</p> <p>二 前号に規定する従事期間中に医療業務に起因する、心身の故障のため、死亡し、又は離職したとき。</p> <p>2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、臨床研修医研修資金の貸付けを受けた者が、死亡、災害、疾病その他やむを得ない事情により臨床研修医研修資金を返還することが著しく困難であると認められるときは、その返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(医師研究資金の免除)</p> <p>第八条の三 知事は、医師研究資金（地域医療等に関する研究を行う者であつて知事が別に指定する県内の医療機関で医師として医療業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金をいう。次項において同じ。）の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その返還に係る債務を免除する。</p> <p>一 知事が別に指定する県内の医療機関で医療業務に従事し、かつ、その引き続き従事した期間が二年に達したとき。</p> <p>二 前号に規定する従事期間中に医療業務に起因する心身の故障のため、死亡し、又は離職したとき。</p> <p>2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、医師研究資金の貸付けを受けた者が、死亡、災害、疾病その他やむを得ない事情により臨床研修医研修資金を返還することが著しく困難であると認められるときは、その返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</p>	

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部長寿社会対策課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 介護保険法に基づく介護サービス情報の調査の実施に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの</p> <p>1 事業所につき 30,000円 → 20,000円</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>1 事業所又は1施設につき 30,000円 → 25,000円</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>介護サービス情報の調査の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため，当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第百二十四号中「一事業所」の下に「又は一施設」を加え、同条第百二十五号中「一事業所につき三万円」を「次の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- イ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの 一事業所につき三万円
- ロ その他のもの 一事業所又は一施設につき二万五千元

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

介護サービス情報の調査の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 百二十三略</p> <p>百二十四 介護保険法第百十五条の三十五第一項及び第三項の規定による介護サービス情報の報告の受理及び公表 一事業所又は一施設につき一万円</p> <p>百二十五 介護保険法第百十五条の三十五第二項の規定による介護サービス情報の調査の実施 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの 一事業所につき二万円</p> <p>ロ その他のもの 一事業所又は一施設につき二万五千円</p> <p>百二十六 百三十二略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 百二十三略</p> <p>百二十四 介護保険法第百十五条の三十五第一項及び第三項の規定による介護サービス情報の報告の受理及び公表 一事業所につき一万円</p> <p>百二十五 介護保険法第百十五条の三十五第二項の規定による介護サービス情報の調査の実施 一事業所につき三万円</p> <p>百二十六 百三十二略</p>

岡山県健康の森学園条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部障害福祉課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 知的障害者福祉法に基づく知的障害者授産施設を，障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を行う事業所及び障害者支援施設に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>利用者がその能力及び適性に応じ自立した生活を営むために必要なサービスを提供するため，岡山県健康の森学園授産施設を障害者自立支援法に基づく事業体系に移行する必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

岡山県健康の森学園条例の一部を改正する条例

岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

- 2 学園に、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十九条第一項の規定により同項第一号の障害福祉サービス事業のうち就労継続支援事業を行う事業所（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所（以下「就労継続支援事業所」という。））を、法第八十三条第二項の規定により障害者支援施設（岡山県健康の森学園障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。））を、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により特別支援学校（岡山県健康の森学園支援学校）を置く。

第四条中「授産施設」を「就労継続支援事業所及び障害者支援施設（以下「事業所等」という。）」に改める。

第五条から第七条までの規定、第八条第一項、第九条第一項、第十二条第一項及び第十四条中「授産施設」を「事業所等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第九条関係）

区 分	単 位	金 額
法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受ける者	一人につき	法第二十九条第三項に規定する費用の額と知事が別に定める同条第一項に規定する特定費用の額を合算した額

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

利用者がその能力及び適性に応じ自立した生活を営むために必要なサービスを提供するため、岡山県健康の森学園授産施設を障害者自立支援法に基づき事業体系に移行する必要がある。

2 略

(業務報告等)

第十四条 知事は、事業所等の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

別表(第九条関係)

区分	単位	金額
法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受ける者	一人につき	法第二十九条第三項に規定する費用の額と知事が別に定める同条第一項に規定する特定費用の額を合算した額

2 略

(業務報告等)

第十四条 知事は、授産施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

別表(第九条関係)

区分	単位	金額
一 法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受ける者(次項に掲げる者を除く。)	一人につき	法第二十九条第三項に規定する費用の額と知事が別に定める同条第一項に規定する特定費用の額を合算した額
二 法附則第二十一条第一項に規定する旧法施設支援を受ける者	一人につき	法附則第二十一条第二項に規定する費用の額と知事が別に定める法第二十九条第一項に規定する特定費用の額を合算した額

2 指定管理者は、事業所等の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(利用の禁止)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、事業所等の利用を拒むことができる。

一・二略

三 その他事業所等の管理上支障があると認める者

(許可の取消し等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は利用の中止若しくは事業所等からの退去を命ずることができる。

一・三略

2 略

(利用料金)

第九条 第六条第一項の許可を受けた事業所等の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

2・3略

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 第二条に規定する業務（事業所等に係るものに限る。）について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

二 略

三 事業計画の内容が事業所等の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 略

五 その他事業所等の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 指定管理者は、授産施設の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(利用の禁止)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、授産施設の利用を拒むことができる。

一・二略

三 その他授産施設の管理上支障があると認める者

(許可の取消し等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は利用の中止若しくは授産施設からの退去を命ずることができる。

一・三略

2 略

(利用料金)

第九条 第六条第一項の許可を受けた授産施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

2・3略

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 第二条に規定する業務（授産施設に係るものに限る。）について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

二 略

三 事業計画の内容が授産施設の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 略

五 その他授産施設の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

新	旧
<p>(目的及び設置)</p> <p>第一条 1略</p> <p>2 学園に、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十九条第一項の規定により同項第一号の障害福祉サービ ス事業のうち就労継続支援事業を行う事業所(岡山県健康の森学園就労 継続支援事業所(以下「就労継続支援事業所」という。))を、法第八 十三条第二項の規定により障害者支援施設(岡山県健康の森学園障害者 支援施設(以下「障害者支援施設」という。))を、学校教育法(昭和 二十二年法律第二十六号)第二条の規定により特別支援学校(岡山県健 康の森学園支援学校)を置く。 (指定管理者による管理)</p> <p>第四条 学園のうち就労継続支援事業所及び障害者支援施設(以下「事業 所等」という。)の管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定す るもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 第二条に規定する業務(事業所等に係るものに限る。)の実施に関 すること。 二 事業所等の利用の許可に関すること。 三 事業所等の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に 関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、事業所等の運営に関すること。 (利用の許可)</p> <p>第六条 事業所等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、 指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第一条 1略</p> <p>2 学園に、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。別表にお いて「法」という。)附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者 福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十九条第一項の規定により同 項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者授産施設(岡山県健 康の森学園授産施設(以下「授産施設」という。))を、学校教育法(昭 和二十二年法律第二十六号)第二条の規定により特別支援学校(岡山県 健康の森学園支援学校)を置く。 (指定管理者による管理)</p> <p>第四条 学園のうち授産施設の管理は、第十二条第一項の規定により知事 が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 第二条に規定する業務(授産施設に係るものに限る。)の実施に関 すること。 二 授産施設の利用の許可に関すること。 三 授産施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に 関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、授産施設の運営に関すること。 (利用の許可)</p> <p>第六条 授産施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、 指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。</p>

岡山県広域水道企業団出資について

平成22年度において、岡山県広域水道企業団に対し、次の金額の範囲内で出資を行うものとする。

出 資 額 293,217千円

(参 考)

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例抜粋

地方自治法第96条第2項の規定により、次の事項を岡山県議会の議決すべき事件として指定する。

1～5 略

6 1件500万円以上の出資及び出捐に関する事。

岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び 障害者支援施設の指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 新見市哲多町大野2034番地の5
岡山県健康の森学園就労継続支援事業所
岡山県健康の森学園障害者支援施設
- 2 指定管理者となる団体 新見市哲多町大野2034番地の5
社会福祉法人 健康の森学園
理事長 竹本博明
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

(参 考)

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5 略

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

社会福祉法人 健康の森学園の概要

- (1) 設 立 平成3年3月27日
- (2) 役 員 数 8名（理事6名，監事2名）
- (3) 目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，心身ともに健やかに育成され，又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- (4) 事業内容 ① 障害福祉サービス事業（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所）の指定管理
② 障害者支援施設（岡山県健康の森学園障害者支援施設）の指定管理 他

特定地方独立行政法人の常勤職員の数について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告します。

記

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 210人（平成22年1月1日現在）

（参 考）

地方独立行政法人法抜粋

（議会への報告等）

第54条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（地方公務員法第28条第2項又は第29条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。

2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

県有施設の有効活用及び使用料等の適正化を図るための
関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部財政課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	岡山県行財政構造改革大綱2008の取組方針に基づき、県庁外来駐車場等の使用料の額を定めるとともに、県有施設等の使用料の額及び利用料金の基準額を適切な額に改める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

別紙

- 1 岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正
県庁外来駐車場の使用料の額を定める。
1時間につき 100円
- 2 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部改正
ホールの利用料金の基準額を改定する。
1時間につき 6,000円 → 6,100円
- 3 岡山県吉備高原都市センター区広場条例の一部改正
施設の利用料金の基準額を改定する。
 - (1) 円形広場 1日につき 31,500円 → 32,000円
半日につき 15,750円 → 16,000円
 - (2) ギャラリー 1日につき 5,400円 → 5,500円
- 4 岡山県岡山空港条例の一部改正
駐車料の額を改定する。

大型自動車	300円		
1時間につき 普通自動車	100円	→	第1駐車場 100円
自動二輪車	50円		
- 5 岡山県岡山国際交流センター条例の一部改正
施設の利用料金の基準額を改定する。
 - (1) 国際会議場 1時間につき 6,500円 → 6,600円
 - (2) 交流サロン, 会議室2, 会議室3, 和室, 調理実習室
1時間につき 800円 → 810円
 - (3) 喫茶 1月につき 239,400円 → 244,000円
- 6 岡山県立美術館条例の一部改正
 - (1) 65歳以上の者の観覧料の額を定める。
1人1回につき

常設展示 個人の場合	170円
20人以上の団体の場合	140円
企画展示 2,000円以下で知事とその都度定める額	
 - (2) 常設展示に係る観覧料の額を改定する。
 - ア 大学生その他これに準ずる者
1人1回につき

個人の場合	200円	→	250円
20人以上の団体の場合	160円	→	200円
 - イ その他の者
1人1回につき

個人の場合	300円	→	350円
20人以上の団体の場合	240円	→	280円
 - (3) 高校生から常設展示に係る観覧料を徴収しないこととする。

- (4) 施設使用料の額を改定する。
- ア ホール
時間区分により 31,700円～ 121,800円 → 32,400円～ 124,600円
- イ 講義室
時間区分により 12,700円～ 31,700円 → 13,000円～ 32,400円
- 7 岡山県天神山文化プラザ条例の一部改正
施設の利用料金の基準額を改定する。
- (1) 第1展示室, 第2展示室, 第3展示室
1週間につき 27,000円～ 112,000円 → 28,000円～ 114,000円
- (2) 第2会議室
1時間につき 500円 → 510円
- 8 岡山武道館条例の一部改正
会議室の利用料金の基準額を改定する。
アマチュアスポーツ等以外の場合
1時間につき 490円 → 500円
- 9 岡山県津山体育館条例の一部改正
ステージの利用料金の基準額を改定する。
1日につき 2,520円 → 2,570円
- 10 岡山県備前テニスセンター条例の一部改正
テニスコート(サブコート)の利用料金の基準額を改定する。
- (1) 専用使用
時間区分等により 410円～ 15,100円 → 480円～ 17,700円
- (2) 一般使用
1時間につき 260円～ 1,850円 → 300円～ 2,170円
- 11 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正
会議室の使用料の額を改定する。
301会議室, 401会議室, 705会議室, 706会議室
時間区分により 4,000円～ 16,000円 → 4,100円～ 16,400円
- 12 岡山県健康づくりセンター条例の一部改正
- (1) 施設等の利用料金の基準額を定める。
- ア 多目的聴講室
3時間まで 3,600円
3時間を超え, 1時間までごとに 1,200円
- イ プロジェクター
3時間まで 600円
3時間を超え, 1時間までごとに 200円
- (2) ヘルスアドバイザー及び立体ハイビジョンシアターを廃止する。
- (3) 検査等又は施設等の利用料金の基準額を改定する。
- ア CT(コンピューター断層撮影)

	一連につき	13,880円	→	健康保険法第76条第2項の規定により算定される額に1.05を乗じて得た額（以下「算出額」という。）
イ	MRI（磁気共鳴コンピューター断層撮影） 一連につき	21,960円	→	算出額
ウ	メディカルチェック 1回につき	2,500円	→	算出額に105円を加えた額
エ	ヘルスチェック 1回につき	3,500円	→	算出額に210円を加えた額
オ	健康実践講座 1講座につき	1,000円	→	1,200円
カ	施設自由利用 3時間につき	800円	→	1,000円
	1月につき	6,000円	→	7,500円
キ	健康増進指導体験 1回につき	1,400円	→	1,700円
ク	競技者用メディカルチェック 1回につき	6,100円	→	算出額に105円を加えた額
ケ	運動負荷試験 1回につき	7,300円	→	算出額に105円を加えた額
コ	食事指導 1回につき	1,500円	→	算出額に210円を加えた額
サ	大会議室 3時間まで	12,000円	→	12,300円
	3時間を超え、1時間までごとに	4,000円	→	4,100円
シ	開放研究室 1室1月につき	130,000円	→	132,700円
13	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部改正 (1) 会議室の利用料金の基準額を改定する。 1時間につき	530円	→	540円
	(2) 赤外分光光度計等を廃止する。			
14	岡山県テクノサポート岡山条例の一部改正 (1) 大会議室の利用料金の基準額を改定する。 全室1時間につき	6,100円	→	6,200円
	(2) ビデオプロジェクター（大）を廃止する。			
15	岡山県漁港管理条例の一部改正 小型船舶係留施設の使用料の額を改定する。			

(1) プレジャーボート

ア 1月1隻につき	7,100円	→	7,200円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)
イ 1年1隻につき	71,000円	→	72,000円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)

(2) その他の船舶

ア 1月1隻につき	14,300円	→	14,500円
イ 1年1隻につき	143,000円	→	145,000円

16 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正

小型船舶係留施設の使用料の額及び利用料金の基準額を改定する。

(1) プレジャーボート

ア 1月1隻につき				
護岸等係留方式	5,200円	→	5,300円	
簡易型栈橋係留方式	5,800円	→	5,900円	
栈橋係留方式	7,100円	→	7,200円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)
イ 1年1隻につき				
護岸等係留方式	52,000円	→	53,000円	
簡易型栈橋係留方式	58,000円	→	59,000円	
栈橋係留方式	71,000円	→	72,000円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)

(2) その他の船舶

ア 1月1隻につき				
護岸等係留方式	10,500円	→	10,700円	
簡易型栈橋係留方式	13,000円	→	13,200円	
栈橋係留方式	14,300円	→	14,600円	
イ 1年1隻につき				
護岸等係留方式	105,000円	→	107,000円	
簡易型栈橋係留方式	130,000円	→	132,000円	
栈橋係留方式	143,000円	→	146,000円	

17 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部改正

利用料金の基準額を改定する。

(1) 保管施設

ア ディンギーヨット

(ア) 1隻1月につき	5,800円～	8,100円	→	5,900円～	8,200円
(イ) 1隻1年につき	35,100円～	58,500円	→	35,800円～	59,700円

イ クルーザーヨット (陸置き)

(ア) 1隻1月につき				
全長が10m未満のもの	20,400円～	54,500円	→	20,800円～ 55,600円

全長が10m以上のもの

54,500円に10mを超える1mにつき11,300円を
加算した額 → 55,600円に10mを超える1mにつき11,500円
を加算した額

(イ) 1隻1年につき

全長が10m未満のもの

204,000円～ 545,000円 → 208,000円～ 556,000円

全長が10m以上のもの

545,000円に10mを超える1mにつき113,000円
を加算した額 → 556,000円に10mを超える1mにつき115,000円
を加算した額

ウ クルーザーヨット（海置き）

(ア) 1隻1月につき

全長が10m未満のもの

24,900円～ 60,200円 → 25,400円～ 61,400円

全長が10m以上のもの

60,200円に10mを超える1mにつき12,400円
を加算した額 → 61,400円に10mを超える1mにつき12,600円
を加算した額

(イ) 1隻1年につき

全長が10m未満のもの

249,000円～ 602,000円 → 254,000円～ 614,000円

全長が10m以上のもの

602,000円に10mを超える1mにつき124,000円
を加算した額 → 614,000円に10mを超える1mにつき126,000円
を加算した額

(2) 研修施設

ア 一般利用

時間区分により

小研修室 1,400円～ 2,330円 → 1,420円～ 2,370円

大研修室 2,920円～ 3,510円 → 2,980円～ 3,580円

イ 宿泊利用 1人1泊につき 2,330円 → 2,370円

(3) 昇降施設

ヨットの全長が9m以上のもの 1隻1昇降につき 5,600円 → 5,700円

(4) 修理施設 1隻1日につき 670円 → 680円

(5) クラブハウス

ア 会議室A 1時間につき 1,320円 → 1,340円

イ 会議室C 全室1時間につき 850円 → 860円

18 岡山県立都市公園条例の一部改正

(1) 公園施設の使用料の額等を定める。

ア	後楽園の駐車場の使用料の額		
	普通車	1時間につき	100円
	大型車	1回につき	600円
イ	総合グラウンドの駐車場の利用料金の基準額		
	普通車	1時間を超える時間につき1時間ごとに	100円
	大型車	1回につき	600円
ウ	後楽園の65歳以上の者の入園料の額		
	1人1回につき	140円	
	1人1年につき	800円	

(2) 総合グラウンド及び倉敷スポーツ公園のテニスコートにおける日曜日等以外の日に係る使用について、回数券の制度を導入する。

(3) 公園施設の使用料の額等を改定する。

ア 公園管理者以外の者による公園施設の設置及び管理に係る利用料金の基準額

(7) 倉敷スポーツ公園に公園施設を設置する場合

売店	1㎡1年につき	5,800円	→	5,900円
自動販売機	1台1月につき	20,000円	→	20,400円

(イ) 総合グラウンドの総合グラウンドクラブ食堂を管理する場合

1年につき	379,000円	→	386,000円
-------	----------	---	----------

イ 都市公園の電柱等の占用料の額

1年につき	12円～1,800円	→	6円～1,200円
-------	------------	---	-----------

ウ 後楽園における物品販売行為等に係る使用料の額

1日又は1年につき	74円～13,600円	→	75円～13,900円
-----------	-------------	---	-------------

エ 後楽園の15歳以上65歳未満の者の入園料の額

1人1回につき	350円	→	400円
(岡山県立博物館等との共通入園券による場合)	280円	→	320円

オ 有料公園の施設の使用料の額等

(7) 後楽園の使用料の額

種別により	420円～11,100円	→	430円～11,300円
-------	--------------	---	--------------

(イ) 総合グラウンドの施設等の利用料金の基準額

a 庭球場

一般使用料 1面1時間につき

南コート	620円→	日曜日等	730円
		その他の日	730円以下で知事が別に定める額

北コート	420円→	日曜日等	490円
		その他の日	490円以下で知事が別に定める額

専用使用料 1面1時間につき又は時間区分により

南コート	710円～3,210円	→	830円～3,770円
北コート	480円～2,170円	→	560円～2,550円

b 設備等

報道用放送室 1室1日につき 4,830円 → 4,930円
会議室, 来賓室, 控室

1室1時間につき 480円 ~ 500円 → 490円 ~ 510円

(ウ) 倉敷スポーツ公園の施設の利用料金の基準額

a 野球場及び補助野球場の附属設備

報道用放送室 1室1日につき 5,300円 → 5,410円

大会関係者室 1室1時間につき 600円 → 610円

更衣室 1室1日につき 700円~2,000円 → 710円~ 2,040円

会議室 1室1時間につき 600円 → 610円

b テニスコート 1面1時間につき

日曜日等 730円

500円 → その他の日 730円以下で知事が別に定める額

(4) 倉敷スポーツ公園の野球場食堂を廃止する。

19 岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正

(1) 施設の使用料の額を改定する。

ア 運動場

時間区分により 4,110円~ 6,200円 → 4,190円~ 6,330円

イ 球技コート 1面1日につき 990円 → 1,010円

ウ 講堂, 体育館又は格技場 床面積及び時間区分により

2,940円~ 7,890円 → 3,000円~ 8,050円

(2) 設備の使用料の限度額を改定する。

ア 運動場 1時間につき 1,150円 → 1,170円

イ 体育館 設備及び時間区分により

2,230円~19,000円 → 2,280円~19,450円

ウ 格技場 1時間につき 660円~ 800円 → 670円~ 810円

20 岡山県立博物館条例の一部改正

(1) 65歳以上の者の入館料の額を定める。

1人1回につき 120円

(後楽園等との共通入館券による場合及び30人以上の団体の場合 100円)

(2) 高校生から入館料を徴収しないこととする。

(3) 入館料の額を改定する。

65歳未満の者(高校生以下の者を除く。)

1人1回につき 200円 → 250円

(後楽園等との共通入館券による場合 160円 → 200円)

(4) 講堂の施設使用料の額を改定する。

午前9時から正午まで 2,870円 → 2,930円

午後1時から午後5時まで 4,080円 → 4,170円

21 岡山県生涯学習センター条例の一部改正

施設の利用料金の基準額を改定する。

- (1) 視聴覚室
時間区分により 5,130円～20,500円 → 5,250円～20,900円
- (2) 大研修室, 洋研修室, 和研修室
時間区分により 560円～19,100円 → 570円～19,500円
- (3) ミーティング室1～4
時間区分により 490円～2,740円 → 500円～2,800円
- (4) 美術教室, 木工教室, 陶芸教室, 書道教室
時間区分により 740円～10,700円 → 750円～10,900円
- (5) パソコン教室1, 2
時間区分により 2,840円～27,000円 → 2,900円～27,600円
- (6) ボランティア室
時間区分により 680円～2,740円 → 690円～2,800円
- (7) 録画・録音スタジオ, 教材制作室, 試写室, 編集室
時間区分により 530円～17,000円 → 540円～17,400円

22 岡山県立図書館条例の一部改正

- (1) 駐車場の使用料の額を定める。

1時間につき 100円

- (2) 施設の使用料の額を改定する。

- ア 多目的ホール

時間区分により 7,500円～30,000円 → 7,680円～30,700円

- イ サークル活動室

時間区分により 5,100円～20,400円 → 5,220円～20,800円

- ウ メディア工房

時間区分により 3,600円～25,800円 → 3,680円～26,400円

- エ デジタル情報シアター

時間区分により 4,950円～19,800円 → 5,060円～20,200円

23 その他規定の整備を行う。

県有施設の有効活用及び使用料等の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和三十九年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三 県庁外来駐車場に自動車を駐車する場合の使用料の額 一時間につき百円

第四条第二項を次のように改める。

- 2 前項第一号又は第三号の使用料の額の算定については、使用期間若しくは使用時間が単位未満であるとき又は使用期間若しくは使用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間又は時間を一単位として計算する。

第五条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第三号に規定する使用料は、知事が別に定めるところにより減免することができる。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四条第一項第三号に規定する使用料の徴収方法については、知事が別に定める。

第七条中「第五条第三号」を「第五条第一項第三号」に改める。

(岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部改正)

第二条 岡山県おかやま旧日銀ホール条例(平成十六年岡山県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に改める。

(岡山県吉備高原都市センター区広場条例の一部改正)

第三条 岡山県吉備高原都市センター区広場条例(平成四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「三一、五〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「一五、七五〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改める。

(岡山県岡山空港条例の一部改正)

第四条 岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「(知事が指定する駐車場に限る。)」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 その他知事が特別の事由があると認めるとき。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とする。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二(第二十二条関係)

区 分	単 位	金 額
第一駐車場	一時間を超える時間につき一時間ごとに	一〇〇円

別表第二の備考一中「ときは、」の下に「その端数時間を」を加え、同表の備考四を削る。

(岡山県岡山国際交流センター条例の一部改正)

第五条 岡山県岡山国際交流センター条例(平成七年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「六、五〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に、「二三九、四〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に改める。

(岡山県立美術館条例の一部改正)

第六条 岡山県立美術館条例(昭和六十三年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 (第六条関係)

区 分		観 覧 料 (一 人 一 回 に つ き)		
		常 設 展 示		企 画 展 示
		個 人	責任者が引率する二十人以上の団体	
六十五歳未満の者	大学の学生その他これに準ずる者	二五〇円	二〇〇円	二、〇〇〇円以下で知事はその都度定める額
	その他の者	三五〇円	二八〇円	
六十五歳以上の者		一七〇円	一四〇円	

別表第一の備考二中「及び」を「、高等学校及び」に改め、「の前期課程」を削る。

別表第二中「三一、七〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「四二、四〇〇円」を「四三、四〇〇円」に、「四七、七〇〇円」を「四八、八〇〇円」に、「七四、一〇〇円」を「七五、八〇〇円」に、「九〇、一〇〇円」を「九二、二〇〇円」に、「一一一、八〇〇円」を「一一四、六〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改める。

(岡山県天神山文化プラザ条例の一部改正)

第七条 岡山県天神山文化プラザ条例(平成十七年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二二二、〇〇〇円」を「二二四、〇〇〇円」に、「八五、〇〇〇円」を「八六

、〇〇〇円」に、

小室	二七、〇〇〇円
----	---------

を

小室	二八、〇〇〇円
----	---------

に、「九〇、〇〇〇

円」を「九一、〇〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改め、別表の二の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に改める。

(岡山武道館条例の一部改正)

第八条 岡山武道館条例(昭和四十五年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表中「四九〇円」を「五〇〇円」に改める。

(岡山県津山体育館条例の一部改正)

第九条 岡山県津山体育館条例(昭和五十一年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表中

一一〇円
二、五二〇円

を

一一〇円
二、五七〇円

に改める。

(岡山県備前テニスセンター条例の一部改正)

第十条 岡山県備前テニスセンター条例(平成三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二、〇〇〇円」を「二、一七〇円」に、「二、四八〇円」を「二、七四〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、三六〇円」に、「四一〇円」を「四八〇円」に、「二、五三〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、二七〇円」を「三、六七〇円」に、「三、〇三〇円」を「三、五五〇円」に、「五八〇円」を「六八〇円」に、「七、六八〇円」を「九、〇四〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、四一〇円」に、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「三六〇円」を「四二〇円」に、「一、八五〇円」を「二、一七〇円」に改める。

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正)

第十一条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例(平成十七年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

(岡山県健康づくりセンター条例の一部改正)

第十二条 岡山県健康づくりセンター条例(平成九年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表健康診断部門の項中「二三、八八〇円」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額(以下「算出額」という。)」に、「二一、九六〇円」を「算出額」に改め、同表健康増進部門の項中「三、五〇〇円」を「算出額に一〇五円を加えた額」に、「三、五〇〇円」を「算出額に二一〇円を加えた額」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により算定される額に一・〇五を乗じて得た額の百分の八十」を「算出額の八割」に改め、同表スポーツ医科学部門の項中「六、一〇〇円」及び「七、三〇〇円」を「算出額に一〇五円を加えた額」に、「一、五〇〇円」を「算出額に二一〇円を加えた額」に改め、同表学習部門の項を次のように改める。

学習部門	多目的聴講室	三時間まで	三、六〇〇円
		三時間を超え、一時間までごとに	一、二〇〇円

別表第二の一の表研修部門の項中「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」を「一三三、七〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

設備	プロジェクター	三時間まで	六〇〇円
		三時間を超え、一時間までごとに	二〇〇円

別表第二の一の表の備考中二を削り、三を二とし、四を三とする。

(岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部改正)

第十三条 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五三〇円」を「五四〇円」に改め、別表の二の表中

紫外可視分光光度計	一時間につき	一、二〇〇円
赤外分光光度計	一時間につき	二、九三〇円
蛍光光度計	一時間につき	一、〇〇〇円

を

紫外可視分光光度計	一時間につき	一、二〇〇円
-----------	--------	--------

に、

自動熱膨張率測定装置	八時間につき	二六、五二〇円
疲労破壊測定装置	測定条件が室温のとき	八時間につき 三七、六一〇円
	測定条件が熱間のとき	八時間につき 五四、五六〇円
臨界点乾燥装置	一時間につき	一、一七〇円

を

自動熱膨張率測定装置	八時間につき	二六、五二〇円
------------	--------	---------

に改める。

（岡山県テクノサポート岡山条例の一部改正）

第十四条 岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、別表の二の表中

ビデオプロジェクター（大）	一式一時間につき	五、七〇〇円
ビデオプロジェクター（小）	一式一時間につき	一、二〇〇円

を

ビデオプロジェクター	一式一時間につき	一、二〇〇円
------------	----------	--------

に改める。

(岡山県漁港管理条例の一部改正)

第十五条 岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「七、一〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一四五、〇〇〇円」に改める。

(岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正)

第十六条 岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和二十七年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の(二)の表小型船舶係留施設の項中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、〇〇〇円と」を「五、一〇〇円と」に、「五二、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」を「一三三、〇〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一四六、〇〇〇円」に改める。

(岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部改正)

第十七条 岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「四六、八〇〇円」を「四七、七〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「五九、七〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「二〇四、〇〇〇円」を「二〇八、〇〇〇円」に、「三七、二〇〇円」を「三七、七〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七七、〇〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三四、七〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「三四七、〇〇〇円」に、「四三、一〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「四三一、〇〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に、「五四、五〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「五四五、〇〇〇円」を「五五六、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一一三、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、四〇〇円」に、「三四九、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「三二、九〇〇円」を「三三、五〇〇円」に、「三三九、〇〇〇円」を「三三五、〇〇〇円」に、「四

〇、八〇〇円」を「四一、六〇〇円」に、「四〇八、〇〇〇円」を「四一六、〇〇〇円」に、「四七、七〇〇円」を「四八、七〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「四八七、〇〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六一、四〇〇円」に、「六〇二、〇〇〇円」を「六一四、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一二四、〇〇〇円」を「一二六、〇〇〇円」に改め、別表の二の表中「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「二、九二〇円」を「二、九八〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五八〇円」に改め、別表の三の表中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、別表の四の表中「六七〇円」を「六八〇円」に改め、別表の五の表中「一、三三〇円」を「一、三四〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に改める。

(岡山県立都市公園条例の一部改正)

第十八条 岡山県立都市公園条例(昭和四十一年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表総合グラウンドの項中「総合グラウンドクラブ」を「総合グラウンドクラブ 駐車場」に改める。

別表第二の一の表中

後樂園 総合グラウンド	売店、飲食店その他これらに類するもの	一平方メートル一年につき	三、〇〇〇円以下で知事がその都度定める額
水島緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額

を

後樂園	売店、飲食店その他これらに類するもの	一平方メートル一年につき	三、〇〇〇円以下で知事がその都度定める額
	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額
総合グラウンド 水島緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額

に、「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に改め、別表第二の二の表中「三七九、〇〇〇円」を「三八六、〇〇〇円」に、

水島緑地	都市公園の機能の増進に資 すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める 額
倉敷スポーツ公園	野球場食堂	一月につき	一六〇、〇〇〇円
	都市公園の機能の増進に資 すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める 額

を

水島緑地 倉敷スポーツ公園	都市公園の機能の増進に資 すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める 額
------------------	-----------------------------	--------------	-----------------

に改める。

別表第三中「一、三〇〇円」を「七〇〇円」に、「一二円」を「六円」に、「六〇円」を「二六円」に、「一、八〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

別表第四中「四六〇円」を「四七〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「七四円」を「七五円」に改める。

別表第五の一の表中「三五〇円」を「四〇〇円」に、「二八〇円」を「三二〇円」に改め、「五歳以上十五歳未満の者」の下に「及び六十五歳以上の者」を加え、別表第五の二の(一)の表中「六六〇円」を「六七〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「二、三三〇円」を「二、二八〇円」に、「八、二六〇円」を「八、四五〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一九〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「三、九六〇円」を「三、〇三〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八三〇円」に、「二、五三〇円」を「二、五九〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六三〇円」に改め、別表第五の二の(二)のイの表の備考三中「土曜日、日曜日及び休日」を「日曜日、土曜日及び」に、「休日を」を「休日(以下「日曜日等」と)に改め、同表の備考中五を削り、六を五とし、七を六とし、別表第五の二の(二)のロの表の備考二中「五まで及び七」を「四まで及び六」に改め、同二後段を削り、別表第五の二の(二)のハの表の備考二中「七」を「六」に改め、別表第五の二の(二)のホの表中

一般使用料	一面 一時間につき	六二〇円	四二〇円
-------	--------------	------	------

を

一般使用料	日曜日等における使用	一面 一時間につき	七三〇円	四九〇円
	その他の日における使用	同	七三〇円以下で知事が別に定める額	四九〇円以下で知事が別に定める額

に、「一、六二〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、二八〇円」に、「三、五二〇円」を「三、九六〇円」に、「一、七〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、二二〇円」を「三、七七〇円」に、「二、一七〇円」を「二、五五〇円」に、「七一〇円」を「八三〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に改め、同表の備考中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 日曜日等以外の日に係る十一時間分の一般使用に係る利用券の額は、当該一般使用料の金額に十を乗じて得た額とする。

別表第五の二の(二)のりの表中「四、八三〇円」を「四、九三〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表を別表第五の(二)の又の表とし、別表第五の二の(二)のチの表の次に次のように加える。

リ 駐車場使用料

区 分	単 位	金 額
普通車	一時間を超える時間につき一時間ごとに	一〇〇円
大型車	一回につき	六〇〇円

備考 一 大型車を二日以上にわたって駐車するときは、一日につき一回として計算する。

二 普通車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル未満のものをいう。

三 大型車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル以上のものをいう。

四 イの備考一の規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。

別表第五の二の(三)のイの(イ)の表の備考二のイ中「金額の欄に掲げる額」を「に基づく使用料の金額」に改め、同口を次のように改める。

ロ イに掲げる場合以外の場合 最高入場料に三百を乗じて得た額とこの表に基づく使用料の額とのいずれか高い額

別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表中「五、三〇〇円」を「五、四一〇円」に、

六〇〇円
六〇〇円
二、〇〇〇円

を

六一〇円
六〇〇円
二、〇四〇円

に

一〇〇円
六〇〇円

を

一〇〇円
六一〇円

に改め、同表の備考一

中「金額は」を「使用料の金額は」に、「の金額の欄に掲げる額」を「に規定する使用料の金額」

に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表中

六〇〇円
七〇〇円

を

六一〇円
七一〇円

に改め、別表第五の二の(三)の二の表を次のように改める。

二 テニスコート

区 分	単 位	金 額
テニスコート	日曜日等における使用	一面一時間につき 七三〇円
	その他の日における使用	一面一時間につき 七三〇円以下で知事が別に定める額
照明設備	一面一時間につき	四〇〇円

備考 一 日曜日等以外の日に係る六時間分の使用に係る利用券の額は、当該使用料の金額に五を乗じて得た額とする。

- 二 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

第十九条 岡山県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表後楽園の項中「岡山県立博物館」を「岡山県立博物館 駐車場」に改める。

別表第五の二の(一)の表中

		一時間増すごとに	一、五五〇円
--	--	----------	--------

を

		一時間増すごとに	一、五五〇円
駐 車 場	普通車	一時間につき	一〇〇円
	大型車	一回につき	六〇〇円

に改め、同表の備考に次のように加える。

- 四 駐車場に大型車を二日以上にわたって駐車するときは、駐車場の使用料は、一日につき一回として計算する。

五 普通車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル未満のものをいう。

六 大型車とは、自動車のうち車体の高さが二・五メートル以上のものをいう。

別表第五の二の(二)のりの表の備考を次のように改める。

備考 (一)の備考一及び四から六までの規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。

(岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正)

第二十条 岡山県立学校施設使用料徴収条例(昭和二十六年岡山県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三三〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に、「六、一九〇円」を「六、三一〇円」に、「七、八九〇円」を「八、〇五〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に改め、別表の二の表中「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七六〇円」に、「二、二三〇円」を「二、二八〇円」に、「九、五四〇円」を「九、七六〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四五〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改める。

(岡山県立博物館条例の一部改正)

第二十一条 岡山県立博物館条例(昭和四十六年岡山県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 入館料

区 分	単 位	金 額	
		個 人	責任者が引率する三十人以上の団体
六十五歳未満の者 (高校生以下の者を除く。)	一人一回につき	二五〇円。ただし、後樂園、岡山城天守閣又は林原美術館との共通入館券(以下「共通入館券」という。)による場合は、二〇〇円	二〇〇円
六十五歳以上の者		一一〇円。ただし、共通入館券による場合は、一〇〇円	一〇〇円

別表の一の表の備考二中「学齢未満」を「高校生以下」に改め、「小学生及び中学生」を削り、同表の備考三中「小学生及び中学生とは」を「高校生以下の者とは、学齢未満の者」に、「及び」を「高等学校及び」に改め、「の前期課程」を削り、別表の二の表中「二、八七〇円」を「二、九三〇円」に、「四、〇八〇円」を「四、一七〇円」に改める。

(岡山県生涯学習センター条例の一部改正)

第二十二條 岡山県生涯学習センター条例(平成八年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五、一三〇円」を「五、二五〇円」に、「六、八五〇円」を「七、〇一〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「四、七九〇円」を「四、九〇〇円」に、「六、三九〇円」を「六、五四〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一九、一〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、一四〇円」に、「三、一四〇円」を「三、二一〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三二〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三五〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇二〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五九〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」

に、「二、七四〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七三〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六四〇円」に、「七、一四〇円」を「七、三一〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「八八〇円」を「九〇〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二一〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇一〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇五〇円」に、「一、一二〇円」を「一、一四〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五二〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇七〇円」に、「四、五一〇円」を「四、六一〇円」に、「六、七五〇円」を「六、九一〇円」に、「九、〇一〇円」を「九、三三〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「二、八四〇円」を「二、九〇〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八八〇円」に、「七、五八〇円」を「七、七六〇円」に、「一一、三八〇円」を「一一、六〇〇円」に、「四、二五〇円」を「四、三五〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三九〇円」に、「三、一三〇円」を「三、二〇〇円」に、「六、二九〇円」を「六、四四〇円」に、「九、四五〇円」を「九、六七〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三四〇円」に、「四、九二〇円」を「五、〇三〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五四〇円」に、「五、二二〇円」を「五、三四〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四五〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(岡山県立図書館条例の一部改正)

第二十三条 岡山県立図書館条例(平成十六年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 3 教育委員会規則で定める駐車券により駐車場を利用する者については、第一項の許可を受けたものとみなす。

別表の一の表中「七、五〇〇円」を「七、六八〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、七〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二二〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九六〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六八〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九一〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八三〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「四、九五〇円」を「五、〇六〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七五〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一三、五〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、別表の二の表を別表の三の表とし、別表の一の表の次に次の一

表を加える。

二 駐車場の使用料

単 位	金 額
一時間につき	一〇〇円

備考 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数時間を一時間として計算する。

附 則

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条中岡山県岡山セラミックスセンター条例別表の二の表の改正規定及び第十四条中岡山県テクノサポート岡山条例別表の二の表の改正規定 公布の日
- 二 第四条及び第十九条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

改正理由

岡山県行財政構造改革大綱二〇〇八の取組方針に基づき、県庁外来駐車場等の使用料の額を定めるとともに、県有施設等の使用料の額及び利用料金の基準額を適切な額に改める等所要の改正を行う必要がある。

別表第二(第十条関係)

備考 略	施設使用料		区分	種別	単位	金額
	講義室	ホール				
略	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後九時まで 午前九時から午後九時まで				三二、四〇〇円 四三、四〇〇円 四八、八〇〇円 七五、八〇〇円 九二、二〇〇円 一二四、六〇〇円
						三一、〇〇〇円 一九、四〇〇円 三一、四〇〇円

別表第二(第十条関係)

備考 略	施設使用料		区分	種別	単位	金額
	講義室	ホール				
略	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後九時まで 午前九時から午後九時まで				三一、七〇〇円 四二、四〇〇円 四七、七〇〇円 七四、一〇〇円 九〇、一〇〇円 一二一、八〇〇円
						一一、七〇〇円 一九、〇〇〇円 三一、七〇〇円

岡山県立美術館条例新旧対照表（第六条関係）

別表第一（第六条関係）

別表第一（第六条関係）

新

旧

六十五歳未満の者	六十五歳未満の者	大学の学生 その他これに準ずる者	二五〇円	個人	常設展示	観覧料（一人一回につき）
	その他の者	その他の者	二〇〇円			
六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	一七〇円	個人	常設展示	観覧料（一人一回につき）
			一四〇円	責任者が引率する二十人以上の団体	企画展示	
					企画展示	
					二、〇〇〇円以下で知事はその都度定める額	

六十五歳未満の者	六十五歳未満の者	高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学の学生その他これらに準ずる者	二〇〇円	個人	常設展示	観覧料（一人一回につき）
	その他の者	その他の者	一六〇円			
六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	三〇〇円	個人	常設展示	観覧料（一人一回につき）
			二四〇円	責任者が引率する二十人以上の団体	企画展示	
					企画展示	
					二、〇〇〇円以下で知事はその都度定める額	

備考

備考

一 略

一 略

二 小学校の児童、中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒その他これらに準ずる者の観覧料は、常設展示については無料とし、企画展示については二、〇〇〇円以下で知事はその都度定める額とする。

二 小学校の児童、中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒その他これらに準ずる者の観覧料は、常設展示については無料とし、企画展示については二、〇〇〇円以下で知事はその都度定める額とする。

三略	第二会議室	略	区分
	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯		単位
	一時間につき 五〇〇円		基準額

三略	第二会議室	略	区分
	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯		単位
	一時間につき 五〇〇円		基準額

岡山県天神山文化プラザ条例新旧対照表（第七条関係）

新

別表（第六条、第九条関係）
一 展示室（一週間につき）

第三展示室	第二展示室			第一展示室			区分	基準額
	大室	全室	小室	大室	全室			
略	略	略	略	略	略	略	略	略
五七、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	九一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円			

備考 略
二 ホール、練習室及び会議室

旧

別表（第六条、第九条関係）
一 展示室（一週間につき）

第三展示室	第二展示室			第一展示室			区分	基準額
	大室	全室	小室	大室	全室			
略	略	略	略	略	略	略	略	略
五六、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円			

備考 略
二 ホール、練習室及び会議室

岡山武道館条例新旧対照表（第八条関係）

備考 四略	会議室		略	略	区	分	単 位	基 準 額	別表（第十条関係） 一・二略 三 器具及び設備	新
	その他	略								
備考 四略	会議室		略	略	区	分	単 位	基 準 額	別表（第十条関係） 一・二略 三 器具及び設備	旧
	その他	略								
		五〇〇円								
		四九〇円								

岡山県津山体育館条例新旧対照表（第九条関係）

新			旧						
略			略			別表（第十条関係） 一・二略 三 器具及び設備			
							区分	単位	基準額
							トレーニング室	同	一、二〇〇円
ステージ	一日につき	二、五七〇円	ステージ	一日につき	二、五二〇円				
備考 略 四・五略			備考 略 四・五略			別表（第十条関係） 一・二略 三 器具及び設備			
区分	単位	基準額	区分	単位	基準額				
トレーニング室	同	一、二〇〇円	トレーニング室	同	一、二〇〇円				
ステージ	一日につき	二、五七〇円	ステージ	一日につき	二、五二〇円				

備考
略
二〇五略

		一般使用		ボーツ以外のもの
ボーツ以外のもの	アマチュアユアス	アマチュア高校生以下のユアス		ボーツ以外のもの
		ボーツ者によるもの	その他の者によるもの	
一時間につき	二、一七〇円	三〇〇円	四二〇円	

備考
略
二〇五略

		一般使用		ボーツ以外のもの
ボーツ以外のもの	アマチュアユアス	アマチュア高校生以下のユアス		ボーツ以外のもの
		ボーツ者によるもの	その他の者によるもの	
一時間につき	一、八五〇円	二六〇円	三六〇円	

岡山県備前テニスセンター条例新旧対照表（第十条関係）

新

旧

別表（第十条関係）

一 テニスコート

サブコート （二面につ き）		専用使 用		ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 者 に よ る も の	ア マ チ ユ ア ス の	略	区 分	基 準 額	
ア マ チ ユ ア ス	ア マ チ ユ ア ス	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 者 に よ る も の	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 者 に よ る も の					午前九時から 正午まで	正午から午後 五時まで
九、〇四〇円		一、八〇〇円							
一三、四〇〇円		二、六七〇円							
一七、七〇〇円		三、五五〇円							
三、四一〇円		六八〇円							

別表（第十条関係）

一 テニスコート

サブコート （二面につ き）		専用使 用		ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 者 に よ る も の	ア マ チ ユ ア ス の	略	区 分	基 準 額	
ア マ チ ユ ア ス	ア マ チ ユ ア ス	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 者 に よ る も の	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 者 に よ る も の					午前九時から 正午まで	正午から午後 五時まで
七、六八〇円		一、五三〇円							
一、四〇〇円		二、二七〇円							
五、一〇〇円		三、〇二〇円							
二、九〇〇円		五八〇円							

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 生活環境部県民生活課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>手数料の限度額を改定する。</p> <p>1 大気に関する試験検査等 1項目につき 2,860円～ 38,180円 → 2,910円～ 38,320円</p> <p>2 水質, 土壌, 底質, 廃棄物等に関する試験検査等 1件又は1項目につき 3,700円～ 211,050円 → 3,710円～ 215,590円</p> <p>3 騒音に関する測定分析 1件につき 3,940円 → 3,950円</p> <p>4 医薬品等の試験検査 1件につき 5,030円～ 7,500円 → 5,040円～ 7,520円</p> <p>5 食品, 食品添加物, 器具, 容器包装及びおもちゃの試験検査等 1件又は1項目につき 4,950円～ 23,690円 → 4,960円～ 24,190円</p> <p>6 ウイルス検査 1件又は1項目につき 9,940円 → 9,970円</p> <p>7 放射能測定(温泉放射能測定を除く。) 1件につき 40,750円 → 41,640円</p> <p>8 残留農薬, 有害化学物質等に関する特殊な試験検査等 1件又は1項目につき 36,990円 → 37,780円</p> <p>9 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の事務の円滑な遂行を図るため, 手数料の限度額を適正な額に改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例

岡山県環境保健センター条例（昭和五十一年岡山県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「九、二三〇円」を「九、二五〇円」に、「二、八六〇円」を「二、九一〇円」に、「三八、一八〇円」を「三八、三三〇円」に改め、同表第二号中「二二一、〇五〇円」を「二二五、五九〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七二〇円」に、「三三、一一〇円」を「三三、一五〇円」に、「三〇、五一〇円」を「三〇、五四〇円」に改め、同表第三号中「三、九四〇円」を「三、九五〇円」に改め、同表第五号中「五、〇三〇円」を「五、〇四〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、五二〇円」に改め、同表第七号中「八、〇七〇円」を「八、〇八〇円」に、「四、九五〇円」を「四、九六〇円」に、「七、六九〇円」を「七、七〇〇円」に、「三三、六九〇円」を「三四、一九〇円」に改め、同表第八号中「九、九四〇円」を「九、九七〇円」に改め、同表第九号中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定」に改め、同表第十号中「四〇、七五〇円」を「四一、六四〇円」に改め、同表第十一号中「三六、九九〇円」を「三七、七八〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の事務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改める等所要の改正を行う必要がある。

十二略 げる試験検査等のうち、残留農薬、有害化学物質等に関する特殊な試験検査等	一項目 略	略
--------------------------------------------	----------	---

十二略 げる試験検査等のうち、残留農薬、有害化学物質等に関する特殊な試験検査等	一項目 略	略
--------------------------------------------	----------	---

十一	放射能測定（温泉放射能測定を除く。）	一件又は	三七、七八〇円
十	放射能測定（温泉放射能測定を除く。）	一件	四一、六四〇円
九	衛生検査	一件又は 一項目	健康保険法（大正十一年法律第七十号） 第七十六条第二項の規定により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の八割に相当する額の範囲内で知事が別に定める額
八	ウイルス検査	一件又は 一項目	九、九七〇円
六	略	略	略
五	やの規格検査	一件	二四、一九〇円
四	食品添加物の規格基準検査	一件	七、七〇〇円
三	食品中の食品添加物含有量の分析	一項目	四、九六〇円
二	食品栄養成分の分析	一件	八、〇八〇円
一	略	略	略
七	食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃの試験検査	略	七、五二〇円
六	略	略	略
(二)	薬局方の規格基準検査	一件	七、五二〇円

十一	放射能測定（温泉放射能測定を除く。）	一件又は	三六、九九〇円
十	放射能測定（温泉放射能測定を除く。）	一件	四〇、七五〇円
九	衛生検査	一件又は 一項目	診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号） （別表第一医科診療報酬点数表により算定した額に一・〇五を乗じて得た額の八割に相当する額の範囲内で知事が別に定める額
八	ウイルス検査	一件又は 一項目	九、九四〇円
六	略	略	略
五	やの規格検査	一件	二三、六九〇円
四	食品添加物の規格基準検査	一件	七、六九〇円
三	食品中の食品添加物含有量の分析	一項目	四、九五〇円
二	食品栄養成分の分析	一件	八、〇七〇円
一	略	略	略
七	食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃの試験検査	略	七、五〇〇円
六	略	略	略
(二)	薬局方の規格基準検査	一件	七、五〇〇円

岡山県環境保健センター条例新旧対照表

新

別表(第三条関係)

種別	単位	金額
一 大気に関する試験検査等 略	略	略
(一) 大気汚染物質の測定分析	一項目	九、二五〇円
(二) 燃料の測定分析	一項目	二、九一〇円
(三) 悪臭物質の測定分析	一項目	三、八、三二〇円
二 水質、土壌、底質、廃棄物等に 関する試験検査等	一件又は 一項目	二、一五、五九〇円
(一) 飲用水の試験検査	一件又は 一項目	三、七〇〇円
(二) 水質汚濁物質、土壌及び底質 汚染物質並びに廃棄物の試験検査等	一項目	略
(三) 略	略	略
(四) 汚水処理施設の機能検査	一件	二二、一五〇円
(五) 温泉の測定分析	一件	三〇、五四〇円
三 騒音に関する測定分析	一件	三、九五〇円
四 略	略	略
五 医薬品等の試験検査	一件	五、〇四〇円
(一) 医薬品、医薬部外品、化粧品 及び医療機器の試験検査	一件	略

旧

別表(第三条関係)

種別	単位	金額
一 大気に関する試験検査等 略	略	略
(一) 大気汚染物質の測定分析	一項目	九、二三〇円
(二) 燃料の測定分析	一項目	二、八六〇円
(三) 悪臭物質の測定分析	一項目	三、八、一八〇円
二 水質、土壌、底質、廃棄物等に 関する試験検査等	一件又は 一項目	二、一、〇五〇円
(一) 飲用水の試験検査	一件又は 一項目	三、七〇〇円
(二) 水質汚濁物質、土壌及び底質 汚染物質並びに廃棄物の試験検査等	一項目	略
(三) 略	略	略
(四) 汚水処理施設の機能検査	一件	二二、一一〇円
(五) 温泉の測定分析	一件	三〇、五二〇円
三 騒音に関する測定分析	一件	三、九四〇円
四 略	略	略
五 医薬品等の試験検査	一件	五、〇三〇円
(一) 医薬品、医薬部外品、化粧品 及び医療機器の試験検査	一件	略

岡山県景観条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 生活環境部環境政策課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県景観条例において引用する自然公園法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。
改正理由	自然公園法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県景観条例の一部を改正する条例

岡山県景観条例（昭和六十三年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

自然公園法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。

岡山県景観条例新旧対照表

新	旧
<p>(適用除外) 第七条 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第一項の特別地域内において行う同条第三項各号に掲げる行為、同法第二十一条第一項の特別保護地区内において行う同条第三項各号に掲げる行為及び同法第三十条第一項の普通地域内において行う同項各号に掲げる行為</p> <p>三 十二略</p>	<p>(適用除外) 第七条 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十三条第一項の特別地域内において行う同条第三項各号に掲げる行為、同法第十四条第一項の特別保護地区内において行う同条第三項各号に掲げる行為及び同法第二十六条第一項の普通地域内において行う同項各号に掲げる行為</p> <p>三 十二略</p>

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

担当課 生活環境部環境管理課
土木部都市局建築指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出の受理等に関する事務は、新見市が処理することとする。</p> <p>2 知事の権限に属する次の事務を処理することとする市町村に、笠岡市を加えることとする。</p> <p>(1) 岡山県福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設の新築の届出の受理等</p> <p>(2) 建築物等の制限に関する条例に基づく災害危険区域内における建築制限の適用除外に係る認定等</p> <p>3 次の事務のうち、知事に提出すべき書類の受理等に関する事務を処理することとしている市町村から、笠岡市を除くこととする。</p> <p>(1) 建築基準法等に基づく事務</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>土壌汚染対策法の一部改正に伴い、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する同法に基づく事務のうち適当と認めるものを新見市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十の項から十二の項までを削り、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、同表の六の項中「八の項」を「九の項」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次の一項を加える。

<p>六 岡山県統計調査条例（昭和三十二年岡山県条例第七号）に基づき事務のうち、統計調査である毎月流動人口調査の実施（調査票の作成に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村</p>
---------------------------------------------------------------------------------	-------------

別表第一中十三の項を十一の項とし、十四の項を十二の項とし、十五の項を十三の項とし、三十の項を削り、二十九の項を三十の項とし、二十八の項を削り、二十七の項を二十九の項とし、二十五の項及び二十六の項を削り、二十四の項を二十八の項とし、二十二の項及び二十三の項を削り、二十一の項を二十七の項とし、十七の項から二十の項までを六項ずつ繰り下げ、十六の項を十四の項とし、同項の次に次の八項を加える。

<p>十五 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第四十条第一項の規定による報告の徴収 ロ 法第四十一条第一項の規定による立入検査 ハ 法第四十二条第一項の規定による特定製品の提出命令 	<p>岡山市 倉敷市</p>
<p>十六 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第三条の規定による調査 ロ 法第四条第一項の規定による売渡しに関する指示 ハ 法第四条第二項の規定による売渡しに関する命令 ニ 法第四条第四項の規定による裁定 	<p>倉敷市</p>

<p>ホ 法第四条第五項の規定による裁定の通知</p> <p>ヘ 法第五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>	
<p>十七 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p> <p>ロ 法第六条第三項の規定による公表</p> <p>ハ 法第七条の規定による標準価格に関する指示及び公表</p> <p>ニ 法第三十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>	<p>倉敷市</p>
<p>十八 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六条の二の規定による訪問販売を行う販売業者及び役務提供事業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>ロ 法第七条の規定による訪問販売を行う販売業者及び役務提供事業者に対する指示</p> <p>ハ 法第八条の規定による訪問販売に関する業務の停止命令及びその旨の公表</p> <p>ニ 法第三十四条の二及び第三十六条の二の規定による統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>ホ 法第三十八条の規定による統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に対する指示</p> <p>ヘ 法第三十九条の規定による連鎖販売取引等の停止命令及びその旨の公表</p> <p>ト 法第四十三条の二及び第四十四条の二の規定による特定継続的役務提供を行う役務提供事業者及び販売業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>チ 法第四十六条の規定による特定継続的役務提供を行う役務提供事業者及び販売業者に対する指示</p> <p>リ 法第四十七条の規定による特定継続的役務提供に関する業務の停止命令及びその旨の公表</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>

<ul style="list-style-type: none"> ヌ 法第五十二条の二及び第五十四条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求 ル 法第五十六条の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する指示 ヲ 法第五十七条の規定による業務提供誘引販売取引の停止命令及びその旨の公表 ワ 法第六十条の規定による申出の受理及び調査 カ 法第六十六条第一項から第四項までの規定による報告等の徴収及び立入検査 	
<p>十九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十条の規定による指示 ロ 法第十一条の規定による業務の停止命令及びその旨の公表 ハ 法第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 	<p>岡山市 倉敷市</p>
<p>二十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十条第一項の規定による設立の認証 ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧 ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知 ニ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理 ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任 ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任 ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理 	<p>岡山市</p>

<p>チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証</p> <p>ヌ 法第二十五条第六項の規定による届出の受理</p> <p>ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧</p> <p>ヲ 法第三十一条第二項の規定による解散の認定</p> <p>ワ 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理</p> <p>カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理</p> <p>ヨ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証</p> <p>タ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等</p> <p>レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理</p> <p>ソ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証</p> <p>ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ネ 法第四十二条の規定による改善命令</p> <p>ナ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し</p> <p>ラ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p>	
<p>二十一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年岡山県条例第六十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収</p> <p>ロ 条例第二条第二項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付</p>	<p>各市町村</p>
<p>二十二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）、墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（墓地に係るものであって、条例第四条第三号に掲げる者に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）</p>

- イ 法第十条第一項の規定による墓地の経営の許可
- ロ 法第十条第二項の規定による墓地の区域の変更及び墓地の廃止の許可
- ハ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収
- ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善等の命令及び許可の取消し
- ホ 条例第二十一条の規定による基準の一部の緩和等
- ヘ 条例第二十四条の規定による墓地の工事の着手の届出の受理
- ト 条例第二十五条第一項及び第四項の規定による墓地の工事の完了検査及び臨時の検査
- チ 条例第二十五条第二項の規定による検査済証の交付
- リ イから子までに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づき事務であつて別に規則で定めるもの

別表第一の三十二の項々中「第三十一条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同々を同項ケとし、同項ヨ中「第三十条」を「第五十五条」に改め、同ヨを同項マとし、同項カ中「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項及び第三項」に改め、同カを同項ヤとし、同項ワ中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同ワを同項ツとし、同ツの次に次のように加える。

- ネ 法第十四条第一項の規定による申請の受理
- ナ 法第十四条第三項の規定による区域の指定
- ヲ 法第十四条第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査
- ム 法第十五条第一項の規定による台帳の調製及び保管
- ウ 法第十六条第一項の規定による基準に適合する旨の認定及び汚染土壌の特定有害物質による汚染状態等の届出の受理
- ヰ 法第十六条第二項及び第三項の規定による届出の受理
- ノ 法第十六条第四項の規定による措置の命令
- オ 法第十九条の規定による措置の命令
- ク 法第二十条第六項の規定による届出の受理

別表第一の三十二の項ヲ中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同ヲを同項ソとし、同項ルを削り、同項ヌ中「及び第二項」を削り、「命令」を「指示」に改め、同ヌを同項ワとし、同ワ

の次に次のように加える。

<ul style="list-style-type: none"> カ 法第七条第四項の規定による指示措置等の命令 コ 法第七条第五項の規定による代執行及び公告 ク 法第十一条第一項の規定による区域の指定 ケ 法第十一条第二項の規定による指定の解除 	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第一の三十二の項りを削り、同項乎中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、「指定区域の」を削り、同乎を同項ヲとし、同項ト中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「において」を「及び法第十一条第三項において」に改め、同トを同項ルとし、同項ハ中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同ハを同項ヌとし、同項ホ中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同ホを同項リとし、同項ニ中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同ニを同項子とし、同項ハの次に次のように加える。

<ul style="list-style-type: none"> ニ 法第三条第四項の規定による届出の受理 ホ 法第三条第五項の規定による確認の取消し ヘ 法第四条第一項の規定による届出の受理 ト 法第四条第二項の規定による調査及び報告の命令 	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第一中三十八の項を削り、三十九の項を三十八の項とし、四十の項から四十四の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の四十五の項中「五十の項」を「四十九の項」に改め、同項を同表の四十四の項とし、同表中四十六の項を四十五の項とし、四十七の項から五十三の項までを一項ずつ繰り上げ、五十四の項を五十三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>五十四 統計法及び統計法施行令に基づき事務のうち、同令別表第一の七の項第三欄第五号の規定による調査票の作成に関する事務（基幹統計調査である医療施設調査のうち医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第三条の二に規定する医療施設動態調査であつて病院について行うものに限る。）</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

別表第一中五十七の項を削り、五十八の項を五十七の項とし、五十九の項から七十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の八十の項中「八十三の項」を「八十二の項」に改め、同項を同表の七十九の項とし、同表中八十一の項を八十の項とし、八十二の項から八十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の八十八の項中「総社市 新見市」を「笠岡市 総社市」に改め、同項を同表の八十七の項とし、同表中八十九の項を八十八の項とし、九十の項を八十九の項とし、九十一の項を九十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>九十一 岡山県福祉のまちづくり条例（平成十二年岡山県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物に係るものに限る。）</p> <p>イ 条例第十九条第一項の規定による新築等の届出の受理</p> <p>ロ 条例第十九条第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 条例第十九条第三項（条例第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出の受理</p> <p>ニ 条例第二十条第一項の規定による新築等の協議</p> <p>ホ 条例第二十条第二項の規定による変更の協議</p> <p>ヘ 条例第二十二条の規定による指導及び助言</p> <p>ト 条例第二十三条第一項の規定による適合状況の報告の徴収</p> <p>チ 条例第二十三条第二項の規定による指導及び助言</p> <p>リ 条例第二十四条の規定による勧告</p> <p>ヌ 条例第二十六条第一項の規定による立入り調査</p>	<p>岡山市 玉野市 笠岡市 総社市 新見市</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

別表第二中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、二十二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から三十の項までを一項ずつ繰り上げ、三十の二の項を二十九の項とし、三十一の項を三十の項とし、三十一の二の項を三十一の項とし、同表の三十二の項及び三十四の項中「玉野市」の下に「笠岡市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

改正理由

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する同法に基づく事務のうち適当と認めるものを新見市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

<p>三十三 略</p> <p>三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に基づく事務</p>	<p>三十三 略</p>	
<p>各市町 村（岡 山市、 倉敷市 、津山 市、玉 野市、 笠岡市 、総社 市及び 新見市 を除く</p>		<p>野市、 笠岡市 、総社 市及び 新見市 を除く</p>

<p>三十三 略</p> <p>三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に基づく事務</p>	<p>三十三 略</p>	
<p>各市町 村（岡 山市、 倉敷市 、津山 市、玉 野市、 総社市 及び新 見市を 除く。</p>		<p>野市、 総社市 及び新 見市を 除く。</p>

議	へ 条例第二十二條の規定による指導及び助言 ト 条例第二十三條第一項の規定による適合状 況の報告の徴収 チ 条例第二十三條第二項の規定による指導及 び助言 リ 条例第二十四條の規定による勧告 又 条例第二十六條第一項の規定による立入り 調査
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二（第三条関係）

一〇五略	事	務	市町村
六〇二十略			
二一〇三十一略			
三十二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）、建築物等の制限に関する条例 並びに同法及び同条例の施行のための規則に基 づく事務			各市町 村（岡 山市、 倉敷市 、津山 市、玉

別表第二（第三条関係）

一〇五略	事	務	市町村
六 削除			
七〇二十一略			
二二 削除			
二三〇三十一の二略			
三十二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）、建築物等の制限に関する条例 並びに同法及び同条例の施行のための規則に基 づく事務			各市町 村（岡 山市、 倉敷市 、津山 市、玉

の イウ略	八十八〜九十六略	<p>八十七 建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イウチ略</p>	倉敷市 津山市 野市 野市 笠岡市 総社市 市
<p>九十一 岡山県福祉のまちづくり条例（平成十二年岡山県条例第一号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物に係るものに限る。） イ 条例第十九条第一項の規定による新築等の届出の受理 ロ 条例第十九条第二項の規定による変更の届出の受理 ハ 条例第十九条第三項（条例第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出の受理 ニ 条例第二十条第一項の規定による新築等の協議 ホ 条例第二十条第二項の規定による変更の協</p>	八十八〜九十略	岡山市 玉野市 笠岡市 岡市 総社市 新見市 市	

の イウ略	八十一〜八十七略	<p>八十八 建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イウチ略</p>	倉敷市 津山市 野市 野市 総社市 新見市 市
八十九〜九十一略			

<p>七十九 都市計画法（以下この項から八十二の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>五十七 〃七十八略</p>
<p>市 玉野市 笠岡</p>	

<p>八十 都市計画法（以下この項から八十三の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>五十七 岡山県福祉のまちづくり条例（平成十二年岡山県条例第一号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物に係るものに限る。）</p> <p>イ 条例第十九条第一項の規定による新築等の届出の受理</p> <p>ロ 条例第十九条第二項の規定による変更の届出の受理</p> <p>ハ 条例第十九条第三項（条例第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出の受理</p> <p>ニ 条例第二十条第一項の規定による新築等の協議</p> <p>ホ 条例第二十条第二項の規定による変更の協議</p> <p>ヘ 条例第二十二條の規定による指導及び助言</p> <p>ト 条例第二十三条第一項の規定による適合状況の報告の徴収</p> <p>チ 条例第二十三条第二項の規定による指導及び助言</p> <p>リ 条例第二十四条の規定による勧告</p> <p>又 条例第二十六条第一項の規定による立入り調査</p>
<p>市 玉野市 笠岡</p>	<p>五十八 〃七十九略</p> <p>岡山市 玉野市 総社市 新見市</p>

<p>五十五・五十六略</p>	<p>五十四 統計法及び統計法施行令に基づく事務のうち、同令別表第一の七の項第三欄第五号の規定による調査票の作成に関する事務（基幹統計調査である医療施設調査のうち医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第三条の二に規定する医療施設動態調査であつて病院について行うものに係るものに限る。）</p>	<p>四十五〜五十三略</p>	<p>四十四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（四十九の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p>	<p>三十八〜四十三略</p>
	<p>岡山市 倉敷市</p>		<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）</p>	

<p>五十五・五十六略</p>	<p>四十六〜五十四略</p>	<p>四十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設（五十の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p>	<p>三十九〜四十四略</p> <p>則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第三条の二に規定する医療施設動態調査であつて病院について行うものに係るものに限る。）</p>
		<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）</p>	

<p>よる届出の受理</p> <p>ツ 法第十二条第四項の規定による計画の変更の命令</p> <p>ネ 法第十四条第一項の規定による申請の受理</p> <p>ナ 法第十四条第三項の規定による区域の指定</p> <p>ラ 法第十四条第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査</p> <p>ム 法第十五条第一項の規定による台帳の調製及び保管</p> <p>ウ 法第十六条第一項の規定による基準に適合する旨の認定及び汚染土壌の特定有害物質による汚染状態等の届出の受理</p> <p>中 法第十六条第二項及び第三項の規定による届出の受理</p> <p>ノ 法第十六条第四項の規定による措置の命令</p> <p>オ 法第十九条の規定による措置の命令</p> <p>ク 法第二十条第六項の規定による届出の受理</p> <p>ヤ 法第五十四条第一項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>マ 法第五十五条の規定による公共の用に供する施設の管理を行う者との協議</p> <p>ケ 法第五十六条第二項の規定による関係行政機関等への協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>三十三〜三十七略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

<p>る届出の受理</p> <p>ワ 法第九条第四項の規定による計画の変更の命令</p> <p>カ 法第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ヨ 法第三十条の規定による公共の用に供する施設の管理を行う者との協議</p> <p>タ 法第三十一条第二項の規定による関係行政機関等への協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>三十三〜三十七略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

三十八 統計法及び統計法施行令に基づく事務のうち、同令別表第一の七の項第三欄第五号の規定による調査票の作成に関する事務（基幹統計調査である医療施設調査のうち医療施設調査規

岡山市
倉敷市

基づく事務のうち、次に掲げるもの
イハ略

ニ 法第三条第四項の規定による届出の受理

ホ 法第三条第五項の規定による確認の取消し

ヘ 法第四条第一項の規定による届出の受理

ト 法第四条第二項の規定による調査及び報告

チ 法第五条第一項の規定による調査及び報告

リ 法第五条第二項の規定による調査及び報告

又 法第六条第一項の規定による区域の指定

ル 法第六条第二項（同条第五項及び法第十一

条第三項において準用する場合を含む。）の

規定による公示

ヲ 法第六条第四項の規定による指定の解除

ワ 法第七条第一項の規定による汚染の除去等

の措置の指示

カ 法第七条第四項の規定による指示措置等の

命令

ヨ 法第七条第五項の規定による代執行及び公

告

タ 法第十一条第一項の規定による区域の指定

レ 法第十一条第二項の規定による指定の解除

ソ 法第十二条第一項から第三項までの規定に

基づく事務のうち、次に掲げるもの
イハ略

ニ 法第四条第一項の規定による調査及び報告

ホ 法第四条第二項の規定による調査及び報告

ヘ 法第五条第一項の規定による区域の指定

ト 法第五条第二項（同条第五項において準用

する場合を含む。）の規定による公示

チ 法第五条第四項の規定による指定区域の指

定の解除

リ 法第六条第一項の規定による指定区域台帳

の調製及び保管

又 法第七条第一項及び第二項の規定による汚

染の除去等の措置の命令

ル 法第七条第三項において準用する法第四条

第二項の規定による汚染の除去等の措置及び

公告

ヲ 法第九条第一項から第三項までの規定によ

<p>三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）に</p>	<p>三十一 略</p>	<p>新見市</p>
----------------------------------------------------	--------------	------------

<p>三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）に</p>	<p>三十一 略</p> <p>更の認証</p> <p>又 法第二十五条第六項の規定による届出の受理</p> <p>ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧</p> <p>ヲ 法第三十一条第二項の規定による解散の認定</p> <p>ワ 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理</p> <p>カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理</p> <p>ヨ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証</p> <p>タ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等</p> <p>レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理</p> <p>ソ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証</p> <p>ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ネ 法第四十二条の規定による改善命令</p> <p>ナ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し</p> <p>ラ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p>	<p>新見市</p>
----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

びその旨の公表
ハ 法第十七条第一項の規定による報告の徴収
及び立入検査

二十九
略

三十 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七

号。以下この項において「法」という。）及び
特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山
県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に
掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所
を設置する特定非営利活動法人に係るものを除
く。）

岡山市

イ 法第十条第一項の規定による設立の認証

ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び
第三十四条第五項において準用する場合を
含む。）の規定による公告及び縦覧

ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及
び第三十四条第五項において準用する場合を
含む。）の規定による通知

ニ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項に
おいて準用する場合を含む。）の規定による
届出書の受理

ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任
ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の
選任

ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理
チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受
理

リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変

二十九
略

<p>ト 法第四十三条の二及び第四十四条の二の規定による特定継続的役務提供を行う役務提供事業者及び販売業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>チ 法第四十六条の規定による特定継続的役務提供を行う役務提供事業者及び販売業者に対する指示</p> <p>リ 法第四十七条の規定による特定継続的役務提供に関する業務の停止命令及びその旨の公表</p> <p>ヌ 法第五十二条の二及び第五十四条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>ル 法第五十六条の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する指示</p> <p>ヲ 法第五十七条の規定による業務提供誘引販売取引の停止命令及びその旨の公表</p> <p>ワ 法第六十条の規定による申出の受理及び調査</p> <p>カ 法第六十六条第一項から第四項までの規定による報告等の徴収及び立入検査</p>	
<p>二十七 略</p> <p>二十八 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十条の規定による指示</p> <p>ロ 法第十一条の規定による業務の停止命令及</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>

<p>二十五 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるものの</p> <p>イ 法第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p> <p>ロ 法第六条第三項の規定による公表</p> <p>ハ 法第七条の規定による標準価格に関する指示及び公表</p> <p>ニ 法第三十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>	<p>倉敷市</p>
<p>二十六 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六条の二の規定による訪問販売を行う販売業者及び役員提供事業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>ロ 法第七条の規定による訪問販売を行う販売業者及び役員提供事業者に対する指示</p> <p>ハ 法第八条の規定による訪問販売に関する業務の停止命令及びその旨の公表</p> <p>ニ 法第三十四条の二及び第三十六条の二の規定による統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p> <p>ホ 法第三十八条の規定による統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に対する指示</p> <p>ヘ 法第三十九条の規定による連鎖販売取引等の停止命令及びその旨の公表</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>

リ イからチまでに掲げるもののほか、条例の
 施行のための規則に基づく事務であつて別に
 規則で定めるもの

二十三〜二十七略

二十八略

十七〜二十一略

二十二 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法
 律第三十一号。以下この項において「法」とい
 う。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 イ 法第四十条第一項の規定による報告の徴収
 ロ 法第四十一条第一項の規定による立入検査
 ハ 法第四十二条第一項の規定による特定製品
 の提出命令

岡山市
 倉敷市

二十三 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに
 対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法
 律第四十八号。以下この項において「法」とい
 う。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 イ 法第三条の規定による調査
 ロ 法第四条第一項の規定による売渡しに関する
 指示
 ハ 法第四条第二項の規定による売渡しに関す
 る命令
 ニ 法第四条第四項の規定による裁定
 ホ 法第四条第五項の規定による裁定の通知
 ヘ 法第五条第一項及び第二項の規定による報
 告の徴収及び立入検査等

倉敷市

二十四略

<p>六十二号。以下この項において「条例」という。 イ 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収 ロ 条例第二条第二項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付</p>	<p>二十二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。） 、墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（墓地に係るものであつて、条例第四条第三号に掲げる者に係るものに限る。） イ 法第十条第一項の規定による墓地の経営の許可 ロ 法第十条第二項の規定による墓地の区域の変更及び墓地の廃止の許可 ハ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収 ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善等の命令及び許可の取消し ホ 条例第二十一条の規定による基準の一部の緩和等 ヘ 条例第二十四条の規定による墓地の工事の着手の届出の受理 ト 条例第二十五条第一項及び第四項の規定による墓地の工事の完了検査及び臨時の検査 チ 条例第二十五条第二項の規定による検査済証の交付</p>
	<p>各市町 村（岡 山市及 び倉敷 市を除 く。）</p>

<p>更の認証</p> <p>又 法第二十五条第六項の規定による届出の受理</p> <p>ル 法第二十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書等の受理及び閲覧</p> <p>ヲ 法第三十一条第二項の規定による解散の認定</p> <p>ワ 法第三十一条第四項の規定による解散の届出の受理</p> <p>カ 法第三十一条の八の規定による届出の受理</p> <p>ヨ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証</p> <p>タ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等</p> <p>レ 法第三十二条の三の規定による届出の受理</p> <p>ソ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証</p> <p>ツ 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ネ 法第四十二条の規定による改善命令</p> <p>ナ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による設立の認証の取消し</p> <p>ラ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p>	<p>二十一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年岡山県条例第</p>
	<p>各市町村</p>

<p>イ 法第十条の規定による指示</p> <p>ロ 法第十一条の規定による業務の停止命令及びその旨の公表</p> <p>ハ 法第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	
<p>ニ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による設立の認証</p> <p>ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧</p> <p>ハ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>ニ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理</p> <p>ホ 法第十七条の三の規定による仮理事の選任</p> <p>ヘ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任</p> <p>ト 法第十八条第三号の規定による報告の受理</p> <p>チ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>リ 法第二十五条第三項の規定による定款の変更</p>	<p>岡山市</p>

- ホ 法第三十八条の規定による統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に対する指示
 - ヘ 法第三十九条の規定による連鎖販売取引等の停止命令及びその旨の公表
 - ト 法第四十三条の二及び第四十四条の二の規定による特定継続的役務提供を行う役務提供事業者及び販売業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求
 - チ 法第四十六条の規定による特定継続的役務提供を行う役務提供事業者及び販売業者に対する指示
 - リ 法第四十七条の規定による特定継続的役務提供に関する業務の停止命令及びその旨の公表
 - ヌ 法第五十二条の二及び第五十四条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求
 - ル 法第五十六条の規定による業務提供誘引販売業を行う者に対する指示
 - ヲ 法第五十七条の規定による業務提供誘引販売取引の停止命令及びその旨の公表
 - ワ 法第六十条の規定による申出の受理及び調査
 - カ 法第六十六条第一項から第四項までの規定による報告等の徴収及び立入検査
- 十九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

岡山市
倉敷市

<p>二 法第四条第四項の規定による裁定 ホ 法第四条第五項の規定による裁定の通知 ヘ 法第五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>	<p>十七 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示 ロ 法第六条第三項の規定による公表 ハ 法第七条の規定による標準価格に関する指示及び公表 ニ 法第三十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>	<p>倉敷市</p>
<p>十八 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第六条の二の規定による訪問販売を行う販売業者及び役務提供事業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求 ロ 法第七条の規定による訪問販売を行う販売業者及び役務提供事業者に対する指示 ハ 法第八条の規定による訪問販売に関する業務の停止命令及びその旨の公表 ニ 法第三十四条の二及び第三十六条の二の規定による統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>	<p>市</p>

<p>十六 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの。</p> <p>イ 法第三条の規定による調査</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定による売渡しに関する指示</p> <p>ハ 法第四条第二項の規定による売渡しに関する命令</p>	<p>十五 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの。</p> <p>イ 法第四十条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>ロ 法第四十一条第一項の規定による立入検査</p> <p>ハ 法第四十二条第一項の規定による特定製品の提出命令</p>	<p>十一 十四略</p>
<p>倉敷市</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>	

<p>十三 十六略</p>	<p>緩和等</p> <p>ハ 条例第二十四条の規定による墓地の工事の着手の届出の受理</p> <p>ト 条例第二十五条第一項及び第四項の規定による墓地の工事の完了検査及び臨時の検査</p> <p>チ 条例第二十五条第二項の規定による検査済証の交付</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年岡山県条例第六十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収</p> <p>ロ 条例第二条第二項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付</p>	<p>各市町村</p>
<p>十一 岡山県統計調査条例（昭和三十一年岡山県条例第七号）に基づく事務のうち、統計調査である毎月流動人口調査の実施（調査票の作成に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村</p>
<p>十二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）、墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（墓地に係るものであって、条例第四条第三号に掲げる者に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による墓地の経営の許可</p> <p>ロ 法第十条第二項の規定による墓地の区域の変更及び墓地の廃止の許可</p> <p>ハ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善等の命令及び許可の取消し</p> <p>ホ 条例第二十一条の規定による基準の一部の</p>	<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）</p>

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一（第二条関係）

八〇五略	一〇五略 六 岡山県統計調査条例（昭和三十一年岡山県条例第七号）に基づく事務のうち、統計調査である毎月流動人口調査の実施（調査票の作成に係るものに限る。） 七 地方自治法（以下この項から九の項までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・口略	各市町 村	市町村
			岡山市 倉敷市 野市 笠岡市 備前市 市 戸内市 市 浅口市

旧

別表第一（第二条関係）

七〇九略	一〇五略 六 地方自治法（以下この項から八の項までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・口略	各市町 村	各市町
			岡山市 倉敷市 野市 笠岡市 備前市 市 戸内市 市 浅口市

十 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び

各市町
村

岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 生活環境部環境管理課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 土壌汚染対策法に基づく事務について、手数料の額を定める。</p> <p>(1) 汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 223,000円</p> <p>(2) 汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 219,000円</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の更新等の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県生活環境関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県環境文化関係手数料徴収条例

第一条中「生活環境部」を「環境文化部」に改める。

第二条中第五十二号を削り、第五十一号を第五十四号とし、第三十七号から第五十号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十七 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千元

三十八 土壤汚染対策法第二十二条第四項の規定による汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 二十二万三千元

三十九 土壤汚染対策法第二十三条第一項の規定による汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 二十一万九千元

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

土壤汚染対策法の一部改正により、汚染土壤処理業の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の更新等の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県生活環境関係手数料徴収条例新旧対照表

新	旧
<p>岡山県環境文化関係手数料徴収条例 (趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により、環境文化部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 三十六略</p> <p>三十七 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千円</p> <p>三十八 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定による汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 二十二万三千円</p> <p>三十九 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定による汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 二十一万九千円</p> <p>四十 五十四略</p>	<p>岡山県生活環境関係手数料徴収条例 (趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定により、生活環境部の分掌する事務に係る手数料の徴収については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 三十六略</p> <p>三十七 五十一略</p> <p>三十八 五十二略</p> <p>三十九 五十三略</p> <p>四十 五十四略</p> <p>五十二 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千円</p>